

(仮称) 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業
に係る環境影響評価提案書

令和7年1月

三菱商事都市開発株式会社
Anschutz Entertainment Group, Inc.
関電不動産開発株式会社

目 次

第 1 章 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	1
第 2 章 事業者の環境に対する取組方針	3
1 三菱商事都市開発株式会社の環境への取組方針	3
2 Anschutz Entertainment Group, Inc.の環境への取組方針	6
3 関電不動産開発株式会社（関西電力グループ）の環境への取組方針	8
第 3 章 事業の名称、目的及び内容	11
1 事業の名称	11
2 事業の目的	11
3 事業の内容	12
(1) 事業の種類	12
(2) 事業の規模	12
(3) 事業の実施場所	14
(4) 事業計画の概要	16
(5) 工事計画	38
(6) 環境影響要因の概要	46
(7) 事業計画の複数案の検討経緯	47
第 4 章 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況	49
1 地域の範囲	49
2 地域の概況	50
(1) 社会条件	50
(2) 自然条件	110
(3) 環境の概況	116
(4) 周辺事業の有無	157
第 5 章 当該事業における環境に対する取組方針	159
第 6 章 当該事業における環境取組内容	161
第 7 章 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	181
1 環境要素	181
(1) 環境影響要因の抽出	181
(2) 環境要素の選定	182
2 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点	185
第 8 章 その他の事項	227

第 1 章 事業者の名称及び主たる事務所の
所在地並びに代表者の氏名

第 1 章 事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

事業者の名称 : 三菱商事都市開発株式会社
代表者氏名 : 代表取締役 森田 憲司
主たる事務所の所在地 : 東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 2 号

事業者の名称 : Anschutz Entertainment Group, Inc.
代表者氏名 : Vice Chairman Theodore Fikre
主たる事務所の所在地 : 800 West. Olympic Blvd., Suite 305, Los Angeles,
CA 90015, USA

事業者の名称 : 関電不動産開発株式会社
代表者氏名 : 代表取締役 福本 恵美
主たる事務所の所在地 : 大阪市北区中之島三丁目 3 番 23 号

上記及び本書における事業者の記載は、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成 10 年吹田市条例第 7 号）第 2 条第（4）項の規定に基づくものである。

なお、事業者は、大阪府日本万国博覧会記念公園活性化事業者選定委員会において最優秀提案者として決定され、大阪府より事業予定者（契約交渉の相手方）とされたものである。

公募の実施主体は大阪府であるが、公募要項により、許認可の取得等は事業者が行うことから、本手続きは上記事業者が行う。

(空白のページ)

第2章 事業者の環境に対する取組方針

第2章 事業者の環境に対する取組方針

1 三菱商事都市開発株式会社への取組方針

(1) サステナビリティ方針

三菱商事都市開発株式会社は、事業を通じた持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の創出を図る上で、環境・社会・ガバナンス（ESG）への取組が重要であるという認識の下、不動産開発事業及び都市開発事業において、以下の項目を重点項目（マテリアリティ）として定め、取り組んでまいります。

ア マテリアリティ①：建物の環境性能向上による自然環境の保全

生態系と人間活動の調和がとれた持続型社会に向け、自然環境に配慮した開発物件の検討や建物の再生、環境性能の高い物件開発などに取り組みます。

イ マテリアリティ②：魅力ある地域・コミュニティの創出／活性化支援

レジリエントで安全性が高く、誰もが安心して暮らせる魅力ある地域社会の創出に向け、災害対策やバリアフリーの整備などを推進するとともに、コミュニティの創出・活性化の支援に取り組みます。

ウ マテリアリティ③：ステークホルダーと協働した社会課題の解決

ゼネコン、テナントなどのステークホルダーと協働して、環境に配慮した資材の調達や環境負荷低減を意識した施設運営などを通じた社会課題の解決を目指します。

エ マテリアリティ④：デジタル技術等を活用したイノベーションの推進

不動産開発・コミュニティ創出と親和性の高いデジタル技術等の活用、複合用途の再開発に合わせたスマートシティを検討し、社会の成長とイノベーションを推進します。

オ マテリアリティ⑤：市場価値の高いプロフェッショナル集団の形成

サステナビリティ意識の高いプロフェッショナル人材の確保や専門性の更なる高度化などを通じて、市場価値の高いプロフェッショナル集団の形成を目指します。

カ マテリアリティ⑥：多様な価値観、働き方を尊重する職場環境の実現

企業活力と競争力の源泉である人材の能力を最大限に引き出し、多様な人材が活躍できる職場環境を実現するため、ダイバーシティの促進、働き方改革、健康経営の推進などに取り組みます。

キ マテリアリティ⑦：持続的成長に向けたガバナンスの更なる強化

強固なガバナンス体制の実現とコンプライアンス・リスクマネジメント（情報セキュリティの強化等）を徹底し、会社の持続的成長を図ります。

(2) マテリアリティ特定のプロセス

STEP 1 社会課題の整理

不動産開発事業として社会から求められる国際規範や主要ガイドライン*を踏まえ、課題項目を抽出



STEP 2 重要性の評価

ステークホルダーにとっての重要度、及び自社にとっての重要度を評価



STEP 3 経営陣での審議

自社の経営方針、成長戦略との整合性を確認し、課題の優先順位や妥当性を検証



STEP 4 マテリアリティの特定

総合的評価を行い、マテリアリティを特定

(3) マテリアリティ取組み一覧

E : 環境 (Environment) S : 社会 (Social) G : ガバナンス (Governance)

マテリアリティ	ESG	取組み	SDGs との関連性
<p>マテリアリティ①</p>  <p>建物の環境性能向上による自然環境の保全</p>	E	<p>1. 自然環境へ配慮した不動産開発・運営</p> <p>2. 建物を再生し、環境価値を高める開発の推進</p> <p>3. 気候変動に伴う災害（都市水害等）等への対応力が高い不動産開発</p>	    
<p>マテリアリティ②</p>  <p>魅力ある地域・コミュニティの創出／活性化支援</p>	S	<p>1. 開発物件及び運営物件等におけるコミュニティ創出型イベント開催</p> <p>2. 開発物件及び運営物件等におけるチャリティイベント開催</p> <p>3. 開発物件及び運営物件等における地域の人が集う場、安全安心な場の創出</p>	 

* 持続可能な開発目標 (SDGs) ・GRESB ・MSCI

マテリアリティ	ESG	取組み	SDGs との関連性
マテリアリティ③  ステークホルダーと協働した社会課題の解決	E,S,G	1.複合用途の再開発を通じた都市機能のアップデート 2.ゼネコンと協働した環境負荷の低い建築資材の調達、グリーン電力の使用等 3.PM・BM・テナントと協働した環境負荷低減（再生可能エネルギーの活用等） 4.従業員によるレスペーパーの推進、省エネルギーの取組み等	  
マテリアリティ④  デジタル技術等を活用したイノベーションの推進	S,G	1.不動産開発・コミュニティ創出と親和性の高いデジタル技術等の活用 2.複合用途の再開発におけるスマートシティの検討	
マテリアリティ⑤  市場価値の高いプロフェッショナル集団の形成	S	1.サステナビリティ意識の高いプロフェッショナル人材の確保 2.専門性の更なる高度化 3.制度整備	 
マテリアリティ⑥  多様な価値観、働き方を尊重する職場環境の実現	S	1.ダイバーシティの促進 2.働き方改革の実現 3.健康経営の推進	   
マテリアリティ⑦  持続的成長に向けたガバナンスの更なる強化	G	1.コーポレートガバナンス体制の強化 2.コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底 3.情報セキュリティの強化	

2 Anschutz Entertainment Group, Inc. の環境への取組方針

(1) サステナビリティ・プログラムの概要

Anschutz Entertainment Group, Inc. (以下、「AEG」という。) サステナビリティチームは、業界をリードするコーポレート・サステナビリティ・プログラムを運営しています。2007年に AEG 1EARTH として立ち上げられた AEG サステナビリティ・プログラムは、下記活動を通し環境への負荷を削減し、業界、コミュニティ、そして地球が直面している重要な問題についての社会的認識の向上に貢献しています。

- ① AEG が所有または運営する、70 を超える会場、フェスティバル、そしてスポーツチームが本プログラムに参加
- ② シュナイダー・エレクトリックとの長期パートナーシップ
 - ・ エネルギー調達、市場戦略情報、及びリスク管理サービスの採用
 - ・ エネルギー、水、廃棄物等の指標記録システムの活用
 - ・ 全てのエコメトリックス数値をシュナイダー・エレクトリック社提供の AEG データ管理プラットフォームであるリソース・アドバイザー・システムに集計、記録
- ③ 教育・コミュニケーションのプログラム
 - ・ AEG 1EARTH ニュースレターを年 4 回発行
 - ・ 環境をテーマにしたボランティア・イベントの開催
 - ・ アンバサダー・プログラム
 - サステナビリティに関する専門的スキルの開発に関心のある従業員でネットワークグループを構成
- ④ 参考リンク
 - ・ AEG 1EARTH website
 - ・ 2019 Sustainability Report
 - ・ 1EARTH Twitter account

2019 AEG 1EARTH サステナビリティ・レポートとは、第 10 版目となる AEG のコーポレート・サステナビリティ・プログラムをまとめたレポートです。このレポートでは AEG のサステナビリティ・プログラムにおける進捗をお伝えし、公開されているサステナビリティ・ゴールに対するパフォーマンスの管理を行っています。

- ① 2010-2020 サステナビリティ・ゴール
 - ・ 全ての事業で毎年 GHG 排出量を 4%削減
 - ・ 干ばつ・水不足の地域での飲料水の消費量を年間 4.4%削減
 - ・ 2020 年までに、全事業の廃棄物の 70%を埋め立て以外に活用・処理
- ② 2019 レポート・ハイライト
 - ・ 年間 35,883 メートルトンの CO₂ 排出量を削減
 - ・ 56%の廃棄物を埋め立て以外に活用・処理
 - ・ 8,595,000kW/時の太陽光発電
 - ・ 1,000,000 ガロンの水を再生

(2) 今後の展望

AEG サステナビリティ・プログラムは、活動の成熟に伴い、次の段階へ歩み始めました。私たちは、スポーツ&エンターテインメント業界のサステナビリティのリーダーであり続け、組織全体としてプログラムを広く統合し、各事業体に付加価値を提供することに焦点を当てた包括的なサステナビリティ戦略を開発しています。

- ①プログラムのリブランディング
- ②2022年の新たなサステナビリティ・レポートの発行
- ③スコープ3の排出量の調査及び対処(出張、ツアー・イベントのデータキャプチャ、イベント参加者の移動に伴う旅行の対処を含む)
- ④パートナーシップによる資産開発、マネタイゼーション、及びアクティベーション
- ⑤内部、外部におけるベスト・プラクティス共有及びストーリー性の向上
- ⑥AEGのコミュニティ/慈善活動部門とダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン部門が交差するプログラムの構築

3 関電不動産開発株式会社（関西電力グループ）の環境への取組方針

（1）関西電力グループ環境方針

関電不動産開発株式会社を含む関西電力グループは、「関西電力グループ行動憲章」に基づき、社会から信頼される企業グループであるために、ステークホルダーのみならず、協働により、よりよき環境の創造を目指し、持続可能な社会の構築に積極的に貢献します。

関西電力グループは、中長期的に目指す環境管理の方向性を、「関西電力グループ環境方針」として定め、以下の7つの取組を掲げており、それぞれの取組の推進に努めています。環境方針は、必要に応じて、サステナビリティ推進部会の審議を経て見直しを行い、関電不動産開発株式会社を含む関西電力グループ各社に周知されています。

ア 環境法令等の遵守

関西電力グループは、環境法令等を遵守します。

イ 気候変動への対応

関西電力グループは、気候変動問題を経営上の重要課題として認識し、事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとするとともに、お客さまや社会のゼロカーボン化を目指す中で、温室効果ガスの排出削減に向け積極的に取り組みます。また、気候変動の悪影響にあらかじめ備える適応に取り組みます。

ウ 資源循環の推進

関西電力グループは、天然資源が限りあるものであることを認識し、事業活動において天然資源の消費を抑制し、3R（Reduce、Reuse、Recycle）活動に積極的に取り組むとともに、資源循環に貢献する商品・サービスを提供することで、社会全体の資源循環に向けた取組みを推進します。

エ 地域環境の保全

関西電力グループは、地域環境の保全を推進するために、事業活動において、環境汚染の予防を図るとともに、有害化学物質の厳正な管理及び低減に取り組みます。

オ 生物多様性の保全

関西電力グループは、生物多様性の重要性を認識し、事業活動に伴う影響を適切に把握・分析・評価し、生物多様性の保全に取り組みます。

カ 環境コミュニケーションの推進

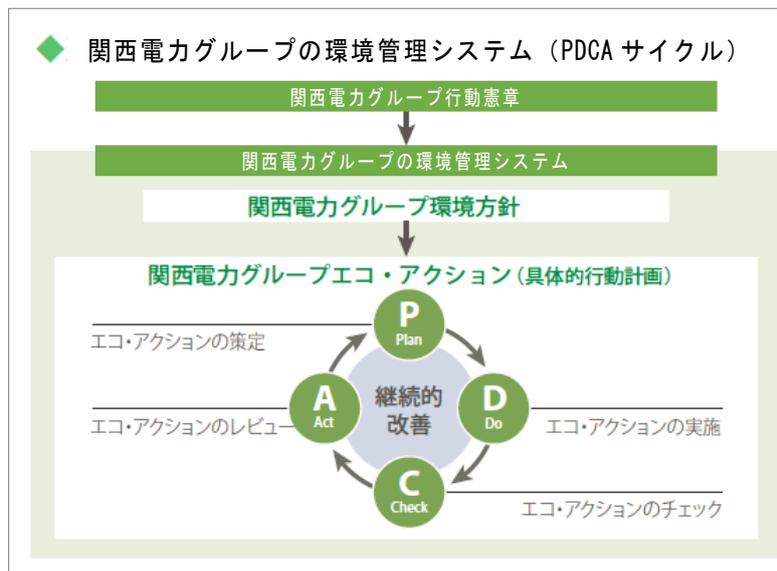
関西電力グループは、環境意識啓発及び環境情報の公開に積極的に取り組みます。

キ 継続的な改善

関西電力グループは、環境パフォーマンスの向上に向けて、環境管理システムの継続的改善を図ります。

(2) 環境管理システム

関西電力グループでは、ISO14001 の考え方を取り入れた環境管理システムを構築し、よりよき環境の創造を目指した取組み及び環境に関するリスク管理を推進しています。環境管理システムは、トップマネジメントのもと、環境方針の策定、環境管理に関する具体的行動計画である「関西電力グループ エコ・アクション」の策定・実施及びチェック・アンド・レビュー、サステナビリティ推進部会でのマネジメントレビューを継続的に実施することを通じて、PDCA サイクルを着実に回すことにより、継続的な改善に努めています。エコ・アクションは、事業活動とオフィス活動について設定しており、オフィス活動のエコ・アクションについては、関西電力グループ各社共通で、省資源・省エネルギーに取り組んでいます。

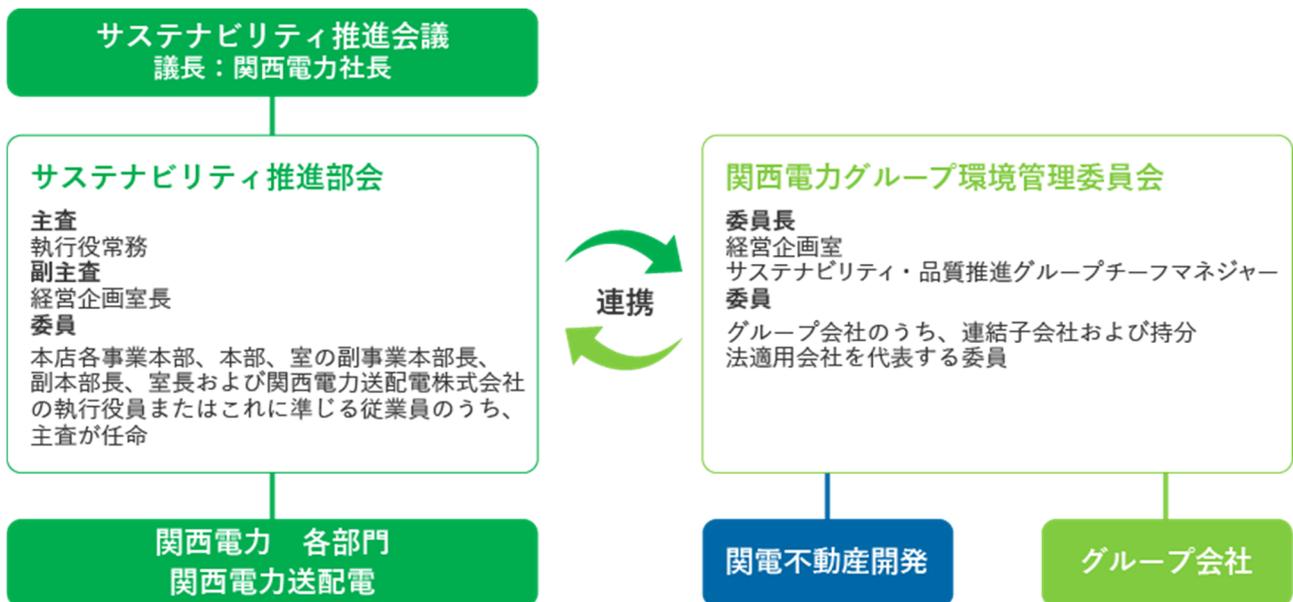


(3) 関西電力グループの環境管理推進体制

関電不動産開発株式会社の親会社である関西電力株式会社は、環境管理責任者である社長のもと、部門、組織単位で責任者を設置し、環境管理を推進しています。経営企画室、エネルギー・環境企画室は環境分野での専門的知見を活用し、全社の環境管理を推進するとともに、各事業本部等に対して、環境管理の推進に必要な助言・指導等を行うなど、自律的な環境管理をサポートしています。

原則年2回開催する「サステナビリティ推進部会」では、環境管理システムに係るマネジメントレビューを行い、審議結果については、環境管理システムに反映していきます。

関電不動産開発株式会社を含む関西電力グループ会社については、連結子会社及び持分法適用会社を代表する委員で構成される「関西電力グループ環境管理委員会」を原則年1回開催し、関西電力グループの環境管理活動の推進に関する事項等についてコミュニケーションし、必要に応じてサステナビリティ推進部会と連携を図っています。



第 3 章 事業の名称、目的及び内容

第3章 事業の名称、目的及び内容

1 事業の名称

(仮称) 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業

2 事業の目的

大阪府では、「大阪都市魅力創造戦略2020(2016年11月)」の重点取組に基づき、万博記念公園を「世界第一級の文化・観光拠点の形成・発信」に位置づけ、その魅力創出に取り組んでいるところである。大阪モノレール万博記念公園駅前府有地(以下、「公募対象地」という。)については、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(2015年11月)」において、「緑と文化・スポーツを通じて、人類の創造力の源泉である生命力と感性が磨かれる公園」を目指すため、民間活力の導入によって、国内外から利用者を引きつける魅力向上を図ることとしている。

これを踏まえ、大阪府は、公募対象地において、「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」を基本コンセプトにした事業の公募を実施し、令和3年5月に、三菱商事都市開発株式会社、Anschutz Entertainment Group, Inc.、関電不動産開発株式会社の共同企業体が最優秀提案者として選定された。

本事業は、このような背景を踏まえ、世界中から人々を集める大規模アリーナと相乗効果を発揮する導入機能を複合し、以下に示す4つのE(エンターテインメント)を追求することで、大阪の新しい都市魅力を創造し、万博記念公園エリアにおいて、アリーナを核にした大阪の新たな観光ディステーションの形成、スポーツ・文化を軸とした次世代のライフスタイルを創出する複合都市づくり、未来のまちをリードする最先端スマートシティの構築に寄与することを目的としている。

また、本事業では、広域的な活性化と地域貢献に寄与するため、世界最先端のアリーナ・MICE^{※1}をコア機能として据え、まち全体に賑わいをもたらす相乗効果創出機能として、遊ぶ/働く/暮らす要素を導入する「複合用途」の開発手法を用いたまちづくりを行うものとしている。さらに、地区内外の施設・組織間連携により、当該地区に関わる人々^{※2}のスポーツ・レクリエーション活動をはじめとする様々なアクティビティの活性化(質・量の増加)と周辺地域への波及、それにより当該地区全体が「アジアを代表する次世代型の新たなスポーツ・文化・レクリエーションの拠点」となることを目指している。

- | | |
|---------------|----------------------|
| • Excitement | コミュニティ全体に訴求する賑わい |
| • Emotion | 多様な感情と体験 |
| • Energetic | アクティブな活動と健康的なライフスタイル |
| • Equilibrium | 自然と都市生活のバランス |

※1 企業等の会議(Meeting)、企業等の研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

※2 当該地区に目的を持って来訪もしくは居住する人々。

3 事業の内容

(1) 事業の種類

事業の種類は「運動・レジャー施設の建設」、「商業施設の建設」、「住宅団地の建設」であり、それぞれ「吹田市環境まちづくり影響評価条例」（平成10年吹田市条例第7号）第2条に規定する要件（新たに建設する住宅の戸数が500戸以上、小売業または飲食店業の用に供される建築物の床面積の合計が5,000m²以上、施設の収容人員が10,000人以上）に該当する施設等を計画している。

(2) 事業の規模

事業計画地は、中核施設であるアリーナ施設（収容人員約18,000人）を含む用地①-aと、万博外周道路沿い外側の2つの用地（用地②、用地③）の3つの用地に加え、用地①-aに接続する通路（中央通路、西北通路）及び外周道路の拡幅部からなる。

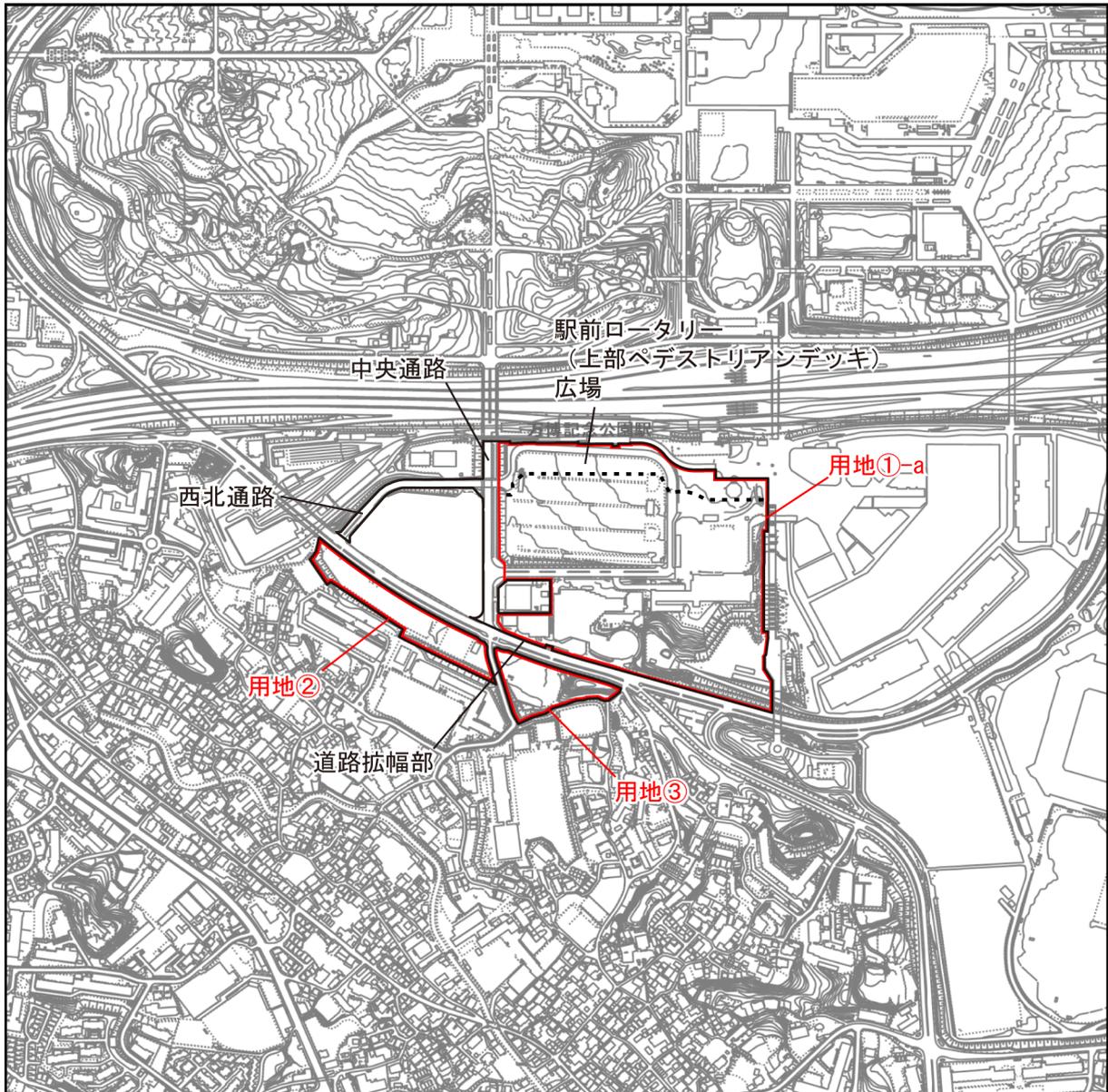
事業の規模等は表3.3-1に、各事業用地は図3.3-1に、事業の実施予定スケジュールは表3.3-2に示すとおりである。

表 3.3-1 事業の規模等

事業期		I 期				II 期	III 期	
用地		中央通路・ 西北通路・ 外周道路拡幅部	用地①-a	用地②	用地③	用地 ①-a	用地 ①-a	
用地 面積	ha	約 1.0	約 12.0	約 1.4	約 1.0	—	—	
整備 施設	—	—	駅前ロータリー（上部 ペデストリアンデッキ）、 広場	アリーナ棟、 商業・カジュアルホテル棟	共同住宅	共同住宅	オフィス・ ホテル棟 オフィス棟 A	
延べ床 面積	m ²	—	—	約 88,300*	約 30,500	約 22,000	約 26,000	約 31,500
最高建 物高さ	m	—	—	約 45	約 31	約 45	約 45	約 45
駐車場 台数	台	—	—	約 680	327	236	約 90	約 140

※ 各施設の合計である。

注) 計画は、今後変更となる可能性がある。



凡 例

□ 事業計画地



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



図 3.3-1 事業計画地

表 3.3-2 事業実施予定スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
用地①-a	I 期事業								II 期事業			
									III 期事業			
用地②	I 期事業											
用地③	I 期事業											

注) 表中の期間は、工事実施予定期間を示している。

(3) 事業の実施場所

事業の実施場所は、「大阪府吹田市千里万博公園 23 番 17 の一部ほか」である。

(図 3.3-2 参照)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  市界



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 3.3-2 事業計画地の位置

(4) 事業計画の概要

本事業では、前述の4つのE (Excitement (コミュニティ全体に訴求する賑わい)、Emotion (多様な感情と体験)、Energetic (アクティブな活動と健康的なライフスタイル)、Equilibrium (自然と都市生活のバランス)) をコンセプトに、グローバルスタンダードのアリーナを核とする日本で唯一のまちづくりの展開によって世界第一級の文化・観光拠点を実現し、国際都市大阪への発展に寄与する施設として計画する。現時点で予定している主な施設内容は、表 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-3 予定施設内容

施設	内容
アリーナ	エリアの中心地に新たなランドマークとなる「OSAKA ARENA」を配置する。来街者の高揚感を強く刺激し、周辺の施設やエリア内の回遊の起点となる。
商業・カジュアルホテル	広場に面した商業施設上部にホテル棟を配置することで、まちの賑わいとホテルのプライベート性を両立した計画とする。
共同住宅	「楽(遊ぶ)・住(暮らす)・職(働く)」の複合的な街づくりにおける住機能として、スポーツ・文化のある暮らしを楽しむことに共感するターゲットに向けたレジデンスを創る。
オフィス	公園の緑に近く、オープンな屋外空間を活用した次世代の働き方を実現する新たなオフィス環境を提案する。
フルサービスホテル	アリーナ広場や駅前イベント広場、オフィス棟などの間に配置し、まちの成長に合わせた宿泊機能の拡張・展開を図る。

ア 土地利用計画

本事業の土地利用計画は、表 3.3-4 及び図 3.3-3 に示すとおりである。

事業計画地の土地利用は、「施設棟」が 36,100m² (23.5%)、「駐車場」が 23,500m² (15.3%)、「駐輪場」が 1,100m² (0.7%)、「広場・通路・車路等」が 54,370m² (35.3%)、「緑地」が 29,330m² (19.1%)、開発公園・広場及び提供公園が 9,360m² (6.1%) に区分される。

また、現況の土地利用区分は、表 3.3-5 及び図 3.3-4 に示すとおりである。

表 3.3-4 土地利用計画

土地利用区分	中央通路・ 西北通路・ 外周道路拡幅部	用地 ①-a	用地②	用地③	合計	
	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	構成比 (%)
施設棟	—	29,600	4,100	2,400	36,100	23.5
駐車場	—	18,800	2,800	1,900	23,500	15.3
駐輪場	—	900	200	0	1,100	0.7
広場・通路・車路等	9,540	42,430	1,410	990	54,370	35.3
緑地	880	20,450	4,100	3,900	29,330	19.1
開発公園・広場 及び提供公園	—	7,860	900	600	9,360	6.1
合計	10,420	120,040	13,510	9,790	153,760	100.0

※ 緑地の構成比 (19.1%) が現況 (24.7%) よりも低くなっているが、これは「広場・通路・車路等」及び「開発公園・広場及び提供公園」内の緑地を考慮していないことによる。実際には、現況よりも増えるよう努力をする。

表 3.3-5 土地利用区分 (現況)

土地利用区分	中央通路・ 西北通路・ 外周道路拡幅部	用地 ①-a	用地②	用地③	合計	
	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	面積 (m ²)	構成比 (%)
建築物	—	18,000	—	—	18,000	11.7
駐車場	—	40,800	5,900	5,300	52,000	33.8
広場・通路・車路等	8,930	28,500	—	—	37,430	24.3
その他施設・ 造成地	—	5,720	2,690	—	8,410	5.5
緑地	1,490	27,020	4,920	4,490	37,920	24.7
合計	10,420	120,040	13,510	9,790	153,760	100.0

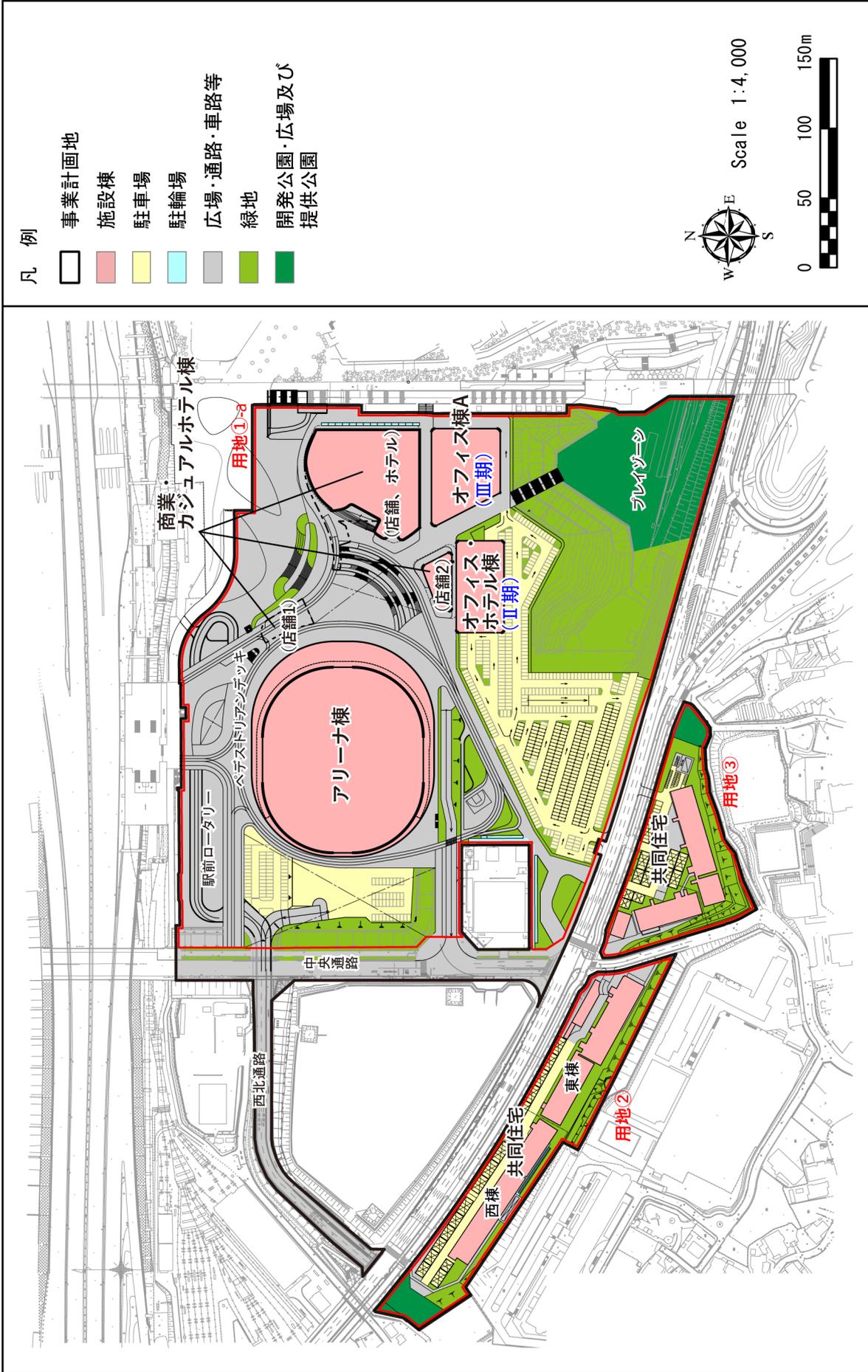


図 3.3-3 土地利用計画図



图 3.3-4 土地利用区分图（現況）

イ 建築計画

(ア) 建築物の概要

予定建築物の概要は、表 3.3-6 に示すとおりである。

また、平面図、断面図及び立面図は、図 3.3-5、図 3.3-6 及び図 3.3-7 に示すとおりである。

表 3.3-6 (1) 建築計画の概要

	アリーナ棟	商業・カジュアルホテル棟		
建物用途	アリーナ	店舗、ホテル	店舗 1	店舗 2
建物構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築面積	約 17,100m ²	約 7,400m ²		
建ぺい率	約 15%	約 7%		
延べ床面積	約 57,700m ²	約 30,600m ²		
容積率	約 48%	約 26%		
店舗面積 または 計画戸数	約 52,500m ²	約 10,000m ² (店舗) 約 13,000m ² (ホテル)	約 1,800m ²	約 800m ²
建物高さ	約 34m	約 45m	約 10m	約 7m
階数	地上 5 階 地下 1 階	地上 11 階 地下 2 階	地下 2 階	地上 1 階
駐車場台数	約 390 台	約 290 台		
駐輪場台数	約 190 台	約 310 台		

注) 計画は、今後変更となる可能性がある。

表 3.3-6 (2) 建築計画の概要

	オフィス・ホテル棟	オフィス棟 A	共同住宅 (用地②)	共同住宅 (用地③)
建物用途	オフィス・ホテル	オフィス	共同住宅	共同住宅
建物構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
建築面積	約 2,300m ²	約 2,900m ²	約 4,170m ²	約 2,750m ²
建ぺい率	約 2%	約 3%	約 33%	約 30%
延べ床面積	約 26,000m ²	約 31,500m ²	約 30,500m ²	約 22,000m ²
容積率	約 22%	約 27%	約 200%	約 200%
店舗面積 または 計画戸数	約 10,000m ² (オフィス) 約 8,000m ² (ホテル)	約 20,000m ²	327 戸	236 戸
建物高さ	約 45m	約 45m	約 31m	約 45m
階数	地上 10 階 地下 1 階	地上 9 階 地下 1 階	地上 10 階	地上 14 階
駐車場台数	約 90 台	約 140 台	327 台 [*]	236 台 [*]
駐輪場台数	約 210 台	約 400 台	約 710 台	約 510 台

※ 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」(平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正)に基づく設置基準を満たす台数としているが、今後、同条例施行基準第 16 条第 6 項に基づく緩和の適用について協議する。

注) 計画は、今後変更となる可能性がある。

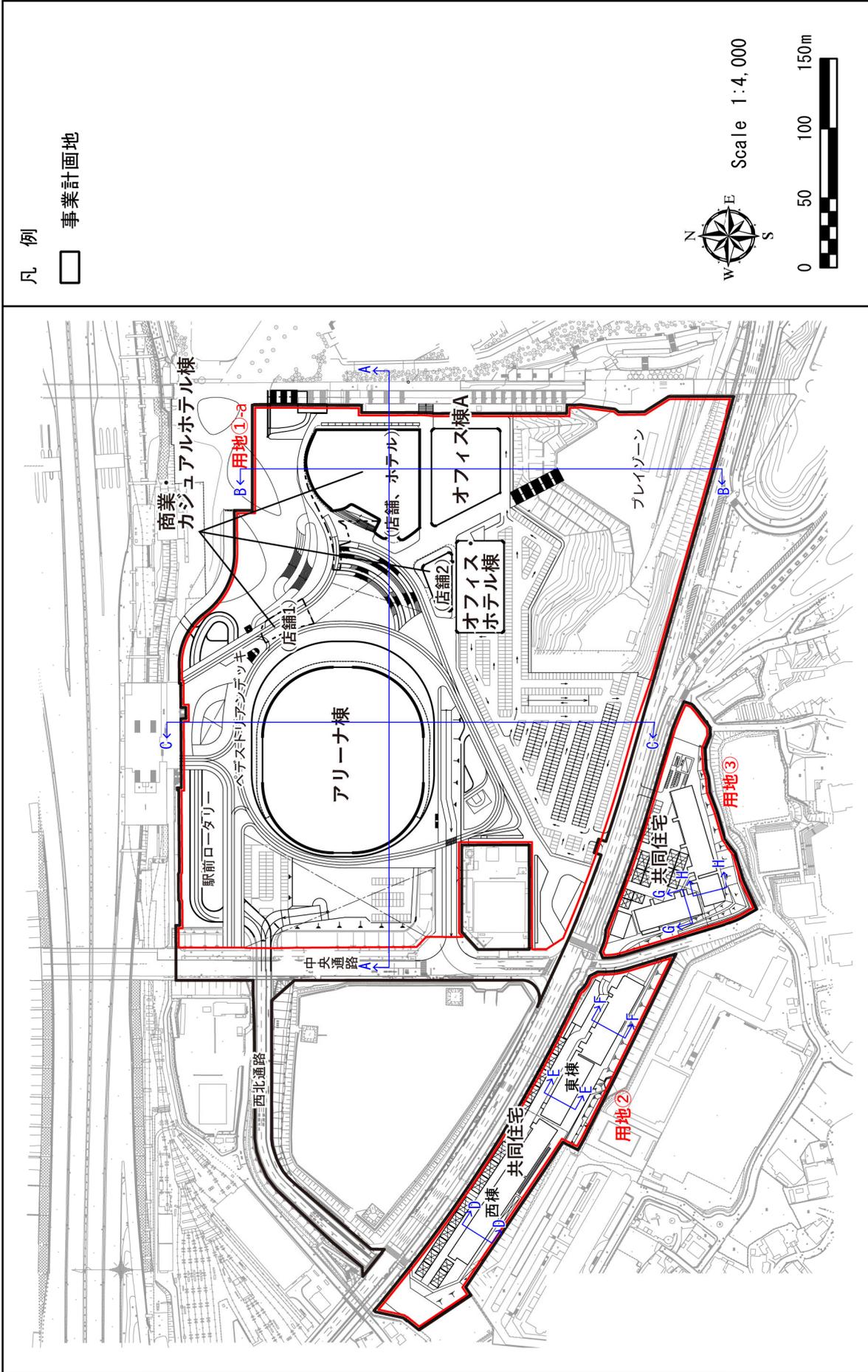


図 3.3-5 建築物平面図

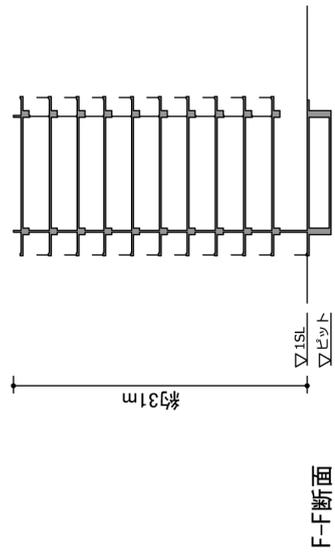
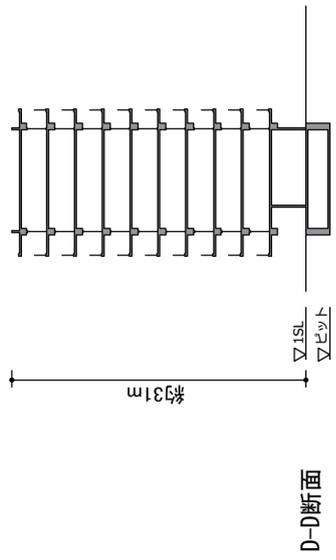
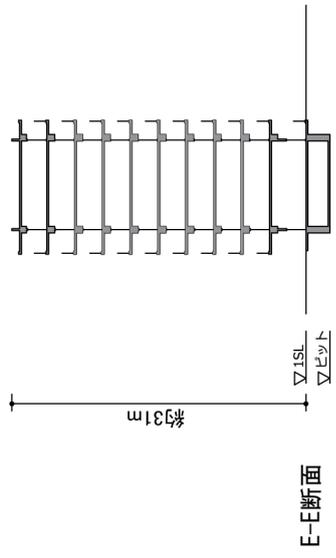


図 3.3-6 (2) 建築物断面図 用地②

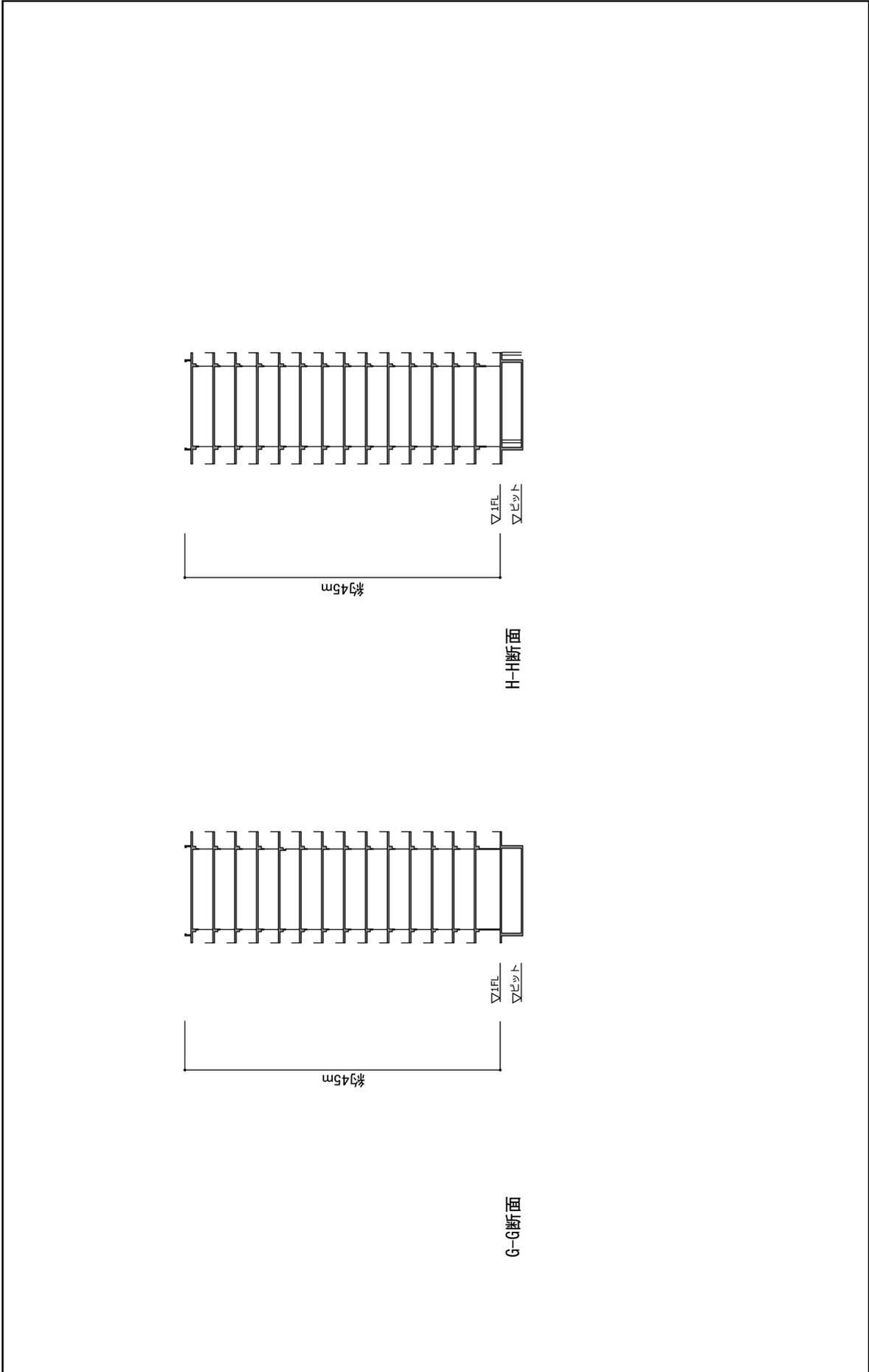
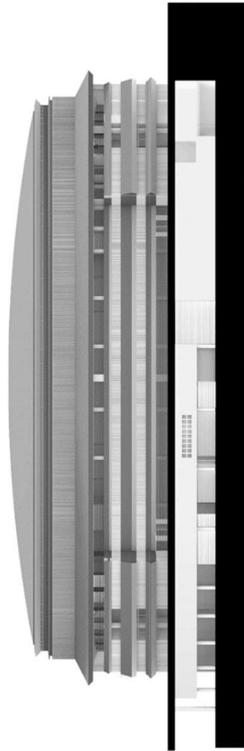
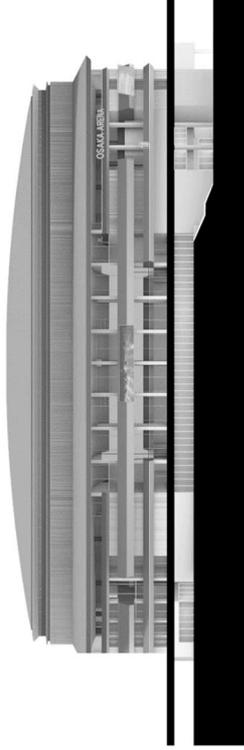


図 3.3-6 (3) 建築物断面図 用地③

最高の高さ
 トラス下端
 5FL
 4FL
 3FL
 2FL
 1FL
 B1FL
 約34m

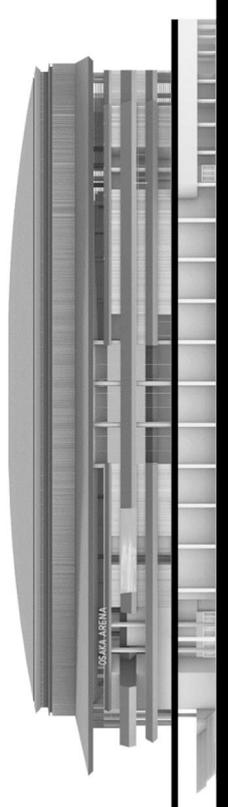


アリーナ棟 西立面図

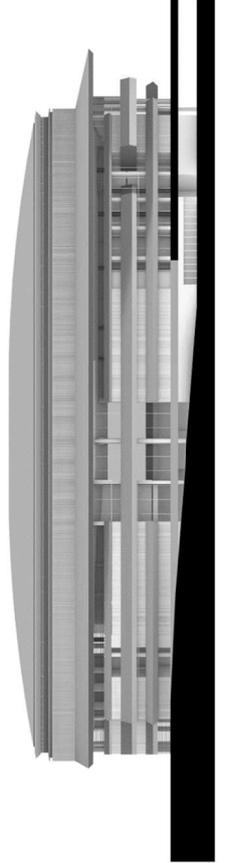


アリーナ棟 東立面図

最高の高さ
 トラス下端
 5FL
 4FL
 3FL
 2FL
 1FL
 B1FL
 約34m

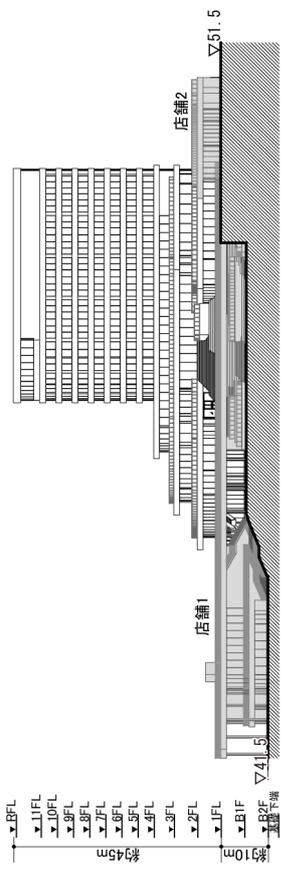


アリーナ棟 北立面図

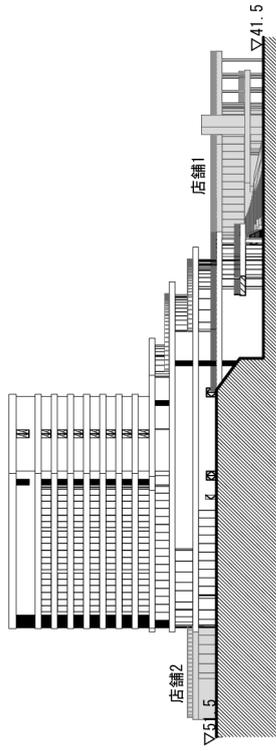


アリーナ棟 南立面図

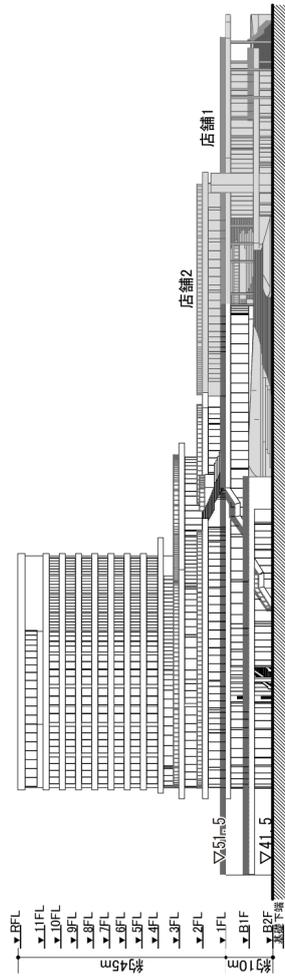
図 3.3-7 (1) 建築物立面図 用地①-a



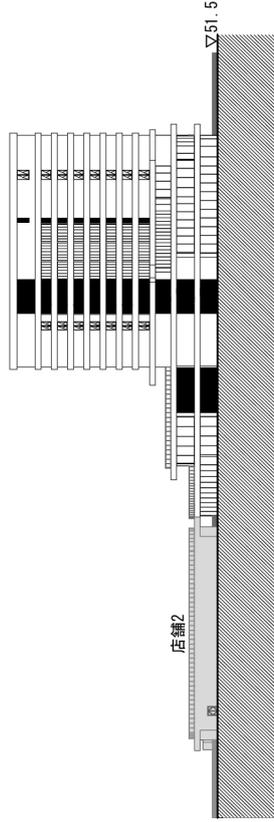
商業・カジュアルホテル棟 西立面図



商業・カジュアルホテル棟 東立面図

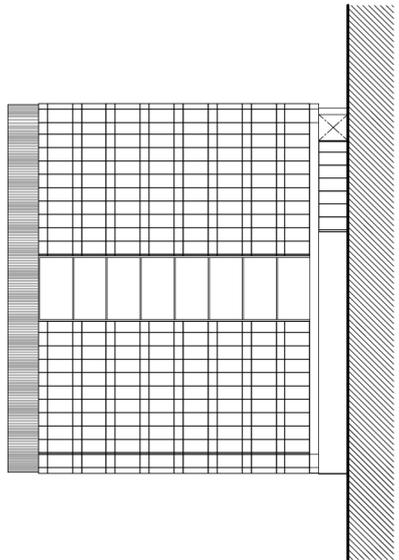


商業・カジュアルホテル棟 北立面図

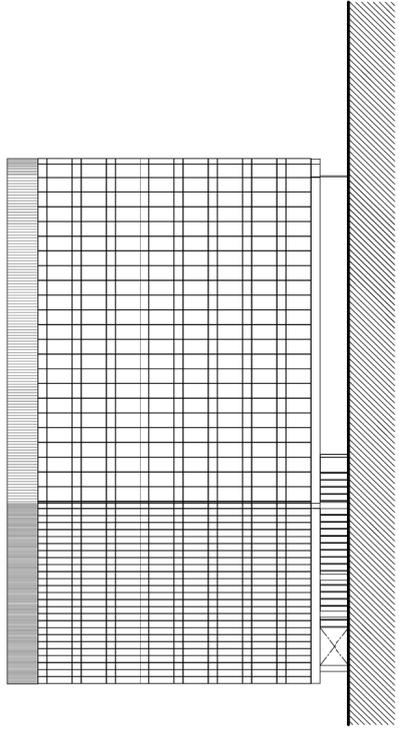


商業・カジュアルホテル棟 南立面図

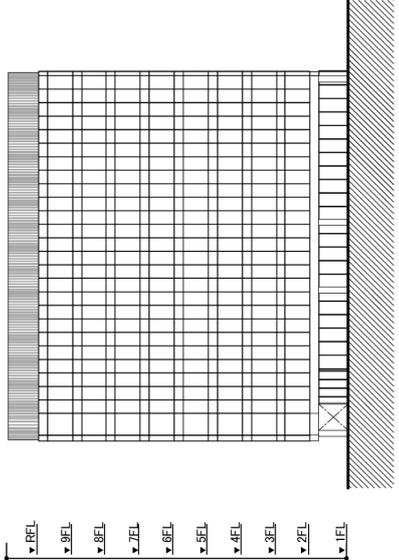
図 3.3-7 (2) 建築物立面図 用地①-a



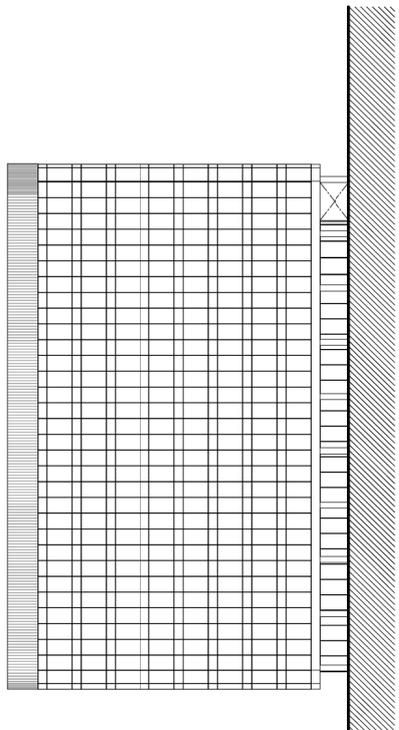
オフィス棟A 東立面図



オフィス棟A 南立面図

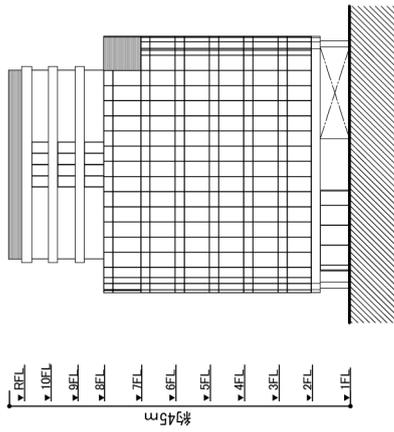


オフィス棟A 西立面図

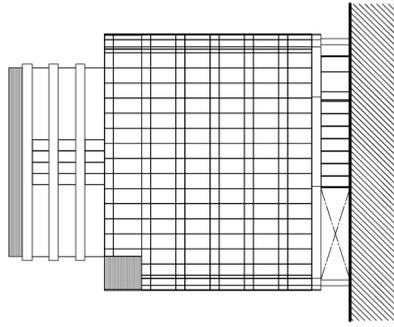


オフィス棟A 北立面図

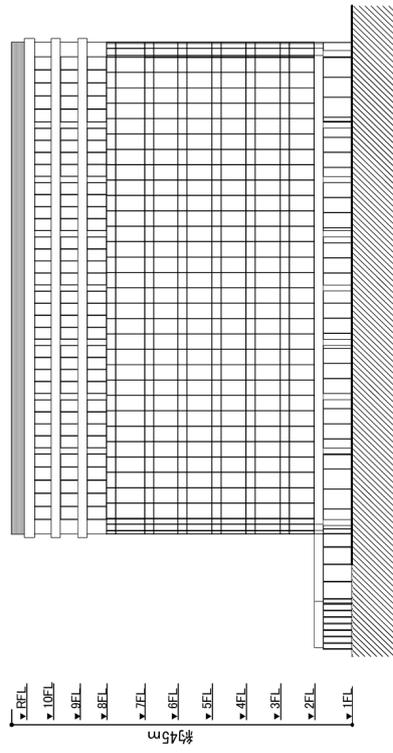
図 3.3-7 (3) 建築物立面図 用地①-a



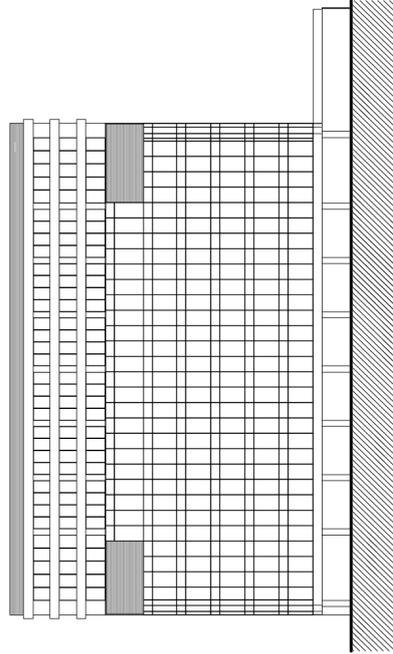
オフィス・ホテル棟 西立面図



オフィス・ホテル棟 東立面図



オフィス・ホテル棟 北立面図



オフィス・ホテル棟 南立面図

図 3.3-7 (4) 建築物立面図 用地①ーa

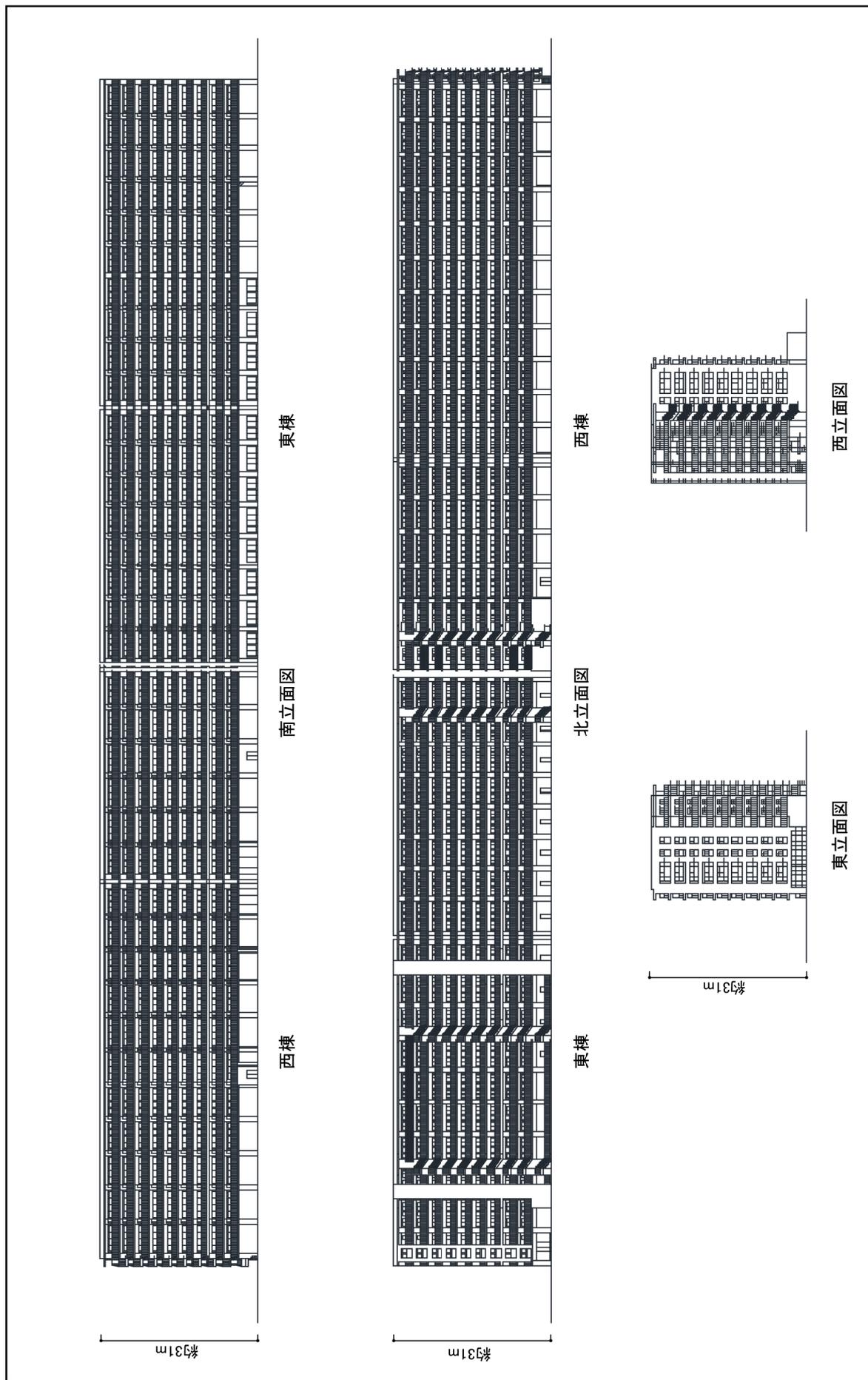


图 3.3-7 (5) 建築物立面图 用地②

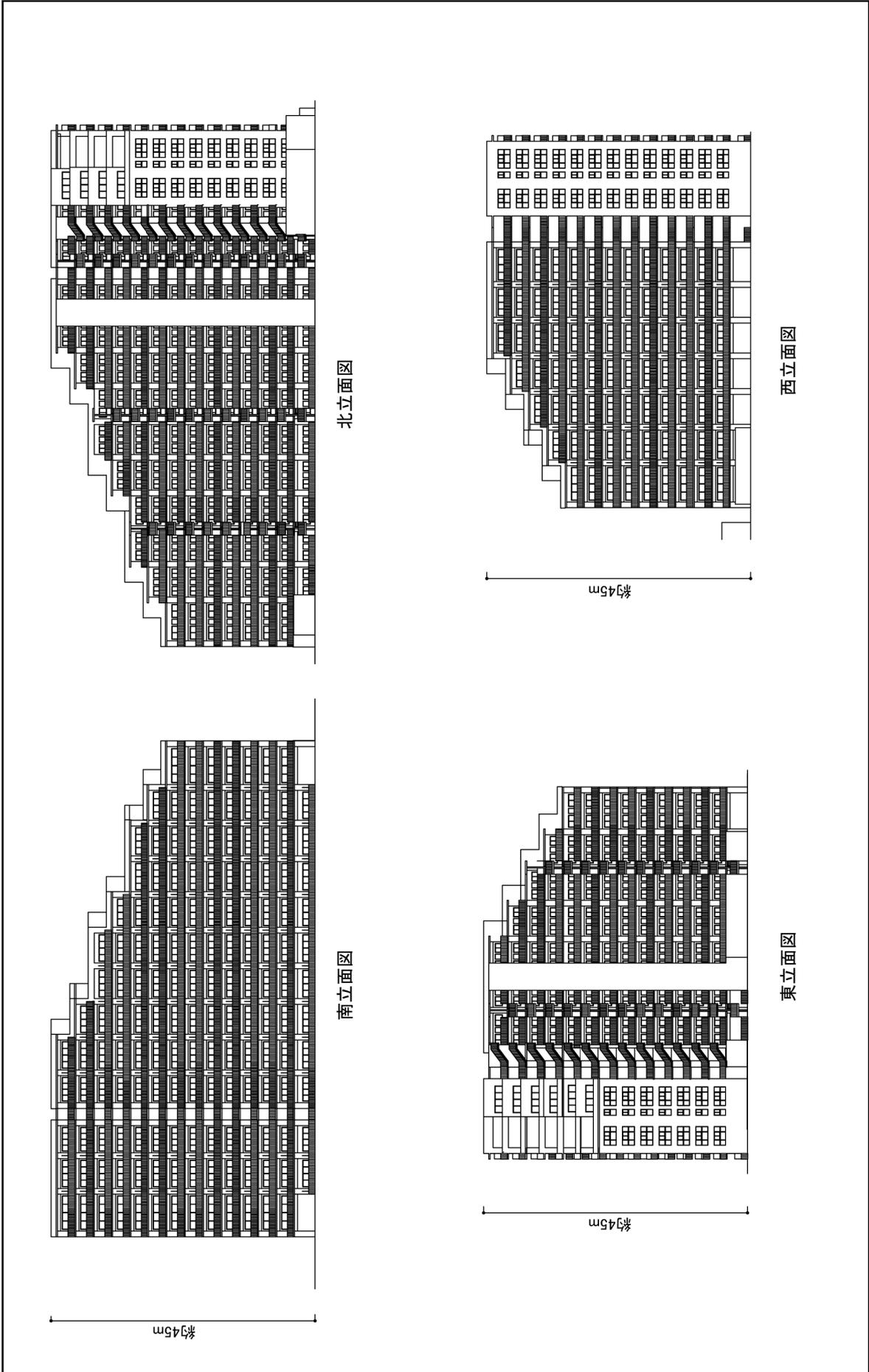


图 3.3-7 (6) 建築物立面图 用地③

(イ) 施設稼働計画

a アリーナ棟

アリーナにおけるイベントは、音楽コンサートやミュージックイベント、またスポーツイベントや企業イベント、テレビ、授賞式等アワードなどの開催を想定しており、年間 165 回程度を想定している。

施設の稼働時間は、各イベントの開催時間のほか、場内の設営、撤収などを含めると、イベント当日はほぼ終日（24 時間）使用するものと想定している。

b 商業・カジュアルホテル棟

店舗の営業時間は、10:00～21:00（一部 24:00 まで）を想定している。

(ウ) 想定利用客数

a アリーナ棟

アリーナの想定利用客数は、年間約 175 万人、イベント 1 回当たり約 10,600 人の来客数を想定している。

b 商業・カジュアルホテル棟

店舗の総想定利用客数は、年間約 260 万人、休日 1 日当たり約 10,000 人の来客数を想定している。

c オフィス・ホテル棟、オフィス棟 A

オフィスの総想定利用者数は、年間約 120 万人、平日 1 日当たり約 4,800 人の利用者数を想定している。

ウ 緑化計画

事業計画地内には、用地①-a の南東側の万博外周道路に面した場所にまとまった緑地が存在しており、それにより、万博外周道路や用地①-a の東側に隣接する歩行者階段などからの緑豊かな景観を形成している。本事業では、それらの景観に配慮し、南側の住宅エリアとの動線結節点にある当該緑地を **PLAY ZONE** として保存することにより、事業計画地の景観的・文化的な継承を図る計画としている。

また、**PLAY ZONE** を除けば、事業計画地の現状はアスファルトに覆われた駐車場の割合が大きく、緑地としてはその周囲や法面に植栽がされている状況が大半である。本事業では、事業計画地内にスポーツやイベント、自然観察などのアクティビティができる様々なオープンスペースを設け、それぞれに効果的で魅力的な緑地を配置し、人々が緑との繋がりを感ずることができる施設を目指す計画としている。その他、事業計画地内の高低差を利用した緑豊かな景観の創出や、低・中・高木による立体的な緑地の形成、駐車場緑化等による視認性の高い箇所への緑化により、緑に包まれた施設とする計画としている。

エ 交通計画

現状、事業計画地の周辺には、万博記念公園、エキスポシティ、市立吹田サッカースタジアムなどの大規模な広域集客施設が集積しており、これらの集客施設でイベントやサッカーの試合等が重なる土日祝日には、大勢の人で賑わう一方で、外周道路やその周辺では著しい渋滞が発生する特異日が存在している。

本事業の交通環境整備において、現状の特異日の交通渋滞を根本的に解決することは不可能であるものの、本事業で様々な交通対策を講じる計画を立てることで、著しい渋滞が発生する特異日の増加を最小限に留める対策が必要と考えている。

(ア) 公共交通機関の利用の促進

入場・退場車両による周辺環境への影響を低減するため、共同住宅の居住者を除く来場者のうち、特に入退場ピークが集中するアリーナについては、自動車分担率を目標 5%に抑制し、モノレールや周辺鉄道駅（阪急山田駅、JR 茨木駅）からの徒歩誘導など、公共交通機関の利用促進を図る計画としている。

そのため、自動車分担率を目標値に抑制するマネジメントを実施するとともに、公共交通機関の輸送力の充実に向けて、大阪モノレールの増便等について、関係交通事業者等と協議をしていくこととしている。

(イ) 自動車動線計画

事業計画地は、府道茨木摂津線（以下、「外周道路」という。）に接し、北側には府道大阪中央環状線が通っている。事業計画地への入場車両は、主要経路となる道路（府道茨木摂津線、府道大阪中央環状線、府道南千里茨木停車場線など）から事業計画地が接する外周道路へ入り、右折で事業計画地へ入場することとなる（図 3.3-8 参照）。

一方、事業計画地が接する外周道路は、現況において一方通行の規制がかかっており、市立吹田サッカースタジアムの試合日や万博記念公園の桜まつり期間、GW 等の期間中のイベント開催日などは交通混雑がみられる。

そのため、交通環境整備として、万博記念公園内の管理通路及び千里橋（府道大阪中央環状線の跨道橋）を活用して、交通改善に資する新たな通路整備（以下、「千里橋ルート」という。）を検討しており、外周道路（特に進歩橋南詰交差点や記念協会前交差点など）への交通負荷を可能な限り低減する計画としている。

本事業では、その千里橋ルートを活用することにより、西方面（府道大阪中央環状線）及び東方面（名神高速道路及び近畿自動車道）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、外周道路の南側を経由させずに入場させることが可能となる（図 3.3-9 参照）。また、南方面（府道茨木摂津線）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、短い走行区間で右側車線に車線変更をさせずに入場させることが可能となる。今後、この交通対策案の効果的な誘導の実現に向けて、道路管理者、交通管理者等と協議をしていくこととしている。

(ウ) 駐車場計画

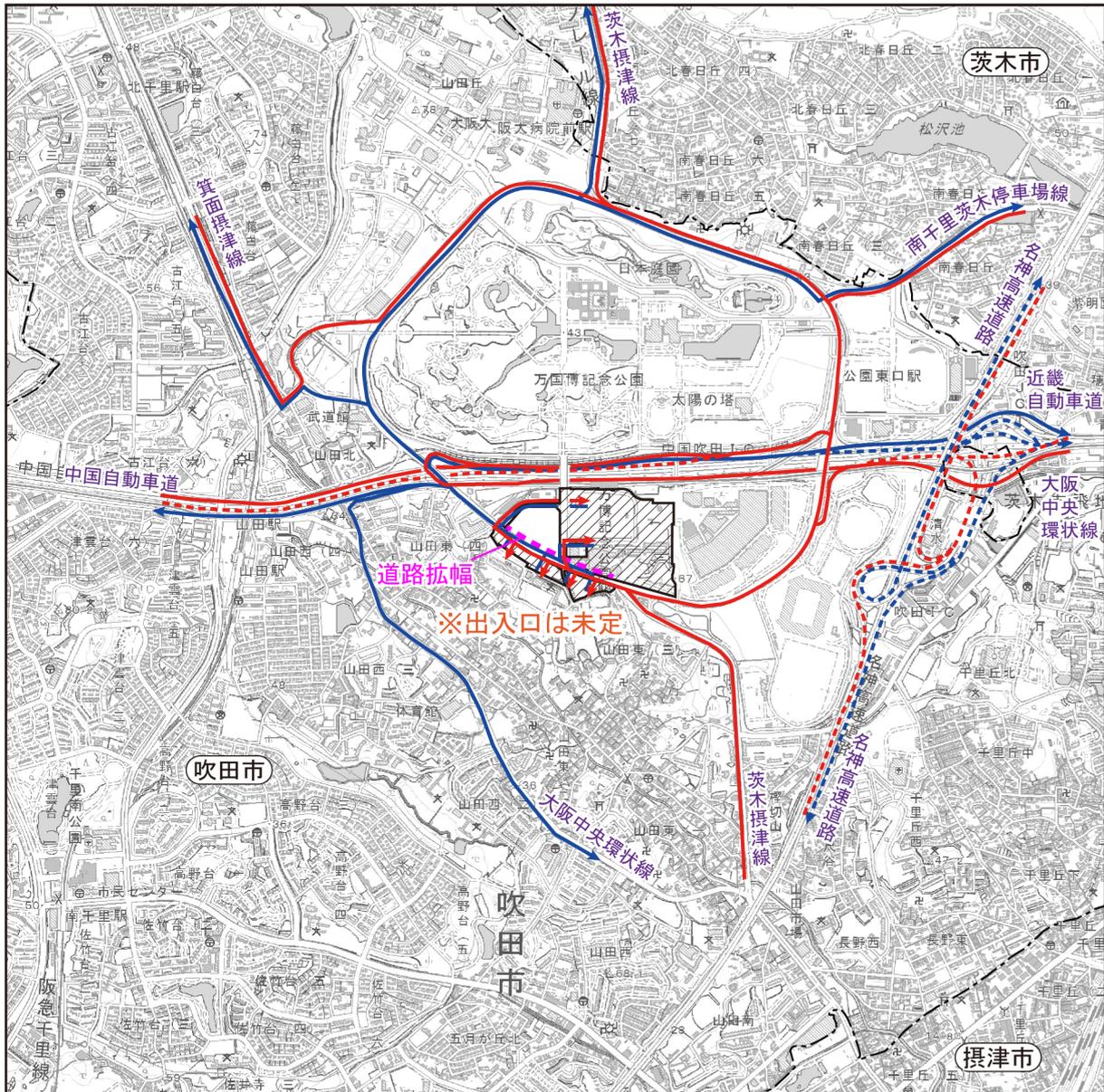
事業計画地内に設ける駐車場は、各法令（吹田市開発事業の手續等に関する条例、大規模小売店舗立地法）で規定する必要台数（アリーナについては、同条例施行規則第34条第3項の規定に基づき、同条例に定める駐車場台数よりも少ない駐車場台数とする。）を確保した上で、駐車場供給量が駐車需要を上回らないようにすることで、更なる需要喚起に繋がることのないよう計画している。特に、入退場時間が集中するアリーナ施設については、道路交通への負荷を最小限に抑えるべく、主として公共交通機関に分担し、自家用車による入場分担率を5%まで抑制を図る計画としている。

また、アリーナ公演日や市立吹田サッカースタジアムの試合日など、前述の目標値を超える入場車両が発生しないように、当駐車場を無断利用することを防止するための取組や周辺事業者との連携など、実効性のある交通マネジメントを実施する計画としている。

なお、現況の事業計画地内における既存駐車場は、大阪府による移転・再配置計画が予定されている。

(エ) 道路整備計画

交通環境整備として、交通処理計画上、要所となる交差点については車線構成などを見直す計画としており、用地①-a及びその隣地を後退することにより外周道路を拡幅し、新たに右折レーンを新設することで外周道路の直進車線への交通負荷を低減する計画としている。



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

 事業計画地

 入場車両主要走行ルート

----- 市界

 退場車両主要走行ルート

※ 破線は高速道路

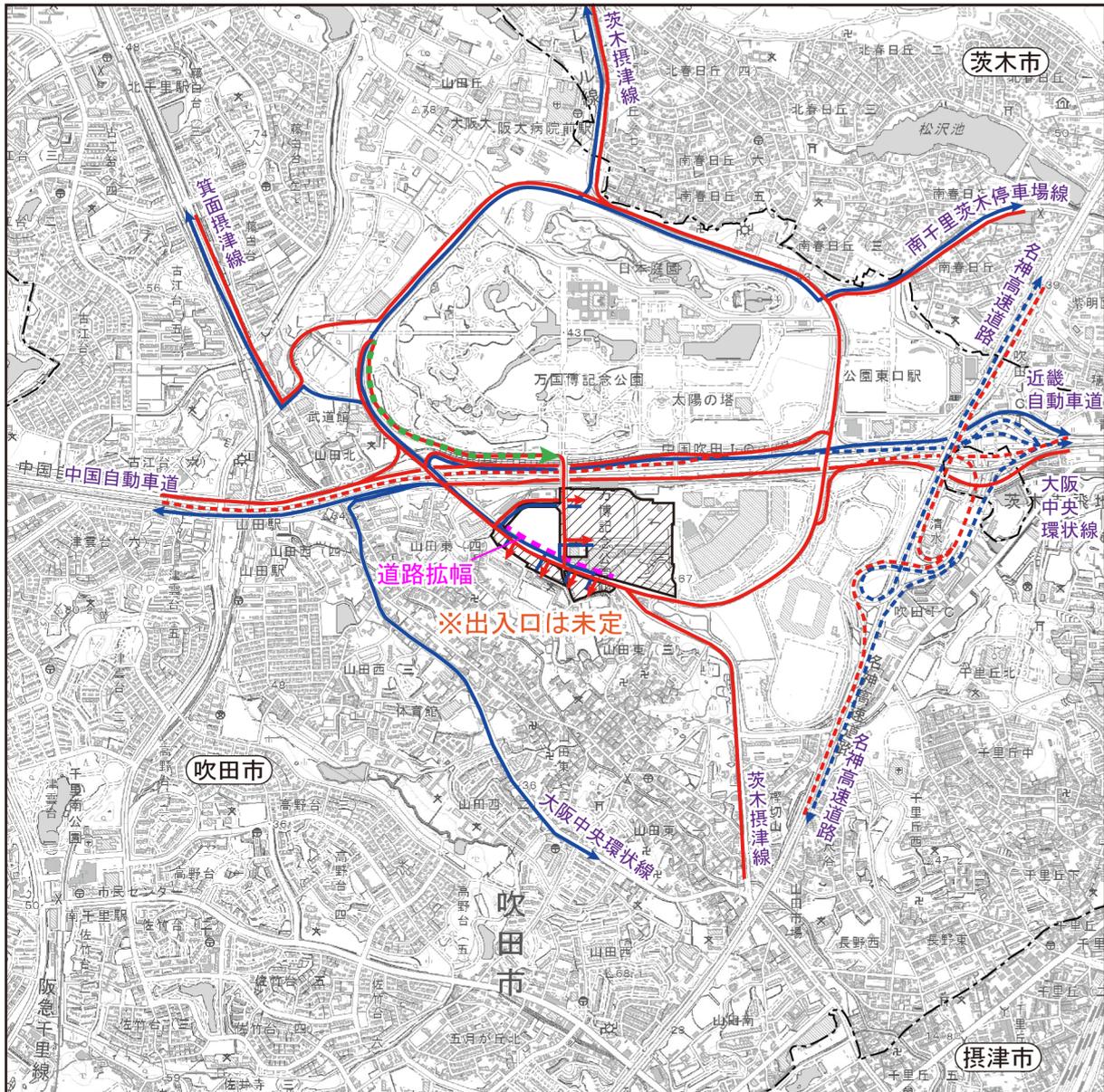


Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 3.3-8 自動車動線計画図



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

 事業計画地

 入場車両主要走行ルート

----- 市界

 退場車両主要走行ルート

※ 破線は高速道路

 千里橋ルート（大阪府が公園内通路として整備を検討）

本手続きを踏まえた本事業実現のために必要な交通環境の整備に関する工事については、大阪府が行う。



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 3.3-9 自動車動線計画図（千里橋ルートを活用）

オ 供給施設計画

(ア) 給水計画

給水は、吹田市水道事業者から供給を受ける計画である。

(イ) ガス・電気供給計画

共同住宅以外については、ガス、電気は、それぞれ都市ガス事業者及び電気事業者からの供給を受ける計画である。

共同住宅については、電気は電気事業者から供給を受け、オール電化にて賄うことを想定しているため、ガスの供給を受ける予定はない。

なお、エネルギー利用の効率化や環境負荷の低減を図る計画としており、一部においては太陽光発電の利用を検討している。

カ 排水施設計画

汚水・雑排水は屋内分流、屋外合流方式とし、公共下水道に放流する計画である。雨水排水についても、公共下水道へ放流する計画である。

キ 廃棄物処理計画

工事中に発生する廃棄物は、可能な限り再資源化に努める計画とし、廃棄物処分量の減少に努める。処理が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する計画である。また、建設発生土については、事業計画地での埋め戻しに利用するなど、残土の発生を抑制する計画である。

供用開始後の事業系一般廃棄物は、可能な限り削減・リサイクルに努めていくものとする。廃棄物の発生抑制としては、排出量に応じて課金する従量課金制度の導入などを検討しており、店舗からの廃棄物の発生抑制を図っていく計画である。分別収集については、吹田市分別収集計画に従い、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみに分別し、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する計画である。また、飲食店からの廃油、物販施設からの廃プラスチック類などの産業廃棄物が想定されるが、これらについても、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する計画である。

共同住宅から発生する一般廃棄物についても、吹田市分別収集計画に従い、吹田市の一般廃棄物収集運搬委託業者に収集運搬を委託する計画である。

(5) 工事計画

ア 既設構造物撤去工事

(ア) 仮設工事施工概要

a 安全対策工及び公害防止施設工

工事の施工に先立ち、事業計画地の境界周辺で必要と思われる箇所には、防災柵（鋼板フェンス）または立入防止柵（ネットフェンス）を設置し、工事関係者以外の立入りを防止する。また、建設地の周囲に仮囲い鋼板を設置し、必要に応じて防音パネルや防音シート等の設置を検討する。さらに、必要に応じて場内を散水車で散水し、粉じんの飛散を防止する。その他、搬出車両が一般道を汚さないよう敷地内にタイヤ洗浄設備を設け、タイヤに付着した泥を落とすこととする。

b 工事用車両進入設備、仮設道路

工事用車両の通行のため、必要場所に仮設道路を設置する。
工事用車両の走行経路は、図 3.3-10 に示すとおりである。

c 防災工事（降雨対策）

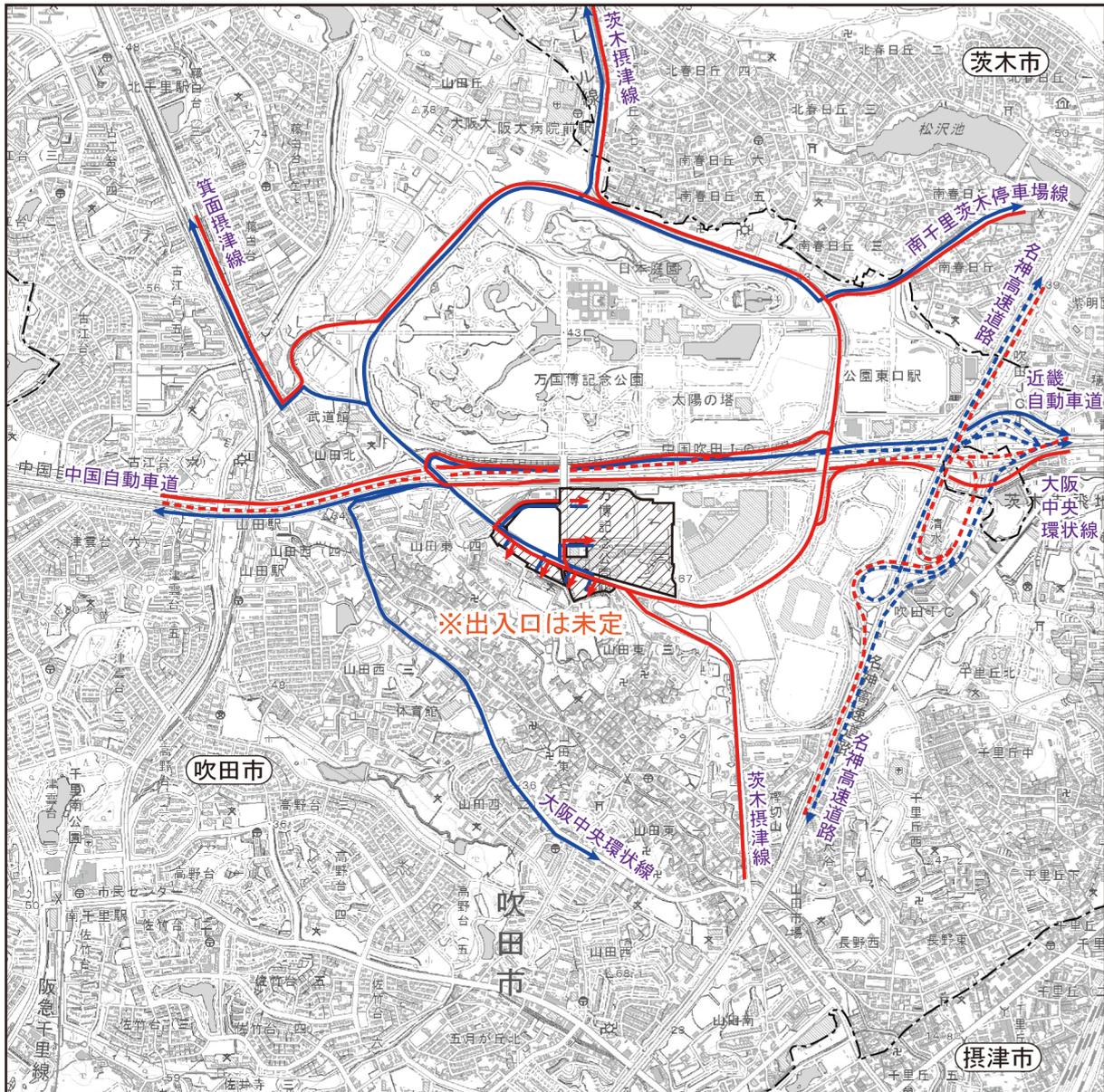
土工事により周辺地域へ影響を及ぼす恐れのある場所には土留板、土のう、素堀側溝等を設け、防災を図る。

また、仮設沈砂池を設け、工事中の土砂流出の防止を図る。

(イ) 構造物等撤去工事施工概要

土木造成工事及び建築工事に先立ち、既存建築物及び建物基礎の撤去、舗装・埋設管等の撤去、既存樹木の伐採・伐根、掘取を行う。また、撤去物については、可能な限り再利用することとするが、処理が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理することとする。

なお、建物基礎については、撤去に伴って地盤の変状等、周辺環境に与える影響が大きい場合などは、存置する可能性がある。



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

 事業計画地

 工事用車両主要走行ルート（入場）

 市界

 工事用車両主要走行ルート（退場）

※ 破線は高速道路



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 3.3-10 工事用車両の走行経路

イ 土木造成工事

(ア) 仮設工事施工概要

仮設工事は、既設構造物撤去工事に準ずるものとする。

(イ) 造成工事施工概要

造成計画は、図 3.3-11 及び図 3.3-12 に示すとおりである。

土工事は、バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック等の組み合わせで行い、盛土部分の締め固めにあたっては、ブルドーザー等により十分な転圧を行う。

また、事業計画地内で切土・盛土の調整を行い、可能な限り土の搬入・搬出が発生しないよう努める。

(ウ) 排水管渠工事施工概要

盛土部分については地盤の安定後、切土部分については道路盤を形成した後にバックホウまたは人力により掘削を行い、雨水管と污水管及びマンホールを埋設する。

(エ) 道路工事施工概要

道路の路床構築後、道路側溝など構造物の構築を行い、路盤を含む舗装工事を実施する。

道路工事の施工にあたって使用する主な機械は、バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ及びアスファルトフィニッシャー等を予定している。

ウ 建築工事

(ア) 仮設工事施工概要

仮設工事は、既設構造物撤去工事に準ずるものとする。

(イ) 建築工事施工概要

建築工事は、建物毎に適切な工区分けを行い、準備工事→基礎杭工事→掘削工事→躯体工事→仕上工事→外構工事、の順に行うこととなる。

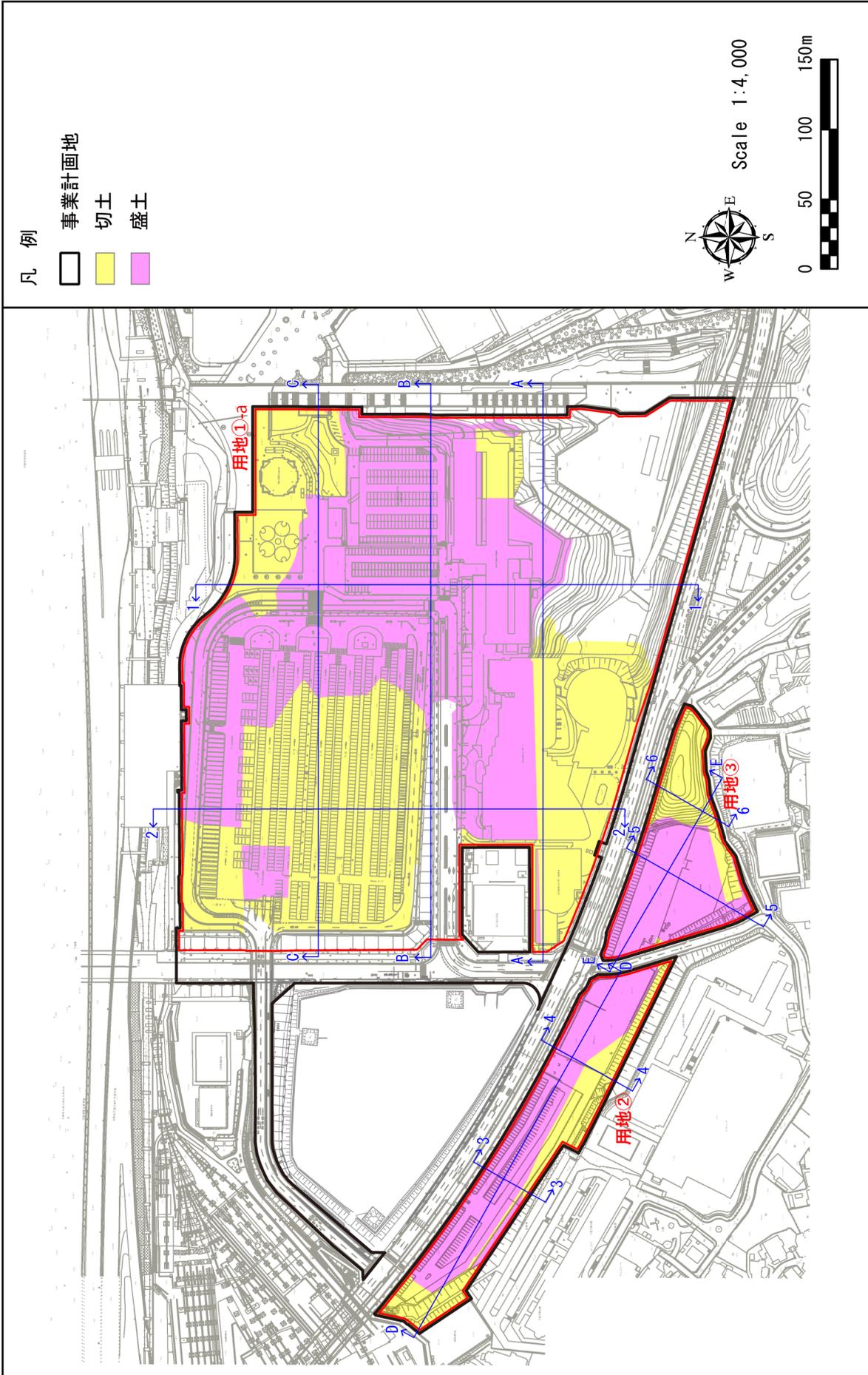


图 3.3-11 造成計画平面图

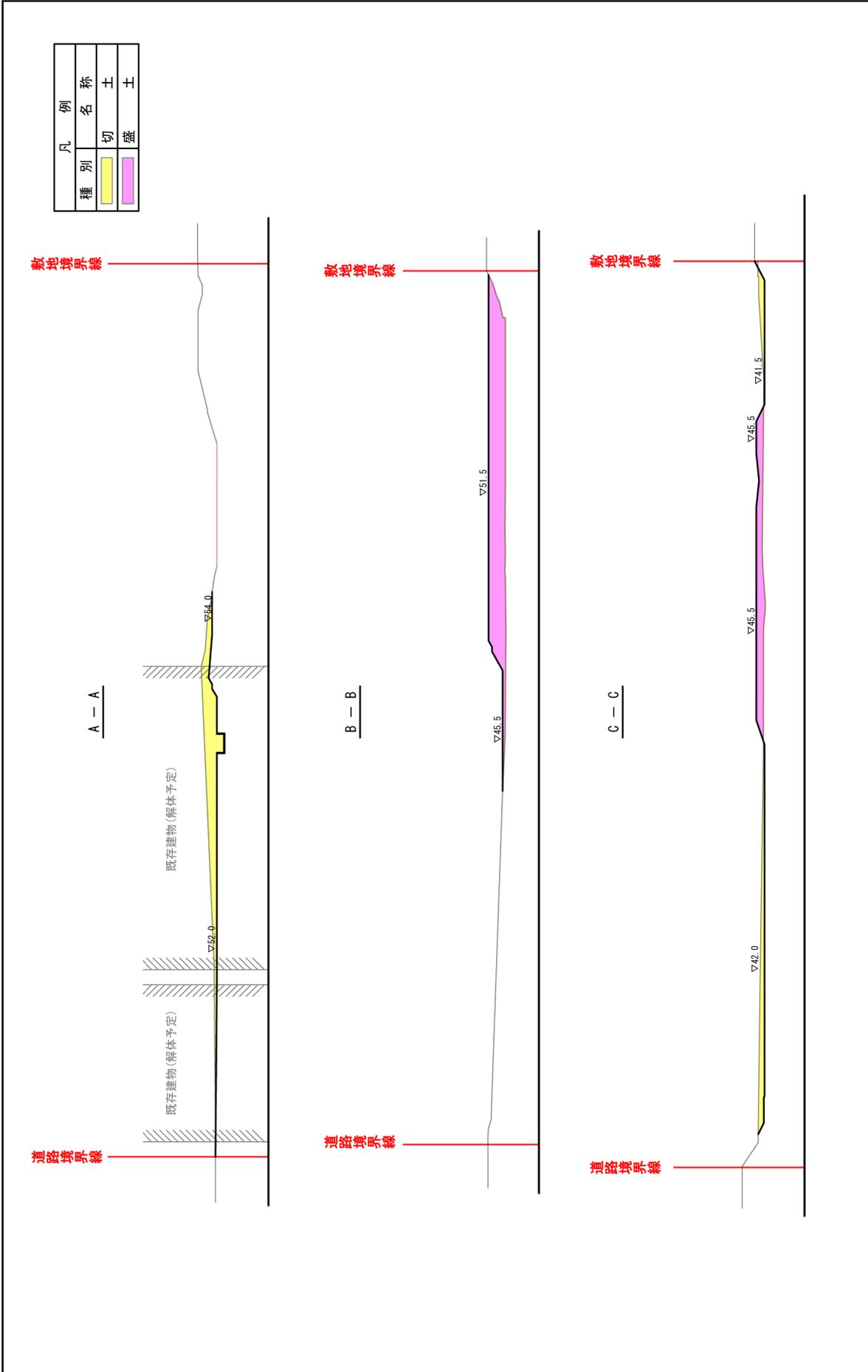


图 3.3-12 (1) 造成計画断面图 用地①-a

種別	凡例名稱
切	土
盛	土

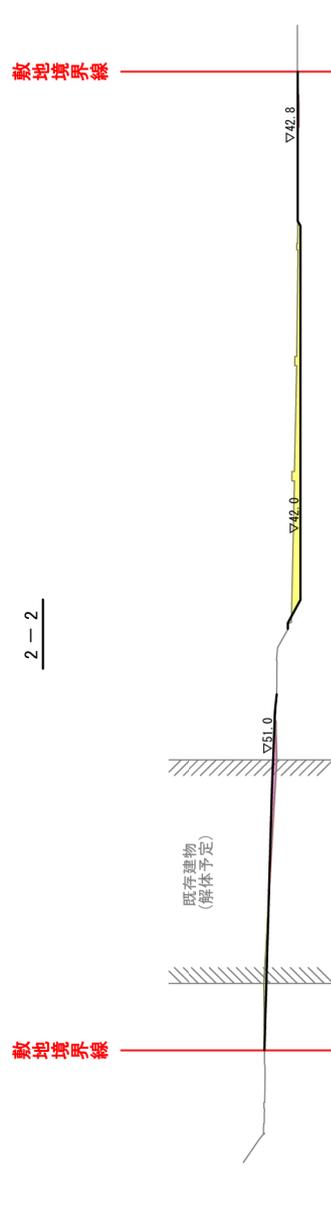
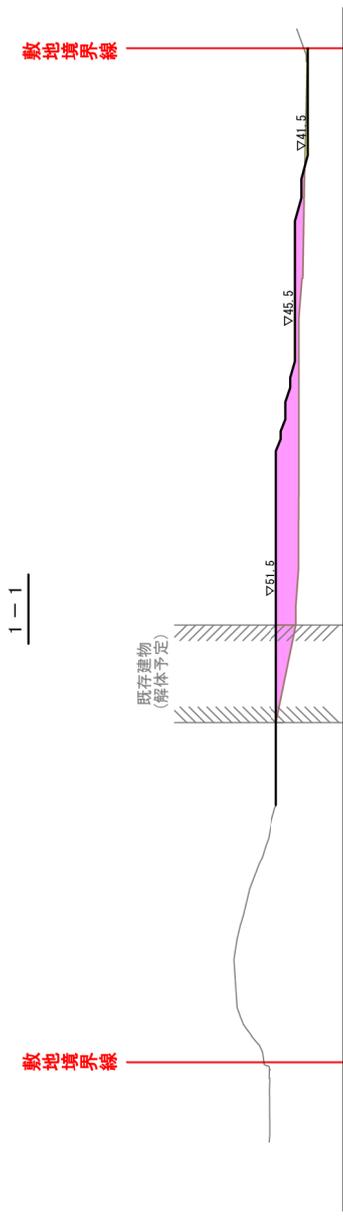


图 3.3-12 (2) 造成計画断面图 用地①-a

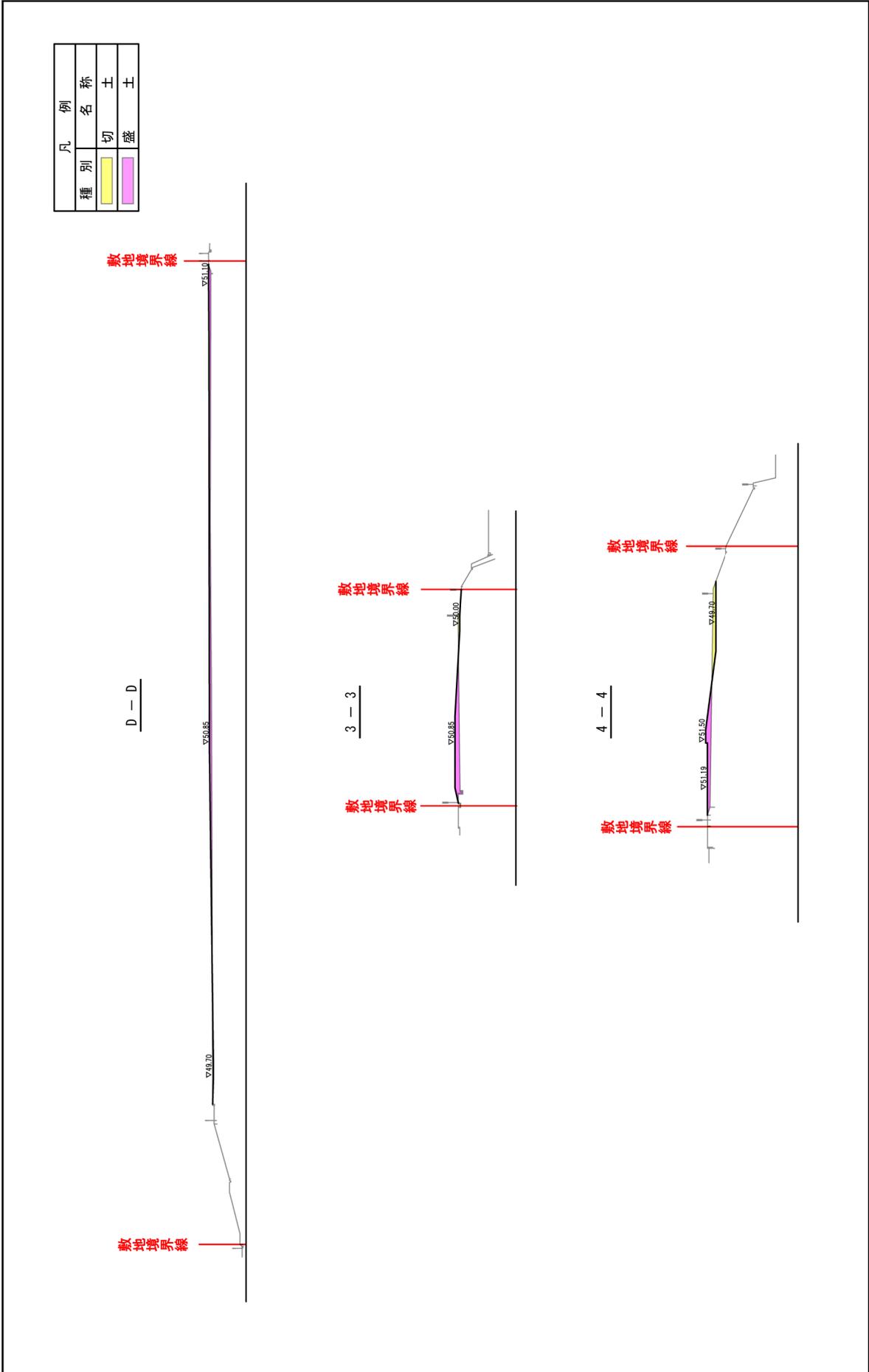


図 3.3-12 (3) 造成計画断面図 用地②

凡 例	
種 別	名 稱
	切 土
	盛 土



图 3.3-12 (4) 造成計画断面图 用地③

エ 工事工程

工事工程は、表 3.3-7 に示すとおりである。

本事業の工事期間は、全事業期で 12 年程度を予定している。なお、本事業は、都市計画法第 37 条に規定する建築制限解除承認を受け、開発造成工事と建築工事を同時に行う予定としている。

表 3.3-7 工事工程

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
解体工事	■	I 期事業										
開発造成工事	■							II 期事業		III 期事業		
建築工事	■						■					

(6) 環境影響要因の概要

本事業の実施により、環境影響を及ぼす要因となる行為等（環境影響要因）としては、以下に示す事項が考えられる。

ア 工事

- ・ 建設機械の稼働（準備工事、土木造成工事、建築工事に伴う建設機械の稼働）
- ・ 工事用車両の走行（資材運搬や工事関係者の車両の走行）
- ・ 工事の影響（工事の実施による廃棄物、悪臭、濁水等の発生）

イ 存在

- ・ 土地利用及び地形の変化（既存の土地利用及び地形の変化）
- ・ 緑の回復育成（既存の緑地の消失、新たな緑地の整備）
- ・ 建築物等の存在（新たな建築物等の出現）

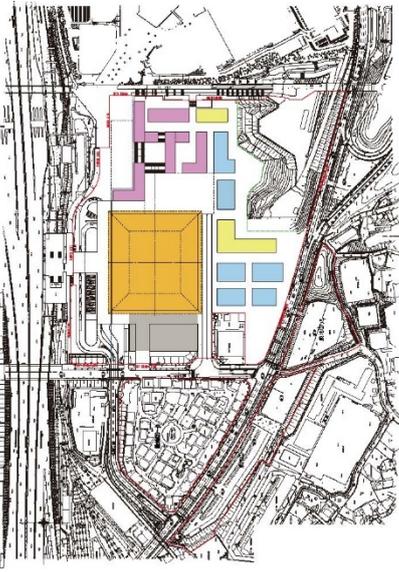
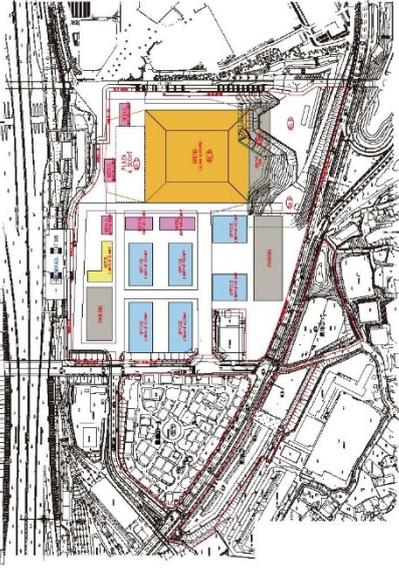
ウ 供用

- ・ 人口の増加
- ・ 施設の供用（アリーナ及び物販店舗、共同住宅など施設の供用に伴う設備の稼働、廃棄物、悪臭等の発生）
- ・ 冷暖房施設の稼働
- ・ 駐車場の利用（事業計画地内における居住者の車両や利用客による来店・退店車両、荷物運搬車両及び廃棄物収集車両の走行）
- ・ 施設関連車両の走行（事業計画地外における居住者の車両や利用客による来店・退店車両、荷物運搬車両及び廃棄物収集車両の走行）
- ・ 歩行者の往来（利用客の往来）

(7) 事業計画の複数案の検討経緯

本事業計画の検討にあたっては、前提として事業者の施設配置基本方針があり、これに地形的な条件や周辺住居等への配慮事項を踏まえて計画することとなる。本計画における施設配置の設定にあたっては、中核施設であるアリーナ棟の配置をベースにして表 3.3-8 に示すとおり 2 案（万博公園中央駐車場に配置する案、万博記念ビル及びその前面駐車場に配置する案）について比較・検討を行った。その結果、本計画における配置（万博公園中央駐車場に配置する案）が、土工事による発生土量が最も少なく環境負荷を抑えることができること、また周辺サイトとのアクセス性や必要な広場面積、通路幅、交通ロータリー機能を確保することができること、既存緑地（南東側）の改変が限定的であることから、総合的に優れた案であると判断した。

表 3.3-8 アリーナ棟配置の比較検討

	万博公園中央駐車場に配置する案	万博記念ビル及びその前面駐車場に配置する案
配置図		
発生土量	○ 盛土により、周辺サイトの高さに合わせた新たな宅盤を作ること基本とする配置である。掘削を最も低減することができ、発生土量が少なくなる。	× 土工事による発生土量が左記の倍以上見込まれ、環境負荷が大さい。
地中埋設管への影響	○ 地中埋設管を避けた配棟構成であり、周辺施設への影響を伴う管の移設や撤去は不要である。	△ 地中埋設管を損傷する可能性があるため、別の管を設置し、付け替える必要がある。
パデストラリアンデッキ	△ 万博記念公園駅からアリーナへ接続するパデストラリアンデッキが必要であり、高額な費用負担が発生する。	○ デッキは不要である。
住宅エリア等の周辺サイトとの関係やアクセシビリティ	○ 万博記念公園駅や周辺のサイトは、ほとんどの部分がOP50レベルであり、駅前広場とアリーナのみがOP40レベルである。パデストラリアンデッキを設置することにより、周辺のOP50の宅盤と自由に接続することが可能である。	△ 敷地内の地盤のレベルと周囲の道路のレベルは大幅に異なるため、レベル差を解消する方法を検討する必要がある。
滞留面積	○ アリーナ施設のための（避難などを考慮した）滞留広場の基準は、一人あたり0.5m ² （18,000人に対して9,000m ² ）であり、これを踏まえた広場面積の確保が可能である。	△ この配置では十分な広場面積を確保することができず、適正な規模となるよう配置を調整する必要がある。
通路幅	○ 人のアクセスや避難のための一定の通路幅の確保が可能である。	△ この配置では十分な通路幅を確保することができず、適正な規模となるよう配置を調整する必要がある。
交通ロータリー	○ 本事業により、現状から追加が必要となるバスバス及びタクシ乗降場の確保が可能である。	△ この配置では追加が必要となるバスバス及びタクシ乗降場の確保することができず、適正な規模となるよう配置を調整する必要がある。
既存緑地の保全	○ 既存緑地（南東側）の改変は限定的である。	× 既存緑地（南東側）を大きく改変する必要がある。
総合評価	○	×

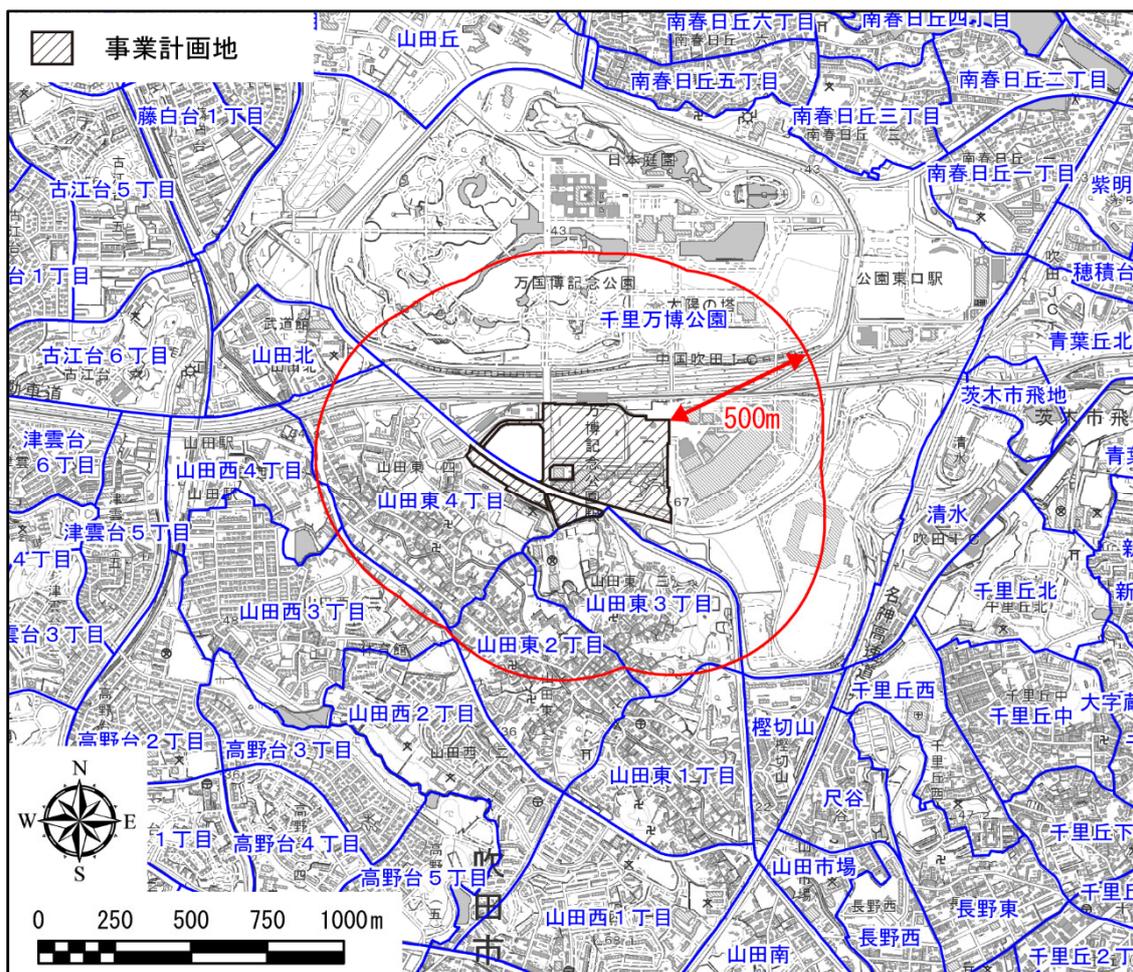
第4章 環境影響評価を実施しようとする 地域の範囲及びその概況

第4章 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲及びその概況

1 地域の範囲

環境影響評価を実施する地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とする。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、原則として、事業計画地から概ね500mの範囲（千里万博公園、山田北、山田東1～4丁目、山田西2～4丁目）とする。



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を使用したものである。

図 4.1-1 環境影響評価を実施する地域の範囲

2 地域の概況

(1) 社会条件

ア 人口

吹田市の令和元年～令和5年の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2-1に示すとおりである。

令和5年の人口総数は382,491人、世帯数は183,927世帯、人口密度は10,598人/km²となっている。令和元年から令和5年の経年的な傾向をみると、人口総数、世帯数、人口密度とも増加傾向で推移している。

また、事業計画地の周辺の町丁別の令和5年の人口、世帯数及び人口密度は、表4.2-2に示すとおりである。事業計画地周辺では、人口、世帯数とも山田西3丁目が多くなっている。

表4.2-1 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	項目	人口(人)			世帯数 (世帯)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女			
令和元年		372,948	178,672	194,276	173,280	36.09	10,334
令和2年		375,522	179,877	195,645	175,466	〃	10,405
令和3年		378,485	181,016	197,469	178,479	〃	10,487
令和4年		381,024	181,993	199,031	181,607	〃	10,558
令和5年		382,491	182,372	200,119	183,927	〃	10,598

注) 1.数値は、各年9月30日現在の値である。

2.住民基本台帳の人口。

出典)「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

表4.2-2 町丁別の人口、世帯数及び人口密度

町丁	項目	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
千里万博公園		121	50	71	92	37
山田北		1,257	616	641	567	8,232
山田西2丁目		3,797	1,746	2,051	1,814	13,441
山田西3丁目		5,463	2,487	2,976	2,381	14,959
山田西4丁目		3,662	1,639	2,023	1,638	20,000
山田東1丁目		3,619	1,750	1,869	1,556	14,316
山田東2丁目		2,507	1,207	1,300	1,042	9,831
山田東3丁目		2,581	1,260	1,321	1,051	10,226
山田東4丁目		4,724	2,224	2,500	2,210	12,008

注) 数値は、令和5年9月30日現在の値である。

出典)「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

イ 土地利用

(ア) 「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号、令和4年6月17日最終改正)に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

(イ) 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表4.2-3に示すとおりである。市街地として利用されている面積は全体の65.0%であり、学校、公共施設、道路・鉄軌道敷を加えると全体の82.8%を占めている。

事業計画地及びその周辺の土地利用状況は、図4.2-1に示すとおりである。事業計画地は商業業務地及び運動場・遊園地に区分されており、周辺は公園・緑地をはじめ、一般市街地、学校、道路・鉄軌道敷などとなっている。

表 4.2-3 吹田市の土地利用状況

分類		面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
市街地	一般市街地	2,007.9	55.7
	商業業務地	207.2	5.7
	官公署	12.2	0.3
	工場地	118.2	3.3
	計	2,345.5	65.0
普通緑地	公園・緑地	311.2	8.7
	運動場・遊園地	110.9	3.1
	学校	282.1	7.8
	社寺敷地・公開庭園	12.5	0.3
	墓地	0.8	0.0
	計	717.5	19.9
農地	田・休耕地	11.0	0.3
	畑	47.1	1.3
	計	58.1	1.6
山林	18.4	0.5	
水面	64.5	1.8	
低湿地・荒無地	26.3	0.7	
公共施設	67.4	1.9	
道路・鉄軌道敷	293.3	8.1	
その他の空地	18.0	0.5	

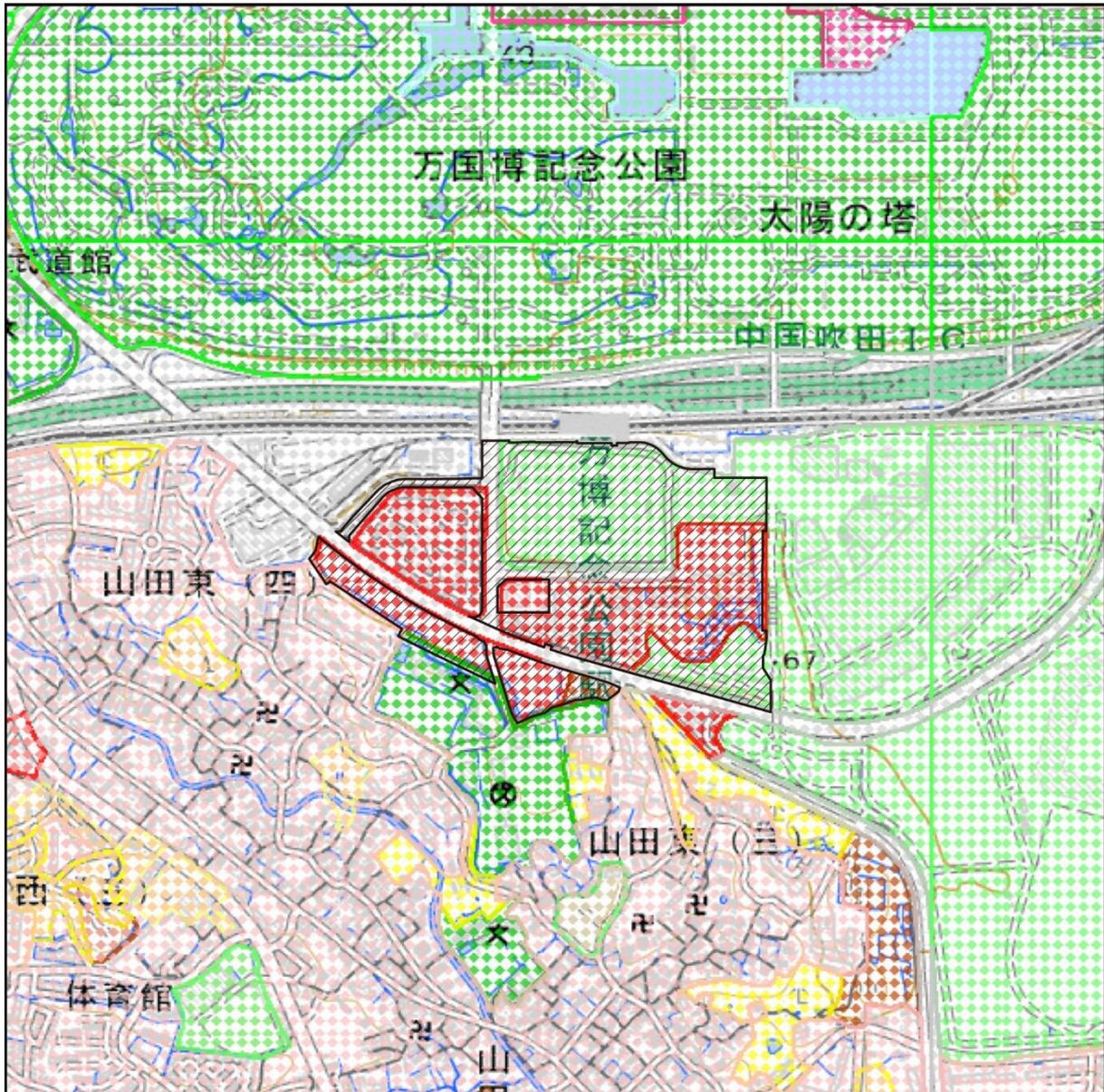
注) 1.項目及び面積は、都市計画基礎調査(令和2年度)の分類及び数値による。

2.面積は、おおむね0.5ha以上のまとまりのあるものを測定している。

3.四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

4.令和5年3月31日現在。

出典)「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)



凡例

 事業計画地

 一般市街地

 商業業務地

 官公署

 工場地

 集落地

 公園・緑地

 運動場・遊園地

 学校(土地利用図)

 寺社敷地・公開庭園

 墓地

 田・休耕地

 畑

 山林

 原野・牧野

 水面

 低湿地・荒廃地

 公共施設

 道路・鉄軌道敷

 その他



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m

出典)「大阪府地図情報提供システム(平成22年度)」(大阪府ホームページ)

図 4.2-1 事業計画地及びその周辺における土地利用状況

(ウ) 「都市計画法」に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表 4.2-4 に示すとおりである。住居系地域は 84.6%、商業系地域は 7.9%、工業系地域は 7.5%となっている。

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は図 4.2-2 に、高度地区の指定状況は図 4.2-3 に示すとおりである。事業計画地は第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種住居地域に該当し、25m 第三種高度地区または 25m 第四種高度地区に指定されている。高度地区内の建築物の高さ制限の概要は、表 4.2-6 に示すとおりである。

また、事業計画地の一部は、「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」（平成 23 年 3 月 29 日条例第 5 号、令和 3 年 3 月 3 日最終改正）に基づく「特別用途地区（スポーツ・レクリエーション地区）」に指定されている。特別用途地区の概要は、表 4.2-5 に示すとおりである。

表 4.2-4 吹田市の用途地域の指定面積

分類	面積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
第 1 種低層住居専用地域	473	13.8
第 2 種低層住居専用地域	7	0.2
第 1 種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第 2 種中高層住居専用地域	552	16.1
第 1 種住居地域	432	12.6
第 2 種住居地域	286	8.3
準住居地域	24	0.7
田園住居地域	—	—
近隣商業地域	164	4.8
商業地域	107	3.1
準工業地域	179	5.2
工業地域	77	2.3
工業専用地域	—	—
総数	3,425	100.0

注) 1.令和 5 年 3 月 31 日現在。

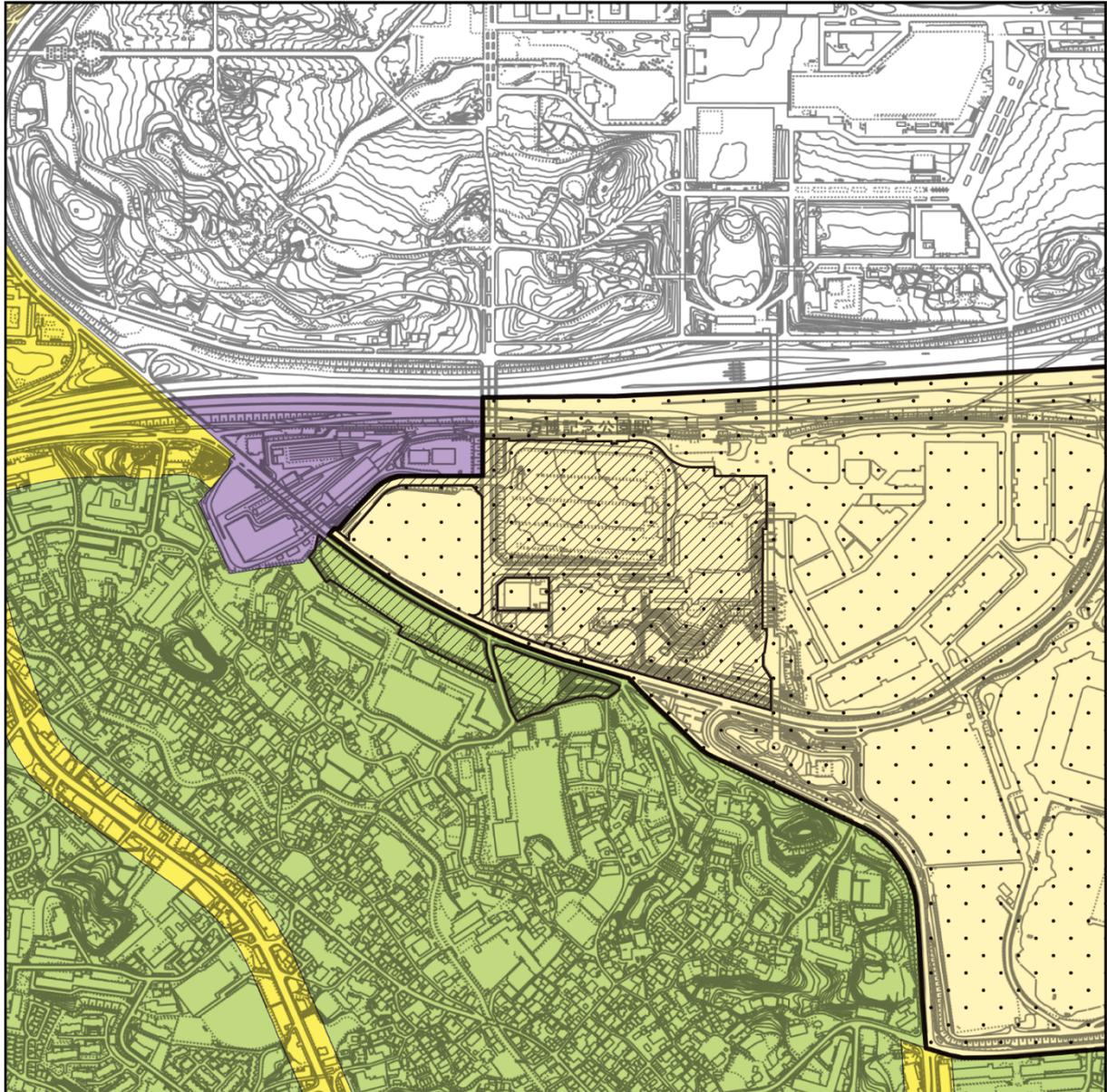
2. 面積については、最終変更（令和 4 年 11 月 30 日告示）の数値。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」（令和 6 年 3 月、吹田市）

表 4.2-5 特別用途地区の概要

地区の種類	スポーツ・レクリエーション地区（万博記念公園地区）
用途地域 (容積率/建ぺい率)	第 2 種住居地域 (200/60)
制限する用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・ カラオケボックス ・ 病院、診療所 ・ 老人ホーム、福祉ホーム、保育所 ・ 住宅、兼用住宅、共同住宅、長屋
緩和する用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ・ 店舗、飲食店、展示場、遊技場 ・ 自動車庫

出典)「千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例」（平成 23 年条例第 5 号、令和 3 年 3 月 3 日最終改正）



凡 例

- | | | | |
|---|-------|---|--------------|
|  | 事業計画地 |  | 第1種中高層住居専用地域 |
| | |  | 第1種住居地域 |
| | |  | 第2種住居地域 |
| | |  | 準工業地域 |
| | |  | 無指定地 |
| | |  | 特別用途地区 |



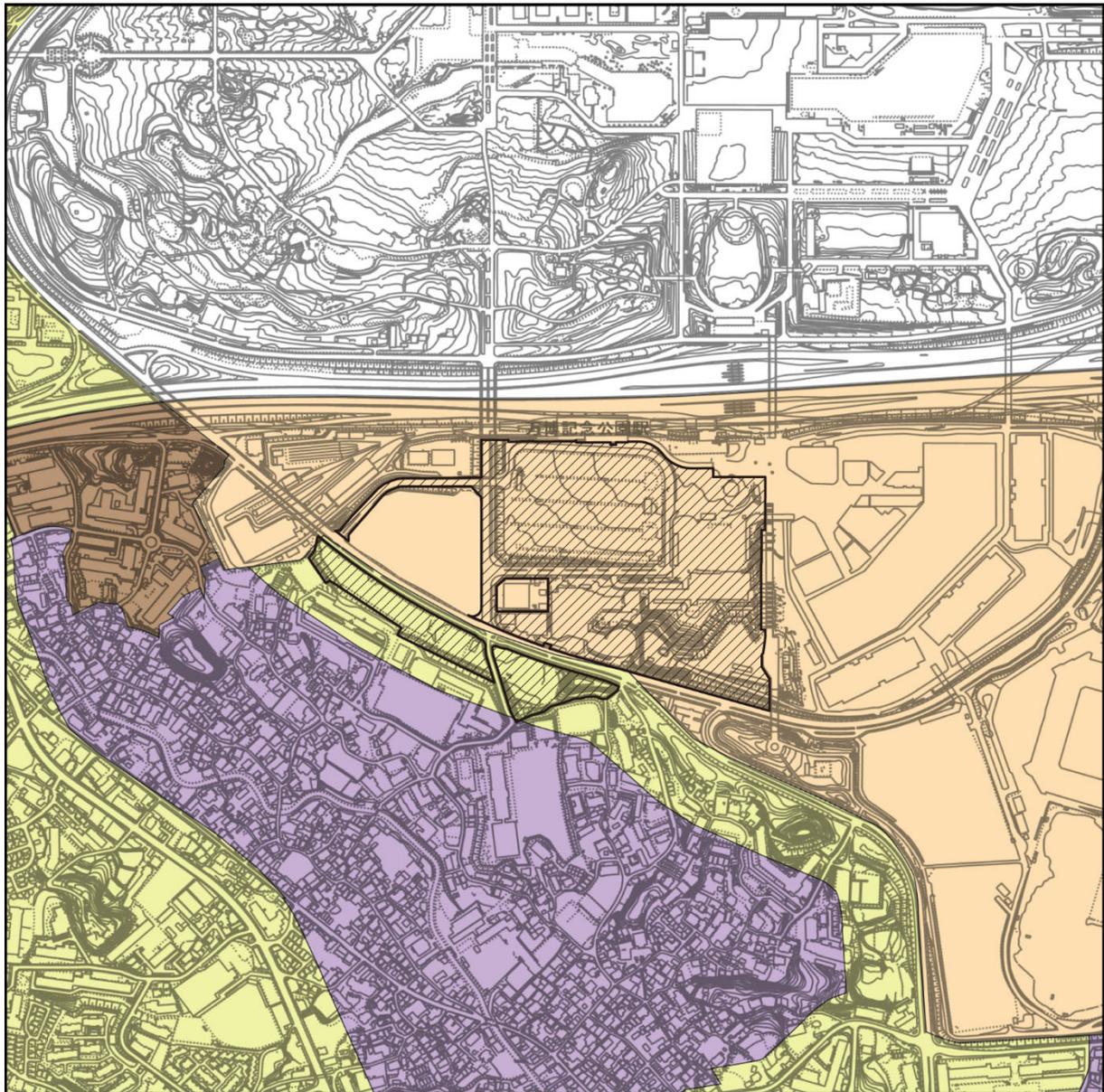
Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m

出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)



図 4.2-2 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況



凡 例

- | | | | |
|---|-------|---|------------|
|  | 事業計画地 |  | 16m第三種高度地区 |
| | |  | 25m第三種高度地区 |
| | |  | 25m第四種高度地区 |
| | |  | 31m第三種高度地区 |



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m

出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)



図 4.2-3 事業計画地及びその周辺における高度地区の指定状況

表 4.2-6 高度地区内の建築物の高さ制限

絶対高さの制限	斜線制限					
	第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種
制限高が10m	10m第一種高度地区 真北→ 0.6 5m 10m 北側の敷地境界線					
制限高が12m		12m第二種高度地区 真北→ 1.25 5m 10m 12m 北側の敷地境界線	12m第三種高度地区 真北→ 0.6 10m 12m 北側の敷地境界線			
制限高が16m			16m第三種高度地区 真北→ 0.6 10m 16m 北側の敷地境界線	16m第四種高度地区 真北→ 16m 北側の敷地境界線		
制限高が25m			25m第三種高度地区 真北→ 0.6 10m 25m 北側の敷地境界線	25m第四種高度地区 真北→ 25m 北側の敷地境界線		
制限高が31m			31m第三種高度地区 真北→ 0.6 10m 31m 北側の敷地境界線	31m第四種高度地区 真北→ 31m 北側の敷地境界線		
制限高が45m					45m第四種高度地区 真北→ 45m 北側の敷地境界線	

出典)「用途地域等による建築制限(パンフレット)」(吹田市)

(標準の緩和基準)

用途地域	敷地面積	緩和の条件		緩和後の絶対高さ制限
		敷地面積	外壁後退距離の最小値	
10m第一種高度地区	500㎡超	$L \geq 1m$	制限高さ	16m*
12m第二種高度地区	500㎡超	$L \geq 1m$	制限高さ	16m*
12m第三種高度地区	500㎡超	$L \geq 1m$	制限高さ	16m
16m第三種高度地区 16m第四種高度地区	500㎡超 5,000㎡超	$L \geq 1m$	(住工系) 16+1.25L(m) (商業系) 16+2.5L(m)	25m 31m
25m第三種高度地区 25m第四種高度地区	1,000㎡超 5,000㎡超	$L \geq 1m$ (住工系) $L \geq 10m$ (商業系) $L \geq 7m$	(住工系) 25+1.25L(m) (商業系) 25+2.5L(m)	31m 45m
31m第三種高度地区 31m第四種高度地区	1,000㎡超	(住工系) $L \geq 1m$ (商業系) $L \geq 2m$ 居住の用に供する部分を有する建築物については、31mを越える部分は $L \geq 7m$ とすること。	31+1.25L(m) $L \geq 10m$ の場合45m	45m
45m第四種高度地区	1,000㎡超	(住工系) $L \geq 1m$ (商業系) $L \geq 2m$ 居住の用に供する部分を有する建築物については、45mを越える部分は $L \geq 7m$ とすること。	45+1.25L(m)	制限なし

注) *印は別途用途地域で建築物の高さの限度を定めています。

●表中の(かきこ)は、以下の用途地域を示しています。

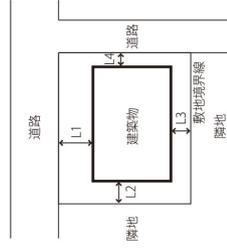
- (住居系)…第一種、第二種低層住居専用地域
- (住居系)…第一種、第二種中高層住居専用地域
- (住居系)…第一種、第二種住居地域
- (住居系)…準住居地域
- (商業系)…近隣商業地域、商業地域
- (工業系)…準工業地域、工業地域
- (住居系)…住居系と商業系の用途地域
- (住居系)…住居系と工業系の用途地域

●外壁後退距離の最小値の考え方

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(外壁後退距離)のうち、最小となる距離を「外壁後退距離の最小値」とします。

L…敷地境界線からの外壁後退距離の最小値
Ld…道路境界線からの外壁後退距離の最小値
Lr…陸地境界線からの外壁後退距離の最小値

下図で $L > L2 > L3 > L4$ の場合、
 $L = L4$ 、 $Ld = L4$ 、 $Lr = L3$ となります。



絶対高さの制限

ウ 産業

(ア) 産業別従業者数

吹田市の産業別従業者数は、表 4.2-7 に示すとおりである。令和 3 年の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ 11,937 事業所、161,960 人となっている。最も多くを占めるのは、事業所数、従業者数とも「卸売業、小売業」であり、それぞれ 3,083 事業所 (25.8%)、36,444 人 (22.5%) となっている。

表 4.2-7 吹田市の産業分類別事業所数及び従業員数

産業分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
全産業 (公務を除く)	11,937	161,960
農林漁業	11	134
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	1
建設業	865	8,751
製造業	455	7,553
電気・ガス・熱供給・水道業	19	454
情報通信業	223	3,370
運輸業, 郵便業	181	6,540
卸売業, 小売業	3,083	36,444
金融業, 保険業	159	3,030
不動産業, 物品賃貸業	1,359	5,363
学術研究, 専門・技術サービス業	664	6,839
宿泊業, 飲食サービス業	1,188	12,506
生活関連サービス業, 娯楽業	907	6,695
教育, 学習支援業	641	19,206
医療, 福祉	1,469	29,700
複合サービス事業	42	569
サービス業 (他に分類されないもの)	642	12,271
公務 (他に分類されないもの)	28	2,534

注) 令和 3 年 6 月 1 日現在。

出典) 「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

(イ) 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は表 4.2-8 に、主副業別経営体数は表 4.2-9 に示すとおりである。令和 2 年の個人経営体の総数は 52 経営体であり、構成比をみると副業的が 73.1%、準主業が 25.0%となっている。また、平成 7 年からの農家数の推移をみると、総数は徐々に減少している。

表 4.2-8 吹田市における専業・兼業別農家数

項目		年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
農 家 数	総	数 (戸)	256	128	96	80	69	
		構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	専	業 (戸)	31	22	20	18	20	
		構成比 (%)	12.1	17.2	20.8	22.5	29.0	
	兼	総	数 (戸)	225	106	76	62	49
		構成比 (%)	87.9	82.8	79.2	77.5	71.0	
		第 1 種 兼 業 (戸)	10	3	1	—	1	
		構成比 (%)	3.9	2.3	1.1	—	1.4	
		第 2 種 兼 業 (戸)	215	103	75	62	48	
		構成比 (%)	84.0	80.5	78.1	77.5	69.6	

注) 1.各年 2 月 1 日現在。

2.農家とは、経営耕地面積が 10a 以上の農家を営む世帯又は経営耕地面積が 10a 未満であっても、調査期日の前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

3.専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

4.第 1 種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第 2 種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

5.平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年の数値は、経営耕地面積が 30a 以上、又は農産物販売金額が 50 万円以上の販売農家の数値である。

6.「2020 年農林業センサス」より専業・兼業別農家数の把握が廃止され、主副業別経営体数(表 4.2-9)の把握となったため、平成 27 年が最終である。

出典)「吹田市統計書 令和 2 年版」(令和 3 年 3 月、吹田市)

表 4.2-9 吹田市における主副業別経営体数 (個人経営体)

項目	令和 2 年	
総	数 (経営体)	52
	構成比 (%)	100.0
主	業 (経営体)	1
	構成比 (%)	1.9
準	主 業 (経営体)	13
	構成比 (%)	25.0
副	業 的 (経営体)	38
	構成比 (%)	73.1

注) 1.令和 2 年 2 月 1 日現在。

2.個人経営体とは、非法人の家族経営体のことをいう。

3.平成 27 年 (2015 年) までは「専業・兼業別農家数」を掲載していたが、主副業別統計が定着してきたことから、2020 年農林業センサスより専業・兼業別農家数の把握が廃止されたため、主副業別経営体数を掲載している。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

(ウ) 工業

吹田市の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移は、表 4.2-10 に示すとおりである。令和 3 年の事業所数は 180 事業所、従業者数は 5,783 人、製造品出荷額は 30,284,096 万円となっている。事業所数、従業者数及び製造品出荷額等とともに、令和 3 年に大幅に増加している。

表 4.2-10 吹田市の製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額（従業員 4 人以上）

年 \ 項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成29年	132	4,858	28,178,242
平成30年	129	4,631	27,367,291
令和元年	123	4,725	27,130,896
令和2年	122	4,941	26,712,165
令和3年	180	5,783	30,284,096

注) 1.各年 6 月 1 日現在。

2.工業統計調査は、令和 4 年に廃止されたため、令和 3 年分より経済センサスー活動調査の調査票情報を独自集計した数値を掲載しており、総務省が公表する数値と異なる場合がある。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

(エ) 商業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 4.2-11 に示すとおりである。令和 3 年の事業所数は 2,487 事業所、従業者数は 29,212 人、年間販売額は 181,543,900 万円となっている。調査設計の見直しにより数値が接続しない平成 26 年調査以前は比較できないため、平成 26 年、28 年、令和 3 年を比較すると、事業所数、従業者数は増加、年間販売額は増減しながら推移している。

表 4.2-11 吹田市の卸売・小売業の事業所数・従業者数及び年間商品販売額

年 \ 項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
平成14年	3,479	39,113	180,514,453
平成19年	3,080	34,841	216,041,845
平成26年	2,111	23,436	151,751,432
平成28年	2,445	28,448	191,987,500
令和3年	2,487	29,212	181,543,900

注) 1.平成 14、19、28、令和 3 年は 6 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在。

2.平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成 19 年以前の調査の数値とは接続しない。

3.商業統計調査による数値については、独自集計した数値であり、経済産業省が公表する数値と異なる場合がある

4.従業者数は臨時雇用者を含めない。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

エ 交通

(ア) 道路

事業計画地周辺における高速道路、主要地方道及び一般府道の交通量は表4.2-12に、道路網及び交通量調査地点の位置は図4.2-4に示すとおりである。

事業計画地は茨木摂津線に面して立地しており、北側には中国自動車道及び大阪中央環状線が通っている。事業計画地最寄りの交通量調査地点（茨木摂津線、番号40110）における令和3年度の交通量は、平日12時間では12,404台、平日24時間では16,249台となっている。

表4.2-12 事業計画地周辺における交通量

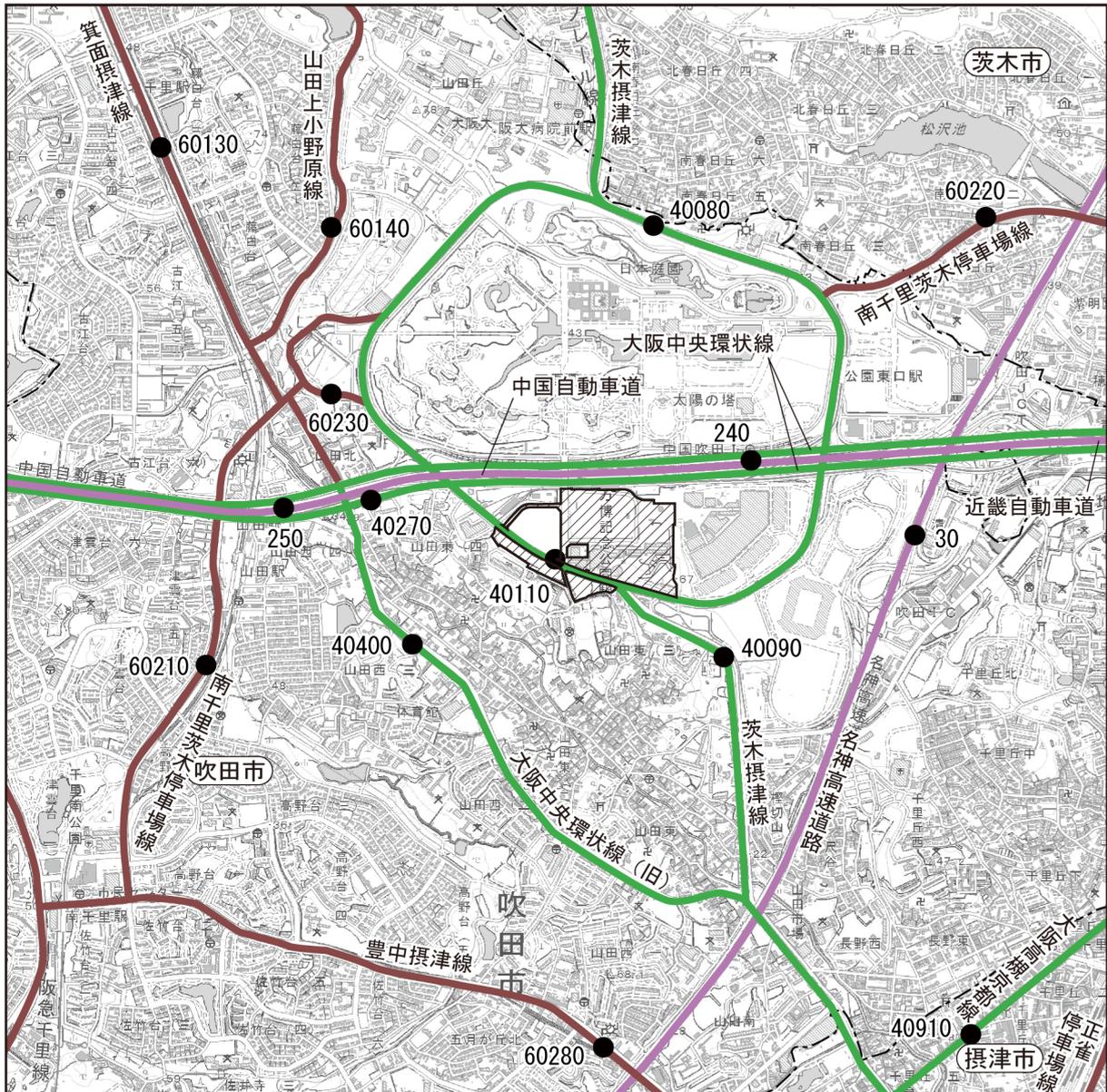
番号	路線名	観測地点	平日12時間（7～19時） 交通量（台）			平日 24時間 交通量 （台）
			小型車	大型車	合計	
30	名神高速道路	中国自動車道吹田JCT～ 近畿自動車道吹田IC	40,960	14,198	55,158	75,409
240	中国自動車道	近畿自動車道吹田JCT～ 大阪中央環状線中国吹田IC	18,179	9,240	27,419	37,228
250		大阪中央環状線中国吹田IC～ 大阪中央環状線中国豊中IC	21,700	11,800	33,500	45,679
40080	茨木摂津線	吹田市千里万博公園9	17,118	2,384	19,502	26,328
40090		吹田市山田東3丁目	15,213	1,802	17,015	22,460
40110		吹田市千里万博公園	11,100	1,304	12,404	16,249
40270	大阪中央環状線	吹田市千里万博公園1	50,374	8,422	58,796	86,430
40400	大阪中央環状線 （旧）	吹田市山田東2丁目	9,265	671	9,936	12,817
40910	大阪高槻京都線	摂津市千里丘5丁目	10,290	1,717	12,007	15,849
60130	箕面摂津線	吹田市古江台4丁目	5,545	728	6,273	7,967
60140	山田上小野原線	吹田市藤白台1丁目	5,749	114	5,863	7,043
60210	南千里茨木停車 場線	吹田市津雲台5丁目	7,211	323	7,534	9,644
60220		茨木市南春日丘1丁目	10,186	823	11,009	14,312
60230		—	7,559	398	7,957	10,185
60280	豊中摂津線	吹田市山田西1丁目	10,272	678	10,950	14,345

注) 1.番号は、交通量調査単位区間番号を示す。

2.斜体は、推定値を示す。

3.□囲みは、事業計画地最寄りの交通量調査地点。

出典)「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(国土交通省ウェブサイト)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡例

- | | |
|---|---|
|  事業計画地 |  高速道路 |
|  市界 |  主要地方道 |
| |  一般府道 |
| |  調査地点 |



Scale 1:25,000

出典)「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 WEBマップ(可視化ツール)」(国土交通省ウェブサイト)より作成



図 4.2-4 事業計画地周辺における道路網及び交通量調査位置

(イ) 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降者人員は表 4.2-13 に、鉄道網は図 4.2-5 に示すとおりである。

事業計画地の北側を、大阪モノレールが東西に走っている。また、事業計画地の西側には、阪急電鉄千里線が南北に走っている。

事業計画地最寄りの万博記念公園駅では、令和 4 年の 1 日平均の乗車人員は 8,846 人、降車人員は 8,773 人となっている。

表 4.2-13 鉄道の乗降者人員

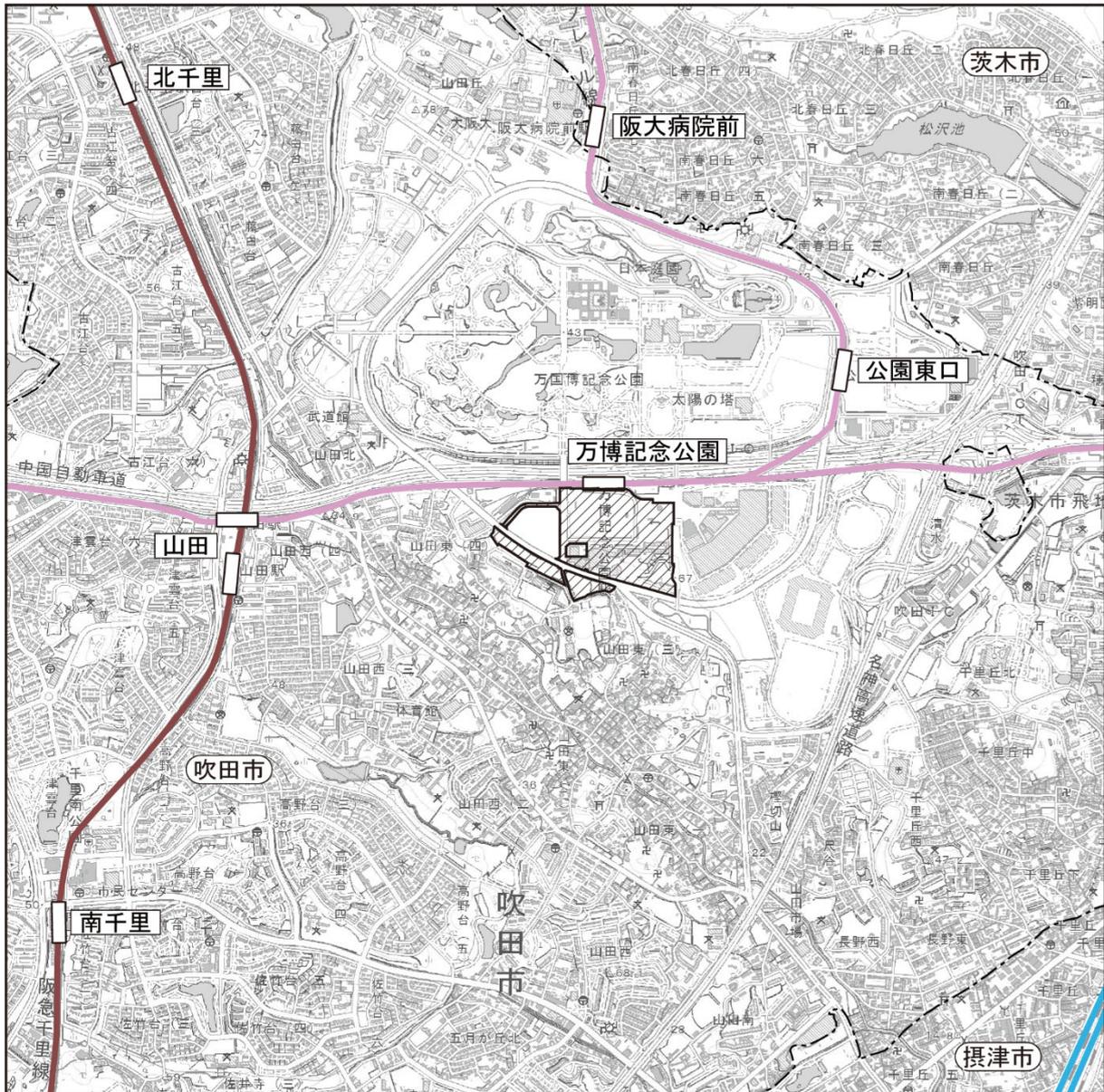
路線名		駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
阪急電鉄千里線		南 千 里	10,411	10,747
		山 田	11,626	12,009
		北 千 里	13,853	13,594
大阪モノレール	本線	山 田	8,805	8,529
		万博記念公園	8,846	8,773
	彩都線	公 園 東 口	622	578
		阪大病院前	3,817	3,860

注) 1.阪急電鉄は令和 4 年の交通量調査による。

2.大阪モノレールは令和 4 年中の 1 日平均である。

3.□囲みは、事業計画地最寄り駅。

出典)「令和 5 年度大阪府統計年鑑」(令和 6 年 3 月、大阪府)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

 事業計画地

 JR西日本

 市界

 阪急電鉄

 大阪モノレール（大阪高速鉄道）



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 4.2-5 事業計画地周辺における鉄道網

オ 水利用

(ア) 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表 4.2-14 に示すとおりである。令和 4 年度の給水世帯数は 182,630 世帯、給水人口は 380,826 人で普及率は 99.9%、年間総配水量は 41,707,098m³、1 人 1 日平均配水量は 300L となっている。

表 4.2-14 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給水世帯数 (世帯)	171,842	174,215	177,145	179,391	182,630
給水人口 (人)	370,537	373,515	376,478	378,347	380,826
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
年間総配水量 (m ³)	41,758,437	41,411,787	42,137,465	41,667,297	41,707,098
1人1日平均配水量 (L)	309	303	307	302	300

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

(イ) 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表 4.2-15 に示すとおりである。令和 4 年度の都市計画決定面積は 3,582ha、処理面積は 3,501ha (普及率 97.7%)、処理人口は 381,019 人 (普及率 99.9%) となっている。

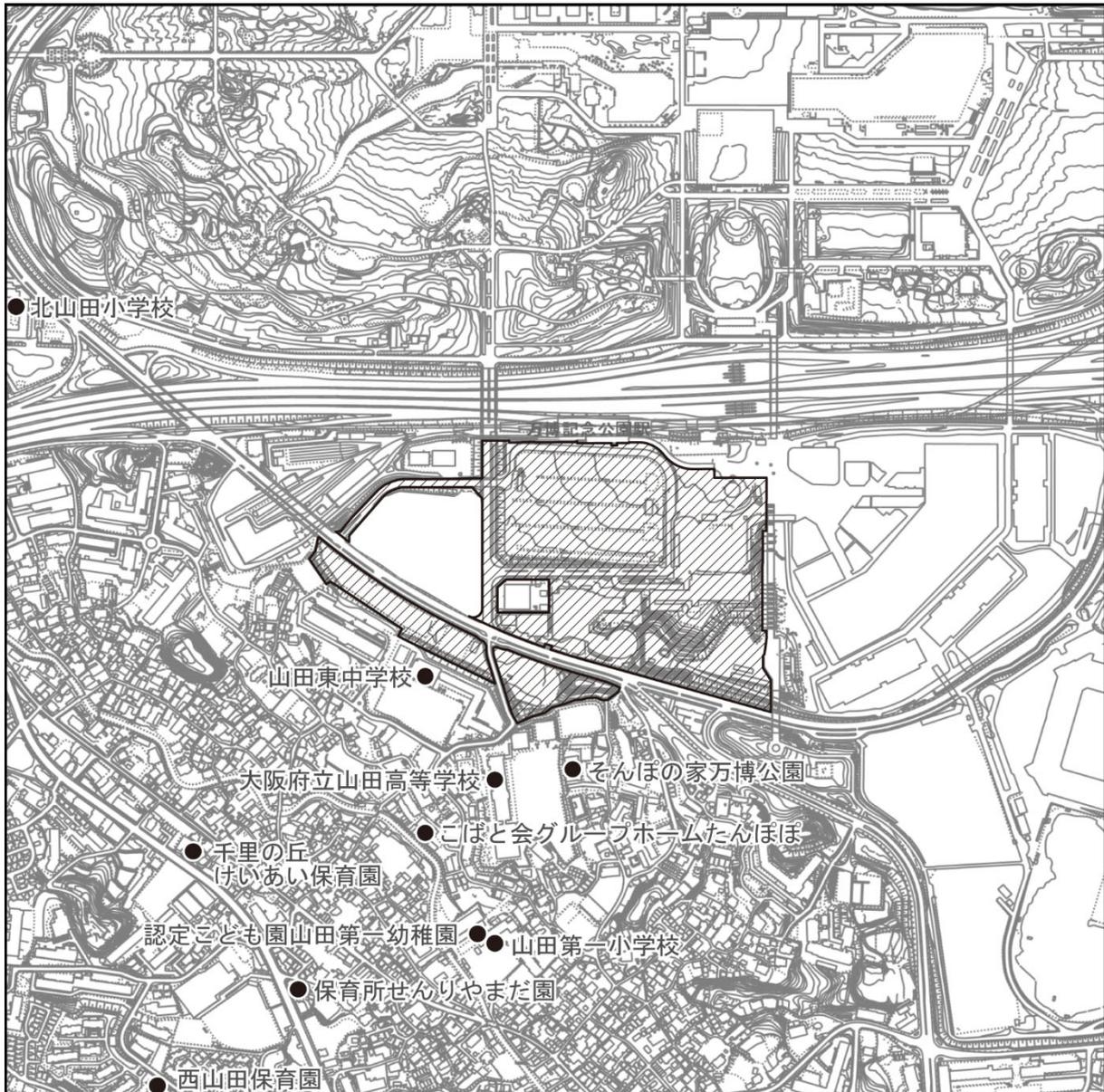
表 4.2-15 吹田市の下水道の普及状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都市計画決定面積 (ha)	3,582	3,582	3,582	3,582	3,582
処理面積 (ha)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,501
普及率 (%)	97.7	97.7	97.7	97.7	97.7
処理人口 (人)	370,756	373,736	376,695	378,553	381,019
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

カ 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院、幼稚園及び保育所等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図 4.2-6 に示すとおりである。



凡 例



事業計画地

● 環境保全について配慮を要する施設

出典) 「市立小・中学校のホームページ(令和5年2月6日更新)」
「子育て応援サイト「すくすく」(令和6年6月24日更新)」
「すいた年輪サポートなび(令和6年4月3日更新)」
(吹田市ホームページ)
「医療情報ネット(令和6年10月31日時点)」(厚生労働省ホームページ)



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



図 4.2-6 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

キ 関係法令による規制等

(ア) 公害関連法令等

a 環境基準

国においては「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、令和 3 年 5 月 19 日最終改正）第 16 条に基づき、大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌の汚染について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

(a) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、表 4.2-16 に示すとおりである。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 4.2-16 大気の汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典)「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号、平成 8 年 10 月 25 日最終改正)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号、平成 8 年 10 月 25 日最終改正)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号、平成 30 年 11 月 19 日最終改正)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年環境省告示第 33 号)

(b) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2-17 に示すとおりである。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）について一律の基準値が定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼等の各公共用水域につき、該当する水域類型ごとに基準値が定められている。

表 4.2-17 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2.「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3.海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)

表 4.2-17 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1.基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2.農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3.水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 4.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 5.大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、B-中腐水性水域の水産生物用

4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)

イ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

出典)「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和5年3月13日最終改正)

表 4.2-17 (3) 吹田市内における水域の類型指定状況

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等5項目	水生生物の保全に関する項目
安威川下流 (3)	大正川合流点より下流	B	生物B
神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	B	生物B

注) 上記の類型指定は令和5年1月20日現在。

出典)「河川の類型指定について」(大阪府ホームページ)

(c) 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 4.2-18 に示すとおりである。

表 4.2-18 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考 1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、令和3年10月7日最終改正)

(d) 騒音

騒音に係る環境基準は表 4.2-19 に示すとおりである。また、吹田市では地域の類型ごとに当てはめる地域の指定が表 4.2-20 に示すとおり行われている。事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域では A 類型、第 2 種住居地域では B 類型に指定されている（図 4.2-2 参照）。

表 4.2-19 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注) 1.AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2.A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3.B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4.C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌日の午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典) 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成 24 年吹田市告示第 103 号）

表 4.2-20 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号、令和4年11月18日最終改正）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典) 「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成 24 年吹田市告示第 103 号）

(e) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表 4.2-21 に示すとおりである。

表 4.2-21 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	<p>1.環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2.カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3.「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4.有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5.1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典)「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和2年4月2日最終改正）

(f) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準が定められている。ダイオキシン類に係る環境基準は、表 4.2-22 に示すとおりである。

表 4.2-22 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 2.大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3.土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法（記載略）を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法（記載略）により測定した値とみなす。 4.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1.大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2.水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3.水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4.土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）

b 規制基準等

(a) 大気汚染

① 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙(硫黄酸化物及び窒素酸化物)に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成 6 年大阪府条例第 6 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)では、ばい煙(ばいじん、有害物質、炭化水素類)及び粉じん(一般粉じん、特定粉じん)を規制基準として定めており、これらを排出する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対しては、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

吹田市では、これらの法や府条例に基づき、規制対象施設の設置・変更等に係る届出の受理や立入検査を行い、法令遵守状況を確認し、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づき硫黄酸化物等に係る公害防止協定を主要な工場・事業場と締結するなど公害防止に努めている。

② 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出(吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業)について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

③ 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」(平成 7 年環境庁告示第 64 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正)により自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及びその周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認められる場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号、令和 5 年 6 月 16 日最終改正)の規定による措置の要請を行うことができるとしている。

また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号、令和元年 5 月 24 日最終改正)では、自動車の交通が集中している地域で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難な地域を対策地域として定めている。対策地域内に登録されている貨物自動車、バス等の指定自動車について、これらの物質の排出がより少ない車の使用を求める規制

を定め、特別の排ガス基準に適合する車の使用を求めており、吹田市はその地域に該当している。

(b) 水質汚濁

① 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号、令和4年6月17日最終改正)では、一定の要件を満たす汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として規定しており、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号、令和4年6月17日最終改正)では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目(化学的酸素要求量)で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

② 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

(c) 騒音

① 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)では、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 4.2-23 に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について表 4.2-23 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種住居地域に該当し、第 2 種区域の基準が適用される。

表 4.2-23 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から翌日 の午前6時まで
第1種区域		45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域		50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
	その他の区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

注) 1.測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

2.区域の区分は、以下に示すとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

3.「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するものであって、昭和 45 年 4 月 1 日に既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。以下同じ。)並びに幼保連携型認定こども園(その設置の日の前日に、幼稚園又は保育所であって、昭和 45 年 4 月 1 日に既に設置されているものが廃止され、当該所在地に設置されたものに限る。)をいう。

4.この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典)「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年大阪府規則第 81 号、令和 5 年 10 月 30 日最終改正)

「騒音規制法に基づく規制地域について」(平成 13 年吹田市告示第 87 号)

「騒音規制法に基づく規制基準について」(平成 13 年吹田市告示第 88 号)

「騒音規制法に基づく規制基準の一部改正について」(平成 27 年吹田市告示第 134 号)

② 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 4.2-24 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。「大阪府生活環境保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 4.2-24 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種住居地域に該当し、1 号区域の基準が適用される。

表 4.2-24 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における基準値	作業可能時刻		最大作業時間		同一場所における作業期間		作業日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法又は府条例	1.くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く）	85 デ シ ベル	午前 7 時 から 午後 7 時	午前 6 時 から 午後 10 時	一日 あたり 10 時間	一日 あたり 14 時間	連続 6 日 以内	日曜日その他の休日を除く日	
	2.びょう打機を使用する作業								
	3.さく岩機を使用する作業*1								
	4.空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
	5.コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
	6.バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業*2								
	7.トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業*2								
	8.ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業*2								
府条例	9.6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業								
	10.コンクリートカッターを使用する作業*1								
	11.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								

注) 1. *1は、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。

2. *2は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。）を使用する作業を除く。

3. 1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域、並びに工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。

4. 2号区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域（吹田市の区域の全域）のうち、前号に掲げる区域以外の区域を示す。

5. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

6. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、府条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。出典)「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示1号、令和2年3月30日最終改正）

「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号、令和3年12月24日最終改正）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号、令和5年10月30日最終改正）

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年吹田市公告第37号）

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市公告第167号）

③ 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では自動車騒音に係る許容限度が定められている。また、自動車騒音が表 4.2-25 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域では a 区域、第 2 種住居地域では b 区域の基準が適用される。

表 4.2-25 「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1.区域の区分は、以下に示すとおりである。

- a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
- c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

- 2.上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

出典)「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）

「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分について」（平成 13 年吹田市公告第 36 号）

④ その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限や深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限、及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

(d) 振動

① 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」(昭和51年法律第64号、令和4年6月17日最終改正)では、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表4.2-26に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について表4.2-26に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第1種中高層住居専用地域または第2種住居地域に該当し、第1種区域の基準が適用される。

表4.2-26 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域(1)		65デシベル	60デシベル
第2種区域(2)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種区域の境界線から15m以内の地域	65デシベル	60デシベル
	その他の区域	70デシベル	65デシベル

注) 1.測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

2.区域の区分は、以下に示すとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域

第2種区域(1)：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第2種区域(2)：工業地域

3.「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するものであって、昭和52年12月1日に既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。以下同じ。)並びに幼保連携型認定こども園(その設置の日の前日に、幼稚園又は保育所であって、昭和52年12月1日に既に設置されているものが廃止され、当該所在地に設置されたものに限る。)をいう。

4.この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典)「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号、平成27年4月20日最終改正)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号、令和5年10月30日最終改正)

「振動規制法に基づく規制地域について」(平成13年吹田市告示第89号)

「振動規制法に基づく規制基準について」(平成13年吹田市告示第90号)

「振動規制法に基づく規制基準の一部改正について」(平成27年吹田市告示第135号)

② 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 4.2-27 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 4.2-27 に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種住居地域に該当し、1 号区域の基準が適用される。

表 4.2-27 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

適用	特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
			1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
法又は府条例	1.くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75 デシベル	19 時 から 翌 日 の 7 時	22 時 から 翌 日 の 6 時	10 時 間 以 内	14 時 間 以 内	連 続 6 日 以 内		日 曜 日 そ の 他 の 休 日
	2.鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
	3.舗装版破砕機を使用する作業*								
	4.ブレーカー（手持式ものを除く。）を使用する作業*								
府条例	5.ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業								

- 注) 1. *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ることを示す。
2. 1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域を示す。
3. 2号区域とは、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域（吹田市の区域の全域）のうち、前号に掲げる区域以外の区域を示す。
4. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。
5. 適用の欄の法とは「騒音規制法」を、府条例とは「大阪府生活環境の保全等に関する条例」をそれぞれ示す。

- 出典) 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正）
「振動規制法施行令」（昭和51年政令第280号、令和3年12月24日最終改正）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号、令和5年10月30日最終改正）
「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年吹田市公告第38号）
「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定の変更について」（平成27年吹田市公告第168号）

③ 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、道路交通振動が表 4.2-28 に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、道路管理者に対し当該道路の道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置の要請、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。

事業計画地は、第 1 種中高層住居専用地域または第 2 種住居地域に該当し、第一種区域の基準が適用される。

表 4.2-28 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼間 午前6時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典)「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号、令和 3 年 3 月 25 日最終改正)

「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について」(平成 13 年吹田市公告第 39 号)

(e) 悪臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)では、不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22 物質を特定悪臭物質として指定している。また、「悪臭防止法」では工場や事業場に対して、規制基準が定められている。規制には悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっている。吹田市では濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成 21 年 4 月から導入している。

(f) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及び土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めている。また、平成 31 年 4 月から、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 33 号）が全面施行され、土壌汚染の把握（土壌汚染状況調査）を行う契機が拡大された。近年の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属・揮発性有機化合物等による土壌汚染の顕在化が、改正の背景となっている。

大阪府では、地域状況に応じた土壌汚染対策を進めるため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において土壌汚染に関する規定を定めている。条例では、「土壌汚染対策法」の仕組みを基本として、調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、一定規模以上の形質変更時の土地の利用履歴調査や、「土壌汚染対策法」に規定のない有害物質使用施設のある土地における形質変更時の土壌汚染状況調査等について規定している。また、土地の形質の変更をする場合に土壌汚染の状況を把握すること等、土地の所有者等の責務についても規定している。

c 環境保全に係る条例等

(a) 大阪府

大阪府では、平成 6 年 3 月に「大阪府環境基本条例」が制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成 6 年 3 月に制定された。また、大阪府環境基本条例の制定により、平成 6 年 10 月には自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保の推進等を定めた「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年大阪府条例第 2 号、令和 2 年 3 月 27 日最終改正）が全部改正されている。

(b) 吹田市

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田をめざすことを目的に「吹田市環境基本条例（以下、基本条例）」を平成 9 年 4 月に制定している。また、基本条例の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく施策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」を平成 9 年 4 月に制定している。さらに、平成 10 年 8 月に基本条例に基づき「吹田市環境基本計画」を策定し、平成 21 年 3 月に「吹田市第 2 次環境基本計画」への見直し、平成 26 年 3 月に「吹田市第 2 次環境基本計画 改訂版」への中間見直しが行われた。令和 2 年 2 月には、「吹田市第 3 次環境基本計画」が策定され、現在に至っている。

(イ) 自然環境関係法令等

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域の指定状況は表 4.2-29 に、分布状況は図 4.2-7 に示すとおりである。

事業計画地内には、保安林及び風致地区の指定はない。一方、事業計画地及びその周辺は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)に基づく吹田特定猟具使用禁止区域に指定されている。

表 4.2-29 (1) 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法令	地域指定	指定場所
森林法	保安林	伊射奈岐神社風致保安林 (0.50ha) 垂水神社風致保安林 (0.86ha) 素盞烏尊神社風致保安林 (0.48ha)
都市計画法	風致地区	服部 (約9ha) 千里山東 (約47ha) 千里山西 (約88ha)

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)
「吹田市森林整備計画書」(平成 29 年 5 月 31 日変更、吹田市)
「風致地区のしおり」(令和 3 年 10 月、吹田市)

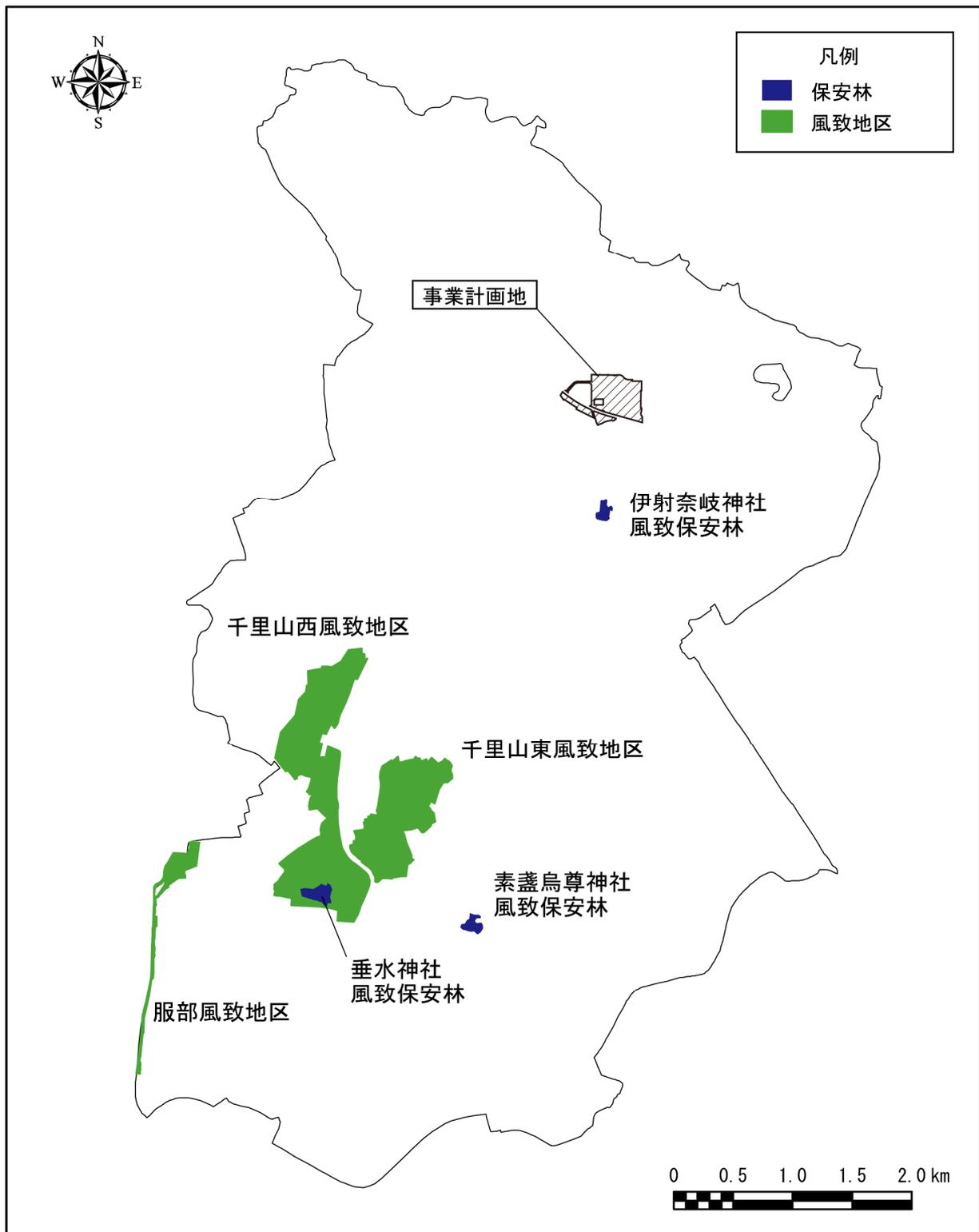
表 4.2-29 (2) 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法令	地域指定	期間	面積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	吹田特定猟具使用禁止区域 (銃)	令和元年11月15日から 令和11年11月14日まで	約3,611ha

出典)「令和 5 年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」(令和 5 年 10 月、大阪府)

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

区分
「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号、令和4年6月17日最終改正)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
「大阪府自然環境保全条例」(昭和48年大阪府条例第2号、令和2年3月27日最終改正)に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
「自然公園法」(昭和32年法律第161号、令和4年6月17日最終改正)に基づく国立公園及び国定公園の区域
「都市緑地法」(昭和48年法律第72号、令和5年6月16日最終改正)に基づく緑地保全地区または特別緑地保全地区
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年法律第103号、平成29年5月12日最終改正)に基づく近郊緑地保全区域
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、令和4年6月17日最終改正)に基づく鳥獣保護区



出典) 「吹田市森林整備計画書」(平成 29 年 5 月 31 日変更、吹田市)
「風致地区のしおり」(令和 3 年 10 月、吹田市)

図 4.2-7 吹田市内の保安林、風致地区の分布

(ウ) その他法令等

a 日照障害

「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号、令和 5 年 6 月 16 日最終改正)では日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「大阪府建築基準法施行条例」(昭和 46 年大阪府条例第 4 号、令和 5 年 3 月 23 日最終改正)ではその対象区域及び日影時間を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」(平成 9 年吹田市条例第 6 号、令和 4 年 3 月 11 日最終改正)では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

また、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び日照障害の防止措置について定められている。

b 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ 10m を超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の 20 日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

また、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」では、近隣への事前説明、市長との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

c 景観

吹田市は景観行政団体であり、「吹田市景観まちづくり条例」(平成 20 年吹田市条例第 24 号、令和 3 年 3 月 3 日最終改正)、「吹田市景観まちづくり計画」(平成 19 年 3 月策定、令和 4 年 4 月改定)及び「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(平成 21 年 4 月策定、令和 5 年 11 月最終改正)(以下、「景観形成基準」という。)が策定されている。「景観形成基準」において市内全域が景観計画区域として設定されており、景観計画区域内で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区(以下、「重点地区」という。)として景観形成地区(33 地区)または景観配慮地区(未指定)を定めている。景観計画区域及び景観形成地区の指定状況は、図 4.2-8 に示すとおりである。

景観計画区域では一定規模以上の建築物や外観の色彩の変更等には事前協議や届出が必要であり、さらに重点地区では地区特有の基準による誘導・指導が行われる。景観計画区域の届出対象行為は、表 4.2-30 に示すとおりである。

また、屋外広告物の表示等の基準については、「吹田市屋外広告物条例」(令和元年吹田市条例第 51 号)が定められている。事業計画地は、図 4.2-9 に示すとおり一部が広告景観特定地区(万博公園周辺地区)に含まれており、表 4.2-31 に示す許可基準が適用される。

表 4.2-30 (1) 景観計画区域の届出対象行為 (重点地区以外)

区分	規模	対象行為
建築物	「都市計画法」第8条第1項第1号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが15mを超え、又は建築面積が600m ² を超えるもの	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが10mを超え、かつ、建築面積が300m ² を超えるもの	
工作物	「建築基準法施行令」(昭和25年政令第338号、令和5年11月10日最終改正)第138条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物	
土地	500m ² 以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

出典)「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(令和5年11月改定)

表 4.2-30 (2) 景観計画区域の届出対象行為 (重点地区)

区分	規模	対象行為
建築物	「建築基準法」第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を要する建築物	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
工作物	「建築基準法施行令」第138条に定める工作物	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物	
土地	500m ² 以上のもの	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

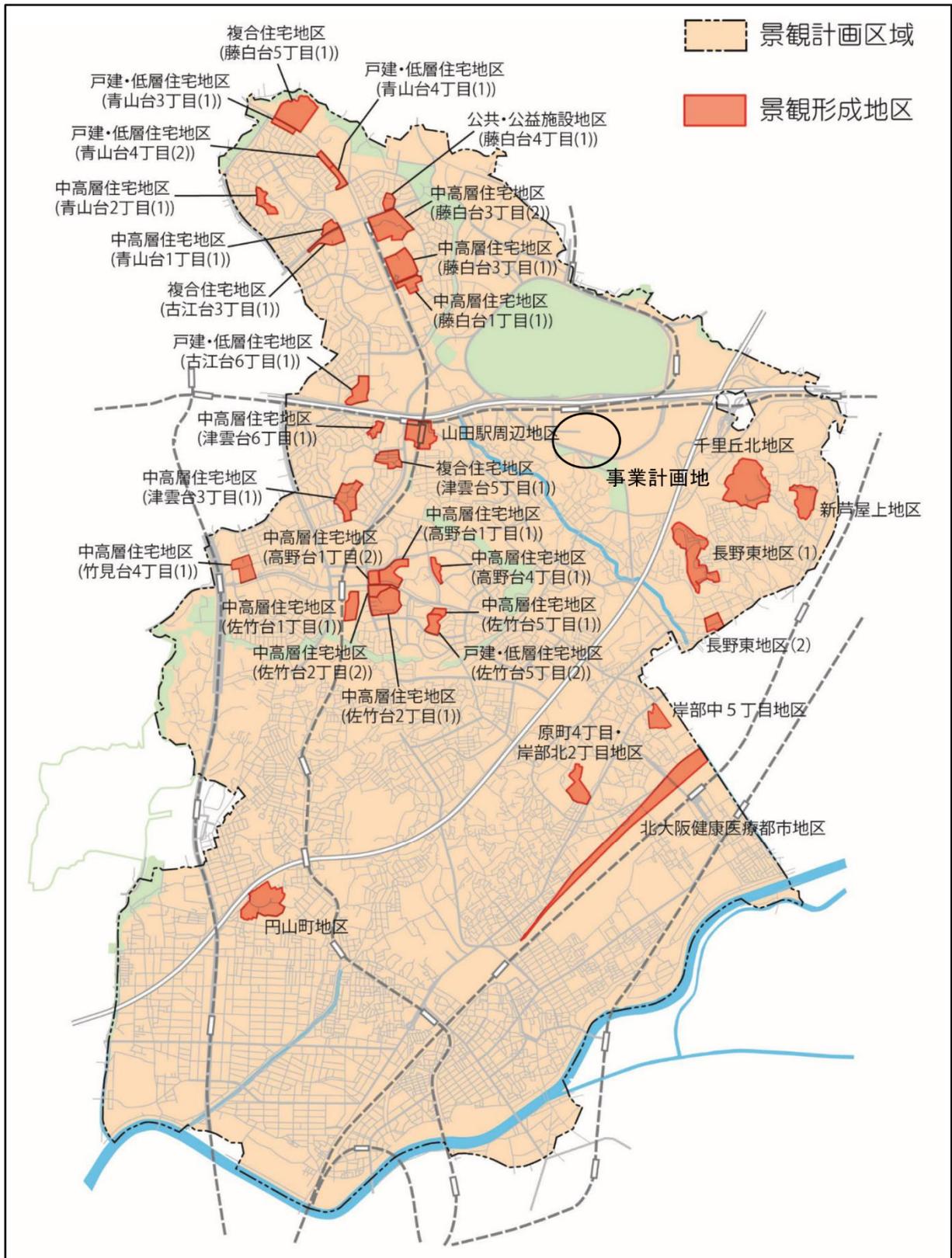
出典)「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(令和5年11月改定)

表 4.2-31 広告景観特定地区の許可基準

屋上広告物	縦	建築物の高さの1/3以内
	横	建築物の幅の範囲内
壁面広告物	縦	建築物の高さの範囲内
	横	建築物の幅の範囲内
	表示面積	取付面積の1/5以内
突出広告物	・ 上端は、取付壁面の高さを超えないこと	
	・ 取付壁面から1.5m以内	
	・ 道路上へ1.0m以内	
地上設置型広告物	・ 地上から最下端まで距離4.7m以上(歩道上は2.5m以上)	
	・ 地上から最上端までの距離15m以内	
塀、柵その他の工作物に設置するもの	・ 表示面積40m ² 以内	
	・ 工作物等の高さの範囲内	

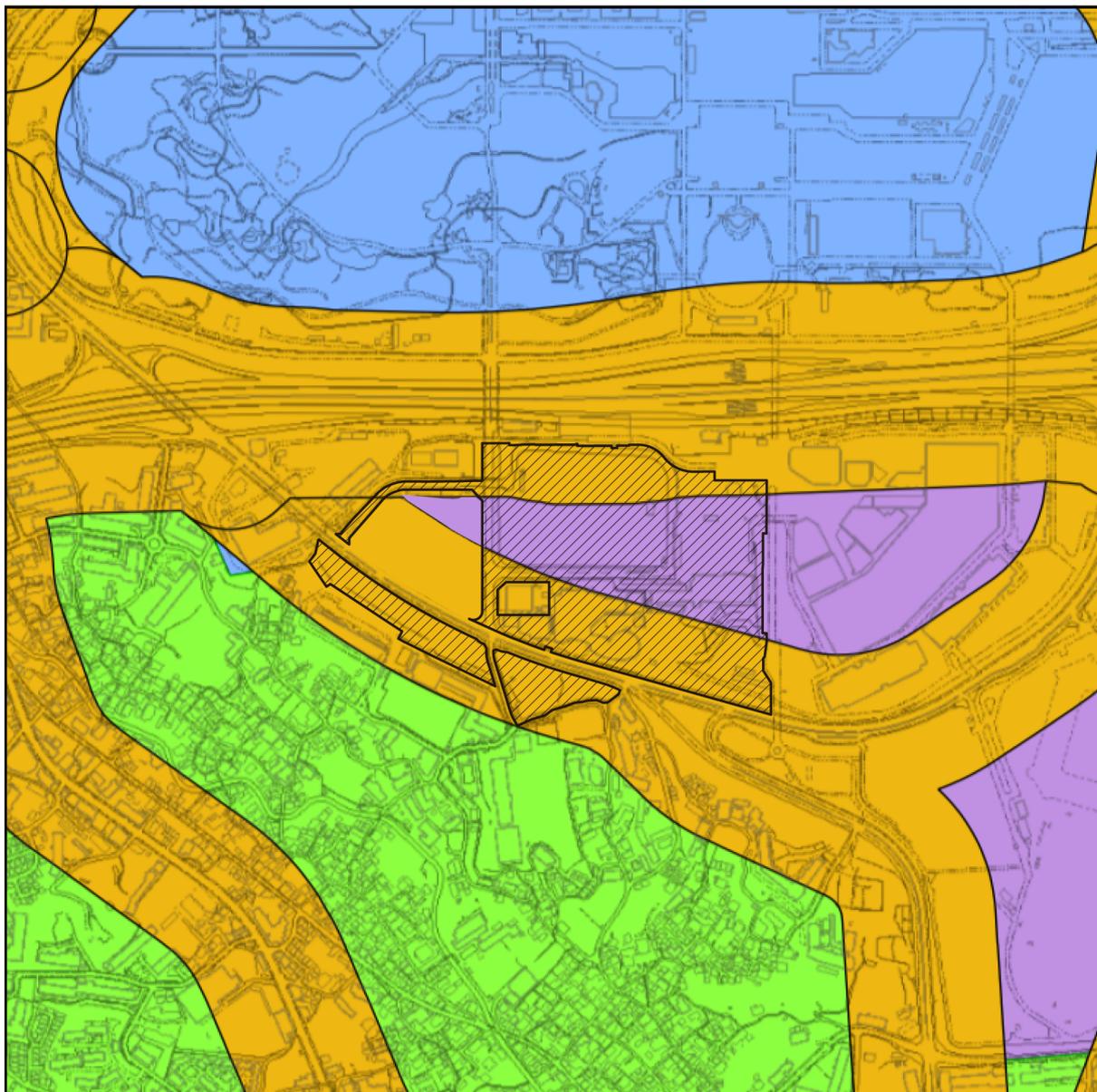
注) 広告景観特定地区とは、地域特性に応じた良好な景観の保全、風格のある街並みの形成又は活力に満ちた賑わいの創出のため必要があると認められる地区。

出典)「屋外広告物のしおり」(令和6年4月、吹田市)



出典)「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(令和5年11月改定)

図 4.2-8 吹田市の景観計画区域及び景観形成地区の指定状況



凡 例

 事業計画地

 重点制限区域

 一般制限区域

 広告景観特定区域（万博公園周辺地域）

 道路・鉄道に係る指定区域（沿道禁止区域）



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m

出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)

図 4.2-9 吹田市の屋外広告物規制区域

d 文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、及び前記の発掘の結果遺跡と認められるものを発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならないことが定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成 9 年吹田市条例第 8 号、平成 17 年 3 月 22 日最終改正）では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

e 国土防災関連

(a) 砂防三法指定区域

事業計画地及びその周辺には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、令和 5 年 5 月 26 日最終改正）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、令和 5 年 5 月 26 日最終改正）に基づいて指定される区域（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）はない。

(b) 土砂災害防止法に基づく指定区域

事業計画地及びその周辺の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく「土砂災害警戒区域」等の指定状況は、図 4.2-10 に示すとおりである。事業計画地は、「土砂災害警戒区域」等の指定はない。



凡 例

- | | |
|---|--|
|  事業計画地 |  土砂災害特別警戒区域 |
| |  土砂災害警戒区域 |



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



出典)「吹田市洪水ハザードマップ」(令和4年3月、吹田市)

図 4.2-10 国土防災関連の法令等による指定状況

(工) 環境関連計画等

a 第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、第8次計画まで策定し、その推進に努めてきた。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、第9次大阪地域公害防止計画が策定されている。なお、令和6年11月時点で、新しい計画への更新はなされていない。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表4.2-32に示すとおりである。

表 4.2-32 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主要な課題	1. 大阪湾の水質汚濁 ・大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止 ・大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止 2. 河川の水質汚濁 ・ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止

出典)「第9次大阪地域公害防止計画」(平成24年3月、大阪府)

b 2030 大阪府環境総合計画

大阪府では、平成 8 年に「大阪府環境基本条例」に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を体系化した施策を展開してきた。しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「循環型社会形成推進基本法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいる。

これらの状況を踏まえ、大阪府では平成 14 年に「大阪 21 世紀の環境総合計画」を策定した。10 年後の平成 23 年には「大阪 21 世紀の新環境総合計画」として見直し、平成 28 年 6 月に一部を改定している。その後、2050 年のめざすべき将来像の実現に向けた足掛かりを確実にするため、令和 3 年 3 月に新たに「2030 大阪府環境総合計画」を策定した。2030 大阪府環境総合計画の概要は、表 4.2-33 に示すとおりである。

表 4.2-33 2030 大阪府環境総合計画

項目	概要
計画の期間	2050年のめざすべき将来像を見通し、その実現を確かなものとするため2021年度から2030年度の10年間
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
2050年のめざすべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会
2030年の実現すべき姿	いのち輝くSDGs未来都市・大阪—環境施策を通じて—
脱炭素・省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs実現に向けて温暖化対策が加速している。 ・気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。 ・CO₂排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。 ・府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。 ・使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。
全てのいのちの共生	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。 ・府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。 ・希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。
健康で安心な暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ・澄みわたる空や澄んだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。 ・環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。 ・環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあひ安心できる暮らしが確立されている。
魅力と活力ある快適な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。 ・みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたくなる」都市となっている。 ・ヒートアイランド現象緩和など、快適な生活環境が確保されている。

出典)「2030 大阪府環境総合計画」(令和 3 年 3 月、大阪府)

c 吹田市第3次環境基本計画

吹田市では、「吹田市環境基本条例」に基づき、市、事業者、市民が一体となった環境の保全と創造についての取組を進めるため、平成10年8月に「吹田市環境基本計画」を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。平成21年3月には「吹田市第2次環境基本計画」への見直しが行われ、その5年後に中間見直しとして「吹田市第2次環境基本計画 改訂版」が策定された。令和2年2月には、環境を取り巻く状況の変化に対応するため見直しを行い、「吹田市第3次環境基本計画」が策定された。

「吹田市第3次環境基本計画」の理念・方針は表4.2-34に示すとおりである。また、同計画に定める目標は表4.2-35に、環境目標値は表4.2-36に示すとおりである。

表 4.2-34 吹田市第3次環境基本計画の理念・方針

基本理念	環境に関する課題解決のキーワード「MOTTAINAI」 ・使い捨てなどのライフスタイルを見直す ・限りある資源を有効に使う ・豊かな自然と共に生きる
基本方針	安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する ・大気、水、土壌などの身近な環境の保全に取り組む ・生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る ・快適な都市環境の創造を図る ・気候変動への対策に取り組む エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会を目指す ・節エネルギー・省エネルギーを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る ・ごみの減量・再資源化、節水などの資源の適正な管理及び循環的な利用を図る 市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める
望ましい環境像	みどりと水 光と風 楽しく共生し未来へつなげる 環境先進都市すいた

表 4.2-35 吹田市第3次環境基本計画の重点戦略と分野別目標

目標		施策の柱
重点戦略	戦略Ⅰ はぐくむ 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能なライフスタイルを実践する人材を“はぐくむ” ・環境に配慮したビジネススタイルに取り組む事業者を“はぐくむ” ・環境を中心とした多様な主体とのつながりを“はぐくむ”
	戦略Ⅱ まもる 良好な環境をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ・未来につながる環境を“まもる” ・市民にとっての憩いの空間を“まもる”
	戦略Ⅲ そなえる 気候変動による影響にそなえる	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による大規模災害に“そなえる” ・ヒートアイランド現象に“そなえる”
分野別目標	エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルや事業活動の転換促進 ・省エネルギー機器などの導入促進 ・再生可能エネルギーの導入拡大
	資源循環 資源を大切にす社会システムの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制を優先する社会への転換 ・多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ・排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ・持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ・水資源の有効利用と健全な水循環の推進 ・産業廃棄物の適正処理
	生活環境 健康で快適な暮らしを支える環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染防止対策の推進 ・環境美化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進 ・日照障害・電波障害対策
	みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・自然資源の持続的な利用 ・みどりを継承する ・みどりを生み出す ・みどりを活かす ・市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める
	都市環境 快適な都市環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの推進 ・自動車に過度に依存しない交通環境整備 ・環境に配慮した開発事業の誘導

表 4.2-36 (1) 吹田市第3次環境基本計画に定める目標値

○大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	

注) 1.二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。

2.ダイオキシン類に係る目標値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○悪臭

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

表 4.2-36 (2) 吹田市第3次環境基本計画に定める目標値

○水質汚濁

①健康項目

項目	目標値	対象水域
カドミウム	0.003mg/L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.02mg/L以下	
ひ素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	

- 注) 1.目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。
 2.「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。
 3.ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

表 4.2-36 (3) 吹田市第 3 次環境基本計画に定める目標値

②生活環境項目 ア BOD 等 5 項目		AA	A	B	C	D	E
項目	利用目的の適応性	水道 1 級 自然環境 保全及び A 以下の 欄に掲げ るもの	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げ るもの	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以 下の欄に 掲げるも の	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げ るもの	工業用水 2 級 農業用水 及び E の 欄に掲げ るもの	工業用水 3 級 環境保全
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下	6.0 以上 8.5 以下
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
	浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められない こと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
	大腸菌数	20 CFU/100 mL 以下	300 CFU/100 mL 以下	1,000 CFU/100 mL 以下	—	—	—
対象水域		対象水域及びその水域類型は別表のとおりとする。					

- 注) 1.目標値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る目標値は年間の 90%水質値とする。
 2.水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
 3.水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級は、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
 4.大腸菌数に用いる単位は、CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 5.類型指定された水域における BOD の環境基準達成状況の年間評価は、当該水域の環境基準点において、日間平均値の 75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 水生生物の保全に関する項目

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全垂鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及び その塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

注) 目標値は年間平均値とする。

表 4.2-36 (4) 吹田市第 3 次環境基本計画に定める目標値

(別表) 対象水域及びその水域類型

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等5項目 類型	水生生物の保全に 関する項目類型
山田川	全 域	D	—
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
高 川	全 域	D	—
正雀川	全 域	E	—
安威川	吹田市域	B	生物B
神崎川	吹田市域	B	生物B

備考

- 1.現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。
- 2.農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（ため池もこれに準ずる）。
- 3.利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。
 - (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
 - (2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
 - (3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
 - (4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。
 - (5) 環境保全：市民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

③ ため池

項目	目標値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	50 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以下
全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

④ 特殊項目

項目	目標値	対象水域
フェノール類	0.01 mg/L以下	安威川下流・神崎川
銅	0.05 mg/L以下	
亜鉛	0.1 mg/L以下	
溶解性鉄	1.0 mg/L以下	
溶解性マンガン	1.0 mg/L以下	
全クロム	1.0 mg/L以下	
アンモニア性窒素	1.0 mg/L以下	
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L以下	
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	

表 4.2-36 (5) 吹田市第3次環境基本計画に定める目標値

○地下水

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注) 1.目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。

2.「検出されないこと」とは、定量限界未満であることをいう。

3.ダイオキシン類に係る目標値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○地盤沈下

目標	対象地域
地盤沈下を進行させないこと。	市内全域

表 4.2-36 (6) 吹田市第3次環境基本計画に定める目標値

○土壌汚染

項目	目標値	対象地域
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。	市内全域
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機りん	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	
ひ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg/L以下であること。	
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。	

- 注) 1.検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を検出させ、ろ過したものをいう。
 2.汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。
 3.ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
 4.ダイオキシン類にあつては、環境目標が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 4.2-36 (7) 吹田市第 3 次環境基本計画に定める目標値

○環境騒音<道路に面しない地域>

地域の 類型	目標値		対象地域
	昼間 午前7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前7時まで	
A	55dB以下	45dB以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB以下	45dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB以下	50dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

<道路に面する地域>

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目標値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70dB以下	65dB以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。

上表の目標値を達成した幹線道路を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

(2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあっては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあっては午後9時から翌日の午前7時までの間とした時間の区分で目標値を達成するように努める。

注) 1.騒音の評価手法は、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）によるものとする。

2.この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 4.2-36 (8) 吹田市第 3 次環境基本計画に定める目標値

○航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) による。

○新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 「地形類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から 300m 以内の地域をいう。

○鉄軌道騒音 (新幹線鉄道騒音を除く)

目標値	対象地域
80dB 以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

注) 1.この目標は暫定目標値とする。

2.測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号) に定めるところによる。

○建設作業騒音・振動・低周波空気振動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

d 第2次みどりの基本計画

吹田市では、平成6年6月の都市緑地法の改正に伴い、市の快適な生活環境に欠かすことのできない“みどり”の将来の総合的なあり方を定めるものとして、平成9年3月に「いきいき吹田みどりの基本計画」を策定し、同基本計画を着実に実行していくための総合的で具体的な行動指針を示すものとして、平成10年3月に「豊かなみどりの創出に関するマニュアル」を策定している。平成23年3月にはこれらを見直して「吹田市第2次みどりの基本計画」とし、さらに平成28年8月に改訂している。

「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は、表4.2-37に示すとおりである。

表4.2-37 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

基本方針	
基本方針1 みどりを継承する	<p>今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 集合住宅や戸建住宅などで育まれてきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。</p> <p>今ある公共のみどりを次世代へ継承する 吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。</p>
基本方針2 みどりを生み出す	<p>地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。</p> <p>地域に応じたみどりの拠点をつくる 地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。</p>
基本方針3 みどりを活かす	<p>生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと、中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。</p> <p>今ある公園・緑地を充実する 今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。</p> <p>人と地域を育む場としてみどりを活かす 身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりや自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。</p>
基本方針4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	<p>市民参画・協働を支える仕組みをつくる 効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。</p> <p>市民参画・協働による取組を進める みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。</p>

出典)「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）

e 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり、地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成5年に「吹田市都市景観形成基本計画」を策定した。その後、平成16年に制定された「景観法」（平成16年法律第110号、令和5年6月16日最終改正）に基づき「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、平成19年3月に「吹田市景観まちづくり計画」（以下、「前計画」という。）を策定した。さらに、「景観法」の規定による必要な事項について、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」を平成21年4月に策定した。

前計画策定から10年以上が経過した令和4年4月に前計画を改定し、「吹田市景観まちづくり計画－2022－」（以下、「新計画」という。）を策定した。新計画は、前計画の理念や考え方は継承しつつ、景観まちづくりのより一層の推進を図ることとしている。新計画の概要は、表4.2-38に示すとおりである。

表 4.2-38 吹田市景観まちづくり計画－2022－

項目	内容
吹田市がめざす景観の将来像	地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しいまち
基本目標 基本方針	基本目標（1）地形を活かした「潤いのある景観」をまもり、はぐくむ ・緑の保全と育成を進めます ・潤いのある水辺景観の育成を進めます ・共生の景観保全・整備を進めます
	基本目標（2）市民がまちを住みこなすことによる「生きる景観」をまもり、はぐくむ ・良好な住環境の保全・育成を進めます ・歴史的な景観の保全・整備を進めます ・いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくりを進めます
	基本目標（3）景観の特性を尊重した「調和と個性のある景観」をつくり、はぐくむ ・地域に調和するまちづくりを進めます ・シンボルとなる景観を創造します ・特徴ある景観の活用・演出を進めます

出典）「吹田市景観まちづくり計画－2022－」（令和4年4月、吹田市）

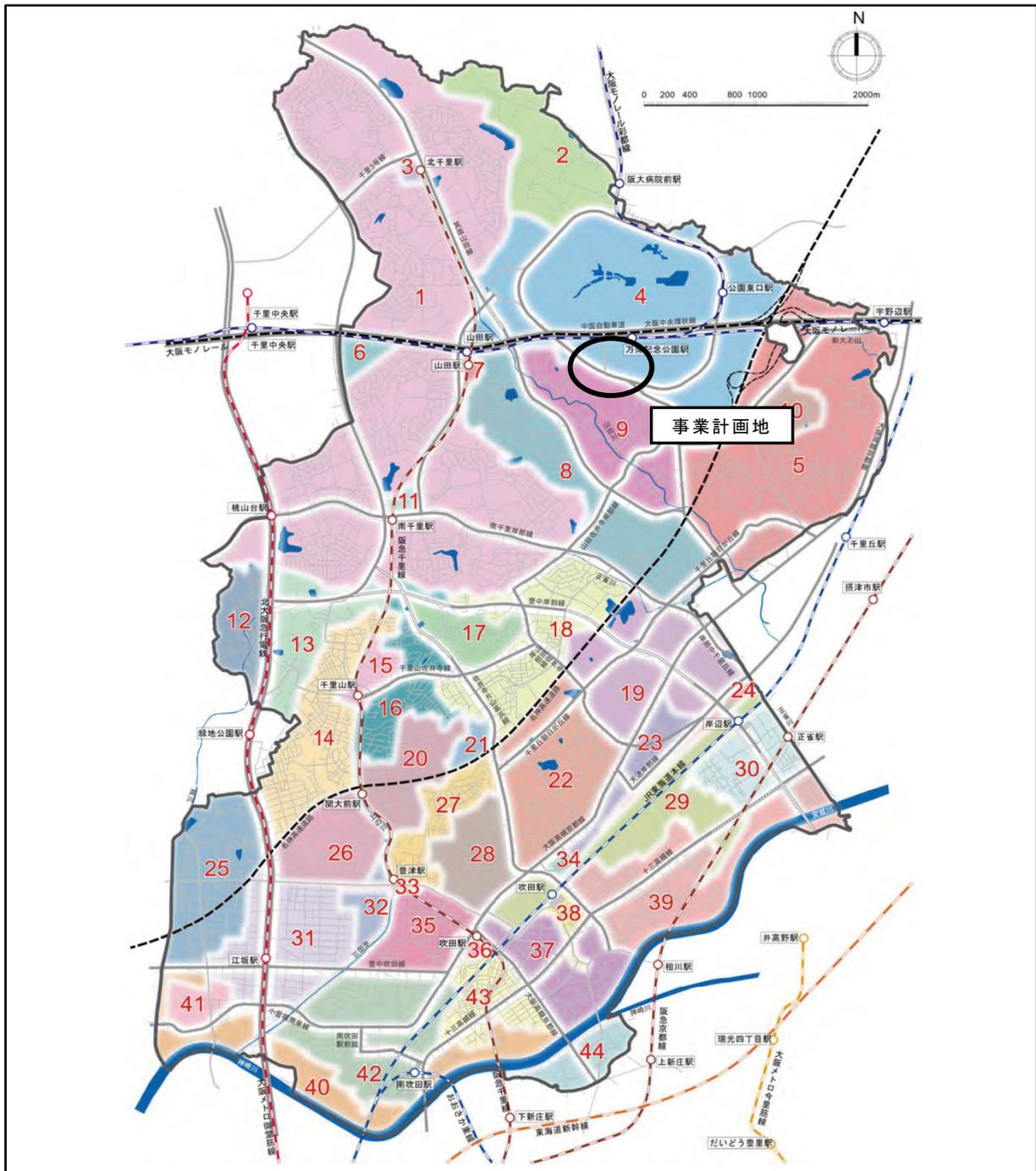
本計画では、吹田市の4つの景観特性である「地形」、「歴史」、「土地利用」、「都市活動・暮らし」がおおむね共通するひとまとまりの空間の範囲を「景域（けいいき）」と呼び、45の景域に区分している。事業計画地は、図4.2-11に示すとおり「4.万博記念公園界限」及び「9.山田東界限」に位置し、景観まちづくり方針として以下が設定されている。

4.万博記念公園界限

緑を保全し、公園としての憩いやにぎわいをはぐくむとともに、大阪を代表する緑豊かで文化的な景観をつくる

9.山田東界限

旧集落や旧街道、河川が一体となった歴史を感じさせる景観をまもり、はぐくむ



(令和3年(2021年)11月末時点)

景域番号	景域の名前	景域番号	景域の名前	景域番号	景域の名前	景域番号	景域の名前
1	千里ニュータウン界隈	13	千里山竹園界隈	25	江坂町界隈	37	内本町・南高浜町界隈
2	大阪大学界隈	14	千里山西界隈	26	円山町界隈	38	JR吹田駅南口界隈
3	北千里駅界隈	15	千里山東側界隈	27	山手町界隈	39	JR以南(東部)界隈
4	万博記念公園界隈	16	千里山東界隈	28	出口町・片山町界隈	40	神崎川沿い(南吹田の工業地)
5	千里丘界隈	17	佐井寺界隈	29	吹田貨物ターミナル駅・吹田機関区界隈	41	芳野町界隈
6	津雲台7丁目界隈	18	佐井寺南・五月が丘界隈	30	岸部南界隈	42	南吹田駅界隈
7	山田駅界隈	19	岸部界隈	31	江坂駅界隈	43	JR以南(西部)界隈
8	山田西界隈	20	関大前駅界隈	32	垂水町2丁目界隈	44	東御旅町・西御旅町界隈
9	山田東界隈	21	上山手町界隈	33	豊津駅界隈	45	幹線道路・鉄道沿線
10	千里丘界隈(ミリカセンター跡地)	22	原町・朝日が丘町・藤が丘町界隈	34	JR吹田駅北口・片山商店街界隈		
11	南千里駅界隈	23	岸部中・片山町界隈	35	泉町界隈		
12	春日界隈	24	北大阪健康医療都市界隈	36	阪急吹田駅界隈		

出典)「吹田市景観まちづくり計画」(令和4年4月、吹田市)

図 4.2-11 吹田市内の景域

f 吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

吹田市では、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止するため、平成23年3月に策定した「吹田市地球温暖化対策新実行計画 すいたんのCO₂大作戦」、平成28年3月の中間見直しによる改訂版「吹田市地球温暖化対策新実行計画（改訂版） すいたんのCO₂大作戦 R」（以下、「前計画」という。）に基づき取組を進めてきた。

前計画の策定以降、吹田市では上位計画である「吹田市第4次総合計画」や「吹田市第3次環境基本計画」が策定されたほか、国内外では2020年の「パリ協定」運用開始や政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言など、社会情勢の変化が生じた。これらの社会情勢の変化に対応するため、令和3年2月に「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定した。第2次計画の概要は、表4.2-39に示すとおりである。

表 4.2-39 吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

項目		概要		
計画の期間		令和10（2028）年度までの8年間		
計画の目標		<p>◆第2次計画の目標</p> <p>令和10（2028）年度までに、市域の年間温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で50%以上削減する</p> <p>◆長期目標</p> <p>2050年までに、市域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロにする</p> <p>◆エネルギー消費量に係る目標</p> <p>①市域の年間エネルギー消費量を、令和10（2028）年度までに13.1PJ以下にする</p> <p>②市域の家庭部門における市民1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10（2028）年度までに8.2GJ以下にする</p> <p>③市域の業務部門における従業員1人あたりの年間エネルギー消費量を、令和10（2028）年度までに25.6GJ以下にする</p>		
対象となる温室効果ガス		ガスの種類		
		二酸化炭素	化石燃料の燃焼など	
		メタン	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	
		一酸化二窒素	燃料の燃焼、工業プロセスなど	
		代替フロンなど	ハイドロフルオロカーボン類	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
			パーフルオロカーボン類	半導体の製造プロセスなど
			六ふっ化硫黄	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素	半導体の製造プロセスなど			
対象となる部門など	エネルギー起源CO ₂	産業部門	第一次産業（農林水産業）、第二次産業（鉱業・建設業・製造業）について、工場や事業所内で消費されたエネルギーが算定対象	
		民生部門	家庭：住宅内で消費されたエネルギーが算定対象 業務：第三次産業について、事務所ビル、店舗、宿泊施設、医療施設、学校、役場などの事業所内で消費されたエネルギーが算定対象	
		運輸部門	住宅・工場・事業所の外での人・物の輸送のために消費されたエネルギーが算定対象	
	エネルギー起源CO ₂ 以外	廃棄物	廃プラスチック類の焼却により発生する二酸化炭素や、下水処理過程で発生するメタンなどが算定対象	
		工業プロセス	セメントや化学製品などを製造する際などに分離される温室効果ガスが算定対象	
		農業	水田から発生するメタン、肥料由来の一酸化二窒素が算定対象	
		代替フロンなど	エアコンからの漏出、半導体などの製造工程での漏出などが算定対象	

注）PJ＝千兆（ペタ：10の15乗）ジュール、GJ＝十億（ギガ：10の9乗）ジュール

出典）「吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画」（令和3年2月、吹田市）

(2) 自然条件

ア 気象

吹田市は内陸部に位置するが、瀬戸内海式気候に属し大阪湾からの海風の影響を受け、比較的温暖な気候となっている。

吹田市西消防署（江坂町1丁目21番6号）において観測された令和5年の気象の状況は、表4.2-40に示すとおりである。年平均気温は18.0℃、平均湿度は63.8%、平均風速は1.9m/s、年間降水量は1,255.0mmとなっている。

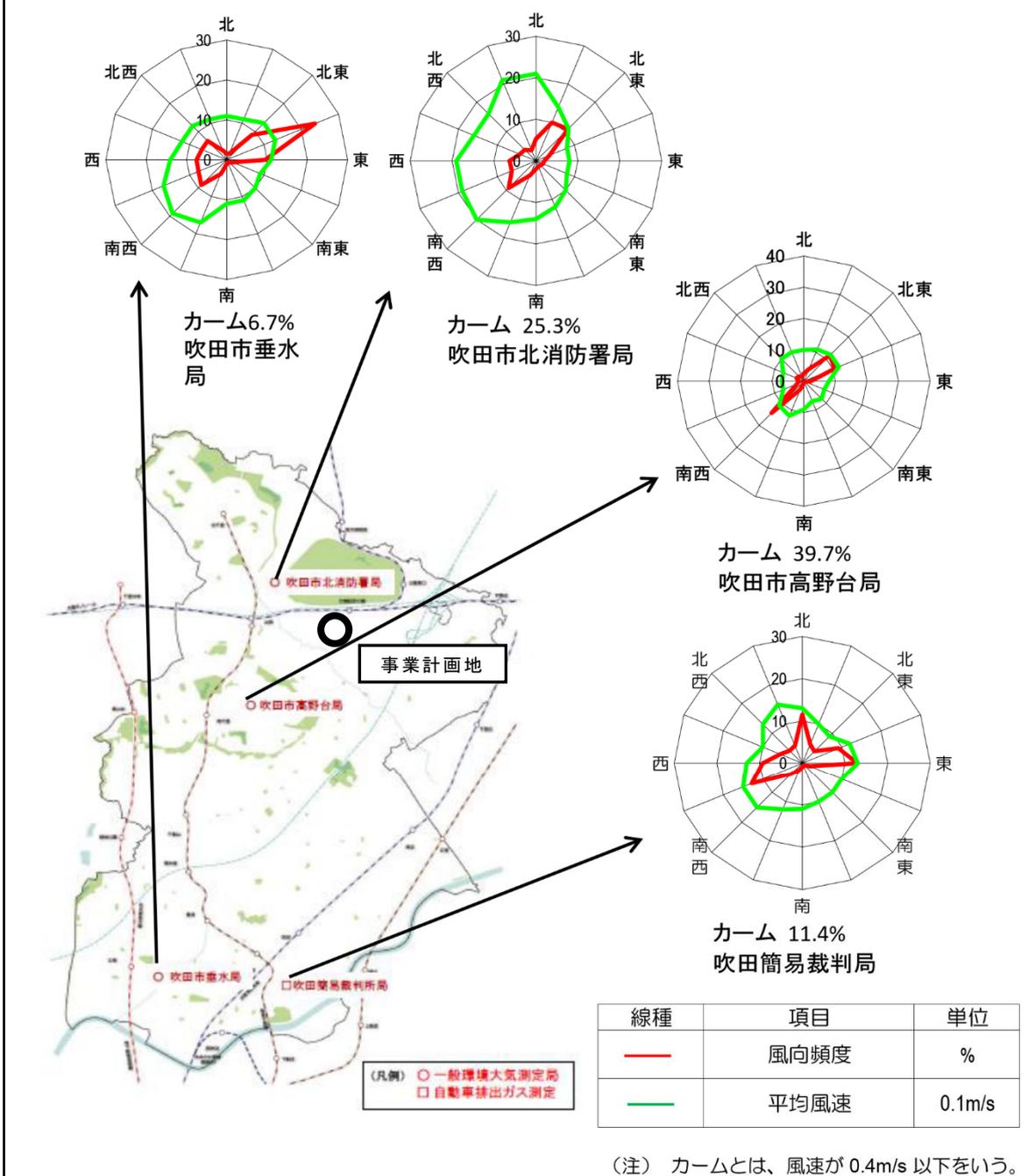
また、「吹田市環境白書2023」（令和5年12月、吹田市）によると、令和4年度の吹田市内の各所における風配図の状況は、図4.2-12に示すとおりである。

表 4.2-40 事業計画地周辺における気象の状況（令和5年、吹田市西消防署）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気 温 (℃)	平均	6.2	6.9	12.9	15.9	20.1	23.9	29.1	30.3	28.1	19.2	14.3	9.2	18.0
	最高	14.8	17.6	27.4	28.1	30.8	32.8	39.5	39.5	38.1	28.3	27.6	20.5	39.5
	最低	-2.9	0.1	3.8	7.5	11.3	15.8	22.8	24.9	21.0	10.8	5.2	0.2	-2.9
平均湿度 (%)		64.3	63.1	57.2	60.9	61.6	71.5	68.0	66.7	65.1	60.7	64.5	61.5	63.8
平均風速 (m/s)		1.6	1.6	1.8	2.1	2.1	1.8	2.1	2.6	2.0	1.6	1.7	1.7	1.9
降水量 (mm)		34.0	27.0	66.0	183.5	229.5	234.5	87.5	178.5	66.5	60.5	70.0	17.5	1,255.0

出典)「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

令和4年度（2022年度） 風配図

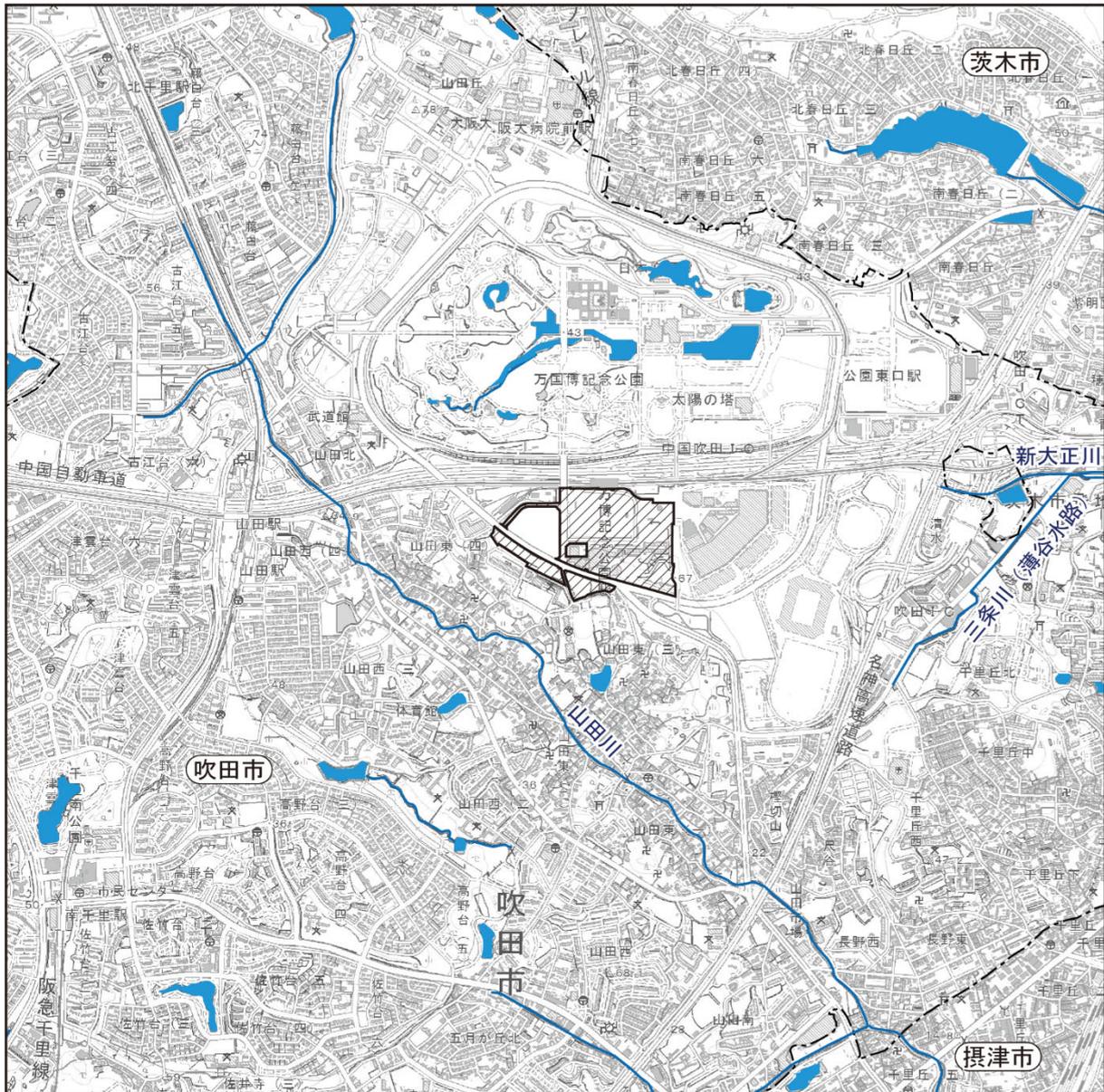


出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

図 4.2-12 吹田市内における風配図 (令和4年度)

イ 水象

事業計画地周辺における河川等の分布状況は、図 4.2-13 に示すとおりである。事業計画地南西側を山田川が流れている。また、事業計画地の周辺には、ため池が点在している。



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  市界
-  河川
-  ため池等



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)
 「国土数値情報ダウンロードサイト(平成21年度～平成18年度版)」
 (国土交通省ホームページ)

図 4.2-13 事業計画地周辺における河川等の状況

ウ 地象

(ア) 地形

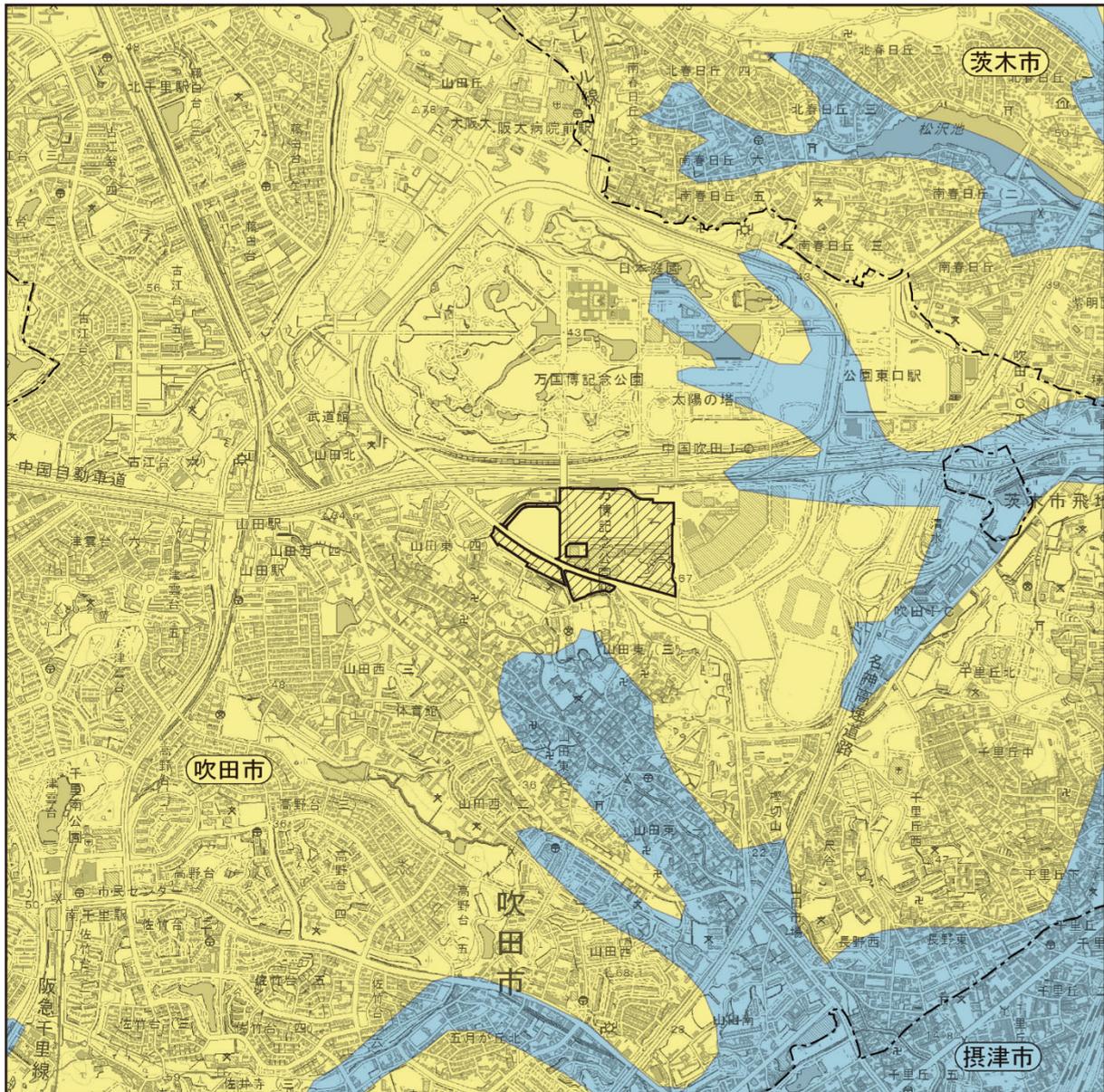
吹田市の地形は大きく丘陵地、台地、低地に分類される。丘陵地は千里丘陵と呼ばれ、吹田市中央部以北の広範囲に分布している。

事業計画地周辺における地形の状況は、図 4.2-14 に示すとおりである。事業計画地は、千里丘陵の東端部の「小起伏丘陵地」に位置し、事業計画地以東の地域は「扇状地性低地」となっている。

(イ) 地質

吹田市の地質は全体として、大阪層群が穏やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称であり、約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰で構成されている。地形の台地に相当する土砂地盤は段丘層であり、砂礫層を主体とする。低地に分布する軟弱地盤は、沖積層であり、泥・砂などでできている軟弱な地層である。

事業計画地周辺における表層地質の状況は、図 4.2-15 に示すとおりである。事業計画地周辺の地質は、「泥および砂」となっている。



凡例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

- 事業計画地

市界
- 小起伏丘陵地

扇状地性低地



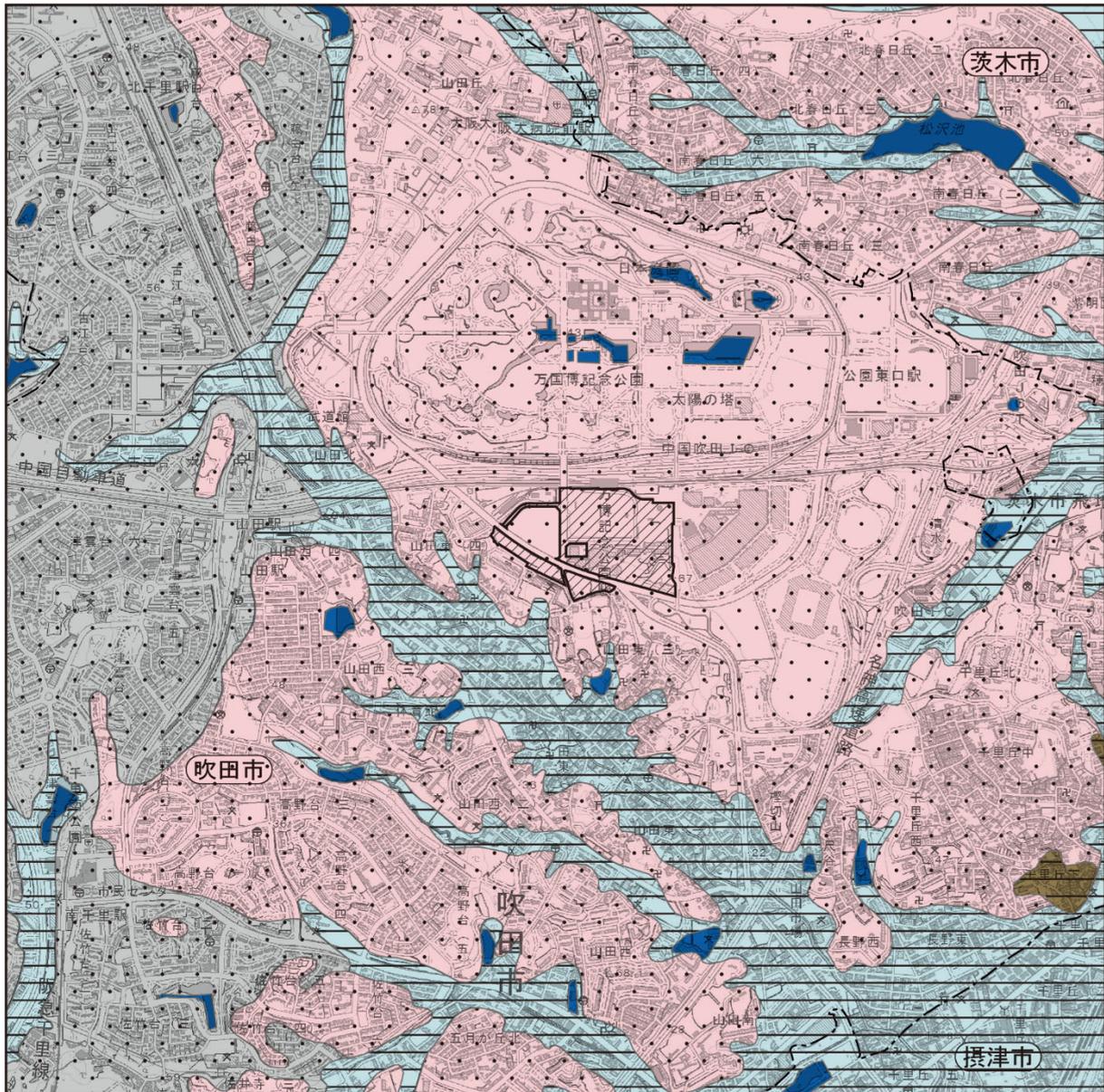
Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



出典)「20万分の1土地分類基本調査 地形分類図 大阪(昭和51年)」
(国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ)

図 4.2-14 事業計画地周辺における地形の状況



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡例

事業計画地

市界

泥および砂

砂礫および泥

礫(低位)

礫(中位)

原図水部分

大阪層群

段丘層



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



出典)「5万分の1土地分類基本調査 表層地質図 大阪東北部(昭和53年)」
(国土調査(土地分類基本調査・水基本調査等)ホームページ)

図 4.2-15 事業計画地周辺における表層地質の状況

(3) 環境の概況

ア 大気汚染

吹田市では、一般環境における大気汚染の現況を把握し対策を推進するため、吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市高野台局で常時監視を行っている。また、沿道環境については、幹線道路における自動車排出ガスの影響を把握するため、国道 479 号（大阪内環状線）沿道の吹田簡易裁判所局で常時監視を行っている。

このほか、市が環境目標を定めているベンゼン等についても定期的に測定している。各測定局における測定項目は表 4.2-41 に、測定局の位置は図 4.2-16 に示すとおりである。

表 4.2-41 吹田市内における大気汚染監視状況

測定項目		吹田市 垂水局 (一般環境)	吹田市 北消防署局 (一般環境)	吹田市 高野台局 (一般環境)	吹田簡易 裁判所局 (沿道環境)
気象	風向・風速	○	○	○	○
	温度・湿度	○	○		
	日射量		○		
二酸化硫黄			○	※	○
窒素酸化物		○	○	○	○
浮遊粒子状物質		○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)			○		○
光化学オキシダント		○	○	○	
一酸化炭素					○
炭化水素 (非メタン炭化水素、全炭化水素)			○		○
有害大気汚染物質			○		○
ダイオキシン類			○		○

※ 吹田市高野台局における二酸化硫黄は、令和 3 年度以降は測定していない。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

(ア) 大気汚染常時測定局の測定結果

a 窒素酸化物

吹田市内の常時監視局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化及び令和4年度の年間測定結果は、表4.2-42及び表4.2-43に示すとおりである。

平成30年度～令和4年度の年平均値は0.009～0.018ppmであり、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも経年的にはほぼ横ばいながら緩やかな減少傾向を示している。

令和4年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は全ての局で0日であり、また日平均値の年間98%値は0.024～0.033ppmとなっている。吹田市では独自に環境目標を設定しており（以下、吹田市の目標値）、二酸化窒素は国の環境基準よりも厳しい数値を設定している。令和4年度は、全ての測定局で国の環境基準及び吹田市の目標値を達成している。

表4.2-42 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成30年度～令和4年度）

単位: ppm

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市垂水局	0.015	0.013	0.012	0.012	0.012
吹田市北消防署局	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
吹田市高野台局	※0.013	0.012	0.011	0.010	0.010
吹田簡易裁判所局	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014

※ 平成30年度の高野台局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱うことができないため、参考値として掲載している。

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

表4.2-43 二酸化窒素測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	342	8,137	0.012	0.070	0	0	0.031	0
吹田市北消防署局	363	8,643	0.009	0.046	0	0	0.024	0
吹田市高野台局	363	8,645	0.010	0.052	0	0	0.028	0
吹田簡易裁判所局	351	8,476	0.014	0.068	0	0	0.033	0

注) 1. 「日平均値の年間98%値」とは、1年間を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる日平均値をいう。

2. 国の二酸化窒素の環境基準では、年間の日平均値のうち、日平均値の年間98%値で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合環境基準を達成したとされる。

3. 吹田市の目標値は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

また、吹田市内の常時監視局における一酸化窒素及び窒素酸化物の令和4年度の年間測定結果は、表4.2-44に示すとおりである。令和4年度の一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値は、それぞれ0.001～0.007ppm、0.011～0.021ppmであり、窒素酸化物のうち二酸化窒素の割合は68.0～88.9%となっている。

表4.2-44 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO _x)		
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	年平均値 $\frac{\text{NO}_2}{\text{NO} + \text{NO}_2}$
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	342	8,137	0.002	0.058	0.010	0.013	0.107	86.1
吹田市北消防署局	363	8,643	0.002	0.071	0.007	0.011	0.099	85.1
吹田市高野台局	363	8,645	0.001	0.080	0.009	0.011	0.109	88.9
吹田簡易裁判所局	351	8,476	0.007	0.098	0.024	0.021	0.146	68.0

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

b 二酸化硫黄

吹田市内の常時監視局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化及び令和4年度の年間測定結果は、表4.2-45及び表4.2-46に示すとおりである。平成30年度～令和4年度の年平均値は0.001～0.004ppmであり、ほぼ横ばいで推移している。

令和4年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は0日であり、1時間値が0.1ppmを超えた時間数も0時間となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また、日平均値の2%除外値は最高で0.003ppmであり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値(環境基準と同値)についても、全局で達成している。

表4.2-45 二酸化硫黄年平均値の経年変化(平成30年度～令和4年度)

単位: ppm

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市北消防署局	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
吹田市高野台局	※0.003	0.004	0.004	—	—
吹田簡易裁判所局	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001

※平成30年度の高野台局の有効測定日は250日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱うことができないため、参考値として掲載している。

注) 高野台局では、令和3年度以降は二酸化硫黄の測定を行っていない。

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

表 4.2-46 二酸化硫黄測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数	日平均値が 0.04ppm を超えた日数	1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm		日
吹田市北消防署局	363	8,645	0.001	0	0	0.018	0.003	無	0
吹田簡易裁判所局	362	8,638	0.001	0	0	0.010	0.002	無	0

- 注) 1. 「日平均値の 2%除外値」とは、1 年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値をいう。
2. 国の二酸化硫黄にかかる環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
3. 二酸化硫黄による大気汚染の状態を吹田市の目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。
- 短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた 1 時間値 (0.1ppm 以下) 又は日平均値 (0.04ppm 以下) に個々に照らして評価する。
- 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2% 除外値が 0.04ppm を超えず、かつ日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

c 浮遊粒子状物質

吹田市内の常時監視局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化及び令和 4 年度の年間測定結果は、表 4.2-47 及び表 4.2-48 に示すとおりである。平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値は 0.013～0.017mg/m³であり、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも横ばいもしくは緩やかな減少傾向で推移している。

令和 4 年度の測定結果では、1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数は 0 時間、日平均値が 0.10 mg/ m³ を超えた日数は 0 日となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また、日平均値の 2%除外値の最高値は 0.027mg/m³、日平均値が 0.10mg/m³ を超える日が 2 日以上連続した日は 0 日であり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値(環境基準と同値)についても、全局で達成している。

表 4.2-47 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：mg/m³

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市垂水局	0.016	0.015	0.015	0.013	0.013
吹田市北消防署局	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013
吹田市高野台局	※0.013	0.014	0.015	0.013	0.013
吹田簡易裁判所局	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013

※平成 30 年度の高野台局の有効測定日は 250 日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱うことができないため、参考値として掲載している。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

表 4.2-48 浮遊粒子状物質測定結果（令和4年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm		日
吹田市垂水局	352	8,473	0.013	0	0	0.080	0.027	無	0
吹田市北消防署局	360	8,636	0.013	0	0	0.077	0.026	無	0
吹田市高野台局	363	8,704	0.013	0	0	0.099	0.026	無	0
吹田簡易裁判所局	363	8,698	0.013	0	0	0.077	0.026	無	0

注) 1. 「日平均値の2%除外値」とは、1年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値をいう。

2. 国の浮遊粒子状物質の環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

3. 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

短期的評価 時間又は日について測定結果を目標値として定められた1時間値(0.20mg/m³以下)又は日平均値(0.10mg/m³以下)に個々に照らして評価する。

長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値が0.10mg/m³を超えず、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

d 微小粒子状物質 (PM2.5)

吹田市内の常時監視局における微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度の年平均値の経年変化及び令和4年度の年間測定結果は、表4.2-49及び表4.2-50に示すとおりである。平成30年度～令和4年度の年平均値は9.3～15.1μg/m³であり、一般環境大気測定局では令和4年度に増加しているものの、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とも減少傾向で推移している。

令和4年度の測定結果では、98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数は0日となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また、年平均値は15μg/m³以下であり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値(環境基準と同値)についても、全局で達成している。

表 4.2-49 微小粒子状物質 (PM2.5) 年平均値の経年変化 (平成30年度～令和4年度)

単位: μg/m³

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市北消防署局	12.3	11.5	11.2	9.8	10.2
吹田簡易裁判所局	15.1	13.5	14.3	13.6	9.3

出典)「吹田市環境白書2023」(令和5年12月、吹田市)

表 4.2-50 微小粒子状物質 (PM2.5) 測定結果 (令和 4 年度)

測定局	有効測定 日数	測定 時間	年平均値	日平均値 の年間 98%値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	98%値評価に よる日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	日
吹田市北消防 署局	360	8,555	10.2	20.3	0	0
吹田簡易裁判 所局	362	8,623	9.3	20.4	0	0

注) 1. 「日平均値の年間 98%値」とは、1 年間を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる日平均値をいう。

2. 国の微小粒子状物質の環境基準は、1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(吹田市の目標値も同値)

出典) 「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

e 一酸化炭素

一酸化炭素は、主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定を行っている。一酸化炭素の年平均値の経年変化及び令和 4 年度の測定結果は、表 4.2-51 及び表 4.2-52 に示すとおりである。

平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値は 0.3～0.4ppm であり、横ばいで推移している。

令和 4 年度の測定結果では、日平均値が 10ppm を超えた日数は 0 日で、8 時間値が 20ppm を超えた回数も 0 回となっており、短期的評価で環境基準を達成している。また日平均値の 2%除外値は 0.5ppm であり、長期的評価でも環境基準を達成している。吹田市の目標値 (環境基準と同値) についても達成している。

表 4.2-51 一酸化炭素年平均値の経年変化 (平成 30 年度～令和 4 年度)

単位: ppm

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田簡易裁判所局	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3

出典) 「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

表 4.2-52 一酸化炭素測定結果（令和 4 年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	目標値の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm		日
吹田簡易裁判所局	364	8,677	0.3	0	0	2.5	0.5	無	0

- 注) 1. 「日平均値の 2%除外値」とは、1 年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値をいう。
2. 国の一酸化炭素に係る環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
3. 一酸化炭素による大気汚染の状態を吹田市の目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。
- 短期的評価 時間又は日について測定結果を、目標値として定められた 8 時間値 (20ppm 以下) 又は日平均値 (10ppm 以下) に個々に照らして評価する。
- 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の 2% 除外値が 10ppm を超えず、かつ日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しない場合、目標値を達成したと評価される。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

f 光化学オキシダント

(a) 光化学オキシダント

吹田市の目標値では、光化学オキシダントは、非メタン炭化水素の指針値と併せて評価することとしている。

吹田市内の常時監視局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化及び令和 4 年度の年間測定結果は、表 4.2-53 及び表 4.2-54 に示すとおりである。平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値は 0.034～0.038ppm であり、ほぼ横ばいで推移している。

令和 4 年度の測定結果では、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数が吹田市垂水局で 374 時間、吹田市北消防署局で 413 時間、吹田市高野台局で 385 時間であり、全局で吹田市の目標値（環境基準と同値）を達成していない。

表 4.2-53 光化学オキシダント年平均値の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：ppm

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市垂水局	0.035	0.035	0.035	0.035	0.034
吹田市北消防署局	0.036	0.038	0.035	0.036	0.034
吹田市高野台局	※0.030	0.034	0.034	0.034	0.034

※平成 30 年度の高野台局の有効測定日は 250 日未満となり、測定結果は年平均値として取り扱うことができないため、参考値として掲載している。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

表 4.2-54 光化学オキシダント測定結果（令和 4 年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間 1 時間値の最高値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm
吹田市垂水局	365	5,423	0.034	77	374	0	0	0.107
吹田市北消防署局	365	5,421	0.034	82	413	0	0	0.113
吹田市高野台局	365	5,424	0.034	75	385	0	0	0.113

注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯である。

2. 国の光化学オキシダントの環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。（吹田市の目標値も同値）

出典)「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

(b) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、環境基準値は設定されていないが、「中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会」（昭和 51 年 7 月 30 日）の大気環境指針において、光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素排出抑制にあたっての行政上の目標（以下、指針値）が定められている。なお、吹田市の目標値も同値となっている。

吹田市内の常時監視局における午前 6～9 時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化及び令和 4 年度の年間測定結果は、表 4.2-55 及び表 4.2-56 に示すとおりである。

平成 30 年度～令和 4 年度の年平均値は 0.09～0.18ppmC であり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高めの数値で推移している。

令和 4 年度の測定結果では、午前 6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を越えた日数が、吹田市北消防署局は 0 日、吹田簡易裁判所局で 13 日となっている。吹田市の目標値（指針値と同値）について、吹田市北消防署局は達成しているが、吹田簡易裁判所局では達成していない。

表 4.2-55 非メタン炭化水素年平均値（6-9 時）の経年変化（平成 30 年度～令和 4 年度）

単位：ppmC

測定局	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
吹田市北消防署局	0.10	0.10	0.09	0.09	0.09
吹田簡易裁判所局	0.18	0.17	0.15	0.15	0.15

出典)「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

表 4.2-56 非メタン炭化水素測定結果（令和 4 年度）

測定局	測定時間	年平均値 ppmC	6～9 時にお ける年 平均値 ppmC	6～9 時測定 日数 日	6～9 時 3 時間 平均値が 0.20ppmC を越 えた日数とその 割合		6～9 時 3 時間 平均値が 0.31ppmC を越 えた日数とその 割合	
	時間				日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,594	0.08	0.09	362	6	1.7	0	0.0
吹田簡易裁判所局	8,580	0.13	0.15	363	83	22.9	13	3.6

注) 非メタン炭化水素に環境基準値はないが、「中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会」の指針値は、午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC 以下となっている。(吹田市の目標値も同値) ただし、3 時間のうち 1 時間でも欠測があると、評価の対象としない。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

g 有害大気汚染物質

「吹田市環境白書 2023」によると、吹田市北消防署局と吹田簡易裁判所局において有害大気汚染物質の測定が行われている。令和 4 年度の測定結果は、表 4.2-57 に示すとおりである。環境基準及び吹田市の目標値が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、全局で環境基準及び吹田市の目標値(環境基準と同値)を達成している。

表 4.2-57 有害大気汚染物質の測定結果（令和 4 年度）

単位：μg/m³

物質名	測定局		吹田市の目標値 (環境基準と同値)
	年平均値		
	吹田市北消防署局	吹田簡易裁判所局	
ベンゼン	0.66	0.85	3 以下
トリクロロエチレン	0.16	0.25	130 以下
テトラクロロエチレン	0.069	0.11	200 以下
ジクロロメタン	1.5	1.9	150 以下

注) 吹田市の目標値(環境基準と同値)は、1 年平均値。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

h ダイオキシン類

「吹田市環境白書 2023」によると、吹田市北消防署局及び吹田簡易裁判所局においてダイオキシン類の大気環境調査が行われている。令和 4 年度の調査結果は表 4.2-58 に示すとおり、全局で環境基準及び吹田市の目標値(環境基準と同値)を達成している。

表 4.2-58 ダイオキシン類(大気)の測定結果(令和 4 年度)

単位：pg-TEQ/m³

項目	測定局		吹田市の目標値 (環境基準と同値)
	年平均値		
	吹田市北消防署局	吹田簡易裁判所局	
ダイオキシン類	0.0073	0.010	0.6 以下

注) 吹田市の目標値(環境基準と同値)は、1 年平均値。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

(イ) 発生源の状況

「吹田市環境白書 2023」によると、令和 4 年度の大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、ばい煙等の発生施設の状況は表 4.2-59 及び表 4.2-60 に示すとおりである。

表 4.2-59 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15 (81)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	16
事業場数	102 (348)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	103
計	117 (429)	1 (2)	0 (0)	1 (3)	119

注) () 内は施設数

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

表 4.2-60 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数

	ばいじん	有害物質	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2 (9)	6 (17)	8 (41)	0 (0)	12
事業場数	1 (1)	5 (8)	0 (0)	0 (0)	5
計	3 (10)	11 (25)	8 (41)	0 (0)	17

注) () 内は施設数

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

(ウ) 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2-61 に示すとおりである。令和 4 年度は、苦情受付件数が 51 件、処理件数が 41 件となっている。

表 4.2-61 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

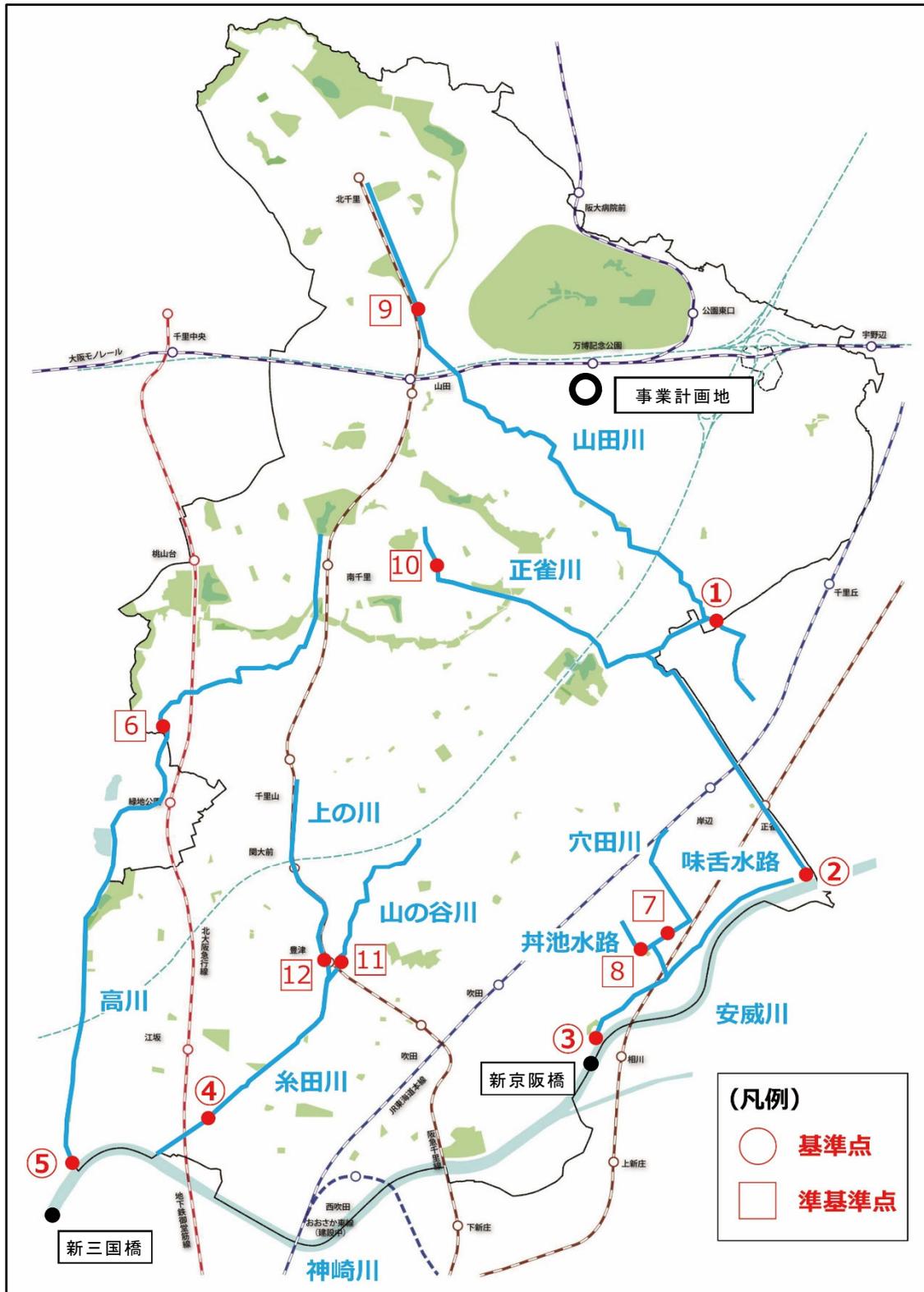
年度	苦情受付件数	処理件数
平成 30 年度	43	38
令和元年度	36	30
令和 2 年度	35	30
令和 3 年度	35	24
令和 4 年度	51	41

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

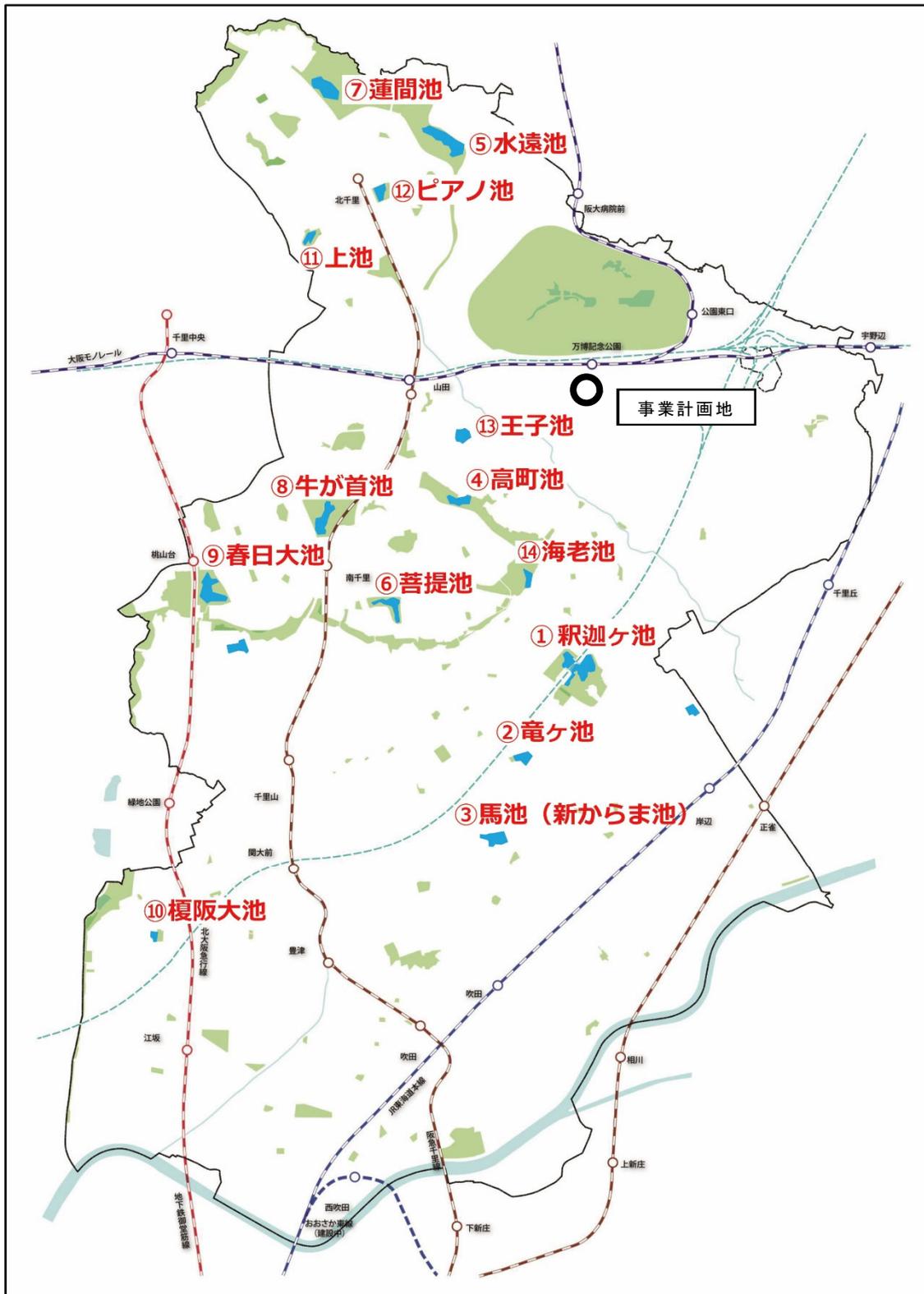
イ 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図 4.2-17 に示すとおりである。



出典：「河川・水路の水質（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）
 「令和4年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年3月、大阪府）より作成

図 4.2-17 (1) 河川・水路の水質調査地点



出典：「ため池の水質（令和4年度測定結果）」（吹田市ホームページ）

図 4.2-17 (2) ため池の水質調査地点

(ア) 公共用水域の測定結果

a 人の健康に係る項目

健康項目については、安威川、神崎川及び吹田市域の河川・水路の基準点 5 地点で調査が行われている。令和 4 年度の安威川及び神崎川における調査結果は表 4.2-62 に、吹田市の基準点 5 地点における調査結果は表 4.2-63 に示すとおりである。全ての調査地点において、環境基準及び吹田市の環境目標（以下、吹田市の目標値）を達成している。

表 4.2-62 安威川及び神崎川における健康項目調査結果（令和 4 年度）

単位：mg/L

調査項目	調査地点	安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	吹田市の目標値
カドミウム		<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン		ND	ND	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	0.02 以下
ひ素		<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀		—	—	検出されないこと
PCB		ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン		<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3.1	3.1	10 以下
ふっ素		0.20	0.18	0.8 以下
ほう素		0.04	0.09	1 以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 1. ND とは定量限界未満を示す。

2. 測定結果は年間平均値である。ただし、全シアンは年間最高値である。

3. 健康項目における吹田市の目標値は、人の健康の保護に関する環境基準と同値。

出典)「令和 4 年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 6 年 3 月、大阪府)

表 4.2-63 基準点 5 地点における健康項目測定結果（令和 4 年度）

単位：mg/L

調査項目	基準点（5 地点）					吹田市の 目標値
	山田川 （摂津市域 境界）	正雀川 （安威川合 流直前）	味舌水路 （安威川合 流直前）	糸田川 （神崎川合 流直前）	高川 （神崎川合 流直前）	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	検出されな いこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されな いこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	検出されな いこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタ ン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチ レン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロ エチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエ タン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエ タン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレ ン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチ レン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロ ペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.15	9.9	1.9	1.2	0.10	10 以下
ふっ素	0.10	0.17	0.22	0.11	0.085	0.8 以下
ほう素	0.03	0.06	0.03	0.04	0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注) 1. ND とは定量限界未満を示す。

2. 測定結果は年間平均値である。ただし、全シアンは年間最高値である。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

b 生活環境に係る項目

生活環境項目については、安威川、神崎川及び吹田市域の河川・水路の基準点 5 地点及び準基準点 7 地点で調査が行われている。令和 4 年度の安威川及び神崎川における調査結果は表 4.2-64 に、吹田市の基準点及び準基準点における調査結果は表 4.2-65 に示すとおりである。

安威川と神崎川については環境基準が設定されており（吹田市の目標値も同値）、安威川の新京阪橋、神崎川の新三国橋とも、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び大腸菌数が環境基準を達成していない。また、山田川、味舌水路、糸田川、高川及び正雀川の基準点（5 地点）及び準基準点（7 地点）は、吹田市環境基本計画において水域類型の指定と吹田市の目標値が定められている。それら 12 地点について、浮遊物質量及び溶存酸素量は全地点で吹田市の目標値を達成しているが、水素イオン濃度は全地点で、生物化学的酸素要求量は 1 地点で、吹田市の目標値を達成していない。

表 4.2-64 安威川及び神崎川における生活環境項目調査結果（令和 4 年度）

調査項目	調査地点	安威川 (新京阪橋) (B・生物 B)	神崎川 (新三国橋) (B・生物 B)	吹田市の目標値
水素イオン濃度	(-)	6.7～7.6	7.2～8.4	6.5 以上 8.5 以下
溶存酸素量	(mg/L)	4.2～11	4.6～12	5 以上
生物化学的酸素要求量	(mg/L)	0.7～3.1	0.9～5.1	3 以下
化学的酸素要求量	(mg/L)	4.9～7.6	1.0～6.6	—
浮遊物質量	(mg/L)	4～18	2～18	25 以下
大腸菌数	(CFU/100mL)	1.3×10 ² ～ 2.7×10 ⁵	9.0×10 ¹ ～ 3.2×10 ⁴	1,000 以下
全窒素	(mg/L)	4.0～6.9	3.6～6.1	—
全りん	(mg/L)	0.30～0.52	0.23～0.42	—
全亜鉛（水生生物）	(mg/L)	0.014～0.019	0.014～0.021	0.03 以下
ノニルフェノール （水生生物）	(mg/L)	<0.00006～ 0.00008	<0.00006～ 0.00012	0.002 以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 （水生生物）	(mg/L)	0.0006～0.0032	0.0007～0.0048	0.05 以下

注) 1. 地点名の下記号は、水域類型を示す。

2. 生活環境項目における吹田市の目標値は、生活環境の保全に関する環境基準と同値。

出典)「令和 4 年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 6 年 3 月、大阪府)

表 4.2-65 基準点及び準基準点における生活環境項目測定結果（令和4年度）

調査項目		水素イオン 濃度 (-)	生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	
調査地点							
基準点	山田川 (摂津市境界)	D	8.3~10.7	1.4~2.6	2.8~6.7	<1~1	12~13
	正雀川 (安威川合流直前)	E	6.7~10.1	1.1~2.2	5.8~8.0	<1~1	10~12
	味舌水路 (安威川合流直前)	D	8.0~10.2	1.4~5.0	4.7~9.4	1~8	7.5~11
	糸田川 (神崎川合流直前)	D	9.1~10.6	2.3~4.0	5.6~9.7	<1~3	11~13
	高川 (神崎川合流直前)	D	8.0~9.1	2.1~4.3	5.6~9.4	1~6	5.9~11
準基準点	高川 (豊中市境界)	D	9.3~11.3	1.9~4.1	5.0~10	1~2	12~13
	穴田川 (井池水路合流直前)	D	8.1~11.0	1.9~14	7.0~12	<1~24	10~13
	井池水路 (穴田川合流直前)	D	7.7~10.3	2.1~3.0	3.7~7.4	<1~3	10~12
	山田川 (てらだ橋)	D	9.0~11.0	2.1~3.6	3.1~5.6	<1~28	9.7~13
	正雀川 (高野台中学校付近)	E	7.9~10.5	1.1~45	3.5~29	<1~3	9.6~11
	山の谷川 (糸田川合流直前)	D	10.1~11.3	1.3~3.7	4.4~14	<1~12	12~13
	上の川 (糸田川合流直前)	D	9.6~11.4	3.6~10	10~16	1~6	12~13
吹田市の目標値		D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	—	100 以下	2 以上
		E	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	—	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上

注) 1. 数値は、最小～最大を示す。

2. 地点名の後ろの記号は、水域類型を示す。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

c 特殊項目

特殊項目は、吹田市環境基本計画において、安威川及び神崎川を対象水域として項目及び目標値が定められている。その他の河川では目標値は設定されていないが、吹田市内の河川・水路の基準点 5 地点で調査が行われている。

令和 4 年度の安威川及び神崎川における調査結果は表 4.2-66 に、吹田市の基準点 5 地点における調査結果は表 4.2-67 に示すとおりである。安威川と神崎川については吹田市の目標値が設定されており、ノルマルヘキサン抽出物質が吹田市の目標値を達成していない。

表 4.2-66 安威川及び神崎川における特殊項目の調査結果（令和 4 年度）

単位：mg/L

調査項目	調査地点 安威川 (新京阪橋)	神崎川 (新三国橋)	吹田市の目標値
ノルマルヘキサン抽出物質	0.6	<0.5	検出されないこと
フェノール類	<0.005	<0.005	0.01 以下
銅	<0.005	<0.005	0.05 以下
溶解性鉄	<0.08	<0.08	1.0 以下
溶解性マンガン	0.06	0.02	1.0 以下
全クロム	<0.03	<0.03	1.0 以下
陰イオン界面活性剤	0.01	0.01	0.5 以下
アンモニア性窒素	0.91	0.98	1.0 以下
硝酸性窒素	2.9	3.0	—
亜硝酸性窒素	0.18	0.16	—
りん酸性りん	0.41	0.33	—

注) 測定結果は年間平均値である。

出典)「令和 4 年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書」(令和 6 年 3 月、大阪府)

表 4.2-67 基準点 5 地点における特殊項目の測定結果（令和 4 年度）

単位：mg/L

項目	地点名 山田川 (摂津市境界)	正雀川 (安威川合流直前)	味舌水路 (安威川合流直前)	糸田川 (神崎川合流直前)	高川 (神崎川合流直前)
ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
銅	<0.005	<0.005	0.011	0.009	0.005
溶解性鉄	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.10
溶解性マンガン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
陰イオン界面活性剤	0.06	0.06	0.02	0.03	0.03
アンモニア性窒素	<0.04	<0.04	0.07	<0.04	0.06
硝酸性窒素	0.12	9.3	1.4	1.2	0.07
亜硝酸性窒素	<0.04	0.32	0.05	0.08	<0.04
りん酸性りん	0.007	0.29	0.31	0.007	0.035

注) 測定結果は年間平均値である。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

d ダイオキシシン類

「吹田市環境白書 2023」によると、吹田市内の基準点 5 地点において年 1 回、ダイオキシシン類の河川水質環境調査が行われている。令和 4 年度の調査は表 4.2-68 に示すとおり、全地点で環境基準及び吹田市の目標値を達成している。

表 4.2-68 ダイオキシシン類（河川水質）の測定結果（令和 4 年度）

単位：pg-TEQ/L

項目	測定局	山田川 (摂津市域 境界)	正雀川 (安威川合流 直前)	味舌水路 (安威川合流 直前)	糸田川 (神崎川合流 直前)	高川 (神崎川合流 直前)	吹田市の 目標値 (環境基準 と同値)
ダイオキシシン類		0.073	0.19	0.19	0.17	0.18	1 以下

注) 吹田市の目標値（環境基準と同値）は、1 年平均値。

出典) 「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

(イ) ため池の現況

a 人の健康に係る項目

令和 4 年度の健康項目測定結果は、表 4.2-69 に示すとおりである。全ての調査地点において、吹田市の目標値（環境基準と同値）を達成している。

表 4.2-69 ため池における健康項目測定結果（令和 4 年度）

単位：mg/L

調査項目	調査地点								吹田市の 目標値
	2 竜ヶ池	4 高町池	10 榎阪大池	11 上池	12 ピアノ池	13 王子池	14 海老池		
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出され ないこと	
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下	
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下	
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下	
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	10 以下	
ふっ素	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.19	<0.08	0.08	0.8 以下	
ほう素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	

注) 1. ND とは定量限界未満を示す。

2. 健康項目について、平成 29 年度から調査方法を見直し、14 か所のため池の調査を 2 年で 1 回行っている。

3. 健康項目における吹田市の目標値は、人の健康の保護に関する環境基準と同値。

出典) 「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

b 生活環境に係る項目

令和4年度の生活環境項目測定結果は、表4.2-70に示すとおりである。市内には生活環境の保全に関する環境基準が設定されている湖沼は存在しないが、吹田市環境基本計画において吹田市の目標値が設定されている。各調査項目について、吹田市の目標値を達成していない地点がみられる。

表 4.2-70 ため池における生活環境項目測定結果（令和4年度）

調査項目 調査地点		水素イオン 濃度 (-)	化学的酸素 要求量 (mg/L)	浮遊 物質 量 (mg/L)	溶存 酸素量 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
1	釈迦ヶ池	7.6～9.1	6.2～7.6	7～13	10～11	0.66	0.062
2	竜ヶ池	7.5～8.8	3.0～4.2	3～6	8.6～11	0.44	0.026
3	馬池 (新からま池)	7.8～10.8	43～82	30～120	12～13	3.0	0.27
4	高町池	7.6～8.1	5.1～7.5	3～8	8.1～12	0.40	0.031
5	水遠池	7.3～8.6	8.0～10	2～15	4.3～12	0.66	0.048
6	菩提池	7.7～9.8	6.4～12	6～19	9.7～12	0.78	0.075
7	蓮間池	8.1～8.7	3.8～7.3	1～8	8.1～11	0.47	0.042
8	牛が首池	7.9～8.7	5.4～12	4～24	9.5～11	0.76	0.070
9	春日大池	7.6～9.3	4.3～8.2	<1～5	6.0～12	0.41	0.038
10	榎阪大池	6.7～7.9	6.2～13	<1～7	4.3～12	0.80	0.066
11	上池	7.3～7.7	6.4～16	3～8	5.9～10	0.69	0.060
12	ピアノ池	7.1～8.0	8.8～29	37～250	4.6～10	1.2	0.11
13	王子池	7.5～9.6	4.8～8.3	6～15	11～12	0.56	0.044
14	海老池	7.4～8.2	5.8～17	4～22	7.2～9.5	0.58	0.058
吹田市の目標値		6.0以上 8.5以下	8以下	50以下	5以上	1以下	0.1以下

注) 表中の数字は、水素イオン濃度～溶存酸素量は最小～最大、全窒素及び全りんは平均を示す。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

(ウ) 地下水の現況

令和4年度の地下水質調査結果は、表4.2-71及び表4.2-72に示すとおりである。概況調査が市内の5地点で、過去に汚染があった地下水の調査(継続的な水質監視調査)が6地点(うち2地点は採水できていない)で実施されている。概況調査は5地点で、継続的な水質監視調査では3地点で、環境基準及び吹田市の目標値を達成している。

また、ダイオキシン類については、「吹田市環境白書 2023」によると、2地点で地下水質環境調査が行われている。令和4年度の調査は表4.2-73に示すとおり、全地点で環境基準及び吹田市の目標値を達成している。

表 4.2-71 地下水質概況調査結果（令和4年度）

単位：mg/L

所在地 調査項目	1	2	3	4	5	吹田市の 目標値
	金田町	南吹田	千里万博公園	原町	千里丘上	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	検出され ないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
ひ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	検出され ないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエ タン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエ チレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエ チレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロ ロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロ ロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチ レン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエ チレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプ ロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素	0.17	<0.08	<0.08	0.37	0.86	10 以下
ふっ素	0.13	<0.08	<0.08	0.12	0.16	0.8 以下
ほう素	0.03	0.04	<0.02	0.02	0.02	1 以下
1,4-ジオキサソ ン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
pH	7.8	7.8	7.0	7.7	7.1	—
電気伝導度 (mS/m)	34	54	19	31	29	—
深度 (m)	—	250	—	—	—	—
飲用の有無	無	無	無	無	有	—

注) 1. ND とは、定量限界未満を示す。

2. 吹田市の目標値は、環境基準と同値。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

表 4.2-72 地下水質の継続的な監視調査結果（令和4年度）

地点	項目	環境目標超過 検体数	測定値範囲 (mg/L)	平均値 (mg/L)	深度 (m)	飲用の 有無
		年間測定 検体数				
津雲台1丁目	トリクロロエチレン	0/1	0.003	0.0025	220	有
	テトラクロロエチレン	0/1	<0.0005	<0.0005		
	1,1,1-トリクロロエタン	0/1	<0.0005	<0.0005		
	1,2-ジクロロエチレン	0/1	0.007	0.007		
	1,1-ジクロロエチレン	0/1	<0.002	<0.002		
	クロロエチレン	0/1	<0.0002	<0.0002		
江坂町4丁目 (2号井戸) (3号井戸)	ひ素	0/2	<0.005	<0.005	180	有
	ひ素	0/1	<0.005	<0.005	200	有
南吹田2丁目	トリクロロエチレン	0/4	<0.001	<0.001	10	無
	テトラクロロエチレン	0/4	<0.0005	<0.0005		
	1,1,1-トリクロロエタン	0/4	<0.0005	<0.0005		
	1,2-ジクロロエチレン	0/4	<0.004	<0.004		
	1,1-ジクロロエチレン	0/4	<0.002	<0.002		
	クロロエチレン	4/4	0.079~0.63	0.33		
片山町4丁目	トリクロロエチレン	0/2	<0.001	<0.001	8	無
	テトラクロロエチレン	0/2	0.0028~0.0055	0.00415		
	1,1,1-トリクロロエタン	0/2	<0.0005	<0.0005		
	1,2-ジクロロエチレン	0/2	<0.004	<0.004		
	1,1-ジクロロエチレン	0/2	<0.002	<0.002		
	ジクロロメタン	0/2	<0.002	<0.002		
	クロロエチレン	0/2	<0.0002	<0.0002		
岸部中1丁目	トリクロロエチレン	—	—	—	1	無
	テトラクロロエチレン	—	—	—		
	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—		
	1,2-ジクロロエチレン	—	—	—		
	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—		
	クロロエチレン	—	—	—		
岸部南1丁目	トリクロロエチレン	—	—	—	80	無
	テトラクロロエチレン	—	—	—		
	1,2-ジクロロエチレン	—	—	—		
	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—		
	クロロエチレン	—	—	—		

注)「—」は、井戸廃止及び井戸枯れにより採水できていないことを示す。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

表 4.2-73 ダイオキシン類(地下水質)の測定結果(令和4年度)

単位: pg-TEQ/L

項目	測定局	南吹田	千里万博公園	吹田市の目標値 (環境基準と同値)
ダイオキシン類		0.082	0.058	1以下

注)吹田市の目標値は、1年平均値。
出典)「吹田市環境白書 2023」(令和5年12月、吹田市)

(エ) 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表 4.2-74 に示すとおりである。

表 4.2-74 特定（届出）工場・事業場数（令和 4 年度）

業種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府生活 環境の保全 等に関する 条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製 造 業	食料品製造業	3	1	1	5	3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1		2	2
	化学工業		3		3	3
	皮革業		1		1	
	非鉄金属製造業		2 (1)		2	1
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般		1		1	1
	小 計	4	10 (1)	1	15	11
そ の 他	洗たく業		10 (6)		10	5
	自動式車両洗浄施設		30 (27)		30	
	旅館業	1 (1)	1 (1)		2	
	試験・研究機関		18 (8)		18	16
	し尿処理施設	1 (1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6 (2)		6	6
	その他	1	7 (4)		8	5
	小 計	3 (2)	74 (48)		77	35
指定地域特定施設		3 (2)		3		
合 計	7 (2)	87 (51)	1	95	46	

注) 1. 指定地域特定施設とは処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽をいう。

2. () は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

(オ) 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は、表 4.2-75 に示すとおりである。令和 4 年度は、苦情受付件数、処理件数とも 11 件となっている。

表 4.2-75 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数	処理件数
平成 30 年度	1	—
令和元年度	2	1
令和 2 年度	1	—
令和 3 年度	2	2
令和 4 年度	11	11

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

ウ 騒音

(ア) 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、市内 50 地点を 5 か年かけて測定している。平成 30 年度から令和 4 年度までの調査結果及び吹田市の環境目標（以下、吹田市の目標値）の達成状況は、表 4.2-76 に示すとおりである。全体（50 地点）の 92%にあたる 46 地点で、昼夜とも吹田市の目標値を達成している。

表 4.2-76 地域類型別環境目標達成状況（平成 30 年度～令和 4 年度）

地域の類型	用途地域	調査地点数	環境目標達成地点数					
			昼間		夜間		昼夜とも	
			6:00～22:00	達成率 (%)	22:00～6:00	達成率 (%)		達成率 (%)
A	第 1 種低層住居専用地域	7	7	100	7	100	7	100
	第 1・2 種中高層住居専用地域	25	23	92	23	92	23	92
	小 計	32	30	94	30	94	30	94
B	第 1 種住居地域	10	9	90	10	100	9	90
	第 2 種住居地域	1	0	0	0	0	0	0
	小 計	11	9	82	10	91	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小 計	7	7	100	7	100	7	100
合 計		50	46	92	47	94	46	92

注) 平成 30 年度から調査方法を見直し、5 年間で 1 回、吹田全市域の調査を行うこととしたため、当該年度未調査分は前年度までのデータを用いている。

出典) 「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

(イ) 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、名神高速道路、中国自動車道、国道 423 号（新御堂筋）などの幹線道路 19 路線 32 地点を 5 か年かけて測定している。平成 30 年度から令和 4 年度までの吹田市の目標値の達成状況は、表 4.2-77 に示すとおりである。全体（32 地点）の 78% にあたる 25 地点で、昼夜とも吹田市の目標値を達成している。

表 4.2-77 時間区別の環境目標達成状況（幹線道路の特例を適用する路線）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	環境目標達成地点数		
			昼間 6:00～ 22:00	夜間 22:00～ 6:00	昼夜とも
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国 道	2	8	6	2	2
府 道	12	15	15	15	15
市 道	2	2	2	2	2
計	19	32	29	25	25

注) 1. 平成 30 年度から令和 4 年度まで。

2. 幹線道路の特例を適用した場合の環境目標（昼間 70dB、夜間 65dB）の達成状況。
出典)「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

(ウ) 発生源の状況

吹田市における令和 4 年度の「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場に係る届出受理件数は、騒音規制法対象が 249 件、府条例対象が 330 件となっている。

(エ) 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表 4.2-78 に示すとおりである。令和 4 年度は、苦情受付件数が 124 件、処理件数が 92 件となっている。

表 4.2-78 騒音に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数	処理件数
平成 30 年度	128	81
令和元年度	103	53
令和 2 年度	126	87
令和 3 年度	106	68
令和 4 年度	124	92

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」（令和 6 年 3 月、吹田市）

エ 振動

(ア) 発生源の状況

吹田市における令和4年度の「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場に係る届出受理件数は、振動規制法対象が94件、府条例対象が14件となっている。

(イ) 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4.2-79に示すとおりである。令和4年度は、苦情受付件数が26件、処理件数が22件となっている。

表4.2-79 振動に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数	処理件数
平成30年度	27	16
令和元年度	23	10
令和2年度	25	21
令和3年度	31	20
令和4年度	26	22

注) 前年度からの繰越件数を含む。

出典) 「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

「吹田市環境白書2020」(令和2年12月、吹田市)

オ 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表4.2-80に示すとおりである。令和4年度は、苦情受付件数が14件、処理件数が12件となっている。

表4.2-80 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数	処理件数
平成30年度	14	12
令和元年度	5	1
令和2年度	10	7
令和3年度	8	5
令和4年度	14	12

注) 処理件数は前年度からの繰越件数を含む。

出典) 「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

カ 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ 10m を超える中高層建築物について、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物建築に係る事前協議件数の推移は、表 4.2-81 に示すとおりである。

表 4.2-81 中高層建築物の建築に係る事前協議件数

単位：件

種別	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
共同住宅		40	37	37	29	32
事務所ビル		5	6	2	2	2
戸建住宅		0	0	2	1	1
その他		10	12	14	13	12

出典)「吹田市環境白書 2023」(令和 5 年 12 月、吹田市)

キ 動植物

(ア) 動物

吹田市では、市内の自然環境の現況を令和 2 年度から 2 年間で調査し、令和 4 年 3 月に「すいたの自然 2021」としてとりまとめている。事業計画地及びその周辺は、調査地区の設定はなく、約 1km 東側の「青葉丘南・新芦屋上」及び約 800m 南西側の「山田西区域」で調査が実施されている。

「すいたの自然 2021」によると、「青葉丘南・新芦屋上」では鳥類のキジバトやカワセミ、スズメ目の小鳥など、主に都市や公園緑地に生息する種が確認されている。また、ため池や緑地があり吹田市内でも自然度が高い「山田西区域」では、水辺の鳥類や両生類・爬虫類、昆虫のトンボ類など、多様な動物種が確認されている。

なお、事業計画地北側の万博記念公園では、生物多様性の高い公園づくりへのモニタリングとして、野生生物調査が実施されている。万博記念公園における動物の主な確認種は、表 4.2-82 に示すとおりである。

表 4.2-82 万博記念公園における動物の主な確認種

分類	主な確認種
哺乳類	アナグマ、キツネ、タヌキ、テン、アライグマ、ハクビシンなど (9 種)
鳥類	カモ科、ハト科、サギ科、タカ科、カラス科、ツバメ類、ムシクイ科、ヒタキ科、セキレイ科、ホオジロ科など (73 種)
爬虫類	ニホンヤモリ、クサガメ、ニホントカゲ、アオダイショウ、シマヘビなど (8 種)
両生類	トノサマガエル、ニホンアカガエル、ニホンアマガエル、モリアオガエル、ウシガエル (5 種)
昆虫類	チョウ 39 種、トンボ 44 種、バッタ 13 種、カマキリ 4 種、セミ 5 種、カミキリムシ 11 種、コガネムシ 12 種、テントウムシ 3 種、ハエ 34 種、ハチ 17 種など

出典) 万博記念公園資料

(イ) 植物

事業計画地及びその周辺の現存植生は、図 4.2-18 に示すとおりである。

「すいたの自然 2021」によると、市内最大のみどりは事業計画地北側に位置する万博記念公園であり、キンラン、ギンラン、クゲヌマラン、タシロラン、カワヂシャ、ミゾコウジュ、オグルマの合計 7 種の重要な種が確認されている。一方、事業計画地及びその南側は、まとまった植生はみられない。

万博記念公園自然文化園は、1970 年の万国博覧会の跡地に、2000 年までに自立した森を再生することを目標に植樹がなされた。万博記念公園に生育している主な樹木は、表 4.2-83 に示すとおりである。また、万博記念公園内の水路などの周辺で確認されているシダ類は、表 4.2-84 に示すとおりである。

なお、環境省「自然環境調査 Web-GIS」(環境省自然環境局ホームページ)によると、事業計画地の周辺地域には「巨樹・巨木林」や「特定植物群落」は分布していない。

表 4.2-83 万博記念公園に生育している主な樹木

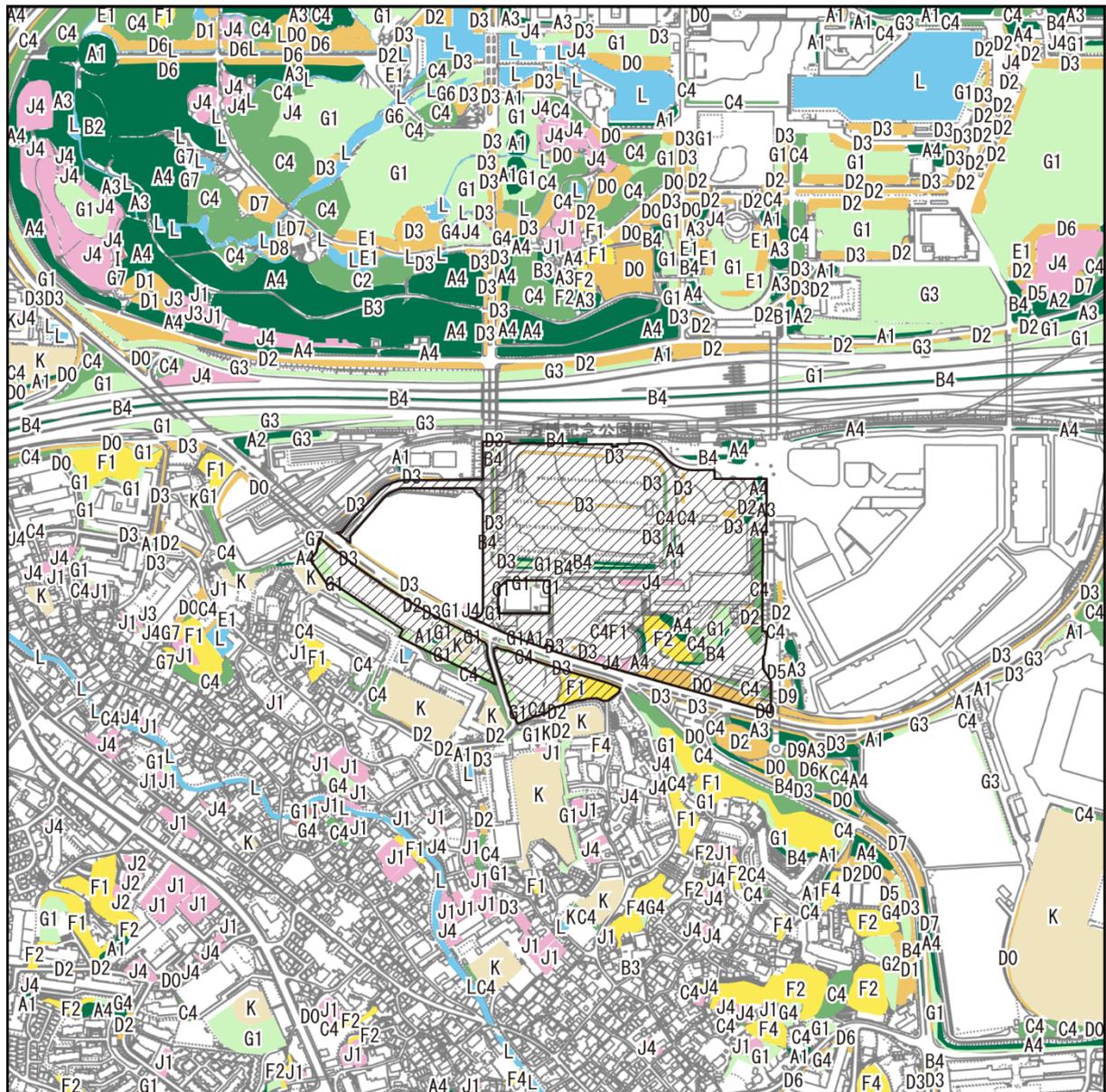
分類群		主な確認種
種子植物	裸子植物	イチヨウ、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ヒマラヤスギなど (19 種)
	被子植物	クスノキ、ゲッケイジュ、タブノキ、コブシ、タイサンボクなど (12 種)
	単子葉類	カナリーヤシ (1 種)
	真正双子葉類	アラカシ、ウバメガシ、カシワ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、スダジイ、トチノキ、ナンテン、ヒイラギ、ムクノキなど (110 種)

出典) 万博記念公園資料

表 4.2-84 万博記念公園に生育している主なシダ類

分類群	主な確認種
シダ植物	イノデ、シケシダ、ジュウモンジシダ、ゼンマイ、フモトシダ、ベニシダ、リョウメンシダなど (27 種)

出典) 「万博公園シダマップ」(平成 24 年 3 月、万博公園自然観察学習館)



凡例



事業計画地

- A1クスノキ林 A2シイ林 A3アラカシ林 A4その他の常緑広葉樹林
- B1クロマツ林 B2アカマツ林 B3スギ・ヒノキ林 B4その他の常緑針葉樹林
- C1アカマツ・コナラ林 C2常緑針葉・落葉針葉混交林
- C3コナラ・アラカシ林 C4その他の常緑落葉混交林
- D0その他の落葉広葉樹林 D1コナラ・アベマキ林 D2サクラ林 D3ケヤキ林
- D4ポプラ林 D5ハリエンジュ林 D6プラタナス林 D7フウ林 D8トウカエデ林
- D9エノキ・ムクノキ林 E1ヌマスギ・メタセコイア林 E2その他の針葉樹林
- F1竹林 F2タケ・広葉樹混交林 F3タケ・針葉樹混交林
- F4タケ・針葉広葉樹混交林
- G1シバ地 G2ネザサ草地 G3低茎草本草地 G4高茎草本草地 G5ヨシ原
- G6ガマ草地 G7その他の草地
- Iマント群落
- J1畑地 J2水田 J3果樹園 J4庭園
- K裸地
- L開放水面



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



出典)「すいたの自然2021」(令和4年3月、吹田市)

図 4.2-18 事業計画地及びその周辺における現存植生の状況

ク 人と自然との触れ合いの場

事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの場の分布状況は、図 4.2-19 に示すとおりである。

事業計画地の北側一帯に広がる万博記念公園は、博覧会跡地を「緑に包まれた広域的機能をもった公園」として整備したもので、吹田のみならず大阪を代表する公園として、多くの人を訪れている。園内には、自然の森を再生した自然文化園や、せせらぎに沿って散歩道が設けられた日本庭園などがあり、四季折々の風情を楽しむことができる。

また、吹田市では、市民参加で、市域の豊かな自然や多彩な環境をめぐる快適性・安全性の高い「花と緑、水めぐる遊歩道」（愛称：ぶらっと吹田）づくりに取り組んでいる。現在は、「原風景との出会い」「いきもの観察」、「桜・紅葉を楽しむ」等をテーマとして、計 21 のコースが設定されている。「ぶらっと吹田」コースマップによると、事業計画地周辺では、水辺のアートを楽しむ「千里丘稲荷コース」と、旧街道をたどり昔の面影を残す家並みを訪ねる「山田村コース」が設定されている。

このほか、事業計画地周辺では、万博記念公園に向けて緑道幹線や枝線を整備した「緑のネットワークルート」（昭和 59 年策定）が設定されている。

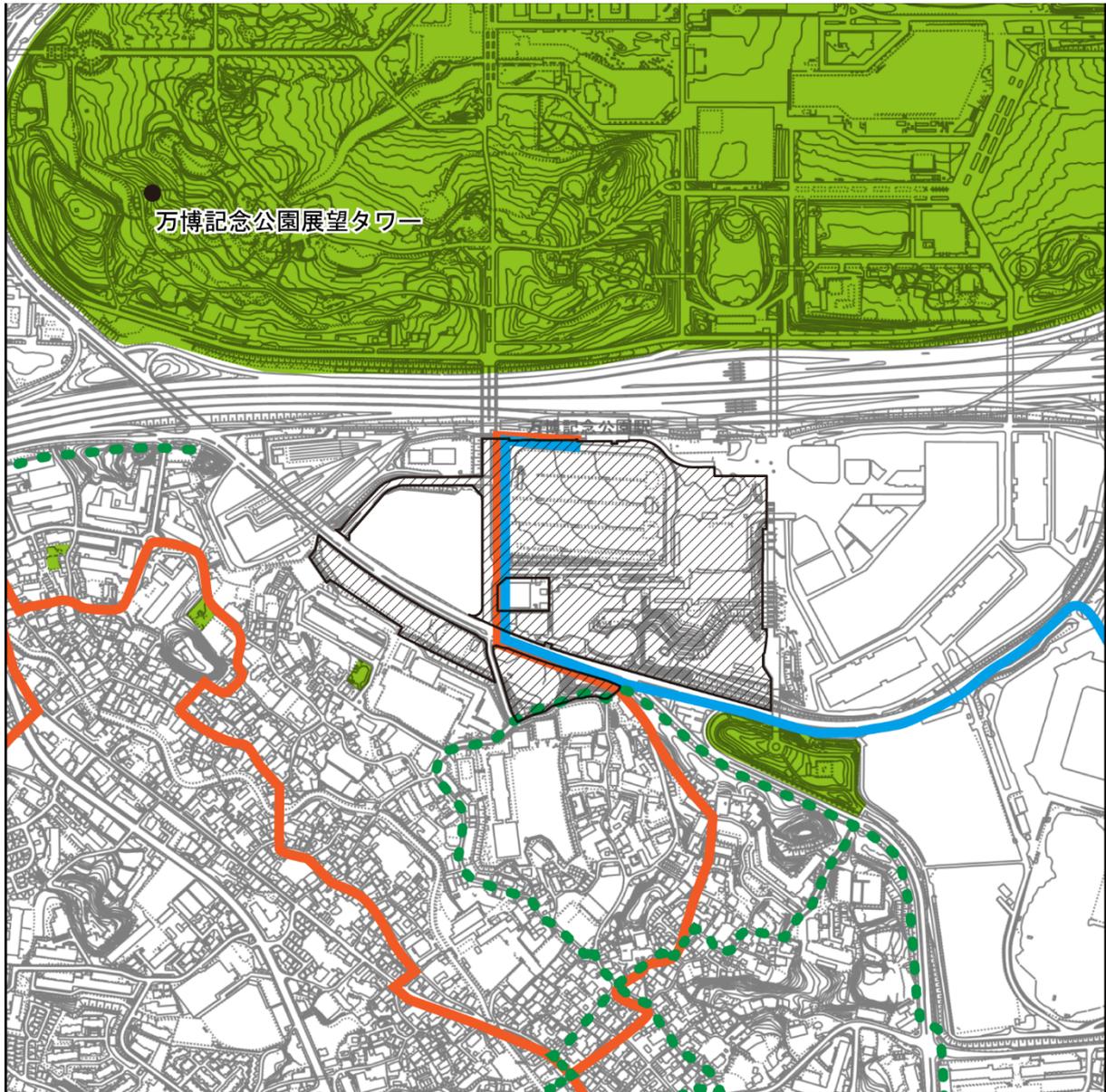
ケ 景観

「吹田市景観まちづくり計画－2022－」（令和 4 年 4 月、吹田市）によると、事業計画地の周辺は、大阪を代表する緑豊かな公園と、その周辺の文化・スポーツ・レクリエーション施設による景観となっている。

事業計画地北側に位置する万博記念公園では、万国博覧会終了後に樹木や草花が植えられ、自然の森が再生された。太陽の塔を中心とする西側は森から里山へ、東側は芝生を張り平野のイメージを醸し出すように整備されている。公園内には滝や水路が造られ、せせらぎに沿って散歩道が設けられた日本庭園など、四季折々の風情を楽しむことができる。

また、万博記念公園駅の南東側には、大型のエンターテインメント商業施設やサッカースタジアムが立地し、日本最大級の観覧車は吹田のランドマークとなっている。

事業計画地周辺の主要な眺望点としては、万博記念公園展望タワーがある。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  事業計画地 |  公園 |
| |  ぶらっと吹田 (千里丘稻荷コース) |
| |  ぶらっと吹田 (山田村コース) |
| |  緑のネットワークルート |
| |  眺望点 |



Scale 1:10,000



出典) 「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)
 「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」(平成30年、吹田市)
 「万博記念公園 園内マップ」(令和5年10月、万博記念公園)

図 4.2-19 事業計画地及びその周辺における人と自然との触れ合いの場の分布状況

コ 文化財

(ア) 指定（登録）文化財

事業計画地及びその周辺における指定・登録文化財の状況は、表 4.2-85 及び図 4.2-20 に示すとおりである。事業計画地内には、国、府及び市の指定・登録文化財は存在しない。

表 4.2-85 指定・登録文化財の状況

番号	指定・登録	種別	名称
①	国登録	登録有形文化財	太陽の塔
②	府指定	有形文化財	圓照寺木造准胝観音立像
			圓照寺木造観音菩薩立像
	市指定	有形文化財	絹本著色妙音天像
	市登録	地域有形文化財	絹本墨画不動明王像
③	府指定	有形文化財	紫雲寺本堂内陣鳥獣図

注) 令和 5 年 9 月 30 日現在。

出典)「吹田市統計書 令和 5 年版」(令和 6 年 3 月、吹田市)

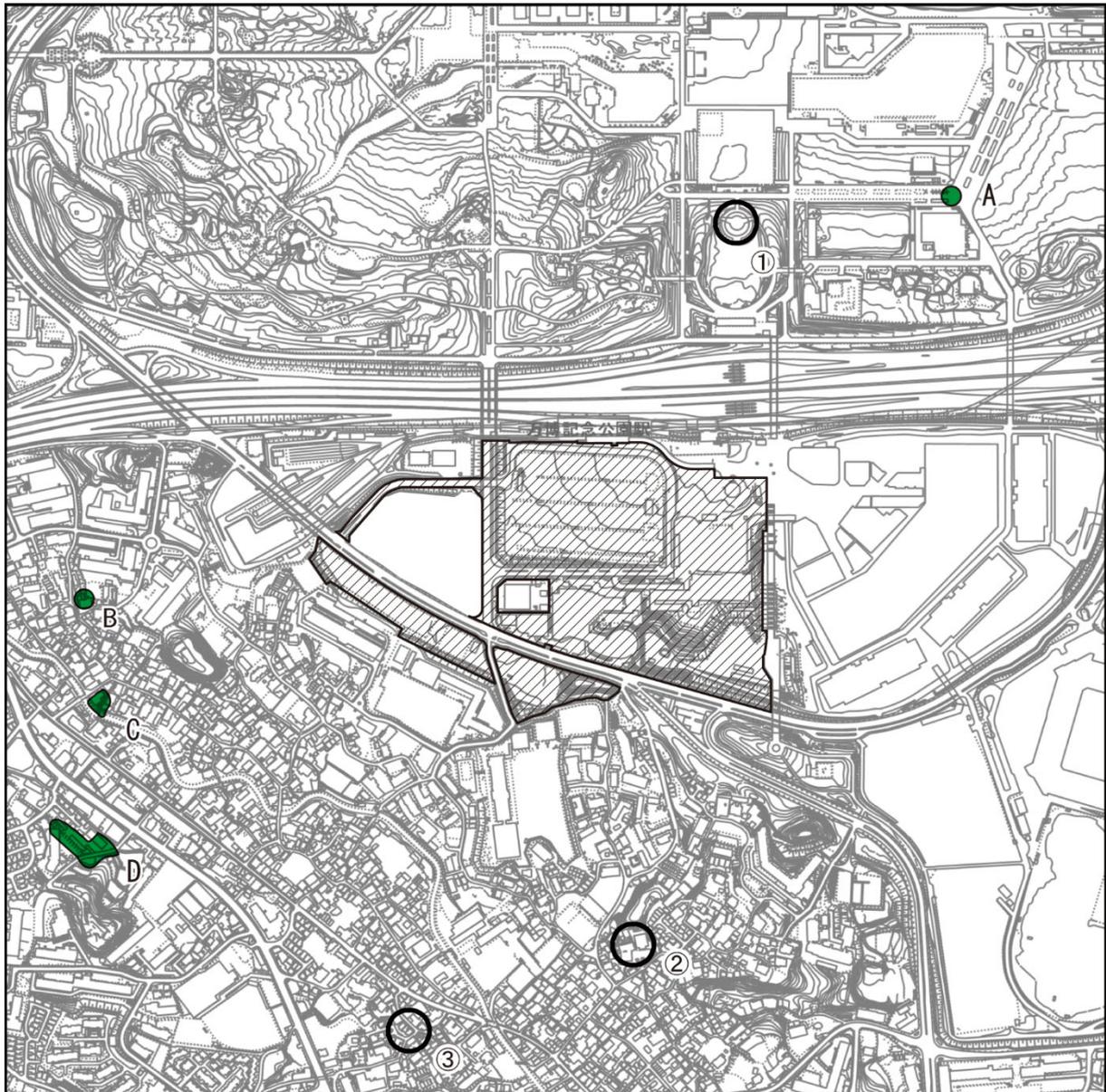
(イ) 埋蔵文化財

事業計画地及びその周辺における埋蔵文化財の状況は、表 4.2-86 及び図 4.2-20 に示すとおりである。事業計画地内には、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 4.2-86 埋蔵文化財の状況

番号	名称	時代	種類	
A	白頭瓦窯跡	奈良	生産遺跡	届出不要
B	吹田須恵器窯跡 No.44	古墳	生産遺跡	
C	山田上遺跡	中世	集落跡	
D	王子遺跡	中世、平安	集落跡	

出典)「大阪府地図情報システム (令和 6 年 9 月)」(大阪府ホームページ)



凡 例

 事業計画地

 指定・登録文化財 (①～③)

 埋蔵文化財包蔵地 (A～D)



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m

出典)「大阪府地図情報システム(令和6年9月)」(大阪府ホームページ)
 「吹田市統計書 令和5年版」(令和6年3月、吹田市)

図 4.2-20 事業計画地及びその周辺における文化財の状況

サ 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表 4.2-87 に示すとおりである。令和 4 年度のごみの排出量は、約 10.5 万 t であり、そのうち家庭系ごみは約 7.2 万 t、事業系ごみは約 3.3 万 t である。ごみの排出量は、家庭系ごみは令和 2 年度まで増加し、令和 3 年度以降は減少している。また、事業系ごみは令和 2 年度に減少後は横ばいとなっている。

また、1 人あたり、1 世帯あたりのごみ排出量の推移は表 4.2-88 に示すとおりである。事業系ごみを含む 1 人 1 日あたりの排出量、1 世帯あたりの年間排出量は、過去 5 年間では減少している。一方、家庭から出るごみ 1 人 1 日あたりの排出量は令和 2 年度まで増加し、令和 3 年度以降は減少している。

表 4.2-87 ごみ排出量の推移

単位：t

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
家庭系ごみ					
燃焼ごみ	58,089.98	57,738.96	58,689.42	58,384.28	56,982.12
大型複雑ごみ	4,446.42	4,546.82	4,848.78	4,350.83	4,025.32
小型複雑ごみ	2,856.86	2,659.46	2,789.33	2,287.54	2,062.72
資源ごみ	5,234.55	7,026.60	7,921.78	7,939.81	7,538.43
有害危険ごみ	250.34	241.58	268.19	286.21	277.05
その他のごみ	1,299.47	1,045.13	1,044.25	838.98	935.14
ペットボトル	203.44	216.08	243.24	229.57	222.49
廃食用油	5.94	6.53	5.82	7.16	6.78
計	72,387.00	73,481.16	75,810.81	74,324.38	72,050.05
事業系ごみ					
燃焼ごみ*	36,358.96	35,063.37	31,799.67	31,960.02	32,564.81
合計	108,745.96	108,544.53	107,610.48	106,284.40	104,614.86

※ 資源循環エネルギーセンターでの計量前資源化量を含む。

出典)「ごみ排出量・資源回収量実績 (令和 5 年 8 月 9 日更新)」(吹田市ホームページ)

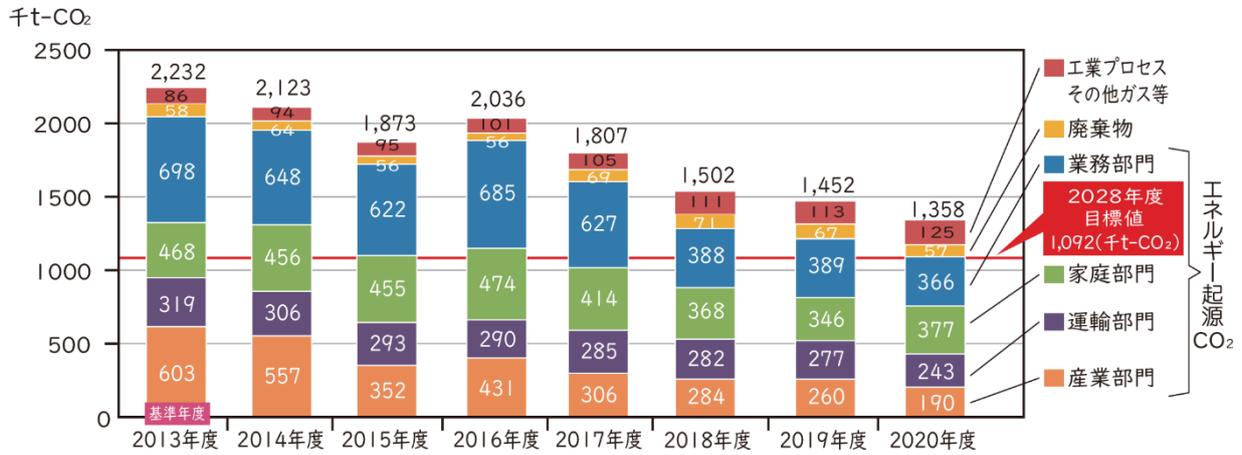
表 4.2-88 1 人あたり、1 世帯あたりのごみ排出量の推移

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 人 1 日あたりの排出量 (事業系ごみ含む) (g)	861	850	835	816	796
家庭から出るごみ 1 人 1 日 あたりの排出量 (g)	593	594	603	585	562
1 世帯あたりの年間排出量 (kg)	681	670	652	632	610

出典)「ごみ排出量・資源回収量実績 (令和 5 年 8 月 9 日更新)」(吹田市ホームページ)

シ 地球環境（地球温暖化）

吹田市域における温室効果ガス排出量の推移は、図 4.2-21 に示すとおりである。令和 2（2020）年度の温室効果ガス排出量は 1,358 千 t-CO₂ であり、基準年度の平成 25（2013）年度と比較すると約 39% 減となっている。また、対前年比では約 6% 減となっている。



出典）「吹田市環境白書 2023」（令和 5 年 12 月、吹田市）

図 4.2-21 吹田市域における温室効果ガス排出量の推移

ス 防災・安全

(ア) 過去の災害等の状況

吹田市における過去の災害等の発生状況は、表 4.2-89 に示すとおりである。

表 4.2-89 吹田市における過去の災害等の状況

	名称	概要
気象災害	昭和 9 年室戸台風	昭和 9 年（1934 年）9 月 21 日、瞬間最大風速 60m 以上の超大型台風が大阪を直撃した。この台風により市内の複数の小学校が倒壊し、教師及び児童の犠牲者を出した。
	昭和 28 年台風 13 号	昭和 28 年（1953 年）9 月 24 日からの 2 日間にかけて、総雨量（淀川流域平均約 250mm）の降雨により洪水が発生した。
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42 年（1967 年）7 月 8～9 日、本州の南岸に停滞していた梅雨前線に、台風第 7 号から変わった熱帯低気圧から暖湿気流が流れ込み、大雨を降らせた。吹田市では、10,000 世帯以上の床上及び床下浸水の被害があった。
	平成元年台風第 22 号、前線	平成元年（1989 年）9 月 17 日～9 月 20 日の間、太平洋側を中心に広い範囲で大雨となった。吹田市においても水害が発生した。
	平成 9 年前線、台風第 11 号	平成 9 年（1997 年）8 月 3 日～13 日の間、前線活動が活発になったことや台風、低気圧の影響により、全国各地で大雨となった。吹田市においても水害が発生した。
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30 年（2018 年）6 月 28 日～7 月 8 日の間、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。吹田市では、7 月 5 日から 8 日にかけて大雨警報が発令された。床下浸水が 5 件、道路冠水が 11 件発生した。
	平成 30 年台風 21 号	平成 30 年（2018 年）9 月 3 日～5 日の間、四国地方や近畿地方では猛烈な雨と風を観測した。吹田市には 9 月 4 日に最接近し、最大で風速 40m/s を超える猛烈な風が吹いた。人的被害 29 名（うち死者 1 名）、家屋等に大きな被害が発生した。
	平成 30 年台風 24 号	平成 30 年（2018 年）9 月 28 日～10 月 1 日の間、西日本・東日本の太平洋側を中心に猛烈な風または非常に強い風を観測した。台風の進路が吹田市の東側となったことなど、台風 21 号と比較すると大きな被害には至らなかったが、自主避難所に避難した市民は台風 21 号を上回る人数となった。
地震災害	平成 7 年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	平成 7（1995）年 1 月 17 日 5 時 46 分、淡路島北部の深さ 16km を震源とするマグニチュード 7.3 の地震が発生した。この地震による吹田市における被害は、死者 1 名、全半壊 318 棟及び一部損壊 10,254 棟であった。
	平成 30 年大阪府北部地震	平成 30 年（2018 年）6 月 18 日 7 時 58 分、大阪府北部の深さ約 13km を震源とするマグニチュード 6.1 の地震が発生した。吹田市では最大震度 5 強を観測した。死者や家屋の全壊はなかったが、けが人や半壊など市の広範囲にわたり人的被害、建物被害が出た。

出典)「洪水の記録（明治～平成 16 年）」(国土交通省淀川河川事務所ホームページ)
「災害をもたらした気象事例（昭和 20 年～令和 5 年）」「過去の地震津波災害（明治～令和 5 年）」
(気象庁ホームページ)
「大阪府を襲った主な災害（令和 3 年 10 月 4 日更新）」(大阪府ホームページ)
「吹田市耐震改修促進計画」（平成 20 年 3 月、吹田市）
「吹田市地域防災計画」（平成 22 年 3 月修正、吹田市防災会議）
「平成 30 年度に発生した災害に関する情報（令和 4 年 9 月 21 日更新）」(吹田市ホームページ)

(イ) ハザードマップ等

a 水害

吹田市では、想定最大規模の浸水想定区域図として、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ及び高潮ハザードマップを作成している。事業計画地周辺における指定状況は、洪水ハザードマップは図 4.2-22 に、内水ハザードマップは図 4.2-23 に示すとおりである。事業計画地内には、浸水想定区域の指定はない。なお、高潮ハザードマップに関しては、指定範囲外となっている。

洪水・土砂災害の指定緊急避難場所は、図 4.2-22 に示したとおり、事業計画地の北西側に北山田小学校が、南側に山田第一小学校が位置している。

b 地震

吹田市では、「吹田市地震被害想定（概要版）」（平成 25 年 10 月）を策定し、影響が大きい地震（断層条件）について地震動予測、液状化予測を公開している。地表面における地震動予測結果は図 4.2-24 に、液状化予測結果は図 4.2-25 に示すとおりである。吹田市に影響が大きい 3 つの地震について、事業計画地一帯では震度 6 強が予測されている。また、事業計画地内に液状化可能性評価がきわめて高い区域（ P_L 値 15 以上）がみられる。

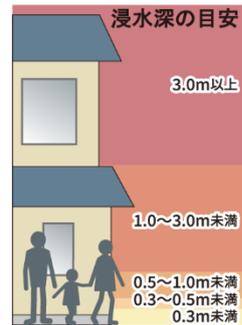


凡例

-  事業計画地
-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域
-  指定緊急避難場所(洪水・土砂災害)

洪水浸水想定区域

-  3.0m以上
-  1.0~3.0m未満
-  0.5~1.0m未満
-  0.3~0.5m未満
-  0.3m未満



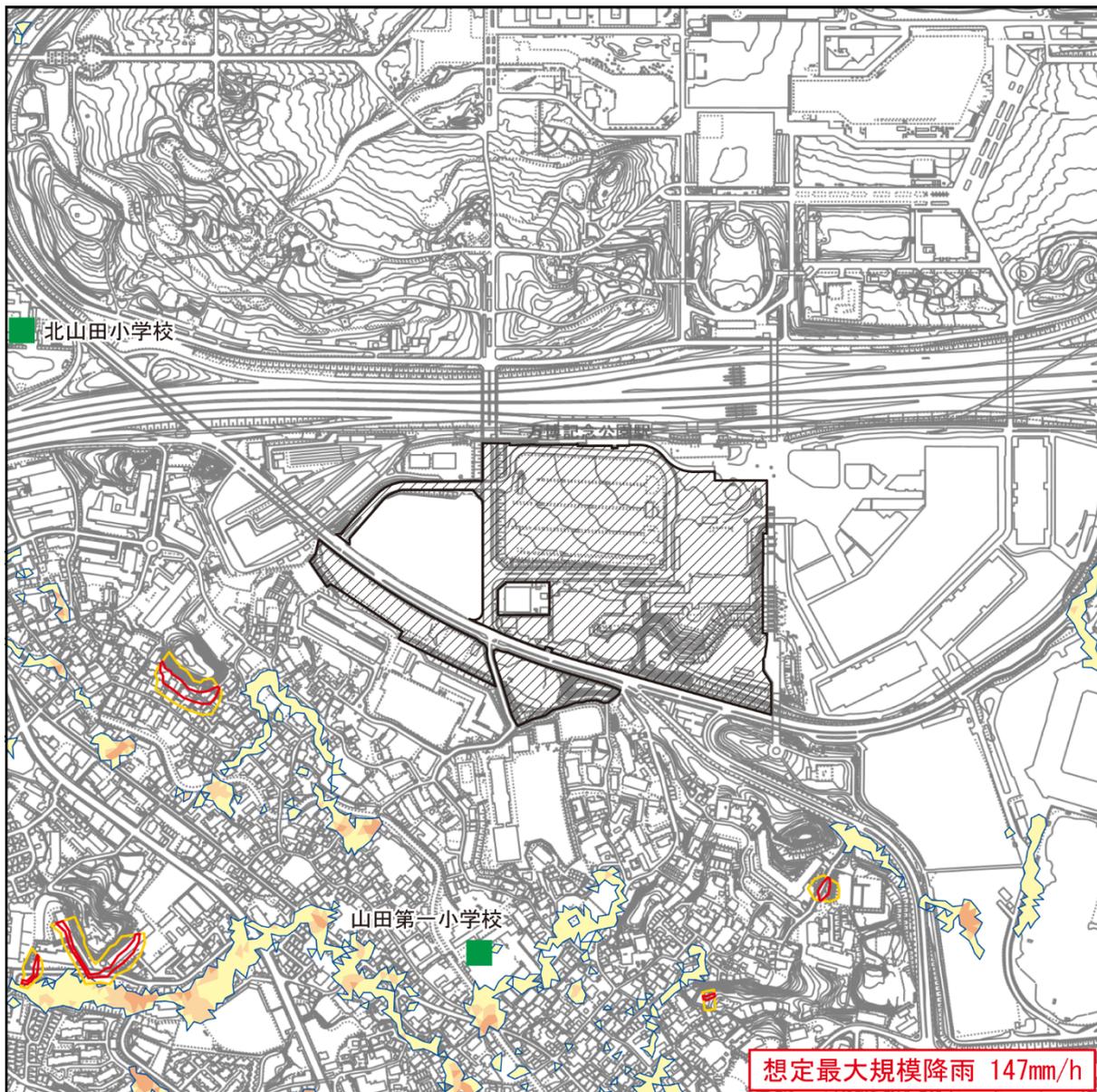
Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



出典「吹田市洪水ハザードマップ」(令和4年3月、吹田市)

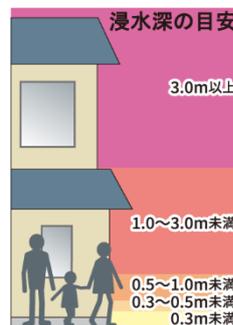
図 4.2-22 洪水ハザードマップ



凡例

-  事業計画地
-  土砂災害特別警戒区域
-  土砂災害警戒区域
-  指定緊急避難場所(洪水・土砂災害)

- 内水浸水想定区域
-  3.0m以上
 -  1.0~3.0m未満
 -  0.5~1.0m未満
 -  0.3~0.5m未満
 -  0.3m未満

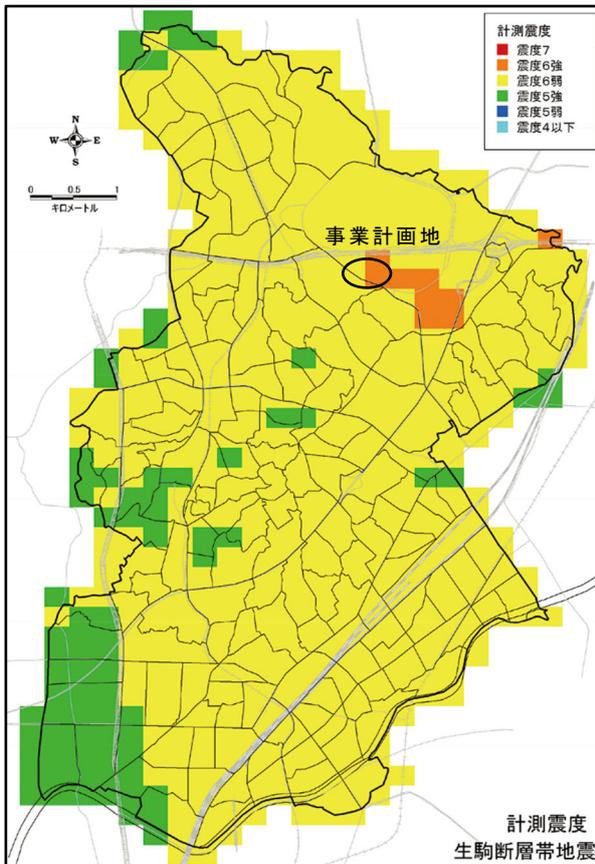
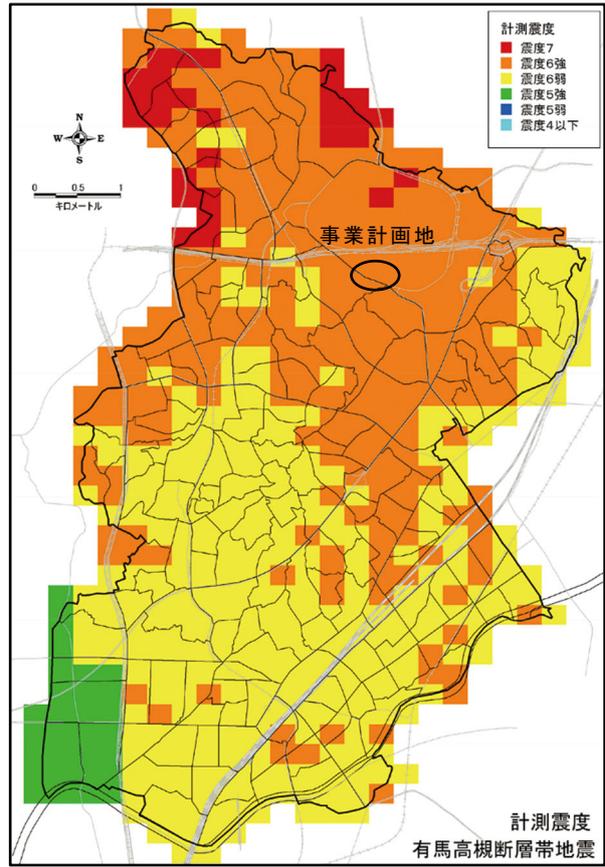
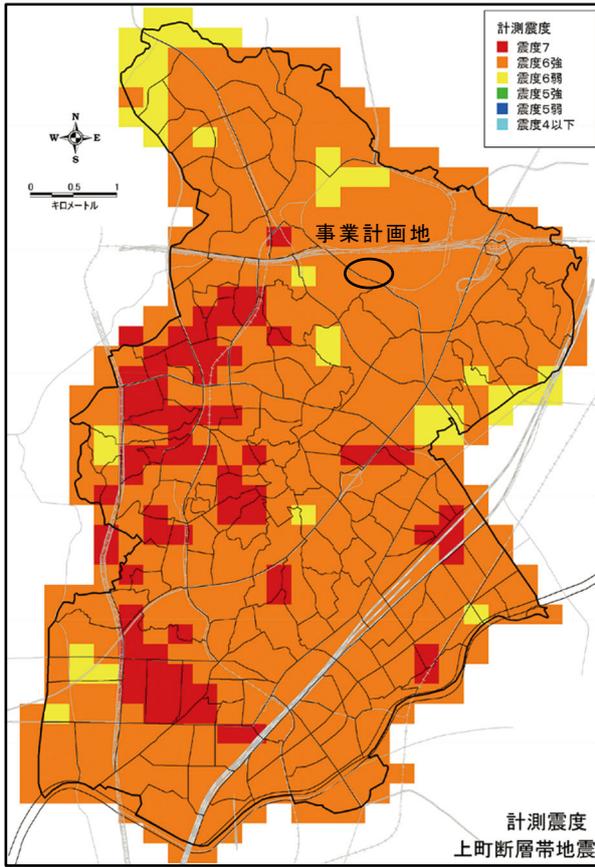


Scale 1:10,000



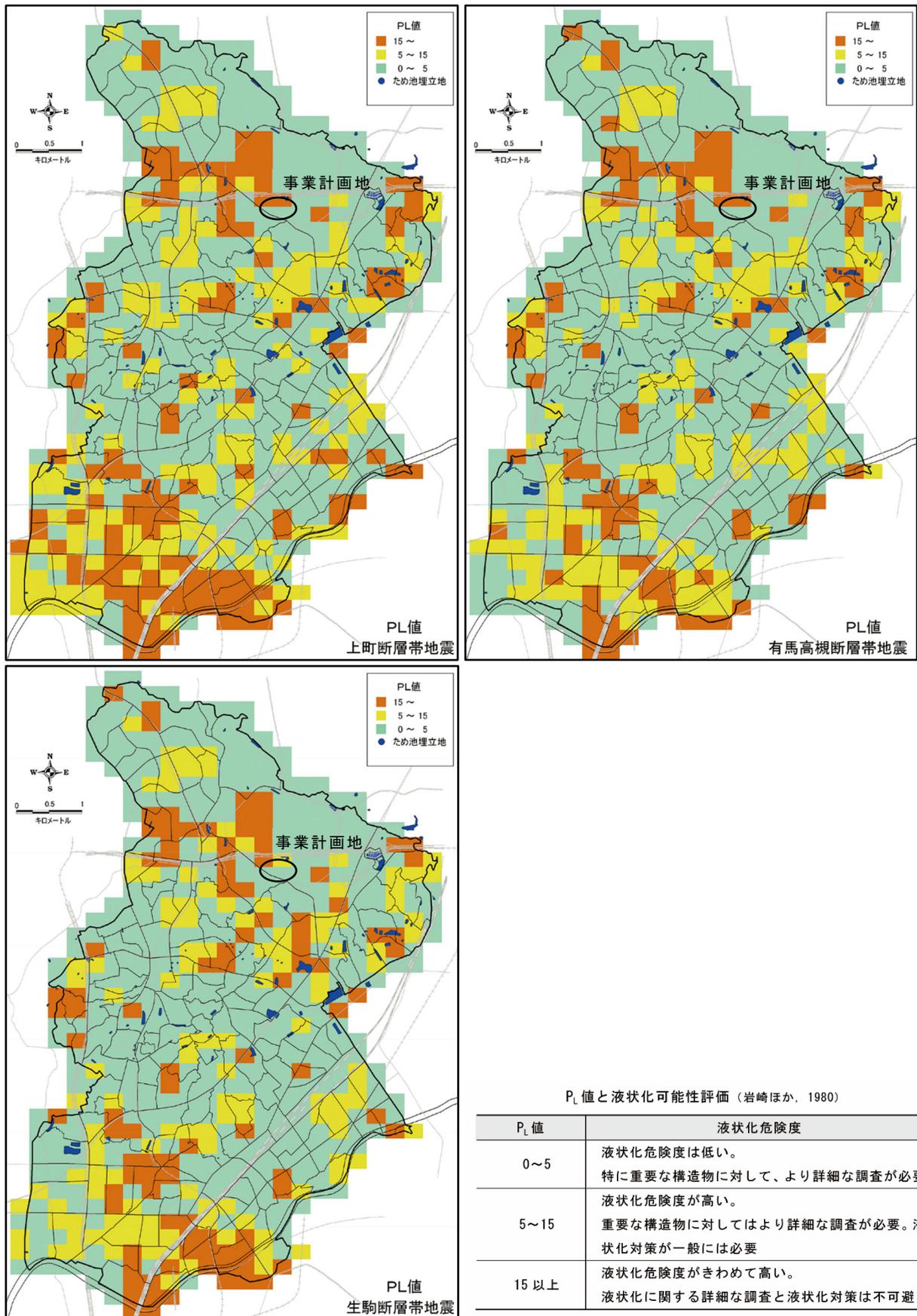
出典)「吹田市内水ハザードマップ 千里ニュータウン・万博・阪大地域(南部)」(平成31年3月、吹田市)

図 4.2-23 内水ハザードマップ



出典)「吹田市地震被害想定(概要版)」(平成25年10月)

図 4.2-24 地震動予測結果・計測震度



出典)「吹田市地震被害想定 (概要版)」(平成 25 年 10 月)

図 4.2-25 液状化予測結果

(4) 周辺事業の有無

事業計画地から概ね 500m 以内の周辺地域において、実施または実施が予定されている環境負荷の大きな施設及び事業や工事はない。

(空白のページ)

第 5 章 当該事業における環境に対する取組方針

第5章 当該事業における環境に対する取組方針

事業計画地のうち用地①-a は、都市計画特別用途地区（千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区）内に位置しており、本事業全体としては「大規模アリーナを中核とした大阪・関西を代表する新たなスポーツ・文化の拠点づくり」を基本コンセプトとして、アリーナ、ホテル、商業、住宅などから構成される多様性に富んだミクストユースのまちづくりの特徴を生かし、各施設単体ではなく事業計画地全体で施設間連携の相乗効果を生み出す環境取組を行い、省エネルギー化、景観への配慮、周辺的生活環境の向上を図っていくものとしている。

また、交通対策など、事業計画地を含む万博記念公園周辺エリア全体の課題などに対し、周辺事業者等との連携・協力を図り、環境負荷の低減を目指していくものとしている。

<事業計画地全体として消費エネルギーを最小化、最適化する取組>

事業計画地内の各施設について、大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、アリーナ棟については ZEB Oriented、共同住宅については ZEH-M Oriented 認証取得、低炭素建築物新築等の計画の認定を目指した設計とする。他施設についても、環境配慮型機器の採用（高効率・省エネルギー型機器、高効率の空調機器、LED 照明器具等）など、脱炭素社会の実現に貢献する取組を実施していくものとする。さらに、事業計画地全体として、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入により、可能な限り環境負荷の低減を図るものとする。

<低炭素社会へ寄与する自然豊かな Walkable で健康で楽しいまちづくり>

事業計画地は万博記念公園内に位置していることから、万博記念公園の豊かな緑の景観にも配慮し、駅前緑化や南側外周道路沿い緑化を中心に、周辺環境と一体となった緑化景観を形成することで、人と自然とのふれあいの場を創出する。

また、敷地内にパブリックスペースを整備し、万博記念公園と一体となった Walkable で健康で楽しいまちを実現する。さらに、万博記念公園周辺も含めた周辺地域からの来訪者に対して、自家用車での移動ではなく徒歩移動を促進し、周辺地域も含めた自家用車による移動頻度、距離を減少することで CO₂ 排出を抑える。中遠距離からの来訪者に対しては、外周道路などの周辺の交通負荷低減も兼ね、モノレールなどの公共交通機関の積極的利用を促進し、自動車の走行に伴う大気汚染の低減に寄与する。また、周辺住民も含め健康で快適な暮らしを支え、生活環境の向上に貢献するために、周辺住民も気楽にスポーツを楽しむことのできる場所を創出する。

<開業後も環境にやさしい運営と地域貢献>

資源を大切に社会システムの形成として、工事中の廃棄物の発生抑制だけでなく、開業後も住宅にディスプレイを設置するなど減量化に貢献できる運営に努める。

また、防災・安全面からも生活環境の向上に貢献するため、屋外駐車場など、災害時の避難場所としての活用可能な空間の整備や、運営などのソフト面での取組を検討し、災害時の住民の安全に配慮した環境づくりを目指していくものとする。さらに、エリア内に設置するデジタルサイネージ媒体を通して、安心・安全に関わる情報（災害情報、避難誘導指示など）を発信することで、迅速な避難を支援するシステム構築を検討する。

これらの実現に向け、関係機関と連携・協力を図り、地域の環境保全・改善に寄与できるような取組を推進し、良好な環境づくりに貢献していくものとする。

(空白のページ)

第6章 当該事業における環境取組内容

第6章 当該事業における環境取組内容

本事業では、工事中及び施設の存在・供用時において、省エネルギーやヒートアイランド対策、環境配慮型機器の採用、廃棄物の減量化など、様々な取組を行っていく計画である。

現時点で予定している環境取組内容は、以下のとおりである。

(1) 工事中

ア 温室効果ガスの削減

工事中の二酸化炭素排出量を極力低減するため、以下のような取組を行う。

- ・低燃費型建設機械の使用：使用する建設機械については、可能な限り最新の低燃費型の機種を使用する。また、機械類は適切に整備点検を行う。
- ・低燃費車両の使用：資機材搬入車両については、可能な限り最新の燃費性能の良い車両を使用する。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関係車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対して、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運行を指導・徹底する。

イ 廃棄物等の減量・リサイクル

工事中の廃棄物・残土を抑制するため、以下のような取組を行う。

- ・発生抑制・減量化・リサイクルの推進：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じる。また、資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量する。
- ・環境に配慮した建設資材の選定：再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定する。
- ・残土の抑制：建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生抑制を図る。

ウ 排気ガス・騒音等の抑制

工事中の排気ガス、騒音・振動による影響を極力低減するため、以下のような取組を行う。

- ・低公害型建設機械の使用：使用する建設機械については、低騒音型や低振動型の機種を可能な限り採用する。また、機械類は適切に整備点検を行う。
- ・低公害型車両の使用：資機材搬入車両については、燃費や排出ガス性能のよい車両を可能な限り使用する。
- ・適切な施工管理の実施：建設機械について、工事の効率化、同時稼働のできる限りの回避、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な施工管理を行う。また、資機材搬入車両については、計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関係車両の台数をできる限り削減するとともに、運転者に対して、空ぶかしの防止、アイドリングストップの遵守等の適切な運行を指導・徹底する。
- ・粉じんの飛散防止：工事区域の周囲に仮囲いを設置し、適宜散水を行う。また、掘削工事時には場内の散水やシートで覆うなどの対策を行う。

エ 工事中の排水等の対策

工事の実施による影響を抑制するため、以下のような取組を行う。

- ・濁水流出防止対策：土のうや素掘り側溝、沈砂池を設置し、道路などへの土砂の流出防止を図る。
- ・有害物質等の管理の徹底：塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分する。
- ・適切な工法の選定：工法選定の際に、土壌、地下水を汚染しない工法であることを確認の上、決定する。

オ 文化財の保護

事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めることとする。

(2) 施設の存在

ア ヒートアイランド現象の抑制

事業計画地及びその周辺は、アスファルトやコンクリートなどの人工的な被覆面が多く分布している。ヒートアイランド現象をできるだけ抑制するため、以下のような取組を行う。

- ・緑化：事業計画地内には、南東側の外周道路に面した場所にまとまった緑地が存在しており、それを **PLAY ZONE** として保存する。また、低・中・高木による立体的な緑地の形成や駐車場緑化などにより、事業計画地内の地表面温度の上昇を抑制し、蓄熱量を低減する。
- ・窓ガラスの遮熱・断熱性能の向上：一部の建物について、**Low-e** 複層ガラス等を採用することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調負荷を削減する。
- ・地表面の高温化抑制：主な舗装面に保水性舗装材などを採用し、表面温度の上昇を抑え、周辺の気温上昇を抑制する。

イ 景観への配慮

周辺の景観と調和し、またよりよい景観を創出するため、以下のような取組を行う。

- ・地域への調和：吹田市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮する。
- ・緑豊かな施設：可能な限り事業計画地内に残存する樹木を有効に活用するとともに、低・中・高木による立体的な緑地を形成し、緑に包まれた施設とする。また、植栽、駐車場緑化などによる視認性の高い箇所への効果的で魅力的な緑化について検討し、質的充実を図る。
- ・関係行政機関との協議の実施：景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進するために建築物及びその周辺整備内容について関係行政機関と協議する。
- ・屋外広告物への配慮：屋外広告物を掲出する場合は、関係行政機関と協議し、計画する。

(3) 供用時

ア 地球温暖化対策

大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、アリーナ棟については CASBEE S ランク及び ZEB Oriented、共同住宅については CASBEE S ランク及び ZEH-M Oriented 認証取得を目指した設計とする。他施設についても、環境配慮型機器の採用など、脱炭素社会の実現に貢献する取組を実施していくものとする。さらに、事業計画地全体として、再生可能エネルギーの導入により、可能な限り環境負荷の低減を図るものとする。そのため、以下のよう
な取組を行う。

- ・断熱性能の向上：熱環境の改善を考慮し、Low-e 複層ガラス等を採用する。
- ・緑化：事業計画地内には、南東側の外周道路に面した場所にまとまった緑地が存在しており、それを PLAY ZONE として保存する。また、低・中・高木による立体的な緑地の形成や駐車場緑化などにより、事業計画地内の地表面温度の上昇を抑制し、空調負荷を削減する。
- ・太陽光発電の採用：ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行う。
- ・高効率・省エネルギー型機器の採用：高効率の空調機器や LED 照明器具などを採用する。

イ 廃棄物の減量・リサイクル

「吹田市第 3 次一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「MOTTAINAI」（もったいない）※に寄与するため、以下のような取組を行う。

※ 持続可能な社会を目指す吹田市の環境政策の基本的な考えとして、「使い捨てなどのライフスタイルを見直す」、「限りある資源を有効に使う」、「豊かな自然と共に生きる」があり、これらに共通するものが「MOTTAINAI」（もったいない）である。

- ・積極的な廃棄物の発生抑制：分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努める。

ウ 施設からの騒音等の抑制

施設からの騒音等による影響を抑制するため、以下のような取組を行う。

- ・低騒音型機器の採用：空調設備等について、低騒音・低振動型の設備をできる限り採用するとともに、配置に配慮する。
- ・騒音や振動の影響を抑制する設計：アリーナ棟においては、周辺へのイベント時の騒音や振動の影響を抑制する設計とするとともに、夜間は配慮する。

エ 施設からの排水対策

汚水・雑排水は屋内分流、屋外合流方式とし、公共下水道に放流する計画である。雨水排水についても、公共下水道へ放流する計画である。

オ 防災

安心安全のまちづくりに貢献するため、以下のような取組を行う。

- ・災害時の自立性の維持：災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組（太陽光パネル、V2H システム、蓄電池、フリーWifi、かまどベンチ、マンホールトイレなどを検討）を行う。
- ・災害時に備えた地域等との連携：地域や行政との協力や自主防災組織の結成等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組（備蓄倉庫など）を検討する。
- ・災害時の避難や救助等の応急対応：避難計画の作成、防災訓練の実施、大型緊急車両対応路の確保、避難等に配慮した出入口の設計などを行う。

カ 交通対策

供用時の交通混雑による周辺環境への影響を低減するため、以下のような取組を行う。

- ・公共交通機関の利用の促進：入場・退場車両による周辺環境への影響を低減するため、共同住宅の居住者を除く来場者のうち、特に入退場ピークが集中するアリーナについては、自動車分担率を目標 5%に抑制し、モノレールや周辺鉄道駅（阪急山田駅、JR 茨木駅）からの徒歩誘導など、公共交通機関の利用促進を図る計画としている。そのため、自動車分担率を目標値に抑制するマネジメントを実施するとともに、公共交通機関の輸送力の充実に向けて、大阪モノレールの増便等について、関係交通事業者等と協議をしていくこととしている。
- ・自動車動線計画：千里橋ルート（万博記念公園内の管理通路及び千里橋）を活用することにより、西方面（府道大阪中央環状線）及び東方面（名神高速道路及び近畿自動車道）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、外周道路の南側を経由させずに入場させることが可能となる。また、南方面（府道茨木摂津線）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、短い走行区間で右側車線に車線変更をさせずに入場させることが可能となる。今後、この交通対策案の効果的な誘導の実現に向けて、道路管理者、交通管理者等と協議をしていくこととしている。
- ・駐車場対策：事業計画地内に設ける駐車場は、各法令（吹田市開発事業の手続等に関する条例、大規模小売店舗立地法）で規定する必要台数（アリーナについては、同条例施行規則第 34 条第 3 項の規定に基づき、同条例に定める駐車場台数よりも少ない駐車場台数とする。）を確保した上で、駐車場供給量が駐車需要を上回らないようにすることで、更なる需要喚起に繋がることのないよう計画している。

特に、入退場時間が集中するアリーナ施設については、道路交通への負荷を最小限に抑えるべく、主として公共交通機関に分担し、自家用車による入場分担率を 5%まで抑制を図る計画としている。また、アリーナ公演日や市立吹田サッカースタジアムの試合日など、前述の目標値を超える入場車両が発生しないように、当駐車場を無断利用することを防止するための取組や周辺事業者との連携など、実効性のある交通マネジメントを実施する計画としている。なお、現況の事業計画地内における既存駐車場は、大阪府による移転・再配置計画が予定されている。

- ・道路整備：交通処理計画上、要所となる交差点については車線構成などを見直す計画としており、用地①-a 及びその隣地を後退することにより外周道路を拡幅し、新たに右折レーンを新設することで外周道路の直進車線への交通負荷を低減する計画としている。

表 6.1-1 (1) 環境取組内容 (工事中その1)

取組事項		実施の有無	取組内容
◆大気汚染や騒音などの公害を防止します。			
建設機械			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	特殊な機械を除き、排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	一部実施する	調達台数に限りがあるため部分的な使用となりますが、低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両			
8	低公害、低燃費車の使用	実施する	燃費や排出ガス性能のよい車両を可能な限り使用します。
9	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
10	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を考慮して設定します。
11	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
12	通勤等で利用する車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
13	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
14	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
15	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
16	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
17	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。

表 6.1-1 (2) 環境取組内容 (工事中その2)

取組事項		実施の有無	取組内容
18	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
19	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 <騒音・振動等>			
20	防音シートなどの設置	実施する	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。
21	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
23	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
<粉じん・アスベスト>			
24	粉じん飛散防止対策	実施する	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
25	アスベストの調査など	実施する	建築物などの解体の際には、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告します。
26	アスベスト飛散防止対策	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行います。
<水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下>			
27	濁水や土砂の流出防止	実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
28	塗料などの適正管理及び処分	実施する	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
29	土壌汚染対策	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。
30	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
<悪臭・廃棄物>			
32	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。

表 6.1-1 (3) 環境取組内容 (工事中その3)

取組事項		実施の有無	取組内容
33	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
34	解体時の環境汚染対策	実施する	解体を伴う工事の際は、保管されている PCB 使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
36	産業廃棄物の適正処理	実施する	建設工事から生じる産業廃棄物は、適正に処理を行います。
◆地域の安全安心に貢献します。			
37	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
41	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
◆環境に配慮した製品及び工法を採用します。 省エネルギー			
42	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源			
43	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は発生した建設現場での土地の造成に再利用するなど、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
◆快適な環境づくりに貢献します。 景観			
45	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
46	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。

表 6.1-1 (4) 環境取組内容 (工事中その4)

取組事項		実施の有無	取組内容
周辺の環境美化			
47	周辺道路の清掃	実施する	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和			
49	打ち水	実施する	夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、周辺道路などに打ち水を行います。なお、水道水以外の用水が確保できなくても、上水を利用して打ち水を行います。
◆地域との調和を図ります。 工事説明・苦情対応			
50	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事实施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事の際は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置します。
51	苦情対応	実施する	工事に関する苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
52	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する	市立山田東中学校・府立山田高校に対して、工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
53	騒音、振動などの配慮	実施する	市立山田東中学校・府立山田高校に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
周辺の事業者との調整			
54	複合的な環境影響の抑制	実施する	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

表 6.1-2 (1) 環境取組内容 (住宅以外: 設備・施設等その1)

取組事項	実施の有無	取組内容
◆地球温暖化対策を行います。		
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する 大阪府建築物の環境配慮制度において、アリーナ棟は CASBEE S ランクを目指した設計とします。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。
56	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 設計	実施する アリーナ棟は、ZEB Oriented 認証取得を目指した設計とし、消費するエネルギーを極力減らすようにします。
57	再生可能エネルギーの活用	実施する 太陽光発電設備を採用し、再生可能エネルギーを活用します。
58	エネルギー効率の高いシステムの導入	一部実施する エネルギー効率の高い設備機器(コージェネレーション、空冷ヒートポンプチャラーなど)、照明制御システムなどの導入を検討します。
59	エネルギーを管理するシステムの導入	実施する 中央監視システムに加えて BEMS の導入を検討します。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	実施する 高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後の配管などからの冷媒漏えいや排出防止に配慮した設計とします。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する ガラスに主に Low-e 複層ガラスを採用します。 アリーナ棟は建物を半地下とすることで熱負荷を低減し、地上部分は高断熱化を計画します。 アリーナ以外の建物は自然通風可能な計画を検討します。
62	長寿命な建築物の施工	実施する 基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	実施する 建築仕上材はグリーン購入法適合品やエコマーク商品ができる限り採用します。また、木材などの資源循環や環境保全に配慮した製品ができる限り採用します。 また、主要構造体には、電炉鋼材の採用を検討します。
64	木材(国産材、大阪府内産材)の利用	一部実施する 資源循環や環境保全に配慮し、木材(国産材、大阪府内産材)の積極的な採用を検討します。
65	電気自動車用充電設備の設置	実施する 電気自動車用の充電設備を設置します。
66	宅配ボックスの設置	該当なし 集合住宅でないため、該当しません。
◆ヒートアイランド対策を行います。		
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する アリーナ屋根では、高日射反射率建材などの屋根面の高温化を抑制する建材を採用します。

表 6.1-2 (2) 環境取組内容 (住宅以外: 設備・施設等その2)

取組事項		実施の有無	取組内容
68	地表面の高温化抑制	実施する	主な舗装面には保水性舗装材などを採用します。駐車場の舗装は、反射率の高い色、材料の採用を検討します。
◆自然環境を保全し、みどりを確保します。			
69	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
70	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地内には、地域のシンボルとなるような大きな樹木は存在しません。
71	既存の植生の保全	実施する	PLAYZONEにおいて、既存の植生の保全を図ります。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地内に自然観察などのアクティビティができる様々なオープンスペースを設け、それぞれに効果的で魅力的な緑地を配置し、人々が緑との繋がりを感ずることが出来る施設を目指します。また、事業計画地内の高低差を利用した緑豊かな景観の創出や、低・中・高木による立体的な緑地の形成、視認性の高い箇所への緑化により、緑に包まれた施設を目指します。
73	駐車場緑化	実施する	屋外駐車場の一部に樹木を植栽(約350m ²)します。
74	屋上緑化など	実施する	アリーナ以外の一部の建物屋上(デッキなど)について、緑化を行います。
75	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
◆水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	一部実施する	雨水を利用する設備(散水設備など)の導入を検討します。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設を設置します。
79	雨水浸透への配慮	一部実施する	オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。

表 6.1-2 (3) 環境取組内容 (住宅以外: 設備・施設等その3)

取組事項	実施の有無	取組内容
◆地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。 また、アリーナ棟においては、周辺へのイベント時の騒音や振動の影響を抑制する設計とするとともに、夜間は配慮します。
81	住宅における防音サッシ等の設置	該当なし 非住宅のため、該当しません。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する 建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する 周辺の市立山田東中学校・府立山田高校に対して、騒音、振動などに特段の配慮をします。
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89	日照障害対策	実施する 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域(商業と工業地域を除く)を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。

表 6.1-2 (4) 環境取組内容 (住宅以外：設備・施設等その4)

取組事項		実施の有無	取組内容
91	電波障害発生時の改善対策	実施する	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
92	プライバシーの配慮	実施する	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
◆景観まちづくりに貢献します。			
93	地域への調和	実施する	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	計画区域や建設敷地が 1ha を超えるため、要請があった場合は重点地区の指定について協議します。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	一部実施する	屋外広告物を掲出する場合は、関係行政機関と協議し計画することで、景観まちづくりを推進します。
◆安心安全のまちづくりに貢献します。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	計画地内通路は歩行者専用とし、歩車分離を図ります。また、モノレール駅や駅前バスロータリーの利用しやすさに配慮し、駅改札レベルと各施設・南側敷地をデッキで平坦に結ぶ計画とし、既存のモノレール駅エレベーターに加え、アリーナ棟及び商業ホテル棟側で計画するエレベーターなどにより、安全に移動できる計画とします。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組	実施する	耐震性能や防災性能評価を取得する等、災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組を行います。
101	災害時の自立性を維持する取組	実施する	災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、自給自足を可能とする施設の設置等、災害時の自立性を維持する取組（太陽光パネル、蓄電池、フリーWifi、かまどベンチ、マンホールトイレなどを検討）を行います。

表 6.1-2 (5) 環境取組内容 (住宅以外：設備・施設等その5)

取組事項		実施の有無	取組内容
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	一部実施する	地域や行政との協力や自主防災組織の結成等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組（備蓄倉庫など）を検討します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	避難計画の作成、防災訓練の実施、大型緊急車両対応路の確保、避難等に配慮した出入口の設計などを行います。
104	犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組	実施する	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市（まち）づくりに関する取組を行います。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	実施する	パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を行います。

表 6.1-3 (1) 環境取組内容 (住宅：設備・施設等その1)

取組事項		実施の有無	取組内容
◆地球温暖化対策を行います。			
55	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	実施する	大阪府建築物の環境配慮制度において、CASBEE S ランクを目指した設計とします。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。
56	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 設計	実施する	ZEH-M Oriented 認証取得を目指した設計とし、消費するエネルギーを極力減らすようにします。
57	再生可能エネルギーの活用	一部実施する	太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーを活用するよう検討します。
58	エネルギー効率の高いシステムの導入	実施する	住戸には、エネルギー効率の高いエコキュート、エントランス棟には照明制御システムなどを導入します。
59	エネルギーを管理するシステムの導入	一部実施する	HEMS を用いるなど、エネルギーを管理するシステムの導入を可能な限り検討します。
60	冷媒漏えい (使用時排出) の防止	実施する	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備 (空調機器、冷蔵冷凍庫など) を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい (使用時排出) が発生しないように設計します。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する	低炭素建築物新築等の計画の認定を目指した設計とします。また、住宅性能表示制度に基づき、断熱等性能等級 5 の建築物を施工します。
62	長寿命な建築物の施工	実施する	住宅性能表示制度に基づき、劣化対策等級 3 の建築物を施工します。
63	環境に配慮した製品の採用	実施する	建築仕上材はグリーン購入法適合品やエコマーク商品をできる限り採用します。また、木材などの資源循環や環境保全に配慮した製品をエントランスホールなどの共用部にできる限り採用します。 屋外廊下・バルコニーには、長尺塩ビシート (エコマーク認定品) を採用します。
64	木材 (国産材、大阪府内産材) の利用	実施する	資源循環や環境保全に配慮し、木材 (国産材、大阪府内産材) を積極的に採用します。
65	電気自動車用充電設備の設置	実施する	電気自動車用の充電設備を設置します。
66	宅配ボックスの設置	実施する	再配達によるエネルギー消費を減らすため、宅配ボックスを設置します。

表 6.1-3 (2) 環境取組内容 (住宅 : 設備・施設等その 2)

取組事項		実施の有無	取組内容
◆ヒートアイランド対策を行います。			
67	建物屋根面、壁面の高温化抑制	実施する	住棟の屋上には高日射反射率建材などの屋根面の高温化を抑制する建材を採用します。また、露出防水には、高反射 (50%以上) トップコートを採用します。 住棟または共用棟の屋根や壁面の一部緑化などにより、建物の高温化を抑制します。
68	地表面の高温化抑制	実施する	主な歩道の舗装面には保水性舗装材などを採用します。
◆自然環境を保全し、みどりを確保します。			
69	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
70	地域のシンボルツリーの保全	該当なし	事業計画地内には、地域のシンボルとなるような大きな樹木は存在しません。
71	既存の植生の保全	一部実施する	既存植生の移植について検討します。
72	地域に応じたみどりの創出	実施する	事業計画地内の高低差を利用した緑豊かな景観の創出や、低・中・高木による立体的な緑地の形成、視認性の高い箇所への緑化により、緑に包まれた施設を目指します。 植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
73	駐車場緑化	実施する	屋外駐車場の一部に樹木を植栽します。
74	屋上緑化など	実施する	住棟または共用棟の屋上や壁面の一部緑化を行います。
75	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
76	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
◆水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	一部実施する	雨水を利用する設備 (散水設備など) の導入を検討します。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設を設置します。
79	雨水浸透への配慮	一部実施する	オープンスペース、駐車場などについては雨水浸透に配慮し、浸透性のある舗装などの採用を検討します。

表 6.1-3 (3) 環境取組内容 (住宅：設備・施設等その3)

取組事項	実施の有無	取組内容
◆地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等		
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	実施する 空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	実施する 近くに幹線道路や鉄道があるため、入居者に騒音の影響が考えられる場合には、窓などに適切な防音サッシ等を設置します。
82	駐車場の配置計画時の配慮	実施する 周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、駐車場の設置については、住居に隣接しない計画とするなど近隣に配慮した計画とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	実施する 近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口の位置、廃棄物置場の構造などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	実施する ボイラー、タービン、エンジンなどの機器を設置する場合は、低 NOx 型機器を採用する等の排出ガス対策を行います。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する 屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	実施する 建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	実施する 塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	実施する 近接した市立山田東中学校・府立山田高校に対して、騒音、振動、通風などに特段の配慮をします。
中高層建築物（高さ 10 メートルを超える建築物）		
89	日照障害対策	実施する 日照障害については、建築基準法の日影規制対象外地域（商業と工業地域を除く）を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90	電波障害の事前把握及び近隣説明	実施する 電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
91	電波障害発生時の改善対策	実施する 電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
92	プライバシーの配慮	実施する 近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。

表 6.1-3 (4) 環境取組内容 (住宅：設備・施設等その4)

取組事項		実施の有無	取組内容
◆景観まちづくりに貢献します。			
93	地域への調和	実施する	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の基本目標と基本方針及び景域別景観まちづくり方針に基づいた計画と設計を行います。
95	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96	重点地区指定に向けた協議	実施する	計画区域や建設敷地が 1ha を超えるため、要請があった場合は重点地区の指定について協議します。
97	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する	屋外広告物に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
◆安心安全のまちづくりに貢献します。			
99	歩行者が安全に通行できる工夫	実施する	計画地内の歩車分離を図り、歩行者が安全に通行できるよう配慮します。
100	災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組	実施する	耐震性能や防災性能評価を取得する等、災害に対する建築物・工作物の強靭性を高める取組を行います。
101	災害時の自立性を維持する取組	一部実施する	災害時の停電、断水等に対し、その復旧までの期間、太陽光発電設備やV2Hシステムの導入等により自給自足を可能とする施設の設置や、かまどベンチ、マンホールトイレ等の災害時の自立性を維持する施設の設置などの取組を検討します。
102	災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	一部実施する	地域や行政との協定の締結や自主防災組織の結成への誘導等、災害時に備えた地域等との連携に関わる取組を検討します。また、住民用の備蓄倉庫を設置します。
103	災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	実施する	災害時に消防・救助活動ができるように、オートロック自動扉付近には非常解錠ボタンを設置します。また、共用部にはAEDを設置します。
104	犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組	実施する	防犯カメラの設置等、犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組を行います。
105	犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	一部実施する	パトロールや見守り等、犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組を検討します。

表 6.1-4 環境取組内容（その他）

◆廃棄物等の減量・リサイクル

工事中の廃棄物・残土を抑制するため、以下のような取組を行います。

- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適正な措置を講じます。
- ・再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定します。

施設からの廃棄物を抑制するため、以下のような取組を行います。

- ・分別を徹底し、可能な限り廃棄物の削減・リサイクルに努めます。
- ・住宅にはディスプレイを設置するなど、減量化に貢献できるように努めます。

◆文化財の保護

- ・事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、事業計画地において、工事期間中に遺物が確認された場合には、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財保護法に基づき手続・対応を行い、文化財の保護に努めます。

◆交通対策

①公共交通機関の利用の促進

入場・退場車両による周辺環境への影響を低減するため、共同住宅の居住者を除く来場者のうち、特に入退場ピークが集中するアリーナについては、自動車分担率を目標 5% に抑制し、モノレールや周辺鉄道駅（阪急山田駅、JR 茨木駅）からの徒歩誘導など、公共交通機関の利用促進を図る計画としています。そのため、自動車分担率を目標値に抑制するマネジメントを実施するとともに、公共交通機関の輸送力の充実に向けて、大阪モノレールの増便等について、関係交通事業者等と協議をしていくこととしています。

②自動車動線計画

千里橋ルート（万博記念公園内の管理通路及び千里橋）を活用することにより、西方面（府道大阪中央環状線）及び東方面（名神高速道路及び近畿自動車道）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、外周道路の南側を經由させずに入場させることが可能となります。また、南方面（府道茨木摂津線）から用地①-a（駅前ロータリー除く）への入場車両について、短い走行区間で右側車線に車線変更をさせずに入場させることが可能となります。今後、この交通対策案の効果的な誘導の実現に向けて、道路管理者、交通管理者等と協議をしていくこととしています。

③駐車場対策

事業計画地内に設ける駐車場は、各法令（吹田市開発事業の手続等に関する条例、大規模小売店舗立地法）で規定する必要台数（アリーナについては、同条例施行規則第 34 条第 3 項の規定に基づき、同条例に定める駐車場台数よりも少ない駐車場台数とする。）を確保した上で、駐車場供給量が駐車需要を上回らないようにすることで、更なる需要喚起に繋がることのないよう計画しています。特に、入退場時間が集中するアリーナ施設については、道路交通への負荷を最小限に抑えるべく、主として公共交通機関に分担し、自家用車による入場分担率を 5% まで抑制を図る計画としています。また、アリーナ公演日や市立吹田サッカースタジアムの試合日など、前述の目標値を超える入場車両が発生しないように、当駐車場を無断利用することを防止するための取組や周辺事業者との連携など、実効性のある交通マネジメントを実施する計画としています。なお、現況の事業計画地内における既存駐車場は、大阪府による移転・再配置計画が予定されています。

④道路整備

交通処理計画上、要所となる交差点については車線構成などを見直す計画としており、用地①-a 及びその隣地を後退することにより外周道路を拡幅し、新たに右折レーンを新設することで外周道路の直進車線への交通負荷を低減する計画としています。

第 7 章 環境要素、調査の時期及び方法 並びに予測の方法及びその時点

第7章 環境要素、調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

1 環境要素

(1) 環境影響要因の抽出

本事業の実施に伴う一連の諸行為等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある行為等（環境影響要因）を、本事業の内容（種類及び規模等）、事業計画地及びその周辺の自然的、社会的状況を勘案して表 7.1-1 に示すとおり抽出した。

表 7.1-1 環境影響要因の抽出結果

区分	環境影響要因	抽出した理由
工事	建設機械の稼働	工事の実施に伴い建設機械が稼働するため、環境影響要因として抽出した。
	工事用車両の走行	工事の実施に伴い資材、建設副産物及び建設機械の運搬に用いる車両、工事関係者の通勤による乗用車等が走行するため、環境影響要因として抽出した。
	工事の影響	工事の実施に伴う廃棄物、悪臭、濁水等の発生、また工事の実施に伴う公園駐車場の変更による影響が見込まれるため、環境影響要因として抽出した。
存在	土地利用及び地形の変化	既存の土地利用及び地形に変化が生じるため、環境影響要因として抽出した。
	緑の回復育成	既存の緑地の消失や、新たな緑地の整備が行われるため、環境影響要因として抽出した。
	建築物等の存在	新たな建築物等が出現するため、環境影響要因として抽出した。
供用	人口の増加	施設の供用に伴い人口の増加が見込まれるため、環境影響要因として抽出した。
	施設の供用	施設の供用に伴い廃棄物、悪臭等の発生が見込まれるため、環境影響要因として抽出した。
	冷暖房施設等の稼働	施設の供用に伴い冷暖房施設等が設置・稼働するため、環境影響要因として抽出した。
	駐車場の利用	事業計画地内において、新たな居住者の車両や利用客による入場・退場車両、施設関連車両が走行するため、環境影響要因として抽出した。
	施設関連車両の走行	事業計画地外において、新たな居住者の車両や利用客による入場・退場車両、施設関連車両が走行するため、環境影響要因として抽出した。
	歩行者の往来	利用客が往来するため、環境影響要因として抽出した。

(2) 環境要素の選定

環境要素は、「吹田市環境影響評価技術指針」(令和3年8月改定、吹田市)(以下、「技術指針」という。)に示された環境要素のうち、本事業の特性、事業計画地及びその周辺の自然的、社会的状況を勘案して表7.1-3に示すとおり選定した。

なお、本事業ではほとんど環境影響がないと考えられることから選定しなかった環境要素及びその理由は、表7.1-2に示すとおりである。

表 7.1-2 選定しなかった環境要素及びその理由

環境要素		選定しなかった理由
水質汚濁	地下水	【工事：工事の影響】 工事で発生する濁水等は、周辺への流出を防止し、適切に処理を行った上で放流する計画としている。そのため、地下水質に影響を及ぼすような活動要素はない。よって、環境要素として選定しなかった。
地形・地質	土砂流出、崩壊 斜面安定	【工事：工事の影響】 事業計画地及びその周辺は既造成地であり、本事業による造成工事により、地形・地質に影響を及ぼすような土砂の流出や崩壊、斜面の形成はない。よって、環境要素として選定しなかった。
文化遺産	文化遺産 (有形・無形・複合)	【工事：工事の影響】 事業計画地内には周知の指定・登録文化財や埋蔵文化財は存在しない。よって、環境要素として選定しなかった。

表 7.1-3 (1) 環境要素の選定結果 (運動・レジャー施設の建設、商業施設)

目標	分野	環境要素	工事		存在		供用					
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の稼働	駐車場の利用	施設関連車両の走行	歩行者の往来
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー						○	○		○	
		資源を大切に 社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物					○			
産業廃棄物		○				○						
建設発生土		○										
フロン類		○										
健康で快適な暮らしを支える環境の保全	大気・熱	大気汚染	○	○							○	○
		悪臭			○			○				
		ヒートアイランド現象				○	○		○		○	
	水	水質汚濁	公共用水域			○						
			地下水			×						
		底質汚染										
	土	土壌汚染			○							
		地形、地質	土砂流出、崩壊			×						
			斜面安定			×						
		地盤	地下水位									
	地盤沈下、変状											
	騒音・振動等	騒音	○	○					○	○	○	○
		振動	○	○					○			○
低周波音								○	○			
自然の恵みが実感できる みどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系			○	○	○	○				
		緑化 (緑の質、緑の量)				○						
		人と自然とのふれあいの場			○	○						
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観					○	○				
		日照阻害						○				
		テレビ受信障害							○			
		風害							○			
	文化遺産	文化遺産 (有形・無形・複合)			×							
	防災・安全	自然災害危険度					○	○	○			
		人為的災害危険度							○			
		地域防災力					○	○	○			
	地域社会	コミュニティ			○							
		交通混雑、交通安全		○	○						○	○

注) ○：選定した環境要素
×：選定しなかった環境要素

表 7.1-3 (2) 環境要素の選定結果 (住宅団地の建設)

目標	分野	環境要素	環境影響要因			工事		存在		供用					
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物等の存在	人口の増加	冷暖房施設等の稼働	施設関連車両の走行	駐車場の利用				
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー							○	○	○				
		資源を大切に 社会システムの形成	廃棄物等	一般廃棄物							○				
産業廃棄物						○									
建設発生土						○									
フロン類						○									
健康で快適な暮らしを支える 環境の保全	大気・熱	大気汚染		○	○							○	○		
		悪臭				○									
		ヒートアイランド現象					○	○		○	○				
	水	水質汚濁	公共用水域			○									
			地下水			×									
		底質汚染													
	土	土壌汚染				○									
		地形、地質	土砂流出、崩壊			×									
			斜面安定			×									
		地盤	地下水位												
	地盤沈下、変状														
	騒音・振動等	騒音		○	○								○	○	
		振動		○	○								○		
低周波音															
自然の恵みが実感できる みどり豊かな社会の形成	人と自然	動植物、生態系				○	○	○							
		緑化 (緑の質、緑の量)					○								
		人と自然とのふれあいの場				○	○								
快適な都市環境の創造	構造物の影響	景観					○	○							
		日照阻害						○							
		テレビ受信障害						○							
		風害						○							
	文化遺産	文化遺産 (有形・無形・複合)				×									
	防災・安全	自然災害危険度					○	○	○						
		人為的災害危険度													
		地域防災力					○	○	○						
	地域社会	コミュニティ				○			○						
		交通混雑、交通安全			○				○		○	○			

注) ○：選定した環境要素
×：選定しなかった環境要素

2 調査の時期及び方法並びに予測の方法及びその時点

環境影響評価の現況調査、予測及び評価の手法は、表 7.2-1～表 7.2-20 及び図 7.2-1～図 7.2-8 に示すとおりである。

(1) 温室効果ガス、エネルギー

表 7.2-1 現況調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス、エネルギー）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地球温暖化	温室効果ガス、エネルギー	施設関連車両の走行（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 人口の増加（住宅団地） 施設の供用（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 冷暖房施設等の稼働（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	1. 調査項目 1) 原単位 本事業と同種または類似の事業における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量 2) 対策の実施状況 本事業と同種または類似の事業における温室効果ガスの排出量削減及びエネルギー使用量削減対策の内容、効果等 3) 地域内のエネルギー資源の状況 事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等 4) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。
			3. 調査地域 調査地域は特に設定しないが、地域内のエネルギー資源の状況については、事業計画地周辺とする。
			4. 予測手法 1) 人口の増加、施設の供用、冷暖房施設等の稼働 原単位を基に、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量及びエネルギーの使用量並びにそれらの削減の程度を算出する。また、計画で予定している環境取組を実施した場合と実施しなかった場合の予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較する。 2) 施設関連車両の走行 事業計画を基に、温室効果ガス（二酸化炭素）の削減の程度を推定する。
			5. 予測地域 1) 人口の増加、施設の供用、冷暖房施設等の稼働 事業計画地とする。 2) 施設関連車両の走行 事業計画地周辺とする。
			6. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施による温室効果ガスの排出量が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

(2) 廃棄物等

表 7.2-2 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (廃棄物等)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
廃棄物等	産業廃棄物 建設発生土 フロンの発生土	工事の影響 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 廃棄物の状況 地域における廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況並びに中間処理施設及び最終処分場の状況、リサイクルの状況</p> <p>2) 関係法令等による基準等</p> <p>3) 廃棄物の排出量削減事例</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 事業計画地周辺とする。</p> <p>4. 予測手法 発生原単位または排出原単位から産業廃棄物及び建設発生土の発生量・排出量を推定する。また、事業計画の内容から処理・処分方法を推定する。フロンの類については、類似事例、事業計画等から定性的に予測する。</p> <p>5. 予測地域 事業計画地とする。</p> <p>6. 予測対象時期 工事期間全体とする。</p> <p>7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う廃棄物等の発生量が可能な限り削減されていること」、「廃棄物等が適正に処理されること」及び「地域における廃棄物の処理体制に支障をきたさないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

表 7.2-2 (2) 現況調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
廃棄物等	産業一般廃棄物	歩行者の往来（運動・レジャー施設、商業施設） 人口の増加（住宅団地） 施設の供用（運動・レジャー施設、商業施設）	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 廃棄物の状況 地域における廃棄物の種類別の分別及び収集運搬の状況並びに中間処理施設及び最終処分場の状況、リサイクルの状況</p> <p>2) 関係法令等による基準等</p> <p>3) 廃棄物の排出量削減事例</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 事業計画地周辺とする。</p> <p>4. 予測手法</p> <p>1) 人口の増加、施設の供用 発生原単位または排出原単位から一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量・排出量を推定する。また、事業計画の内容から処理・処分方法を推定する。また、計画で予定している環境取組を実施した場合と実施しなかった場合の予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較する。</p> <p>2) 歩行者の往来 類似事例、事業計画等から定性的に予測する。</p> <p>5. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>6. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。</p> <p>7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う廃棄物等の発生量が可能な限り削減されていること」、「廃棄物等が適正に処理されること」及び「地域における廃棄物の処理体制に支障をきたさないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

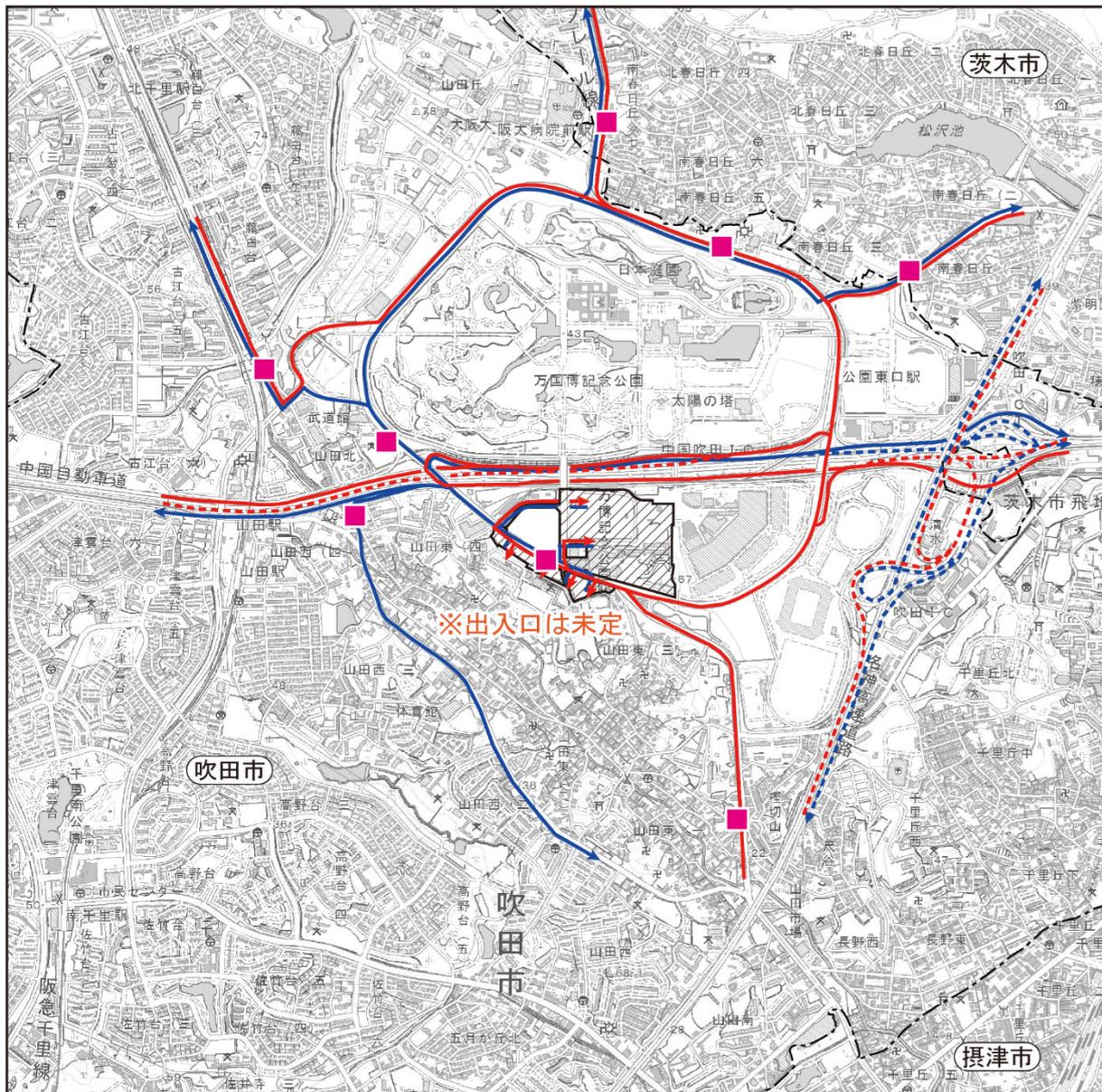
(3) 大気汚染

表 7.2-3 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (大気汚染)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	大気汚染	建設機械の稼働、工事用車両の走行 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 大気汚染の状況 窒素酸化物、浮遊粒子状物質の濃度</p> <p>2) 気象の状況 風向・風速</p> <p>3) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 大気汚染の状況、気象の状況 【既存資料調査】 一般環境大気測定局 (吹田市北消防署局) のデータを整理、解析する。</p> <p>2) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により大気汚染の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。</p> <p>4. 調査期間等 大気汚染の状況については直近の 5 年、気象については直近の 11 年に観測されたデータとする。</p> <p>5. 予測手法 大気拡散式を用いた計算で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度を予測する。</p> <p>6. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>7. 予測地点</p> <p>1) 建設機械の稼働 事業計画地周辺で、住居等の保全対象があり、建設機械の稼働等による大気汚染の影響が最大となる地点を設定する。</p> <p>2) 工事用車両の走行 事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、工事用車両の走行による大気汚染の影響を的確に把握できる地点として、工事用車両の走行が見込まれる道路沿道 8 地点を設定する。(図 7.2-1 (1) 参照)</p> <p>8. 予測対象時期 建設機械の稼働または工事用車両の走行による大気汚染物質排出量が最大になると想定される時期とする。</p> <p>9. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う大気汚染の発生が可能な限り低減されていること」及び「環境基本法により設定されている環境基準との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図れるよう努めること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

表 7.2-3 (2) 現況調査、予測及び評価の手法 (大気汚染)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	大気汚染	施設 駐車場の利用 関連車の利用 の(運動・走行) (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) 大気汚染の状況 窒素酸化物、浮遊粒子状物質の濃度 2) 気象の状況 風向・風速 3) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 1) 大気汚染の状況、気象の状況 【既存資料調査】 一般環境大気測定局(吹田市北消防署局)のデータを整理、解析する。 2) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。
			3. 調査地域 本事業の実施により大気汚染の状況に変化をもたらすと想定される地域とする。
			4. 調査期間等 大気汚染の状況については直近の5カ年、気象については直近の11年に観測されたデータとする。
			5. 予測手法 大気拡散式を用いた計算で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度を予測する。
			6. 予測地域 「調査地域」とする。
			7. 予測地点 1) 駐車場の利用 事業計画地周辺で、住居等の保全対象があり、駐車場の利用による大気汚染の影響が最大となる地点を設定する。 2) 施設関連車両の走行 事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、施設関連車両の走行による大気汚染の影響を的確に把握できる地点として、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道8地点を設定する。(図7.2-1(2)参照)
			8. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			9. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う大気汚染の発生が可能な限り低減されていること」及び「環境基本法により設定されている環境基準との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図れるよう努めること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

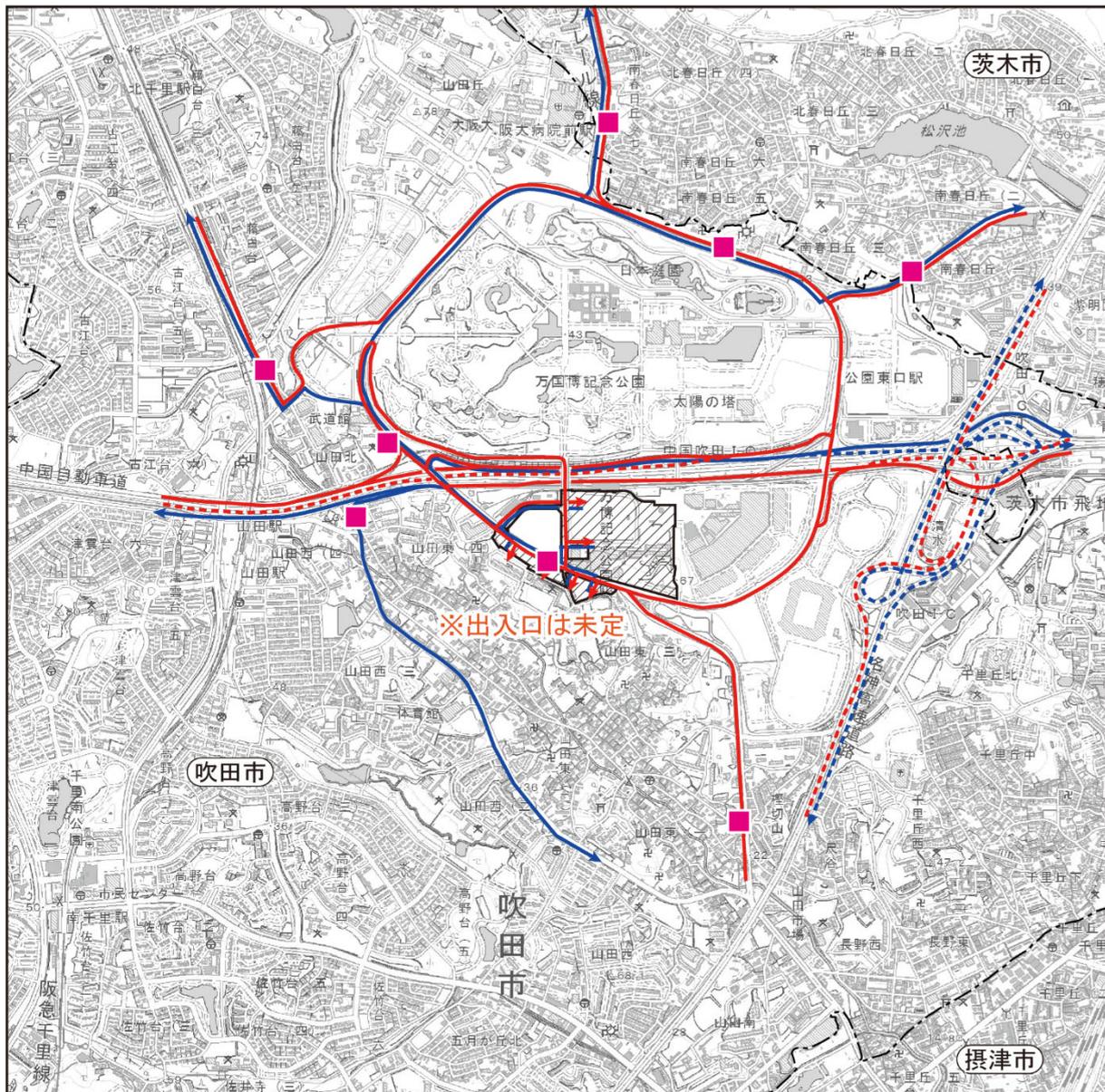
-  事業計画地
-  予測地点
-  市界
-  工事用車両主要走行ルート (入場)
-  工事用車両主要走行ルート (退場)
- ※ 破線は高速道路



Scale 1:25,000



図 7.2-1 (1) 予測地点図 (大気汚染：工事用車両の走行)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  予測地点
-  市界
-  入場車両主要走行ルート
-  退場車両主要走行ルート
- ※ 破線は高速道路



Scale 1:25,000

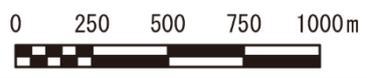


図 7.2-1 (2) 予測地点図 (大気汚染：施設関連車両の走行)

(4) 悪臭

表 7.2-4 現況調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	悪臭	工事の供用影響 （運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 調査項目 <ol style="list-style-type: none"> 1) 悪臭の状況 大気中の悪臭物質の濃度や臭気指数、悪臭に係る苦情の発生状況等 2) 関係法令等による基準等 2. 調査手法 <p>【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> 3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とする。 4. 予測手法 類似事例、事業計画等から定性的に予測する。 5. 予測地域 「調査地域」とする。 6. 予測対象時期 <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事の影響 工事に起因する悪臭物質の濃度等が最大となる時期とする。 2) 施設の供用 事業活動が定常の状態になる時期とする。 7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施による悪臭への影響が可能な限り低減されていること」及び「吹田市環境基本計画で設定されている目標値との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

(5) ヒートアイランド現象

表 7.2-5 現況調査、予測及び評価の手法（ヒートアイランド現象）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
大気・熱	ヒートアイランド現象	緑の回復育成（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 冷暖房施設等の稼働（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建設物の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 緑の回復育成（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 冷暖房施設等の稼働（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建設物の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	1. 調査項目 1) 気温の状況 2) 土地被覆の状況 緑被の状況、建物の状況等 3) 人工排熱の状況 建物排熱、自動車排熱等 4) 周辺建築物の状況 5) ヒートアイランド現象の状況 事業計画地周辺における昼間及び夜間の地表面温度 6) ヒートアイランド対策の事例
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。
			3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とする。
			4. 調査期間等 ヒートアイランド現象を適切に把握し得る十分な期間とする。
			5. 予測手法 1) 土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働 事業計画の内容から、地域における土地被覆、人工排熱、建物の密集度の変化の内容及び程度を推定する。また、計画で予定している環境取組を実施した場合と実施しなかった場合の予測を可能な限り定量的に行い、その結果を比較する。 2) 施設関連車両の走行 事業計画の内容から、人工排熱の変化の程度を推定する。
			6. 予測地域 1) 土地利用及び地形の変化、緑の回復育成、建築物等の存在、冷暖房施設等の稼働 事業計画地とする。 2) 施設関連車両の走行 事業計画地及びその周辺とする。
			7. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			8. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施によるヒートアイランド現象への影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

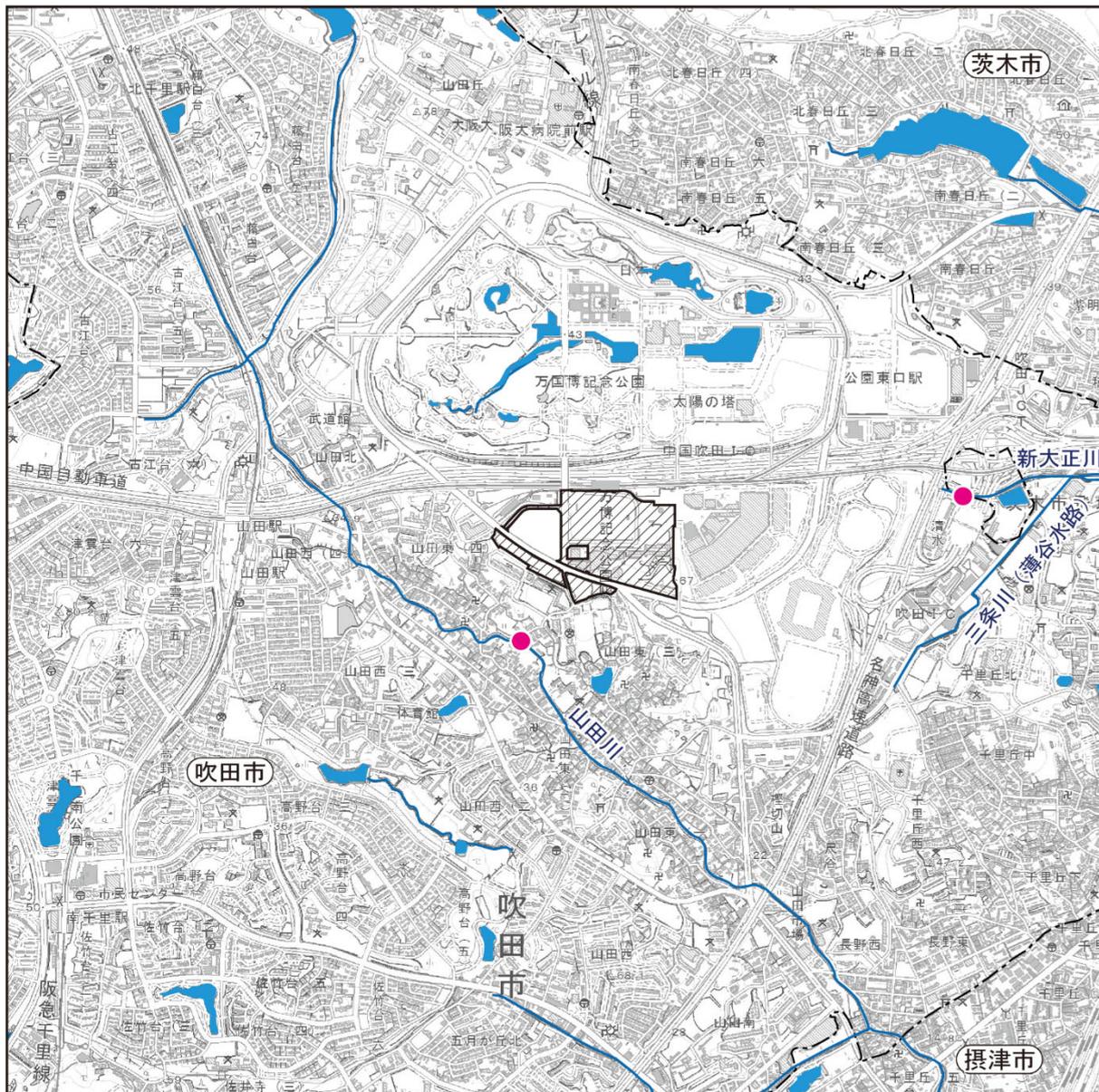
(6) 水質汚濁

表 7.2-6 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (水質汚濁)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
水	水質汚濁	公共用水域 工場の影響 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 公共用水域の水質の状況 平水時 : 生活環境項目 (pH,BOD,SS,DO) ,水温 降雨出水時 : 水温,pH,SS</p> <p>2) 水象の状況 河川流量</p> <p>3) 土壌の状況 事業計画地内土壌の沈降試験</p> <p>4) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 公共用水域の水質の状況 【現地調査】 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に定める方法に準拠して測定する。</p> <p>2) 水象の状況 【現地調査】 「河川砂防技術基準 調査編」(国土交通省水管理・国土保全局、平成 26 年 4 月)に定める方法に準拠して測定する。</p> <p>3) 土壌の状況 【現地調査】 事業計画地内で土壌を採取し、JIS M 0201「選炭廃水試験方法」に定められる方法に準拠して、土壌沈降試験を実施する。</p> <p>4) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とする。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>1) 公共用水域の水質の状況、水象の状況 工事中に雨水排水等が流入する可能性のある新大正川及び山田川に各 1 地点の合計 2 地点とする。(図 7.2-2 参照)</p> <p>2) 土壌の状況 事業計画地内 5 地点程度で採取する。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>1) 公共用水域の水質の状況、水象の状況 平水時 1 回及び降雨出水時 1 回 (1 時間間隔で採水・観測) の 2 回とする。</p> <p>2) 土壌の状況 土壌の採取は 1 回とする。</p> <p>6. 予測手法 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会)に基づき、仮設沈砂池の排水口における排水量及び浮遊物質量を予測する。</p> <p>7. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>8. 予測地点 仮設沈砂池の出口とする。</p> <p>9. 予測対象時期 工事計画に基づき、造成裸地面積が最大になると予想される時期とする。</p>

表 7.2-6 (2) 現況調査、予測及び評価の手法（水質汚濁）

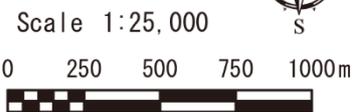
項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
水	水質汚濁	公共用水域 工事の影響 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>10. 評価手法</p> <p>評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う濁水の発生が可能な限り低減されていること」及び「現況の水質に影響を及ぼさないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  水質調査地点
-  市界
-  河川
-  ため池等



出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)
 「国土数値情報ダウンロードサイト(平成21年度～平成18年度版)」
 (国土交通省ホームページ)

図 7.2-2 調査地点図 (水質汚濁)

(7) 土壌汚染

表 7.2-7 現況調査、予測及び評価の手法（土壌汚染）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
土	土壌汚染	工事の影響（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 地歴の状況 2) 土壌汚染の状況 3) 地下水の状況 4) 地形、地質等の状況 5) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【既存資料調査】 地歴の状況及び土壌汚染の状況については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく土壌汚染調査結果を整理、解析する。 その他の項目については、最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により土壌に影響を及ぼすと予想される地域とする。</p> <p>4. 予測手法 土壌汚染に係る物質の取扱量、取扱方法、排出濃度、排出量と土壌汚染の状況等から土壌汚染に及ぼす影響を予測する。</p> <p>5. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>6. 予測対象時期 工事期間全体とする。</p> <p>7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施による土壌汚染への影響が可能な限り低減されていること」及び「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に準拠すること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

(8) 騒音

表 7.2-8 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (騒音)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	騒音	建設機械の稼働の走行(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 騒音の状況 一般環境騒音、道路交通騒音</p> <p>2) 自動車交通量等の状況 車種別交通量、道路構造等の状況</p> <p>3) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 騒音の状況 【現地調査】 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)に準拠して測定する。</p> <p>2) 自動車交通量等の状況 【現地調査】 方向別、時間別、車種別に走行車両台数をカウントする。また、上下方向別に走行速度の測定を行う。</p> <p>3) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により騒音の状況に変化を及ぼすと想定される地域とする。</p> <p>4. 調査地点 一般環境騒音は、事業計画地周辺で、住居等の保全対象が存在する箇所4地点とする。また、道路交通騒音及び交通量は、事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、工事用車両の走行が見込まれる道路沿道の8地点とする。(図7.2-3(1)参照)</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>1) 一般環境騒音 24時間×2回(平日、通常の休日)</p> <p>2) 道路交通騒音、交通量 24時間×2回(平日、通常の休日) 16時間×2回(万博公園イベント時、スタジアム試合日)</p> <p>6. 予測手法</p> <p>1) 建設機械の稼働 音の伝搬理論に基づく予測式として、(社)日本音響学会のASJ CN-Model 2007を用いて、予測地点における騒音レベルを予測する。</p> <p>2) 工事用車両の走行 音の伝搬理論に基づく予測式として、(社)日本音響学会のASJ RTN-Model 2023を用いて、予測地点における昼間の等価騒音レベルを予測する。</p> <p>7. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>8. 予測地点</p> <p>1) 建設機械の稼働 事業計画地敷地境界上とする。</p> <p>2) 工事用車両の走行 「調査地点」とする。</p> <p>9. 予測対象時期 工事計画に基づき、建設機械の稼働または工事用車両の走行による騒音の影響が最大になると想定される時期とする。</p>

表 7.2-8 (2) 現況調査、予測及び評価の手法 (騒音)

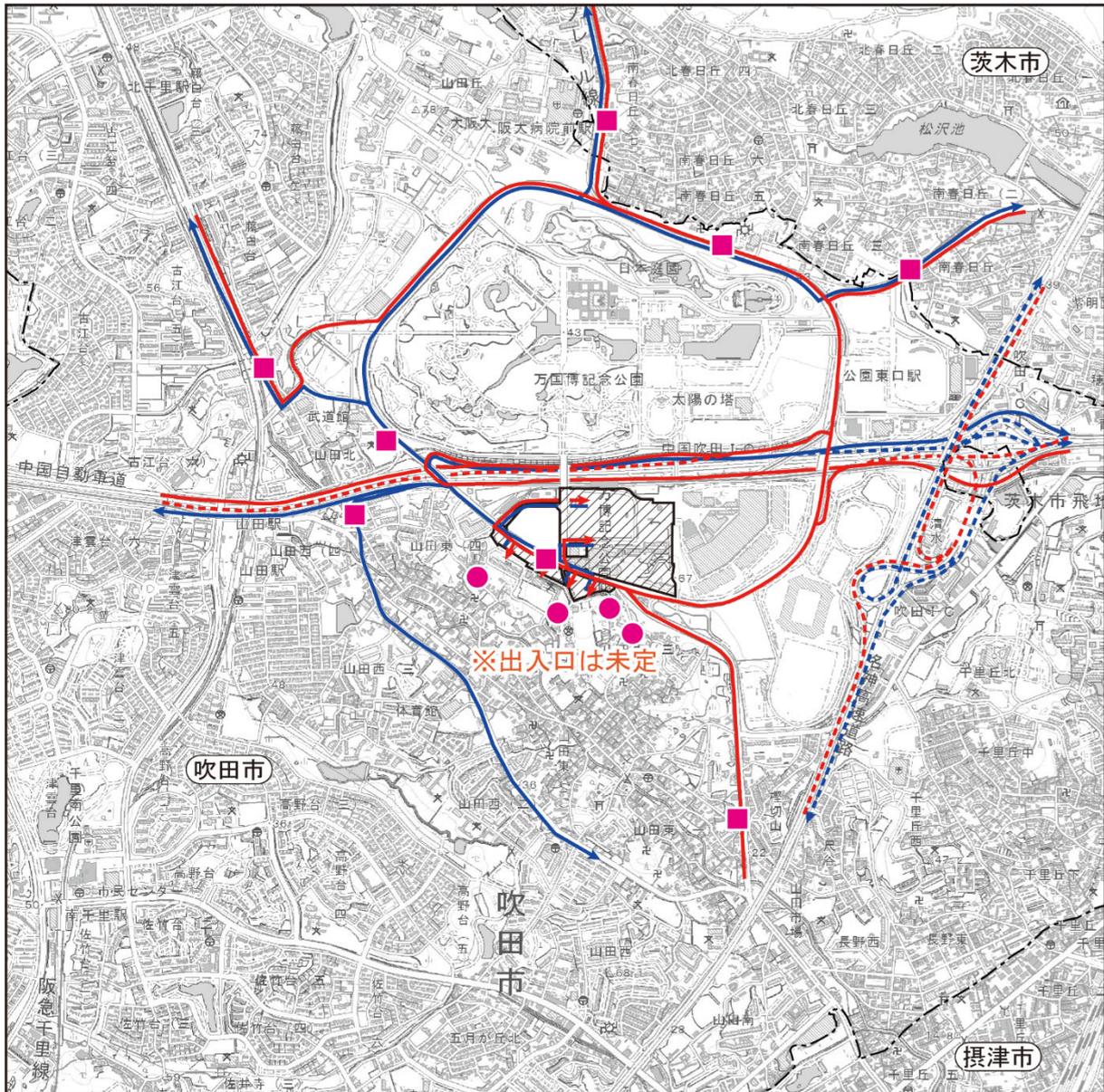
項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	騒音	建設機械の稼働 工事用車両の走行 (運動・レジャー施設、住宅団地)	<p>10. 評価手法</p> <p>評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う騒音の発生が可能な限り低減されていること」及び「環境基本法により設定されている環境基準との整合が図れるよう努めること」、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図れるよう努めること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

表 7.2-8 (3) 現況調査、予測及び評価の手法 (騒音)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	騒音	歩行者の往来(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 駐設車の連用(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 冷房の共用(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 施設の供用(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 騒音の状況 一般環境騒音、道路交通騒音</p> <p>2) 自動車交通量等の状況 車種別交通量、道路構造等の状況</p> <p>3) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 騒音の状況 【現地調査】 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準」(平成10年環境庁告示第64号)に準拠して測定する。</p> <p>2) 自動車交通量等の状況 【現地調査】 方向別、時間別、車種別に走行車両台数をカウントする。また、上下方向別に走行速度の測定を行う。</p> <p>3) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により騒音の状況に変化を及ぼすと想定される地域とする。</p> <p>4. 調査地点 一般環境騒音は、事業計画地周辺で、住居等の保全対象が存在する箇所4地点とする。また、道路交通騒音及び交通量は、事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道の8地点とする。(図7.2-3(2)参照)</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>1) 一般環境騒音 24時間×2回(平日、通常の休日)</p> <p>2) 道路交通騒音、交通量 24時間×2回(平日、通常の休日) 16時間×2回(万博公園イベント時、スタジアム試合日)</p>

表 7.2-8 (4) 現況調査、予測及び評価の手法 (騒音)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	騒音	歩行者の往来(運動・レジャー)施設、商業施設、住宅団地) 駐車場の連車利用(運動・レジャー)施設、商業施設、住宅団地) 冷房の施設(運動・レジャー)施設、商業施設、住宅団地) 施設の稼働(運動・レジャー)施設、商業施設、住宅団地)	6. 予測手法 1) 施設の供用、冷暖房施設等の稼働、駐車場の利用 音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、予測地点における昼夜別の等価騒音レベルを予測する。 2) 施設関連車両の走行 音の伝搬理論に基づく予測式として、(社)日本音響学会の ASJ RTN-Model 2023 を用いて、予測地点における昼夜別の等価騒音レベルを予測する。 3) 歩行者の往来 類似事例、事業計画等から定性的に予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。 また、本事業で建設する共同住宅についても、追加で予測地点を設定する。
			9. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う騒音の発生が可能な限り低減されていること」及び「環境基本法により設定されている環境基準との整合が図れるよう努めること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図れるよう努めること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡例

事業計画地

一般環境騒音・振動調査地点

----- 市界

道路交通騒音・振動・交通量調査地点

工事用車両主要走行ルート（入場）

工事用車両主要走行ルート（退場）

※ 破線は高速道路

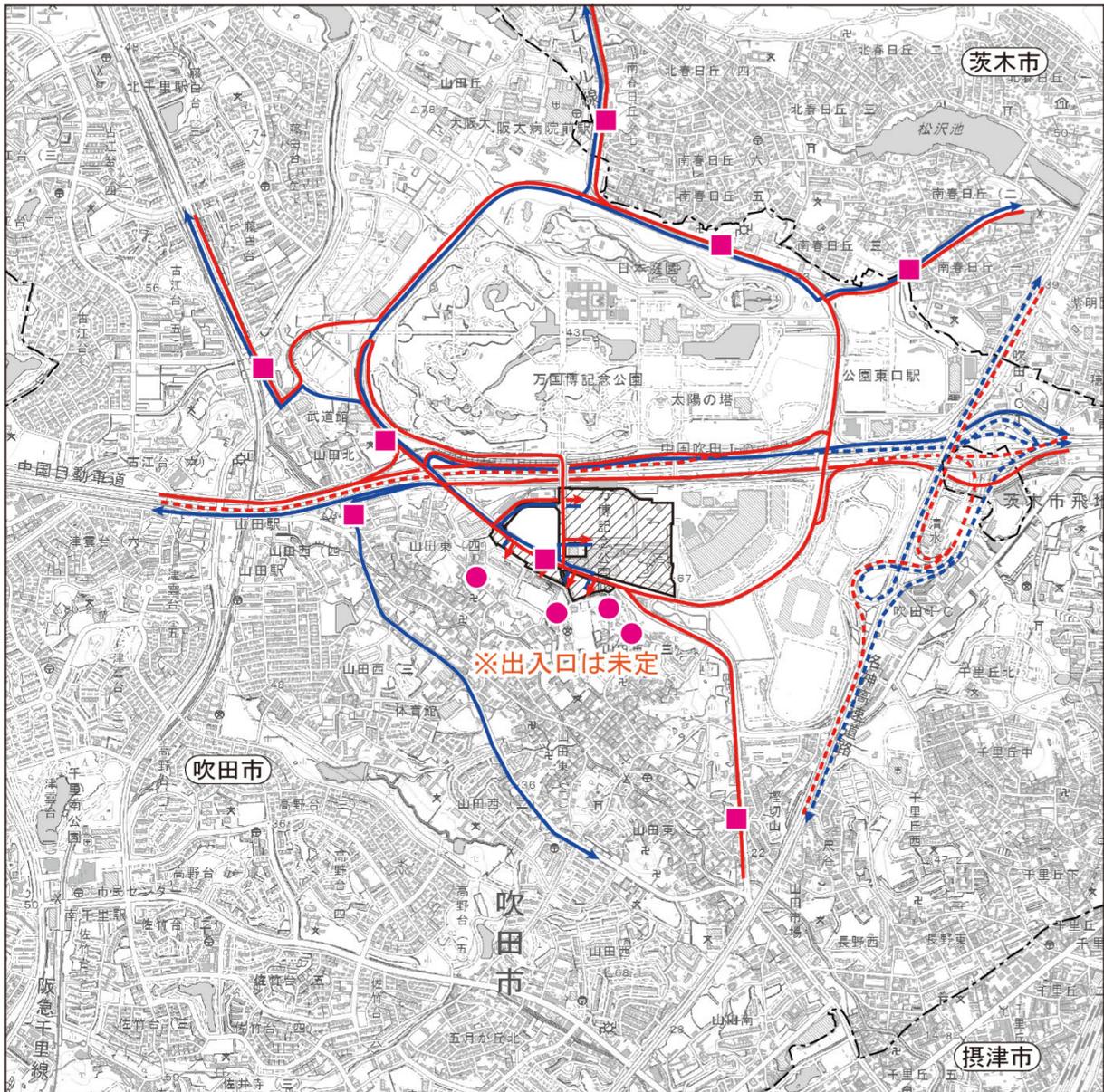


Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 7.2-3 (1) 調査地点図（騒音・振動：建設機械の稼動、工事用車両の走行）



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

事業計画地

一般環境騒音・振動調査地点

----- 市界

道路交通騒音・振動・交通量調査地点

入場車両主要走行ルート

退場車両主要走行ルート

※ 破線は高速道路



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 7.2-3 (2) 調査地点図 (騒音・振動：施設の供用、冷暖房施設等の稼働、駐車場の利用、設関連車両の走行、歩行者の往来)

(9) 振動

表 7.2-9 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (振動)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	振動	建設機械の稼働の走行(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) 振動の状況 一般環境振動、道路交通振動 2) 地盤の状況 地盤卓越振動数 3) 自動車交通量等の状況 車種別交通量、道路構造等の状況 4) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 1) 振動の状況 【現地調査】 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠して測定する。 2) 地盤の状況 【現地調査】 振動加速度レベルのピーク時における周波数成分で最大のレベルを示す周波数を卓越振動数とし、大型車の単独走行を対象に10台分の平均値を算出する。 3) 自動車交通量等の状況 【現地調査】 方向別、時間別、車種別に走行車両台数をカウントする。また、上下方向別に走行速度の測定を行う。 4) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。
			3. 調査地域 本事業の実施により振動の状況に変化を及ぼすと想定される地域とする。
			4. 調査地点 一般環境振動は、事業計画地周辺で、住居等の保全対象が存在する箇所4地点とする。また、道路交通振動、地盤卓越振動数及び交通量は、事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、工事車両の走行が見込まれる道路沿道の8地点とする。(図7.2-3(1)参照)
			5. 調査期間等 1) 一般環境振動 24時間×2回(平日、通常の休日) 2) 道路交通振動、地盤卓越振動数及び交通量 24時間×2回(平日、通常の休日) 16時間×2回(万博公園イベント時、スタジアム試合日)
			6. 予測手法 1) 建設機械の稼働 振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、予測地点における振動レベルを予測する。 2) 工事車両の走行 旧建設省土木研究所の提案式である「振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式」を用いて、予測地点における振動レベルを予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。

表 7.2-9 (2) 現況調査、予測及び評価の手法 (振動)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	振動	(建設機械の稼働、 工事用車両の走行、 商業施設、住宅団地)	8. 予測地点 1) 建設機械の稼働 事業計画地敷地境界上とする。 2) 工事用車両の走行 「調査地点」とする。
			9. 予測対象時期 工事計画に基づき、建設機械の稼働または工事用車両の走行による振動の影響が最大になると想定される時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う振動の発生が可能な限り低減されていること」及び「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合が図られていること」、「振動規制法により設定されている道路交通振動の限度との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

表 7.2-9 (3) 現況調査、予測及び評価の手法 (振動)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	振動	施設関連車両の走行(運動レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) 振動の状況 一般環境振動、道路交通振動 2) 地盤の状況 地盤卓越振動数 3) 自動車交通量等の状況 車種別交通量、道路構造等の状況 4) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 1) 振動の状況 【現地調査】 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準拠して測定する。 2) 地盤の状況 【現地調査】 振動加速度レベルのピーク時における周波数成分で最大のレベルを示す周波数を卓越振動数とし、大型車の単独走行を対象に10台分の平均値を算出する。 3) 自動車交通量等の状況 【現地調査】 方向別、時間別、車種別に走行車両台数をカウントする。また、上下方向別に走行速度の測定を行う。 4) 関係法令等による基準等 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により把握する。
			3. 調査地域 本事業の実施により振動の状況に変化を及ぼすと想定される地域とする。

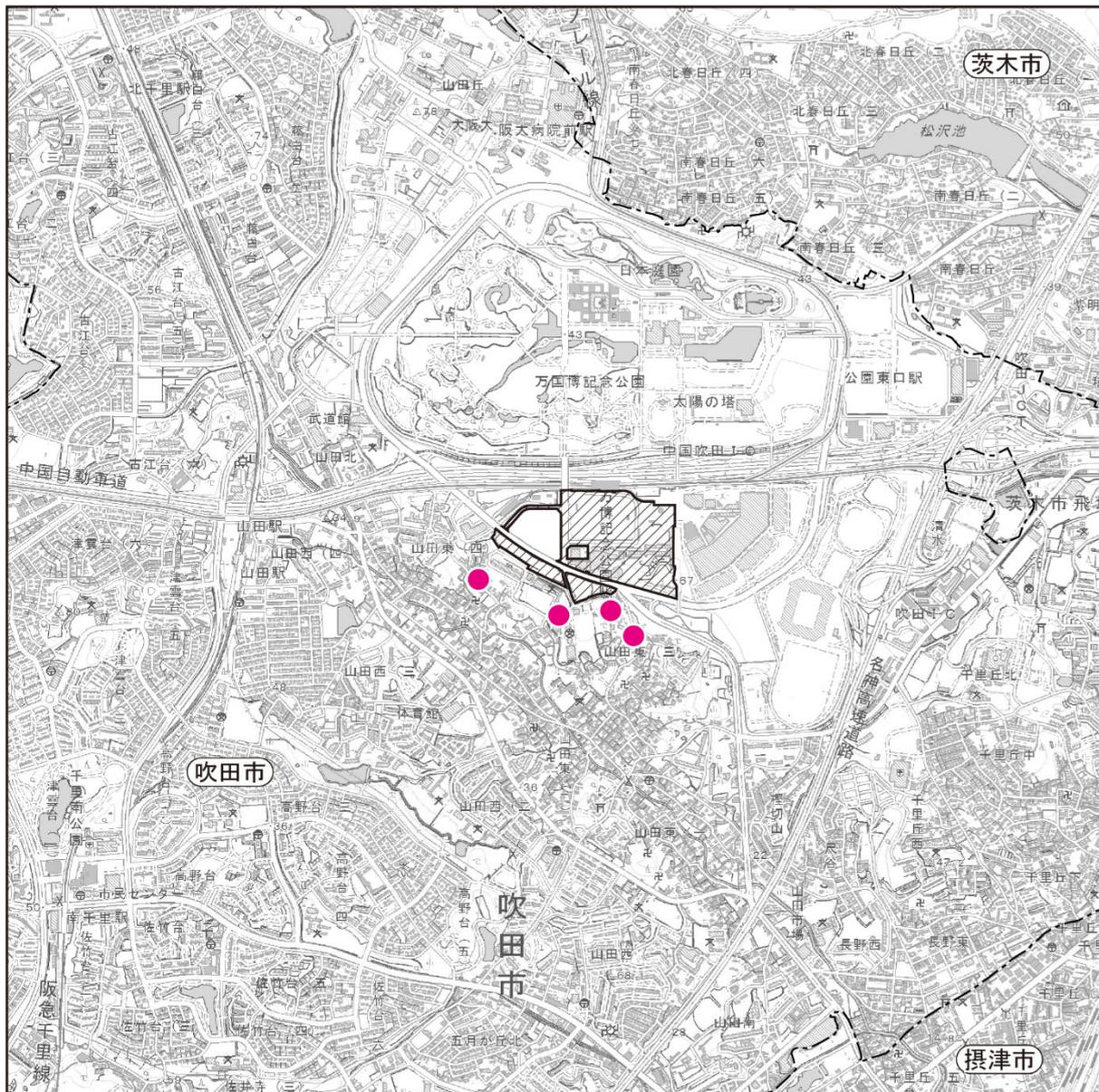
表 7.2-9 (4) 現況調査、予測及び評価の手法 (振動)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	振動	施設・施設の供用・レジャー施設、商業施設、商業施設、住宅団地)	4. 調査地点 一般環境振動は、事業計画地周辺で、住居等の保全対象が存在する箇所 4 地点とする。また、道路交通振動、地盤卓越振動数及び交通量は、事業計画地近傍で、住居等の保全対象があり、施設関連車両の走行が見込まれる道路沿道の 8 地点とする。(図 7.2-3 (2) 参照)
			5. 調査期間等 1) 一般環境振動 24 時間×2 回 (平日、通常の休日) 2) 道路交通振動、地盤卓越振動数及び交通量 24 時間×2 回 (平日、通常の休日) 16 時間×2 回 (万博公園イベント時、スタジアム試合日)
			6. 予測手法 1) 施設の供用 振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、予測地点における振動レベルを予測する。 2) 施設関連車両の走行 旧建設省土木研究所の提案式である「振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式」を用いて、予測地点における振動レベルを予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。 また、本事業で建設する共同住宅についても、追加で予測地点を設定する。
			9. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う振動の発生が可能な限り低減されていること」、「振動規制法により設定されている規制基準及び道路交通振動の限度との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標値との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

(10) 低周波音

表 7.2-10 現況調査、予測及び評価の手法（低周波音）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
騒音・振動等	低周波音	施設の供用（運動・レジャー施設、商業施設） 冷暖房施設等の稼働（運動・レジャー施設、商業施設）	1. 調査項目 1) 低周波音の状況 F 特性音圧レベル、G 特性音圧レベル
			2. 調査手法 1) 低周波音の状況 【現地調査】 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月、環境省）に準拠して測定する。
			3. 調査地域 本事業の実施により低周波音の状況に変化を及ぼすと想定される地域とする。
			4. 調査地点 事業計画地周辺で、住居等の保全対象が存在する箇所 4 地点とする。 （図 7.2-4 参照）
			5. 調査期間等 24 時間連続調査を 2 回（平日、通常の休日）実施する。
			6. 予測手法 音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、予測地点における低周波音圧レベルを予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。 また、本事業で建設する共同住宅についても、追加で予測地点を設定する。
			9. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施に伴う低周波音の発生が可能な限り低減されていること」、「心身に係る苦情に関する参照値との整合が図られていること」、「吹田市環境基本計画に設定されている目標との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  市界

-  低周波音調査地点



Scale 1:25,000

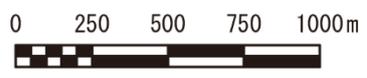


図 7.2-4 調査地点図 (低周波音)

(11) 動植物、生態系

表 7.2-11 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (動物)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	動植物、生態系	動物 施設、緑の回廊、緑の回復育成、緑の存在(運動・運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 建築物等の存在(運動・運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 工事の影響(運動・運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 緑の回復育成、建築物等の存在、施設の供用 工事完了後一定期間をおいた時期とする。	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 陸生動物の状況 哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、昆虫類</p> <p>2) 重要な種及び注目すべき生息地の状況</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【現地調査】 以下の方法により現地調査を行う。</p> <p>①哺乳類：フィールドサイン法 (センサーカメラ含む)</p> <p>②鳥類：ルートセンサス法、任意観察法</p> <p>③両生類：任意観察法</p> <p>④は虫類：任意観察法</p> <p>⑤昆虫類：任意採集法</p> <p>3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とし、土地利用や植生の連続性を考慮しながら設定する。</p> <p>4. 調査期間等</p> <p>①哺乳類：4回 (春、夏、秋、冬)</p> <p>②鳥類：4回 (春、夏、秋、冬)</p> <p>③両生類：3回 (春、夏、秋)</p> <p>④は虫類：3回 (春、夏、秋)</p> <p>⑤昆虫類：3回 (春、夏、秋)</p> <p>5. 予測手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布または生息環境の改変の程度を踏まえ、影響の程度を予測する。</p> <p>6. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>7. 予測対象時期</p> <p>1) 工事の影響 工事中の代表的な時期とする。</p> <p>2) 緑の回復育成、建築物等の存在、施設の供用 工事完了後一定期間をおいた時期とする。</p> <p>8. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、動物に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

表 7.2-11 (2) 現況調査、予測及び評価の手法 (植物)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	動植物、生態系	植物 施設、商業施設、住宅団地 緑の回復育成（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 工事の影響（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 建設物の供用（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地） 施設の供用（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	1. 調査項目 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 2. 調査手法 【現地調査】 以下の方法により現地調査を行う。 ①植物相：任意観察法 ②植生：植生図の作成 3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とし、土地利用や植生の連続性を考慮しながら設定する。 4. 調査期間等 ①植物相：2回（春、秋） ②植生：2回（春、秋） 5. 予測手法 重要な種及び群落の生育地について、分布または生育環境の改変の程度を踏まえ、影響の程度を予測する。 6. 予測地域 「調査地域」とする。 7. 予測対象時期 1) 工事の影響 工事中の代表的な時期とする。 2) 緑の回復育成、建築物等の存在、施設の供用 工事完了後一定期間をおいた時期とする。 8. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、植物に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「吹田市みどりの基本計画で示されている基本方針との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

表 7.2-11 (3) 現況調査、予測及び評価の手法 (生態系)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	動植物、生態系	生態系 施設、商業施設、住宅団地 建設、商業施設、住宅団地 緑の回復育成 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 工事の影響 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 建築物等の存在 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 施設の供用 (運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) 動物、植物その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 2. 調査手法 【既存資料調査】 動物、植物の現地調査結果の解析により行う。 3. 調査地域 動物及び植物の「調査地域」とする。 4. 予測手法 地域を特徴づける生態系について、生物の生息・生育基盤の分布または 変更の程度を踏まえ、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の 動植物との関係をもとに科学的な知見や類似事例を参考に予測する。 5. 予測地域 「調査地域」とする。 6. 予測対象時期 1) 工事の影響 工事中の代表的な時期とする。 2) 緑の回復育成、建築物等の存在、施設の供用 工事完了後一定期間をおいた時期とする。 7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮 し、生態系に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」とし、予測 結果を評価目標に照らして評価する。

(12) 緑化

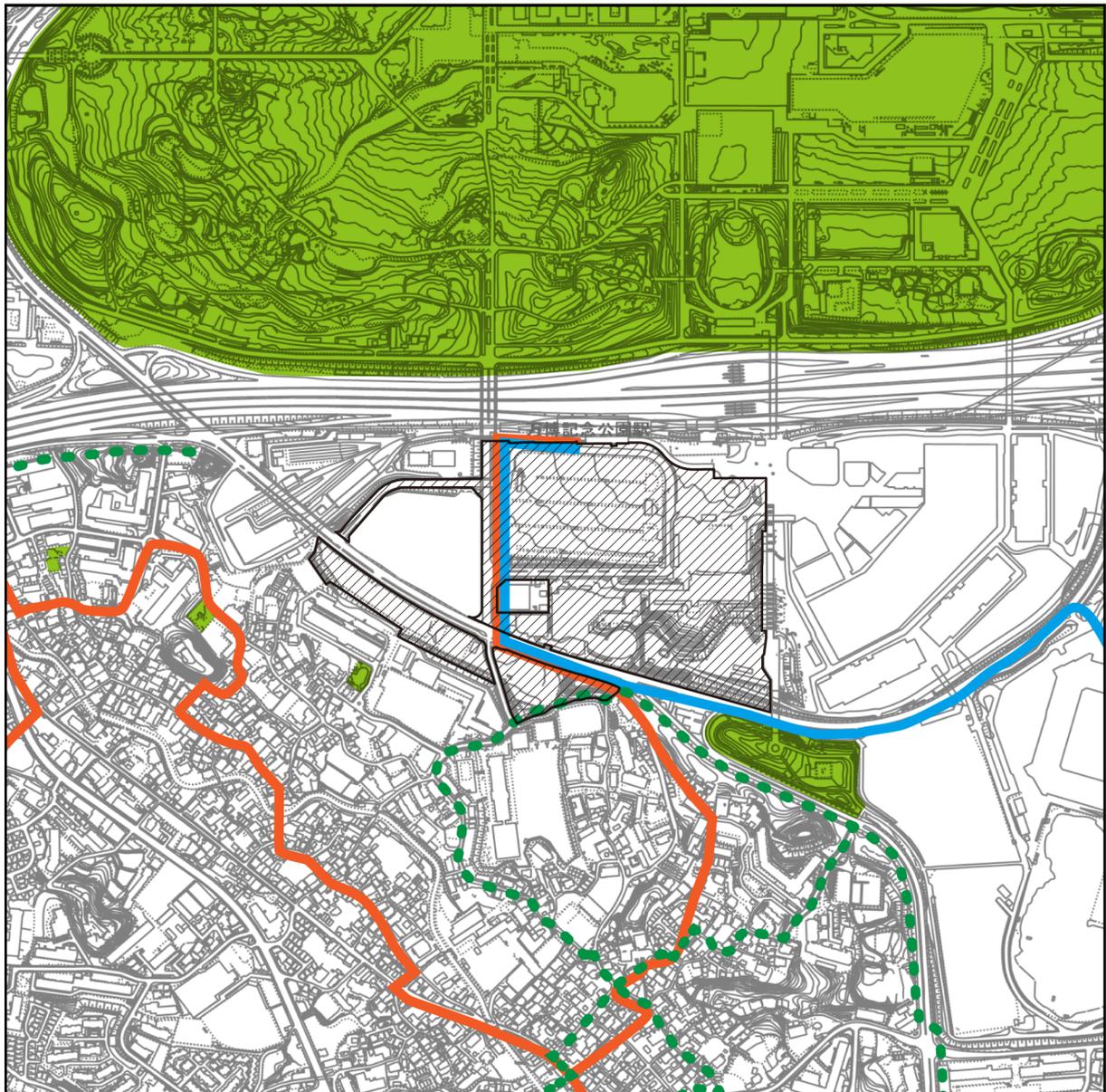
表 7.2-12 現況調査、予測及び評価の手法（緑化）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	緑化（緑の質、緑の量）	緑の回復育成（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	1. 調査項目 1) 緑の質 既存の植生状況及び生育状況、植栽予定樹種 2) 緑の量 緑被の状況、緑化計画 3) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料及び事業計画の収集・整理、植物の現地調査結果の解析により行う。
			3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とする。
			4. 予測手法 事業計画の内容から、植栽予定樹種の環境適合性、緑被の変化及び全体の緑の構成を予測する。
			5. 予測地域 「調査地域」とする。
			6. 予測対象時期 工事完了後一定期間をおいた時期とする。
			7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施による緑化への影響が可能な限り低減されていること」、「吹田市みどりの基本計画における基本方針及び吹田市開発事業の手続き等に関する条例との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

(13) 人と自然とのふれあいの場

表 7.2-13 現況調査、予測及び評価の手法（人と自然とのふれあいの場）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
人と自然	人と自然とのふれあいの場	緑の回 工事の 復影響 育成（ 運動・ 運動・ レジャ ー施設 、商業 施設、 商業施 設、住 宅団地 ）	1. 調査項目 1) 人と自然とのふれあいの場の状況 ・人と自然とのふれあいの場の名称、位置、規模、区域及び分布状況 ・人と自然とのふれあいの場の機能、利用状況 ・人と自然とのふれあいの場への経路、交通手段 2) 関係法令等による基準等
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料及び事業計画の収集・整理により行う。 【現地調査】 必要に応じて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況やアクセス状況を現地踏査による写真撮影、目視確認により把握する。
			3. 調査地域 事業計画地及びその周辺とする。
			4. 調査地点 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて選定した公園及び散策コースとする。（図 7.2-5 参照）
			5. 調査期間等 人と自然とのふれあいの場の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。
			6. 予測手法 人と自然とのふれあいの場の位置、区域及び分布状況と事業計画とを重ね合わせ、人と自然とのふれあいの場の消滅または改変、機能の変化、利用経路等に与える影響の程度について推定する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。
			9. 予測対象時期 1) 工事の影響 工事期間全体とする。 2) 緑の回復育成 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、人と自然とのふれあいの場に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



凡 例

 事業計画地

 公園

 ぶらっと吹田 (千里丘稻荷コース)

 ぶらっと吹田 (山田村コース)

 緑のネットワークルート



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



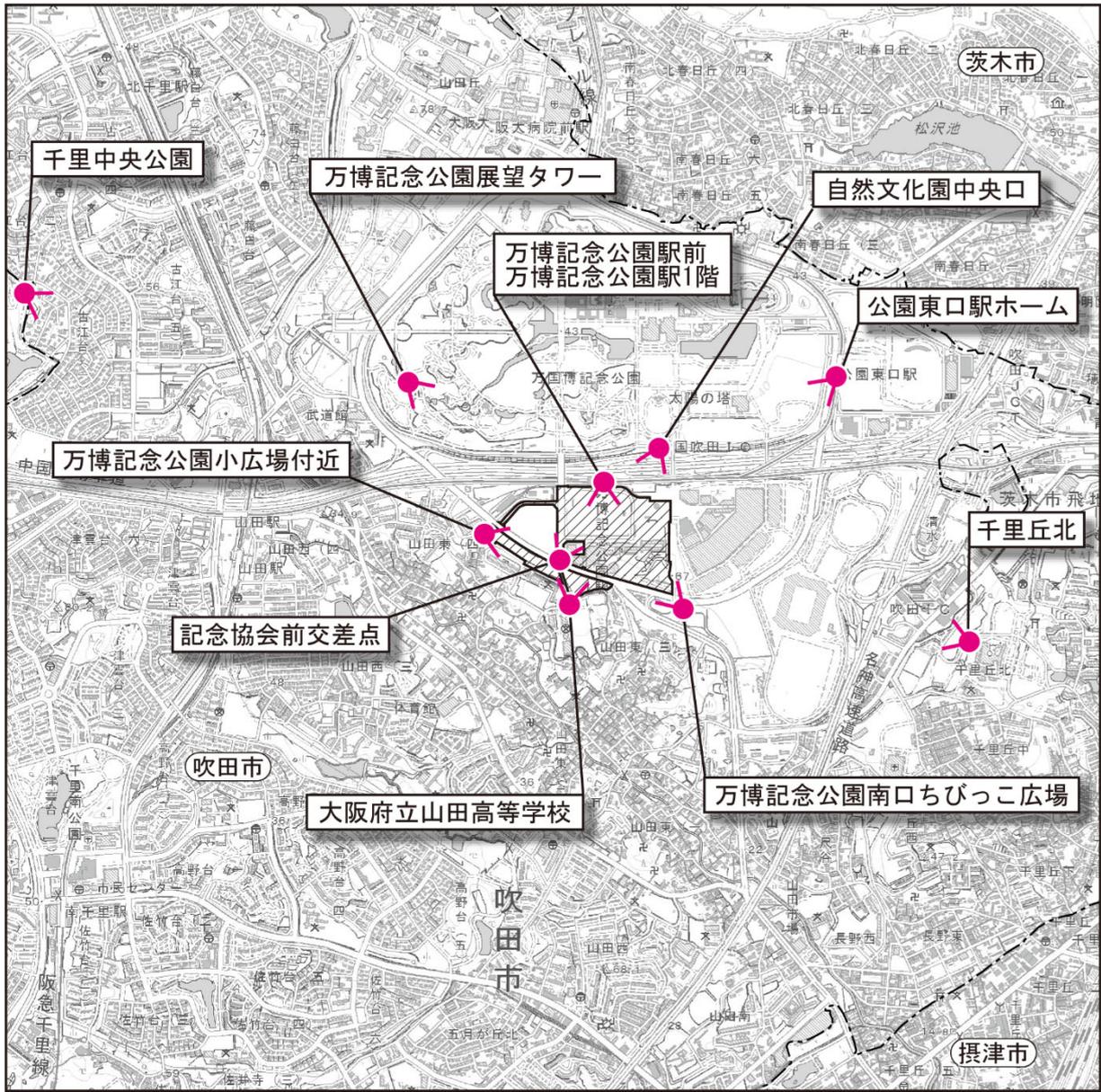
出典)「マップナビ すいた(令和5年11月30日現在)」(吹田市ホームページ)
「ぶらっと吹田 花と緑、水めぐる遊歩道」(平成30年、吹田市)

図 7.2-5 調査地点図 (人と自然とのふれあいの場)

(14) 景観

表 7.2-14 現況調査、予測及び評価の手法（景観）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	景観	緑の回復の育成存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 地域の景観特性 主要な景観の構成要素（建築物、道路、橋りょう、木竹、農地、河川、指定文化財等）及びこれらの構成要素が一体として有している特性</p> <p>2) 代表的な眺望点（近景域、中景域、遠景域）からの景観の状況 代表的な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行う。</p> <p>【現地調査】 主要な眺望点からの可視範囲の確認及び写真撮影により把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により景観に影響を及ぼすと想定される地域とする。</p> <p>4. 調査地点 本事業の種類、規模及び周辺の地域特性を考慮し設定する。（図 7.2-6 参照）</p> <p>5. 調査期間等 地域の景観の特性を適切に把握できる時期とする。</p> <p>6. 予測手法 主要な景観構成要素の改変及び地域の景観特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、フォトモンタージュを作成する方法により予測する。</p> <p>7. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>8. 予測地点 「調査地点」のうち、変化する景観の状況を適切に把握し得る地点とする。</p> <p>9. 予測対象時期 工事完了後または必要に応じてその後の一定期間をおいた時期とする。</p> <p>10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施による景観に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「吹田市景観まちづくり計画で設定されている目標との整合が図られていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

 事業計画地

 景観調査地点

----- 市界



Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 7.2-6 調査地点図 (景観)

(15) 日照阻害

表 7.2-15 現況調査、予測及び評価の手法（日照阻害）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	日照阻害	建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 地形の状況</p> <p>2) 既存建築物の状況</p> <p>3) 土地利用の状況</p> <p>4) 関係法令等による基準等</p> <p>2. 調査手法</p> <p>【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行う。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査を行う。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により日照阻害を生ずると想定される地域とする。</p> <p>4. 予測手法 時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影時間とその範囲を求めることにより予測する。</p> <p>5. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>6. 予測対象時期 工事完了後とし、季節は冬至日とする。</p> <p>7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、日照に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「地域の日照が著しく阻害されるおそれがないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

(16) テレビ受信障害

表 7.2-16 現況調査、予測及び評価の手法（テレビ受信障害）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
建造物の影響	テレビ受信障害	建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<p>1. 調査項目 1) テレビ電波（地上波）の受信状況 ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共聴設備等の設置状況等テレビ電波の受信形態 2) テレビ電波の送信状況 3) 高層建築物及び住居等の分布状況 4) 地形、工作物の状況</p> <p>2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行う。 【現地調査】 現地において、電波測定車を用いて受信状況等の測定を行う。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施によりテレビ受信障害が生ずると想定される地域とする。</p> <p>4. 調査地点 事業計画及び住居の存在、地形の状況等を考慮するとともに、極力均一に分布するように設定する。なお、障害をもたらすと推定される地域の境界部分においては、必要に応じて調査地点を追加する。</p> <p>5. 予測手法 「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3 改訂）」（令和 5 年 3 月、（一社）日本 CATV 技術協会）による予測計算式を用い、電波障害の範囲を求めることにより予測する。</p> <p>6. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>7. 予測対象時期 工事完了後とする。</p> <p>8. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、テレビ受信に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「地域のテレビ受信が著しく阻害されるおそれがないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

(17) 風害

表 7.2-17 現況調査、予測及び評価の手法（風害）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
構造物の影響	風害	建築物等の存在（運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地）	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 地域の風の状況 地表付近の風の風向・風速の状況</p> <p>2) 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況</p> <p>3) 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況</p> <p>4) 地形の状況</p> <p>5) 土地利用の状況</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 地域の風の状況 【既存資料調査】 一般環境大気測定局（吹田市北消防署局）のデータを整理、解析する。</p> <p>2) 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況、風害について考慮すべき周辺の建築物の状況、地形の状況、土地利用の状況 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行う。</p> <p>3. 調査地域 計画建物の存在により風環境の変化が想定される地域とする。</p> <p>4. 予測手法 3次元数値流体解析を用いて数値流体シミュレーションを行い、計画建物が周辺の風環境に及ぼす変化の程度について予測する。</p> <p>5. 予測地域 「調査地域」とする。</p> <p>6. 予測対象時期 工事完了後とする。</p> <p>7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、風環境に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「計画建物周辺の風環境が著しく悪化するおそれがないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

(18) 防災・安全

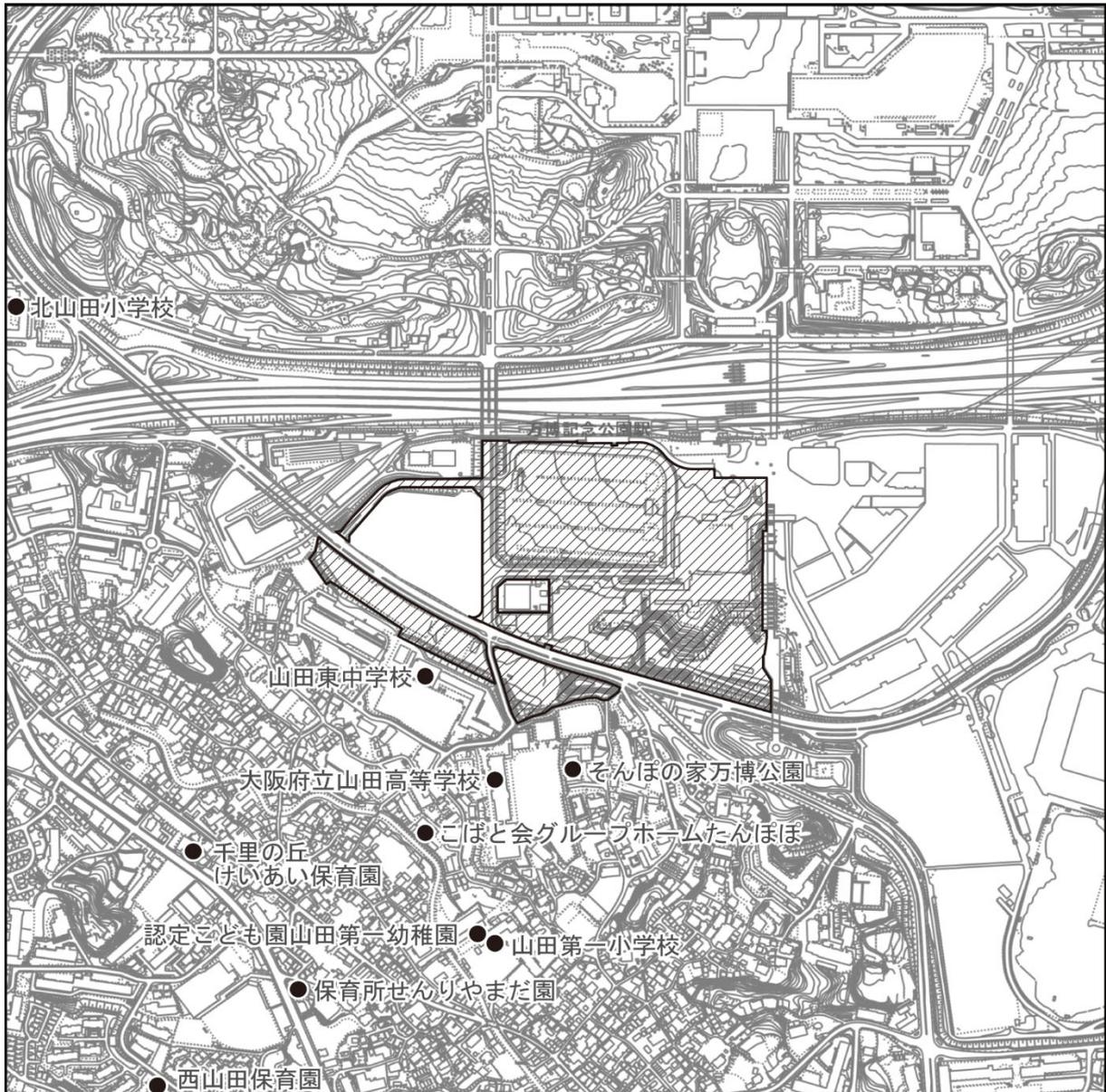
表 7.2-18 現況調査、予測及び評価の手法（防災・安全）

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
防災・安全	地人自然 域為災 防災災 力災危 害危 険度 険度	施人建緑 設口築の のの物回 増等復 用加の育 (住存成 動宅(運 ・レ動・ ジ地レ ャーレ 施ャー 設設、 商商 業業 施施 設設、 住 宅宅 団団 地地)	1. 調査項目 1) 過去の災害等の状況 自然災害、人為的災害の発生状況 2) 自然災害発生時の被害想定 3) 地域防災計画等 4) 関係法令等の基準等
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行い、必要に応じて関係機関へのヒアリングを行う。
			3. 調査地域 1) 自然災害 本事業の実施により、災害危険度及び地域防災力に影響をもたらすと想定される地域とする。 2) 人為的災害 本事業の実施により、高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等に対する安全の確保が必要な地域とする。
			4. 予測手法 想定される災害発生時の安全確保の状況及び本事業の実施が地域防災力へ及ぼす影響の程度について、類似事例、事業計画等をもとに定性的に予測する。
			5. 予測地域 「調査地域」とする。
			6. 予測対象時期 本事業の供用開始後、定常の状態に達した時期とする。
			7. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、防災・安全に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」、「想定される災害発生時に安全が確保されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。

(19) コミュニティ

表 7.2-19 現況調査、予測及び評価の手法 (コミュニティ)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	コミュニティ	人工事の増加(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) コミュニティの状況 ・コミュニティ施設の名称、位置、規模、区域及び分布状況 ・コミュニティ施設の機能、利用状況 ・コミュニティ施設への経路、交通手段 ・住民組織の状況、通学区域、公共交通機関の状況、避難場所等の状況 2) コミュニティ施設に係る計画等
			2. 調査手法 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行い、必要に応じて関係機関へのヒアリングを行う。
			3. 調査地域 本事業の実施により地域のコミュニティ施設、地域住民の交通経路に影響を及ぼすと想定される地域とする。(図 7.2-7 参照)
			4. 調査期間等 地域社会の状況を適切に把握し得る期間・時期とする。
			5. 予測手法 コミュニティ施設の位置、区域及び分布状況と事業計画を重ね合わせ、コミュニティ施設に及ぼす影響の程度及び本事業の実施による地域住民の交通経路に与える影響の可能性を予測する。
			6. 予測地域 「調査地域」とする。
			7. 予測対象時期 1) 工事の影響 工事期間全体とする。 2) 人口の増加 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			8. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、コミュニティ施設及びコミュニティ施設が持つ機能、並びに地域住民の交通経路に及ぼす影響が可能な限り低減されていること」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



凡 例



事業計画地

● 環境保全について配慮を要する施設

出典) 「市立小・中学校のホームページ(令和5年2月6日更新)」
「子育て応援サイト「すくすく」(令和6年6月24日更新)」
「すいた年輪サポートなび(令和6年4月3日更新)」
(吹田市ホームページ)
「医療情報ネット(令和6年10月31日時点)」(厚生労働省ホームページ)



Scale 1:10,000

0 100 200 300 400m



図 7.2-7 調査地点図 (環境の保全について配慮を要する施設)

(20) 交通混雑、交通安全

表 7.2-20 (1) 現況調査、予測及び評価の手法 (交通混雑、交通安全)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	交通混雑、交通安全	工工事用車両の走行(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	1. 調査項目 1) 日常生活圏等の状況 公共施設等の位置、種類及び利用状況、通学路の状況、公共交通機関の状況 2) 道路の状況 生活道路及び幹線道路の分布、交通経路及び交通量の実態、主要交差点における交通処理状況 3) 交通安全の状況
			2. 調査手法 1) 日常生活圏等の状況 【既存資料調査】 最新の既存資料の収集・整理により行い、必要に応じて関係機関へのヒアリングを行う。 2) 道路の状況 【現地調査】 主要交差点等において、自動車類交通量(大型、小型、二輪)、歩行者及び自転車通行量を方向別、時間別にハンドカウンター等により計測し、信号現示、自動車渋滞長及び滞留長についても確認する。 3) 交通安全の状況 【現地調査】 現地踏査により、事業計画地周辺における交通安全施設の設置状況を把握する。
			3. 調査地域 本事業の実施により交通混雑または交通安全に影響を及ぼすと想定される地域とする。
			4. 調査地点 交通量等調査地点は、以下のとおりとする。(図 7.2-8 (1) 参照) ①自動車交通量：15 地点 ②歩行者・自転車通行量：16 地点 ③信号現示：11 地点 ④渋滞長・滞留長：9 地点
			5. 調査期間等 24 時間×2 回(平日、通常の休日) 14 時間または 9 時間×2 回(万博公園イベント時、スタジアム試合日)
			6. 予測手法 1) 工事用車両の走行 事業計画における施工計画及び自動車動線計画等から、交通解析等により工事用車両の走行に伴う交通混雑及び交通安全の状況を予測する。 2) 工事の影響 工事の実施に伴う公園駐車場の変更による事業計画地周辺の交通混雑及び交通安全の状況について、事業計画における施工計画及び自動車動線計画等から、予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。

表 7.2-20 (2) 現況調査、予測及び評価の手法 (交通混雑、交通安全)

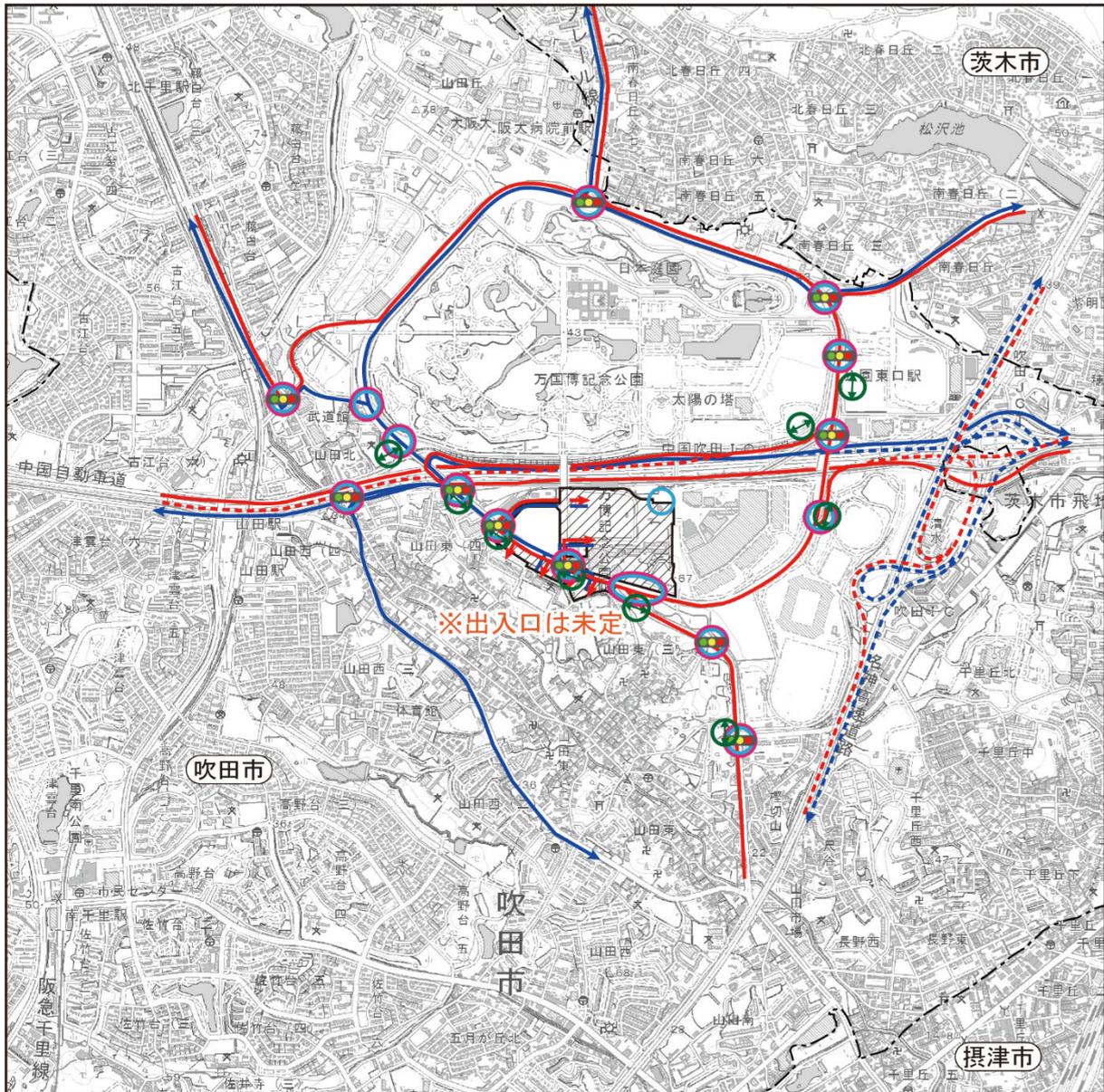
項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	交通混雑、交通安全	工事の影響 (運動・レジャー施設、商業施設) 工事用車両の走行(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地)	<p>9. 予測対象時期</p> <p>1) 工事用車両の走行 工事に起因する地域交通への影響が最大となる時期として、工事用車両台数が最大となる時期とする。</p> <p>2) 工事の影響 工事の実施に伴う公園駐車場の変更に起因する地域交通への影響が最大となる時期とする。</p> <p>10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施が地域の交通に著しい影響を及ぼさないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。</p>

表 7.2-20 (3) 現況調査、予測及び評価の手法 (交通混雑、交通安全)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	交通混雑、交通安全	歩行者の往来(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 駐車場の利用(運動・レジャー施設、商業施設、住宅団地) 人口の増加(住宅団地)	<p>1. 調査項目</p> <p>1) 日常生活圏等の状況 公共施設等の位置、種類及び利用状況、通学路の状況、公共交通機関の状況</p> <p>2) 道路の状況 生活道路及び幹線道路の分布、交通経路及び交通量の実態、主要交差点における交通処理状況</p> <p>3) 駐車場対策の取組事例</p> <p>4) 交通安全の状況</p> <p>2. 調査手法</p> <p>1) 日常生活圏等の状況、駐車場対策の取組事例 【既存資料調査】最新の既存資料の収集・整理により行い、必要に応じて関係機関へのヒアリングを行う。</p> <p>2) 道路の状況 【現地調査】主要交差点等において、自動車類交通量(大型、小型、二輪)、歩行者及び自転車通行量を方向別、時間別にハンドカウンター等により計測し、信号現示、自動車渋滞長及び滞留長についても確認する。</p> <p>3) 駐車場対策の取組事例 【現地調査】現地踏査により、事業計画地周辺における取組事例を把握する。</p> <p>4) 交通安全の状況 【現地調査】現地踏査により、事業計画地周辺における交通安全施設の設置状況を把握する。</p> <p>3. 調査地域 本事業の実施により交通混雑または交通安全に影響を及ぼすと想定される地域とする。</p>

表 7.2-20 (4) 現況調査、予測及び評価の手法 (交通混雑、交通安全)

項目			現況調査、予測及び評価の手法
分野	環境要素の区分	環境影響要因の区分	
地域社会	交通混雑、交通安全	歩行者の往来 (運動・レジャー施設、商業施設) 施設関連の車両の走行 (運動・レジャー施設、商業施設) 駐車の増加 (住宅団地) 人口の増加 (住宅団地)	4. 調査地点 交通量等調査地点は、以下のとおりとする。(図 7.2-8 (2) 参照) ①自動車交通量：15 地点 ②歩行者・自転車通行量：16 地点 ③信号現示：11 地点 ④渋滞長・滞留長：9 地点
			5. 調査期間等 24 時間×2 回 (平日、通常の休日) 14 時間または 9 時間×2 回 (万博公園イベント時、スタジアム試合日)
			6. 予測手法 交通混雑については、施設関連車両の主要走行ルート of 主要交差点において、施設供用時の交差点需要率を算出することにより予測する。なお、駐車場出入口付近や通行量の多い車線への合流地点、車線変更による交通混雑が想定される地点など、交差点需要率では把握しきれない地点については、補足的に交通流シミュレーションを行うことにより予測する。 交通安全については、事業計画における自動車動線計画等から、施設関連車両の走行及び歩行者の往来に伴う交通安全の状況を予測する。また、公共交通機関 (モノレール、バス) の輸送能力及び安全性についても予測する。
			7. 予測地域 「調査地域」とする。
			8. 予測地点 「調査地点」とする。
			9. 予測対象時期 事業活動が定常の状態になる時期とする。
			10. 評価手法 評価目標を「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮し、本事業の実施が地域の交通に著しい影響を及ぼさないこと」とし、予測結果を評価目標に照らして評価する。



凡 例

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

- | | |
|---|--|
|  事業計画地 |  自動車交通量 |
|  市界 |  歩行者・自転車通行量 |
|  工事用車両主要走行ルート (入場) |  信号現示 |
|  工事用車両主要走行ルート (退場) |  渋滞長・滞留長 |
| ※ 破線は高速道路 | |

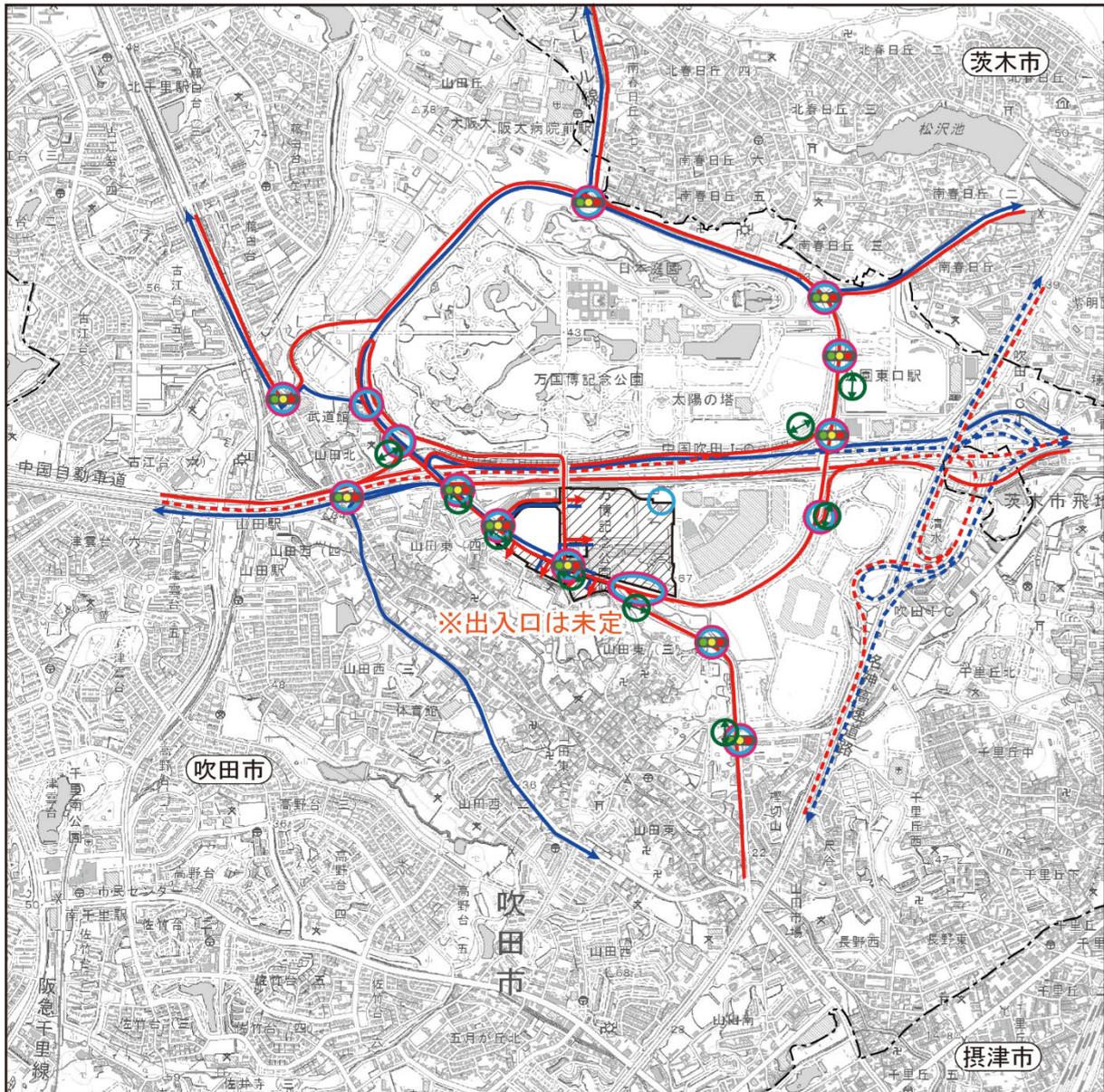


Scale 1:25,000

0 250 500 750 1000m



図 7.2-8 (1) 調査地点図 (交通混雑：工事用車両の走行)



※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

凡 例

-  事業計画地
-  市界
-  入場車両主要走行ルート
-  退場車両主要走行ルート
- ※ 破線は高速道路

-  自動車交通量
-  歩行者・自転車通行量
-  信号現示
-  渋滞長・滞留長



Scale 1:25,000



図 7.2-8 (2) 調査地点図 (交通混雑：施設関連車両の走行)

第 8 章 その他の事項

第8章 その他の事項

本事業の実施に際しては、下記をはじめとする法令に定める事項のほか、「吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」等のまちづくりに関する指針に定める事項を遵守するものとする。

【事業に係る法律】

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 都市再開発法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 道路法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 電気事業法
- ・ 消防法 等

【環境に係る法律】

- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 景観法
- ・ 文化財保護法 等

【事業に係る条例】

- ・ 大阪府福祉のまちづくり条例
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例
- ・ 大阪府景観条例
- ・ 吹田市開発事業の手続等に関する条例
- ・ 吹田市環境まちづくり影響評価条例
- ・ 吹田市景観まちづくり条例
- ・ 吹田市屋外広告物条例
- ・ 吹田市建築基準法施行条例
- ・ 吹田市環境基本条例
- ・ 吹田市環境の保全等に関する条例
- ・ 吹田市水道条例
- ・ 吹田市緑の保護及び育成に関する条例
- ・ 吹田市下水道条例
- ・ 吹田市文化財保護条例 等